

運輸を聯絡するにあつた。故に武漢を保衛する軍事の主要意義は主として敵軍の西進を阻止し、敵軍の實力を消耗せしむると共に後方の交通を準備し、必要な武器を蓄積且つ我が東南及び中部の工業を移轉せしめて以て西北、西南の建設を進行せしめることにあつた。蓋し西北、西南の交通經濟建設の發展によつてのみ長期抗戦と建國工作の堅實なる基礎が確保されるのである。又西北西南の交通路が完成して始めて我が抗戦の實力と經濟建設に必要な物資を獲得し得るのである。今後の抗戦は即ち全面的戦争實施にあり、區々の地點を争ふものではない。同時に我が武漢の周圍は五ヶ月間の苦戰苦闘を経て既に敵に莫大の打撃を與へた。而して我が民族の復興に對する自信を確立し、我が軍の不撓不屈の新精神を發揚した。故に我等が武漢を防禦する任務は既に終つたのである。目的既に達せられ且つ敵の廣州侵入によつて粵漢線の交通が遮断されたる今日、武漢の一般局勢上の重要性は既に著しく減殺されてゐる。軍事上から云へば武漢の軍事上の價値は其中樞の一點にあるのではなく實際は其の周圍の前面にあつた。今我が武漢の外圍たる湖北、河南、江西の主要地區と敵の後方たる河北、山東、東三省、察哈爾、綏遠、江蘇、浙江の各幹線に於ては何れも持久作戦の計畫成り、敵地の根據と兵力の配置一切の部署は悉く完成した。斯くて直ちに武漢の核心を必要とせざるのみならず、又抗戦の戰略上から云ふも之を固執する要はない。敵の期する所は我が長期作戦を破壊し、以て此の即戦即決の目的を達

するにある。故に我が軍の方略は狭少なる一中心地點に拘泥して廣大なる計畫を忘れ、一時の得失の爲めに長久の計を忽せにしてはならない。故に自發的に武漢三鎮を放棄すると共に、武漢四周外圍の兵力を確保し、我が軍の作戦上主動的有利の地に轉入せしめた。今後武漢は敵に占領されると雖も敵の消耗せる期間は五ヶ月に及び死傷數十萬を算した。而して其の得たる所は焦土に非ざれば空域である。今後全面的抗戦は至る所に發展し戦争は新たに開始される。而して我が軍の進戦退守は毫も拘束されず顧慮する所なし。且つ自由に處理し得べし。更に主動地位に立つて敵の占領に對し一物をも得せしめてはならない。我が同胞は須らく今次兵力の移動は我方に取つて防守より攻勢に轉ずるの機會である。抗戦を徹底し且つ敗を轉じて勝ちとなすものであることを認識し、決して之を以て退却を意味するものであると誤解してはならぬ。蓋し抗戦軍の勝敗の鍵は武漢一地方の得失に懸るものでなく、我等が抗戦繼續持久の力量を保持するにある。第二、我が同胞は深く銘記すべきである。我が抗戦開始の時既に一貫の方針を決定してゐる。其の方針は(一)持久抗戦(二)全面戦争(三)主動的地位の獲得であつて、實に之は敵を制して勝利を得るに必要な原則である。而して抗戦勃發以來主として此の方針に基き又今後も變ることはない。凡そ我が同胞は、今日の抗戦は建國永久の基礎を完成するにあることを知らねばならぬ。而して今次の長期抗戦を経ずして建國自由の時期を獲得し得ないことを知らねばなら

ぬ。而して右の方針を終始貫徹すれば最後の目的を達成し得ることとは余の屢々述べた所で十六ヶ月來の戦争經過によつても立證出来る。戦争の初期廬山に於て又昨年の双十節に於て、次いで首都南京の陥落の際に於て今次戦争の特質を説き作戦の起點と必勝の方法を述べた。即ち抗戦の初めより持久戦を決心してゐるのであるから、一時の進退變化により我が邦の抗戦の決心を動揺せしめることはない。戦區の擴大は我が國人の豫定の事實であり、如何なる城市の得失と雖も抗戦の全局面に影響することはない。上海南京戦の時は地形の關係上受動的立場を取らざるを得なかつたが今後の軍事行動は如何に敵人が進撃し封鎖しようとも我方の主動的作戦と戦術を動揺せしめることは出来ない。全國軍民は全面的攻撃の戦術下に不撓不屈の精神を以て奮闘努力せんことを望む。

又今次の戦争は民族戦争たるの特質と國民革命の使命を持ち、而して革命戦争なるものは時間と區間、財政經濟、武器彈藥等犠牲の數々によつて制限されるべきものではない。革命戦争に期間はない。戦争の目的を達成した時に初めて戦争は終結する。我が全國同胞は此の重大時期に到達せる際須らく抗戦の最初に決定した方略と政府の重慶移轉の宣言を思ひ起せ。而して局面の變化により其の抗戦の決心を動揺せしめること勿れ。持久抗戦と全面戦争の神髓を認識して戦區擴大後の新局面に備へよ。今日より更に勇猛奮闘全面戦争と抗戦根據地の充實に努力し以て最後の勝利を獲得せよ。我が同胞は最大の決心を以て民族解放の徹底を期せよ。國

家存亡抗戦の鍵は實に茲に存す。

**第二次國民參政會** 漢口の陥落迫ると共に人心の離反傾向は漸く濃化するに至り、民意代表の國民參政會決議を默殺し得ざる情勢となつた爲め、蔣政權は民國二十七年八月二十五日第二次參政會後の狀況及び第二次參政會召集期に關し左の如く發表した。

參政會の決議案件九十餘件は既に最高國防會議に送附し更に政府をして實行に當らしめてゐる。決議案中具體的施行辦法を必要とするものは夫れ、政府により辦法制定中にして、又政府によつて採擇された參考案件は、最高國防會議の審査を経て其の性質に應じて各専門委員會により審議主管機關も參加せしめて積極的に之を當らしめ、以て第二次大會へ詳細なる報告をなさしめることとしてゐる。中央は目下西南の建設工作に全力を盡してゐるが、一省のみが自給自足が出来ても何んにもならない。全國的に擴大せねばならぬ。第二次國民參政會は來る十月十日の双十節を期して召集する積りである。

尙蔣政權は抗戦期間各省及び各市に於ける行政改革促進の爲め九月二十六日臨時參議會組織條例を制定公布した。參議員資格は年齢二十五歳以上の中等教育を受けたもの、或は重要文化團體及び經濟團體に二年以上服務したもの、中より選出し、抗戦期間中省政府及び市政府の重要施設方針は總べて臨時參議會の決議を要すること



とし、又同參議會は省市政府改革案を省市政府に建議することを得ることとした。

斯くて前記豫定よりは稍々遅れたが、十月二十八日より重慶に於て第二次國民參政會が開催された。第一日の本會議は國民政府主席林森、國民黨副總裁汪兆銘、國民參政會副議長張伯苓、司法院長居正、立法院長孫科、監察院長于右任以下各參政會員（定員百九十四名の半數にも達せず）出席、蔣介石は軍務多忙なる爲め缺席したので林森が之に代つて、對日抗戰の爲め支那國民の團結と犠牲の精神とを強調し、支那の自力更生を要望した。次いで左の如き蔣介石のメッセージが代讀された。

蔣介石のメッセージ

日本は一見揚子江流域を始め南支にまで及ぶ支那領土の大部分を占領せる如きも、事實は此の状態は支那の長期抗戰計畫に益々都合よのである。支那軍は過去五ヶ月に亘り揚子江流域に於て頑強に抵抗し、日本軍に多大の損害を與へ、彼をして數回に及ぶ大部隊増援を必要ならしめた。戦局の長引くに焦慮せる日本軍は其の即戦即決の夢を實現せんとし、支那軍の輸送線切斷の目的を以て南支侵入を行つた。然し支那は斯かる事態に對處すべき充分の準備があつた。即ち支那は西南地方の建設に全力を傾注すること數年、既に鞏固なる陣地が完成され、最後の勝利迄如何に長期に

亘るとも抗戰し得るのである。我々は敵を更に奥地に誘引し、京漢線、粵漢線よりも西方に於て之を邀へ撃たねばならぬ。茲には既に強力な要塞が多數設けられてあり、我々は此處に於て一大決戦を敢行して敵を殲滅し得るのである。過去一年有餘日本軍の侵略戰爭は支那最高軍事當局の豫めなしたる作戰計畫通りに進行しつゝある。されば日本軍が奥地に侵入すれば夫れだけ支那の最後の勝利の日は近づいて來るのである。

支那人民は抗戰の爲めには更により大なる犠牲を拂ふ決心と覺悟を有するが故に、敵軍を打ち摧くの計畫は充分に實行され、最後の勝利は遠からずして吾等の頭上に輝くであらう。國民參政會は如上政府の抗戰運動を促進する爲め、特に奥地の再建、國防の強化、新軍隊の訓練、國力の充實等重要問題に重點を置き、充分檢討の上堅實に實際的な示唆を政府に與へて貰ひたい。

次いで翌二十九日より十一月六日まで引續き抗戰繼續問題を中心政治、外交、軍事、財政上の諸問題に就き檢討を加へた。而して同會議に於て最も注目すべきは國民政府並に大會を徹底的抗戰に引摺り込んだ共產黨側の策謀である。即ち大會當初會員に漲つてゐた和平要望の空氣は全く彼等共產黨によつて一掃され、たゞ抗戰の一端に盲進することとなり、従つて大會決議には抗戰主張の統一に伴つて左翼的色彩が多分に盛込まれ、特に國民の言論自由の問題、地

方行政機構の改革問題等に目立つものがあるが、大會其のものが共產黨勢力進展の一段階に利用された感が深い。決議事項の示す各部門の方向を大觀するに、

一、海港問題 對外親善と自力更生の二途を併用せんとし、同時に外交機關の人的改善を要求したこと

一、内政問題 西南八省の交通網の整備を中心として地方政治機關の改革、自治性の確立要求、教育機關の根本的改革等が要求されたこと

一、思想問題 抗戰意識の昂揚を目標とし抗戰力量の増大、民族意識の強化、漢民族以外の諸民族の抗戰參加工作に努力し國民の思想を戰爭に集中せしめんとしたこと

一、軍事問題 兵役法の改善、壯丁徵集の徹底化等の抗戰第二陣の整備に目標を向け、現下の戰況を隠蔽して最後の勝利を盲信せしめんとしたこと

等が注目されるが、大會の性質其のものが國民政府のお手盛會議たるを暴露してゐる以上、百の決議事項も要求も結局空手形に終り、自慰的行爲に過ぎないことを暴露した。

**第三次國民參政會** 然るに其の後十二月に至り汪兆銘氏の脱出を見、愈々内部統制力に缺陷を露呈するに至つたので、國內態勢整備の爲め蔣政権は民國二十八年二月十二日より重慶に於て第三次國

民參政會を開催した。第一日は蔣介石、于右任、孫科、何應欽、孔祥熙等政府要人以下會員百二十五名列席の下に開會式を舉行し、蔣介石は左の如き挨拶を述べ、敗戦をカモフラージュすると共に國內團結の要を強調した。

蔣介石挨拶

宋、明の滅亡したるは人材なきに非ず、たゞ協力一致を缺きたる結果である。今や我等戰闘一年七ヶ月、此の間敵の力量は我が期待通りに消耗せしむるを得た。我方の失地數省に及ぶと雖も同胞は自己の自由を犠牲にし國家の自由を獲得せんが爲めに一心一體協力し最後の勝利を得んことを確信す。宜しく我が同胞物力財力を集中して積極的行動に出でんことを熱望す。殊に本會は過去二回の精神に基づき和衷協力責任を負ひ抗戰建國の大計を圖らんことを冀ふ。余は議長として非常なる光榮を擔ふものである。

次いで翌十三日第一回本會議を開き行政院長孔祥熙、外交部長王寵惠、軍政部長何應欽より政治、外交、軍事に關する報告あり、十四日の第二回本會議に於ては内政部長何鍵より一般内政施設と參政會決議案の實施狀況を報告し、經濟部長翁文灝より西南、西北各地の經濟建設に對する政府當局の苦心を披瀝し、十五日の第三回本會議に於ては財政部長孔祥熙より數字を擧げて財政の狀況と英米諸國の援蔣内容を説明し、更に交通部長張公權より西南西部各省の交通



事業と最近の電信連絡の實情を報告し、十六日より二十日迄前記諸報告を各審査委員會に附議検討し左の諸議案を可決採擇した。

第三次國民參政會決議案

- 一、川康視察團組織案 蔣介石議長提出、今次大會閉會後國民參政會に川康建設期成會を組織し、更に川康建設視察團を組織し四川、西康方面の現地視察を行ひ川康建設具體方策を確立せんとするもの
  - 二、特殊委員會組織案 參政員杭立武など四十人の緊急動議により第一次、第二次兩參政會決議文案の實施狀況に對し檢討を加へる特殊委員會を組織することとなり、杭立武以下九參政員が委員に任命された
  - 三、蒙藏回苗諸族の團結に關する諸案
  - 四、後方重要城市及び工業文化區域の防空設備を強化し犠牲を減少し抗戰建國の基本的力量を強化する案
  - 五、兵役實施巡察團を組織する案
  - 六、大空軍を建設し以て最後の勝利を獲得せんとする案
  - 七、戰時監獄服役囚人軍務服役辦法を制定し抗戰力量を増加する案
  - 八、國民抗戰公約宣傳運動を行ひ以て國民抗戰精神を培養し抗戰力量を發揮する案
- 斯くて第三次國民參政會は同二十一日閉會式を舉行したが、今回

の會議も例の如く決議事項に重要項目が列べられてゐるに過ぎず、其のどれだけが實行に移されてゐるかは頗る疑問である。閉會式に於ける閉會宣言は次の通りである。

閉會の宣言

本會は第一次大會に於て抗戰建國綱領を擁護するの決議案を通過し、第二次大會に於ては長期抗戰國策擁護案を通過した。これ全國民衆の意志の團結、人心統一の事實を有力に表示したものである。昨年十二月二十二日、日本首相近衛文麿は一片の聲明を發表し、中國征服、東亞獨霸の野心實現を企圖した。蔣委員長は其の關係を察し、同二十六日該聲明を反駁するの宣言をなし、國民政府と中國人民が既定の國策を擁護するの決心を中外に示した。全國民は政府を擁護し第二期抗戰國策を執行するに當り、蔣委員長の昨年十二月二十六日の近衛聲明に對する駁論を服膺し、以て我が領土主權と行政の完成を回復し、抗戰建國の大業を完成せんとを期する。

尙ほ國民參政會は閉會後も重慶に於て關係事務を處理する爲め、駐會員を置くこととなり、二十日の本會議に於て張君勵、李中裏、盧前、黃炎培、陶百川、樊子遂、王家楨、張瀾、劉叔模、胡汝麟、李漢、江庸、傅斯年、許楚生、秦邦憲外八名を同會員に選定し、之が事務に當らしむることに決定した。

内部對立の表面化

民國二十六年九月三十日上海に於て廣東出

身の大元老唐紹儀が抗日テロ分子の爲め暗殺された事件は漢口、重慶方面の廣東出身要人連に異常の衝動を與へ汪兆銘、王寵惠等廣東出身者は何れも此の暗殺を蔣介石の使喚に出でたるものと大いに憤慨、之が爲め蔣介石は廣東派、浙江派の深刻な對立を惹起することを得、暗殺に無關係なることを強調した。又國民政府の急進化を指して狂奔しつゝある陳友仁は其の工作が妙々しく運ばぬのに業を煮し、十月十日チャイナ・メール（中國晚報）の双十節記念號に「勝利の爲めの絶對命令」なる論文を發表、公然蔣介石の獨裁に反對するに至つたが、次いで孫科、劉蘆隱は十月十七日蔣介石を承けて廣東軍民に對し「郷土防衛の努力を期待する」との激勵電を發した所、陳友仁は同十九日付で「廣東死守は省内要人の責任ではなく武漢の爲めに廣東を犠牲にした蔣介石自身の責任である」として反蔣通電を發した。廣東陷落を前に余漢謀は十月十七日夜、廣東に於て高級軍政各長官を招集し「中央は廣東の保衛に付き何等具體的辦法を講ぜず、充分なる援助を與へず吾人は廣東防衛の重大責任を擔ひ乍ら茲に廣東省を放棄せざるの已むなきに至らんとす、省民に對し全く面目なし」と演説し中央への不満を表明した。斯くの如く廣東

防衛問題を繞つて蔣政權と兩廣要人との間に醸成された險惡な對立は支那側論界にも反映し、抗戰開始以來初めて截然と分裂して支那内部統一の脆弱性を遺憾なく暴露した。

武漢死守に就いて國共間に激烈な抗爭を見たが、十一月十二日湖南省長沙大火災は全く蔣介石の容共政策に對する黃埔軍官學校系の計畫的テロに基くもので、周恩來一派の共產黨首腦部は危く死を免れたと云ふ驚くべき事實が暴露されるに至つた。即ち黃埔軍官學校系の長沙警備司令鄧錫等が蔣介石並に陳誠の留守を狙つて陳誠部下の政治訓練部員及び周恩來一派の共產黨員の全滅を策し、長沙の周圍を警備司令配下の軍隊を以て完全に包圍すると共に、突如長沙の全市五十數ヶ所に放火した。其の結果政治訓練部員約八百名は燒死又は銃殺され、周恩來、郭沫若の二人は辛くも身を以て逃亡したが蔣は共產黨の離反を恐れ、黃埔系の領袖たる張治中の湖南省主席を免ずると共に、放火の責任者たる警備司令鄧錫及び公安局長文重夫を銃殺に處した。右に關し蔣介石は軍事委員會委員長として國民政府主席林森宛左の如き報告書を行政院長孔祥熙の手許に提出した。

長沙事件報告書

都會の重要軍事施設が敵に利用されることを防止する爲め敵の突入以前に之を破壊するは作戰上の必要に基くものである。長沙も



豫め同市の破壊準備を整へて置くことは必要であつた。然し岳州が日本軍に占領された際長沙の官憲は諸種の流言に迷はされ日本軍の來襲が目睫の間に迫れるものと信じ、豫め準備されたる長沙破壊手段を直ちに實行に移すに至つた。同市一部民衆も日本軍の空爆に昂奮すると共に長沙侵入の迫れるを信じ自己の住居に放火し、斯くて市内到る所に火の手が上り遂に收拾すべからざる大火災となり、全市は言語に絶する慘狀を呈するに至つたのである。余は自ら慘禍の後を視察し其の惨害の以外に大なるに驚き且つ痛心に堪へず、直ちに難民救済、治安維持、通信交通の回復の爲め救援隊を組織した。同時に余は今回の大火災の公式調査を命じ、責任者を軍法會議に送つた。其の結果長沙憲兵司令鄧錦、同憲兵第二聯隊長除其は流言流布、職務怠慢等の罪により又公安局長文重夫は命令なくして濫りに任務を放棄したる罪により死刑を執行せられたり。尙ほ湖南省主席張治中も斯かる無能なる部下を登用したる厥により又職務怠慢の罪を免れず、依つて張を罷免されんことを望む。但し當分の間は彼を現職に留まらしめて長沙復興の責任を負はしめらる可きである。其の他此の度の惨害に直接間接の責任ある官吏は總べて目下取調中である。

因に湖南省主席張治中は十二月十四日、長沙の火災に依り蒙りた損害高を左の如く發表した。

長沙の家屋四萬五千五百一戸の中燒失家屋三萬五千七十一戸、内

商店一萬五百三十八戸、住宅二萬四千二百六十八戸、政府機關百五十五戸、其の他百十五戸、軍民の燒死せるもの四百四十二名、細民の救済費として一百萬元を支出した。

**抗戰繼續に狂奔** 漢口、廣東の陥落により蔣政權内部には相當眞剣に停戰和平を主張する者も少くなかつたが、依然として抗戰急進派、共產黨系の壓迫其の他國際情勢によつて各軍將領は飽く迄抗戰を持続せざるを得ない羽目に陥り、之が爲め蔣は香港に盤居せる多數中央要人等を各種抗戰準備工作に總動員し、廣西遊擊軍總司令に陳濟棠を任命せる外、宋慶齡を香港澳門婦女指導委員長に、周啓剛を海防、河内華僑視察委員に、前駐獨大使程天放、前廣東省建設廳長劉維煥を雲南省建設工作委員に、又馬超俊を四川省の某要職に任命して大活動を開始せしめ、一方作戰計畫としては湖南、廣西、廣東、貴州、雲南各省を第四期抗戰の根據とし、廣東省の北方は余漢謀其の他舊廣東軍、湖南省は胡宗南、張治中、廣西省南部は湯恩伯、劉峙等を配置してこれ等各軍の總司令には依然として蔣介石が就任し、何應欽を副總司令、陳誠を前敵總指揮に當らしめることに決した。尙ほ蔣は廣東の奪回に關しては余漢謀の責任問題をやかましく表面では云つたが、其の實抗戰軍部内の分裂を恐れ裏面余漢謀を優遇すると共に同時に各軍の懐柔に腐心した。偶々民國二十七年

十二月二十二日近衛首相がなした日支國交調整方針は支那側各方面に亘つて相當甚大なる反響を喚起し、一般民衆は勿論、黨部内にも和平論者續出するに鑑み、大本營政治部長陳誠は同二十八日重慶より放送演説を行ひ抗戰を力説して「近衛首相の談話は唯だ單に九國條約を繞る歐米各國の臺所を見んとするに外ならず、日本の目的は東洋に覇權を獲得することであり、國民政府の抗戰能力を減退せしめる爲めに内訌の種子を蒔かんとするものに外ならぬ」と述べた。斯くて蔣介石は廣東、武漢失陥後に於ける抗戰陣容を再建すべく民國二十七年末重慶に軍政巨頭を招集し最高軍事會議を開催「第二期戰の體形」の原則下に軍政各分野に亘り陣容刷新を斷行することを決定したが、其の主なる要綱は次の如くである。

陣容刷新要綱

- 一、軍事委員會の重慶入りに伴ひ重慶行營を廢止する
- 一、西南、西部、西北及び東南の四軍區に有力なる行營を設置し西南行營主任に張發奎を、西北行營主任に程潛を、西部(桂林)行營主任に白崇禧を、東南軍區總司令に顧祝同を夫々任命する
- 一、中南、北支の各被占領地區に戰區司令を新任し後方擾亂を強化する
- 一、新抗戰體制を整備する爲め兵員の補充をなす
- 一、戰局が西北に移つた場合毛澤東が西北保衛の責を負ふ。但し

- 三軍間の聯絡は行營主任程潛が當る
- 一、中央は共產軍に軍費、兵器を提供す、赤色ルートにより直接蘇聯より兵器の提供を受ける場合は中央が支拂ふ
- 一、綏遠の各軍雜駐地帯の指揮は毛澤東が當る
- 一、西北地區の國民黨機關は國共合作機關に改組す
- 一、共產黨の手で民衆武裝を實施し此の指導方針には國民黨も反對しないこと
- 一、寧夏、甘肅、青海を西北特別行政地區とし毛澤東を特別行政區主任兼青海省主席とす
- 一、廣東省主席吳鐵城を罷免し其の後任に李漢魂を任命す

陳大本營政治部長聲明

今後の第二期戰に於て支那軍は從來の受動的地位を脱却主動的地位に轉ぜんとするもので、全軍を三部分に分け其の一部は日本軍の後方擾亂に、一部は正面作戰に、而して残る一部を訓練に當てることとなつたが、之に備へて各戰區の軍編成及び其の指揮官以下幹部人員等にも廣汎の刷新を加へることとなつた。外國よりの武器補充は廣東陷落後一層困難になつたが必ずしも憂ふことはない。各兵工廠は既に輿地に移轉作業を開始して居るが、今後は専ら山岳戰に入る關係上兵器を左程必要としないからである。又兵員補充に付ては二百四十個師の補充を略ぼ完成し、負傷兵の原隊に復したるものも既に二十五萬に達したが、更に後方よりも之が



第二回新支那現勢要覽

續々補充を強行してゐる。

尙ほ蔣政權は右陣容刷新と同時に、新たに中央遊撃總局を設置し蔣介石自ら總局長となり李濟琛を副局長に任命、從來の遊撃隊を統一組織化する爲めの具體的活動に着手することとなつたが、更に各省に分局を、各縣に支局を設置、各地に散在する遊撃隊の横の連絡を強化せしむると共に、政治的訓練を行はしめることに決定した。又蔣政權は軍備整理の爲め民國二十八年二月一日より軍政部管下に新たに兵役署を設置、從來の兵役司は之に合併し、其の署長に程浦民を任命した。新兵役署の方針は各責任者を各縣長とし、民衆特に農民に政治知識を普及し其の徹底を行ふもので、蔣政府が奥地民衆の反戰氣運抑壓に如何に躍起となつてゐるかが察知される。

**最高國防委員會成立** 民國二十八年一月開催された五中全會の決議に基く國防最高委員會は二月一日正式に成立、軍政黨最高の統一指導機關としての職務執行を開始したが、之に依つて黨部及び軍事委員會は夫々政治並に軍事の執行機關として同委員會の指導監督下に置かれることになつた。同委員會の陣容は左の通りである。

最高國防委員會陣容  
委員長 蔣介石、秘書長 張群、常務委員 孔祥熙(中央執行常

務委員、行政院長兼財政部長) 居正(中央執行常務委員、司法院長) 孫科(中央執行常務委員、立法院長) 戴傳賢(中央執行常務委員、考試院長) 于右任(中央執行常務委員、監察院長) 王寵惠(中央監察委員、外交部長) 何應欽(中央執行常務委員、軍政部長兼大本營參謀長代理) 白崇禧(中央執行常務委員、大本營參謀副長) 陳果夫(中央執行常務委員、元江蘇省政府主席) 葉楚傖(中央執行常務委員、新任中央黨部宣傳部長)

委員 馮玉祥、程潛、王法勤、鄒魯、陳立夫、丁惟汾、何健、黃旭初、翁文灝、宋子文、朱家驊、劉峙、曾養甫、陳布雷、梁寒操、潘公展、邵力子、李宗仁、吳鐵城、閻錫山、周恩來、毛澤東、朱德、彭德懷、林祖涵、胡文雲、沈鈞儒、張一鵬、陶百川、張君勱、羅隆基、曾琦、左舜生、李璜、章伯鈞、譚平山、馬相伯、黃炎培、許崇智、周炳琳、黃季陸、賀國光、程天放、王續緒、鄒韜奮、喜饒嘉鎔

尙ほ大本營參謀長程潛は西北行營主任を兼ね重慶に不在の爲め何應欽が參謀長代理に就任、同時に國防最高委員會常務委員として連席することとなつた。因に本會は二月十四日より事務を開始した。

**軍事委員會政治部の劃策** 事變中頻發せる上海テロの背後關係としては左に掲げる軍事委員會戰地黨政委員會を初め現地の各機關がある。軍事委員會政治部は民國二十七年二月第三廳を改組強化したもので、此の時から陳立夫が退いて陳誠が采配を振り、副部長

には周恩來、黃琪翔が就任し、政治部は前線各師、軍管區司令部、遊撃戰區にも政治部を置き失陷區に政治工作隊を派遣し、軍民一體の抗戰體制結成に努力した。救護隊、糾察隊、掩埋隊、偵察隊、運輸隊を始め茶粥站、收容所、合作社、俱樂部、軍事郵便、陣中日報の發行等凡そ軍民聯繫に役立つ仕事は一切政治部によつて統轄實施するものであるが、更に軍事委員會政治部の外に五中全會の結果戰地黨政委員會が組織されて居り、これ等が常に背後にあつて各種の指令を出し又は劃策しつゝあるのである。

(中 央)  
一、軍事委員會政治部

部長	陳誠
副部長	周恩來
政訓科長	黃琪翔
民訓科長	陳誠
宣傳科長	賀衷寒
人事科長	郭沫若
委員長	蔣介石
副委員長	李濟琛

二、戰地黨政委員會

- |      |     |
|------|-----|
| 秘書長  | 黃炎培 |
| 總務處長 | 吳國楨 |
- 一、中央東路遊撃隊
  - 二、蘇浙行動委員忠義救國軍
  - 三、東南民國自衛團
  - 四、江浙游撃隊
  - 五、蘇浙皖救國軍
  - 六、要人暗殺團
  - 七、上海共產黨
  - 八、軍事委員會浙滬特遣支隊
  - 九、中華民族救國義勇軍一縱隊
  - 十、國民革命軍抗日敢死軍鐵血團
  - 十一、非常時期中華民衆救亡團
  - 十二、黃埔同學會懲奸團
  - 十三、中央憲兵司令部特務隊
  - 十四、血魂錫奸團
  - 十五、上海市黨部常務委員
  - 十六、中國流動隊江北流動隊



第二回新支那現勢要覽

十七、三民主義青年團上海支部

而して民國二十八年四月二十九日開催された國防最高委員會は四月攻勢の戦績を検討し、今後の作戦計畫に就いて重要協議を遂げた結果、八、九兩月を第二回總攻勢期と定め五、六、七の三ヶ月を其の準備期間とすることに決定、各戰區司令官及び省政府主席に對し此の期間内に於て反撃に必要な一切の準備を完了すべき旨嚴達した。此の新なる決定は中國共產黨代表朱德、毛澤東の提案に基き國共兩黨秘密共同委員會を通過したものである。

支那軍の現勢力

引續く敗戦に蔣政權は軍事的に大打撃を受けたに拘らず、依然として抗戰體制の整備に腐心し、皇軍占領地區に對しては中央遊撃總局を設け山西、蒙疆等の西北方面は勿論、武漢揚子江、江南三角洲等の江南地區に共匪、正規軍混成の遊撃隊を放ちて所謂ゲリラ戰術に依り後方擾亂を企圖すると共に、既に喪失せる戰區の各省主席を平然と任命すると共に、極力敗戦の事實隱蔽糊塗に躍起となり新軍の編成に狂奔した結果、民國二十八年五月初旬に至り約百五十萬に回復し得たが、其の實質に至つては大部分烏合の衆たるに過ぎないのである。

開戦後現在に至る支那軍の損失に就いては別記の如くであるが、

るるに過ぎない。

山東軍は總帥韓復榘銃殺されて以來地方軍としてよりも寧ろ中央傍系的色彩が濃厚であつたが、二十六年十月以來黃河北岸地區に於て我が軍の爲め再三撃破され、次いで徐州戰、武漢戰と大打撃を受け現在は殆んど山東省出身の兵は居ない。廣東軍は陳濟棠亡命後、余漢謀の手により中央の統制下にあつたが、上海、南京會戰に北上參加して殆んど全滅に瀕し、殘存部隊は廣東に還つて再建畫策中我が廣東作戦に直面し、殆んど戦を交へず後退した。

廣西軍は上海、南京戰線に全軍參加して敗退、其の後徐州會戰で我が北上を阻止せんとして撃退された。

其の他邊境各軍に就いては、四川省軍は北支、中支、徐州、武漢戰に參加し甚大なる損害を受けて戦意を失ひつゝあり、陝西雜軍は遊撃に任ずる程度、雲南軍は徐州戰に參加したが現在は後退し、甘肅軍は陝西北部地區に、寧夏省雜軍は綏遠省包頭附近に蟠居して居る。

而して之を事變前に比較して表示すれば次の如くである。

中央軍	部隊	兵力(單位千)	部隊	兵力(單位千)
直系	步四師、獨立一旅	八一〇	步四師、獨立二旅	八一〇
系	騎一師、獨立二旅	八一〇	騎一師、獨立二旅	八一〇
傍系	步三師、獨立一旅	八一〇	步三師、獨立一旅	八一〇
	步四師、獨立二旅	八一〇	步四師、獨立二旅	八一〇
	步五師、獨立一旅	八一〇	步五師、獨立一旅	八一〇
	步六師、獨立一旅	八一〇	步六師、獨立一旅	八一〇
	步七師、獨立一旅	八一〇	步七師、獨立一旅	八一〇
	步八師、獨立一旅	八一〇	步八師、獨立一旅	八一〇
	步九師、獨立一旅	八一〇	步九師、獨立一旅	八一〇
	步十師、獨立一旅	八一〇	步十師、獨立一旅	八一〇
	步十一師、獨立一旅	八一〇	步十一師、獨立一旅	八一〇
	步十二師、獨立一旅	八一〇	步十二師、獨立一旅	八一〇
	步十三師、獨立一旅	八一〇	步十三師、獨立一旅	八一〇
	步十四師、獨立一旅	八一〇	步十四師、獨立一旅	八一〇
	步十五師、獨立一旅	八一〇	步十五師、獨立一旅	八一〇
	步十六師、獨立一旅	八一〇	步十六師、獨立一旅	八一〇
	步十七師、獨立一旅	八一〇	步十七師、獨立一旅	八一〇
	步十八師、獨立一旅	八一〇	步十八師、獨立一旅	八一〇
	步十九師、獨立一旅	八一〇	步十九師、獨立一旅	八一〇
	步二十師、獨立一旅	八一〇	步二十師、獨立一旅	八一〇

第六編・第一章・第一節 軍政兩面の推移

一三二四

民國二十八年三月末蔣政權自身發表せる所によつて見るも、我が軍の空襲による全支の損害は爆死二萬五千二十人、重傷四萬一千五百八十五人、又我が軍の空襲回数三千九百五十三回、投下せる爆彈九千九十五個、破壊せられたる家屋十萬六千六百六十八棟と報じて居り如何に惨敗を喫してゐるかを自認してゐる。

事變當初に於ける支那軍の總兵力數は二百十萬を算してゐたが、第一期戰に於て八十萬を損じ、徐州會戰で約三十萬、更に武漢會戰では約五十萬を失つたと云はれ、其の間隨時補充しつゝあるも現狀は大略左の如くである。

支那軍の現狀

一、正規軍 事變前約二百萬を擁してゐたが、現在は約九十萬に過ぎぬ。中央軍は上海、南京、武漢會戰で徹底的打撃を受け、現在主力を揚子江南北地區に置き補充訓練を行つてゐる。舊東北軍は北支及び徐州戰で殲滅的打撃を受け従来の師を合編し中支方面に配されてゐる。宋哲元軍は徐州會戰で我が包圍を受け江北方面に遭亡し、石友三部隊は山東省南部の遊撃戰に當り、商震軍は北支、徐州、武漢戰に於て撃破され、馮占海軍、萬福麟軍亦北支より中支に敗退した。

山西軍は我が山西作戦によつて一敗地にまみれ、今や西部に遁入積極的攻撃の企圖なく、蔣介石に對する申譯上遊撃を行つて

舊東北軍	步一五師	一三	步十	四〇
北支諸軍	騎五師一旅	一三	騎三	四〇
宋哲元軍	步四、獨立旅	〇	步八師、獨立二旅	三
商震軍	騎一師	〇	騎一師	〇
馮占海軍	步一師	〇	步一師	〇
萬福麟軍	步三師	〇	步三師	〇
山西軍	步八師、獨立三旅	〇	步八師、獨立四旅	〇
山東軍	步五師、獨立一旅	〇	步五師	〇
廣東軍	步一〇師	〇	步一二師、獨立十旅	〇
廣西軍	步一二師、獨立四師	〇	步一二師、獨立六師	〇
邊境各省軍	四川軍	〇	〇	〇
	貴州軍	〇	〇	〇
	陝西軍	〇	〇	〇
	甘肅軍	〇	〇	〇
	雲南軍	〇	〇	〇
	寧夏軍	〇	〇	〇
	青海軍	〇	〇	〇
	新疆軍	〇	〇	〇

一三二五



第二回新支那現勢要覽

總計 步三師三九旅 約三萬  
騎一三師八旅 約三萬  
砲八旅 約三萬

二、共產軍 事變前陝西北部に蟠居してゐた共產軍中朱德の率ゆる約三萬は事變勃發後間もなく第八路軍と改稱して、綏遠方面に行動を開始し、二十六年九月山西北部に於て我が軍の爲め撃破され、後退して五臺附近にあつたが、二十七年十月五臺亦我が軍に攻略され、今尙ほ各地に分散して執拗なる遊撃戰を繰返してゐる。又福建方面の共產軍も二十七年の初めに中央の統制下に入り、葉挺の統率下に新編第四軍を編成し、江蘇、浙江、安徽各省で暗躍してゐる。勢力は敗殘兵や土匪を混入してゐるので判然しないが、大體第八路軍は約五萬、新編第四軍は約四萬と判断される。

三、不正規軍 各省に少きは數千、多きは十數萬あり、其の他に土匪も各省に存在し、其の数は合計で四、五十萬を算するものと觀られてゐる。

四、裝備 事變前自動火器の増加によつて面目を一新した支那軍の裝備も、事變によつて甚大なる損傷を蒙り大體次の如くであり、兵力の減退、士氣の頹廢、素質の低下と相俟つて、綜合戦力は事變前の三分の一乃至四分の一に低下したものと見るべきである。

事變前 現在 事變前に對する%  
小銃 七、〇〇〇千 二、五〇〇千 三五・七一

輕機關銃 二〇〇千 一〇〇千 五〇・〇〇  
重機關銃 六〇千 三三三 五五・〇〇

而して國內の兵工廠、軍需品製造能力は極めて僅少であり、兵器彈藥の補充は之を海外に仰ぐの外なく、今や其の補充も困難なる状態となり裝備の低下は愈々急速度を加へつゝある。

五、航空兵力 事變當初約八百機を有してゐたが、我が陸海空軍によつて徹底的に撃破され二十六年九月には約三百機、十二月には僅かに百機を残す状態となつた。茲に於て一時殘存空軍を奥地に退避せしめ、主として蘇聯邦の援助によつて再建に當り二十七年五月頃には漸く二百機内外を整備し得た。空軍の組織は八大隊(三十四中隊)六獨立中隊から成り六割は蘇聯製であり、蘇聯の人員器材を以てする集團と、英米機と支那人を以てする集團とに分れてゐる。操縦者は蘇聯人約百名、他は支那人で目下昆明、柳州で養成中である。事變後に輸入した飛行機數は約千臺であるが、既に我が軍によつて撃滅された數は合計千四百に達してゐる。

六、配備狀況 現在支那軍の配備は、軍事委員會と軍政部とを重慶に置き、揚子江以北全部を西北地區、揚子江以南を西南地區となし前者の總指揮官に程潛、後者に白崇禧を任命してゐる。而して各軍の配備狀況並に各省主席は左の如くである。(事變當時の配備狀況は前號参照)

新任省主席

河北省主席鹿鍾麟、察哈爾省主席石友三、山西省主席趙戴文、河南省主席衛立煌、山東省主席沈鴻烈、陝西省主席胡宗南、江蘇省主席韓得勤

各軍配備狀況

第一戰區 衛立煌 九萬 河南  
第二戰區 閻錫山 十五萬 山西  
第三戰區 顧祝同 十二萬 浙閩  
第四戰區 張發奎 十四萬 廣東  
第五戰區 李宗仁 二十五萬 皖鄂  
第六戰區 朱紹良 四萬 陝西  
第七戰區 薛岳 五十萬 湘贛

(註) 一、第五、六、七戰區は變滅現存せず。

二、右の外共產軍が北支に十二萬、南支に四萬あり。

右の内第一戰區、第五戰區及び第三戰區の陣容は左の如くである

△第一戰區總司令 衛立煌

△第三集團軍司令(兼任) 衛立煌

第十二軍長 孫桐萱

第二十七軍長 范漢傑

第二集團軍司令 孫連仲

第三十軍長 田頌南

第四十二軍長 馮安邦

第六編・第一章・第一節 軍政兩面の推移

獨立第七十一師長 宋希濂

第十七集團軍司令 胡宗南

第一軍長 陶峙岳

第十六軍長 董炳鈞

獨立第四十軍長 龐炳勳

獨立第四十三軍長 沈炳克

獨立第九十一師長 鄒子學

△第五戰區總司令 李宗仁

皖贛鄂兵團司令 廖磊

第二十軍長(兼任) 廖磊

第七軍長 張塗

第四十八軍長 張塗

第五軍長 于學忠

第二十六軍長 徐源泉

右翼兵團司令 張自忠

第十九集團軍司令 馮治安

左翼兵團司令 李品仙

第三十一軍長 覃雲淞

第八十四軍長 覃雲淞

第六十八軍長 劉汝明

△第三戰區總司令 顧祝同

第十集團軍長 劉建緒



- 第二十八軍長 陶 廣
- 第二十三集團軍長 唐 式 遵
- 第二十三軍長 陳 萬 初
- 第五十軍長 郭 助 祺
- 第四十六軍長 陳 安 寶

新長期抗戰方針 湖北の一戦に大敗を喫して第一、第五戦區を

潰滅し黨軍の精銳を失つた蒋介石は昆明附近の某所に於て軍事會議を開催、抗戰體制の全面的建直しによる六、七月攻勢（二十八年）の陣容を協議した結果、黨軍三分循環作戰による長期抗戰の新方針を樹立し新戦區に指令を發したと傳へらる。黨軍三分循環作戰とは全軍を三等分して正面部隊、遊撃部隊、政訓部隊となし、戦局の進展に伴つて之を逐次交代せしめて兵員の整備を行ひ、軍力の全面的低落を防止し抗戰を繼續せんとするもので、其の具體的方策は左の如きものである。

- 一、正面部隊 日本軍と正面对峙する長沙、衡陽、沅陵、襄陽、宜昌、瀘關、鄖州等の諸點は中央軍を中樞とする主力軍を配して日本軍の進入を防止する。
- 二、遊撃部隊 日本軍占領地内に分散せる遊撃部隊を再編制して完全なる統制下に遊撃戦區を確立し日本軍の後方を擾亂、交通線の遮断を組織的に展開する。

三、政訓部隊 正面部隊及び遊撃部隊に於て打擊を受けた部隊及び特殊なる任務を課せんとする部隊に對しては、交替に隨時新銳の參謀將校及び政治工作員を配して再編訓練し中央軍、雜軍の區別なく新編政訓部隊として再び戦線に配備せんとするもので、西南に於ては貴陽、西北に於ては天水、四川に於ては成都を訓練本據とする。

而して正面部隊は各戦區司令長官、遊撃部隊は軍事委員會及び遊撃總局、政訓部隊は軍事委員會の統制を受け三位一體の活動をなすべきものとされてゐる。更に政軍の根本方策としては歐洲情勢緊迫の爲め歐米諸國より飛行機、タンク、装甲自動車、重機銃等の精銳武器の輸入補給は將來不可能なる爲め空軍、機械化部隊の再建は困難なりとの見透しから抗戰力の強化は抗戰意識の昂揚による外なしとし、中央黨部組織部をして軍人に對する政治訓練を行はせることになつた。即ち同組織部は軍人黨籍の審査を行ひ黨員名簿を作成して全員入黨及び抗戰公約を示し宣誓せしめると共に讀書會、討論會を開催して抗戰意識と政治意識の向上を圖り、又無知蒙昧なる兵士に對しては識字運動により少くも陣中日報を讀み得るやう再教育を行ひ、更に軍隊、民衆の合作を目標として抗戰宣傳及び民衆救護に従事せしめることになつた。

尙ほ五月十六日成都に於て蘇支代表に依る聯合會議が秘密裡に開催され、何應欽、毛澤東、朱德（以上支那側）、蘇聯大使館付陸軍武官レービン少將、同エヌ・ドラチン中將、スミルノフ大佐及び大使館秘書官エルテシヤカフ（以上蘇聯側）等出席し、相當長時間に亘る會談が行はれた。同會議の結果蘇聯は支那側の援助要請に對し援助の積極化を容認することゝなつたが、其の交換條件として提出した要求は次の如きものであると謂はれる。

- 一、蘇聯の援助の下に日本の中國侵略反對の闘争を徹底的に繼續展開すること
- 二、新疆、甘肅、陝西三省に於ける蘇聯の政治的、軍事的、經濟的優位を認めること
- 三、國民政府を改組し一切の知日的妥協派分子を一掃すること
- 四、目下編成中の新軍の根幹として蘇聯軍事顧問及び第八路軍將校を幹部とする特別集團部隊を編成すること

**國民精神總動員** 蔣政權軍事委員會政治部は所謂第三期抗戰對策中の重要な一方策として、民國二十七年六月全國民衆に對する宣傳大綱を發布し、抗戰の前途、抗戰の情勢、國際情勢を概説し如何にして最後の勝利を爭取すべきかに就いて兵役運動の推行を論じ公債應募を勸奨し、銃後に於ける募捐慰勞濟助運動を指示すると共

に、抗戰建國綱領の宣傳運動に就いて其の實踐方策を示し、國民生活の軍事化、生産化、合理化を圖る爲めの新生活運動を提唱したのであつた。而して事變の進行に伴つて蔣政權は離反し行く民心を緊ぎ弛緩し行く敗戦下の民衆を何とかして抗日に團結せしむべく、二十八年一月の五中全會並に國民參政會に國民精神總動員綱領を提議し、全員の賛同を得、三月十二日之を全國に宣布、蒋介石自ら同委員長に、又張群は同秘書長に就任した。同會の目標は長期抗戰過程に於ける民心の抗日意識を昂揚し、徹底抗戰の精神的統一を行ひ、積極的工作を行はんとするにあるが、右國民精神總動員の國民公約は三民主義を遵奉し政府命令に違反することなく、漢奸の組織に加入することを禁ぜんとするにある。而して之が實行方法は全國を中央、省市、縣の三部に分ち、中央は國防最高委員會が中心となり、國民精神總動員委員會を組織し國防最高委員會各部長を委員に任命して各省地方を指揮監督せしむ。次に各省市に於ては中央の指令を受け毎週一回國民精神總動員委員會を開催し更に黨書記、教育關係者を會員として同會議を開催、省市民の「抗戰徹底精神統一」を行はんとするにあり、第三階級の縣に於ては五月迄に精神總動員委員會を一律に設立し、其の抗戰徹底の指導に當ることゝした。右國民



精神總動員の要綱は左の如くである。

## 國民精神總動員要綱

一、緒言 抗戰以來今日に至る迄既に年半を逾えた。我が全國團結の鞏固と將士の犠牲の勇により、暴敵の勢鋒を摧挫し敵軍の力量を消耗して國家の名譽を増高したことは舉世刮目する所である。然るに第二期抗戰今開始され前途遠慮である。前期の抗戰に於ては軍事、精神共に重要であつたが第二期即ち後期の抗戰に於ては精神は軍事よりも重い。我が全國々民が堅強不屈の精神を昂揚するに非ざれば以て艱危を克服して敵人の精神的制勝の毒計を打破するに足らない。過去の抗戰期間を顧みて其の缺陷を検討するに、物質上の缺陷は言ふ迄もないが精神條件の不備こそ最も重要なものであつた。現代の戰爭は全國民族動員の戰爭なるが故に、僅かに國內一切の物質と人力の動員のみならず、必ず全國々民の精神を動員して抗戰の國力を充實せねばならぬ。所謂國民精神總動員とは個人に在つては其の一切の意識、思惟、智慧と精神力を一個の方向に集中して之を昂揚使用するにあり、又國民全體に在つては一切の年齢、職業、思想、生活等各異なる國民の精神力を一個の目標に集中して相共に鼓舞發揮するにある。而して精神力の表現は道徳に歸着され、其の發揮は信仰に歸着される。之を以て今日の中國に就いて言へば、國民精神總動員は全國々民の精神を總動員して簡單共同の目標に集結すべきである。斯くして舉國一致せば

如何なる鉅額をも負擔し如何なる困難をも克服して最後の勝利を獲得するであらう。左に其の要義を闡明する。

二、共同目標 國民精神總動員には國民が知るに易く行ふに易き簡單明瞭の三大共同目標が存する。即ち(イ)國家至上民族至上(ロ)軍事第一勝利第一(ハ)意志集中力量集中之である。

(イ)國家至上民族至上 我が國民は今日知愚に關係なく、民族生存上甚大の脅威を受けつゝある情勢下にあることを痛切に感ずるであらう。敵人の目的は我が民族意識を消滅し、團結を潰散して之を分割滅亡するにあり、其の野心毒計は日一日と明瞭になつて來た。故に民族生存の鞏固を圖ることは一切に先んずべきである。而して民族生活の最高體系は國家である。國家なければ民族生活の維持と發展は期し難く、亡國の民族猶太人の如く人の虐待を受けん、何たる悲惨であらう。即ち國家至上民族至上を認識して國家の鞏固を一切の先決條件として國家民族の利益は一切のものより高し、其の前には應に一切の私見、私心、私利、私益乃至個人の自由と生命をも犠牲にすべきである。

(ロ)軍事第一勝利第一 國家民族の存亡を解決すべき抗戰期中に於ける國家民族の最大利益は軍事上の利益である。故に國民一切の思想行動は、絶対に軍事利益の支配を受けねばならぬ。軍事上の利益を達成し増進する爲め國家は國民の一切の犠牲を要求し得べく、國民も亦必ず自動的に勇躍一切の所有

に貢獻すべきである。此の故に軍事第一と言ふのである。軍事上の唯一の目的は勝利を得るにある。國民政府は須らく必勝の信念を確立し最後の目的を達成すべきで、之が爲めには全部の時間精力を竭さねばならぬ。此の期間に在つては個人の得失、利害、屈伸、榮辱に關しては何等顧みる所なく、ただ一に軍事上の勝利乃ち我が國々民共享の光榮を求むべきである。一切の功罪、一切の是非は之を以て標準と爲すべく故に勝利第一と云ふのである。

(ハ)意志集中力量集中 今日の國家民族緊急自衛の時に當り凡そ國民たる者凡ゆる意志、凡ゆる力量を集中せねばならぬ。即ち理智あり良心ある國民は此の際國家を守護するに意志力量の限を竭して勝利を求める以外、其の他の思惟行動の餘暇があつてはならぬ。即ち國民全體に要求して其の思想を絕對に國家至上民族至上と軍事第一勝利第一の兩戰の下に統一集中し、そこには分岐と疑を容さず、又他の空想空論を爲すを許さぬ。更に又一切の職業、一切の部門の國民を總動員して一意専心國家民族の軍事利益の爲めに奮闘し艱苦の中に於て各其の職を盡し、其の能を盡し以て一切を改進創造して長期軍事計畫を貫徹し同時に我が建國工作を完成せねばならぬ。以上の三戰は意義極めて簡明で極めて行ひ易い。國民必ずや一致且つ喜んで受入れるであらう。更に確立すべき同一道徳及び堅定すべき同一信仰の内容に關し次に略述する。

三、救國の道徳 今日中國の急務は衰弊を振起し寇患を擊攘するにあるが之が爲めには國民全體同一道徳の實踐を必要とする。

之を救國の道徳と言ふ。救國の道徳とは實に我が祖先の固有する所であり、又孫總理が唱導した忠孝、仁愛、信義、和平の八徳である。中國昔日の綿延光大は實に此の道に頼つた爲めである。故に國民一致此の救國道徳を確立せねばならぬ。八徳の根本は忠孝であるが、五千年來子孫に遺留した至寶にして民族立國の大本を爲すものだ。今國家民族危急の時に當り國民が抗戰奮闘し自己を犠牲にして祖先が吾人に遺留した錫繡の山あり、祖先に對する孝である。更に仁愛、信義、和平の諸徳も皆忠孝の立義より演出される。仁愛は孝道の擴展であり、信義は忠道の延長であり、和平主義も實に同源に出づるものである。仁愛の心を推せば同胞の殘害を坐視せず、同仇敵愾の勇あり、信義の心を推せば必ず負責、盡職、不欺、不貳、一致團結國難に赴くであらう。

四、建國の信仰 今次抗戰の意義は唯敵を退くるに止らず建國の基礎を確立するにある。故に抗戰中と雖も一刻も建國を忘れてはならぬ。建國の方針を確立し全力を以て推進して始めて能く禦侮の力量を發揮し、勝利を得られるのである。之が爲めには建國の信仰を確立するを要する。然る後國民の精神力と救國道徳に確實なる寄託があり積極的發揮も可能となる。中國建國の最高原則は孫先生創始の三民主義である。今日國家存亡の時



抗戦して勝てば建國必ず成り民族永久の勝利を得るであらう。故に我が國民は建國の原則たる三民主義を鞏固に信仰せねばならぬ。

五、精神改造 國民が必ず同一道徳と同一信仰の確立を必要とすることは前述の通りである。茲に於て今日の事態に處するには民族軍事の利益を圖り、抗戦建國の目的を達成すべき健全精神を扶植すると共に、之に違反する不健全精神を淘汰し一致の良好の環境を造成し徹底的に國民精神を改造せねばならぬ。之を列挙すれば以下の數項となる。

(甲) 須らく醉生夢死の生活を改正す可し 生活は精神の根本にして非合理的の生活は即ち不健全なる精神であり此の故に聲色貨利の醉生夢死の生活に惑溺するのであつて、須らく徹底的の改正を加へて新生活の信條を實行せねばならぬ。然らざれば吾に個人の精神を散耗し自らを誤り國を誤り必ずや相習うて風を成し、社會全般をして頓に忘國現象を呈せしむるに到るのみならず世界の蔑視と寇仇の侵入を招き、國家に有害なるばかりでなく軍事にも影響するのである。

(乙) 須らく奮發蓬勃の朝氣を養成す可し 醉生夢死の生活に次いで國民精神の蠱賊とす可きものは彼の消沈頹廢の風氣である。此の風氣の存在は實際は心理及び生理の二方面の原因によつて造成せらるゝ所、心理方面に於ては、民族自信心及び個人の自強心の缺乏によるものにして、民族復興の望無しと

はいへない。民族復興の事業は自己に關係なしと視るのである。此の二種の心理は若し糾正せざれば國民奮發蓬勃の朝氣は之を養成する方法が無い。生理方面に於ては運動、衛生、齊整、清潔乃至早起の風習を提唱實行して始めて非常時の革命事業を擔當し得るのである。

(丙) 須らく苟且偷生の風習を革除す可し 抗戦中には注意せざる可からざる所の一精神現象が有る。即ち前方の民衆が死を誓つて復仇するの決心を缺除すること及び後方の人員が多く難きを避け易きに就かんと私闘することである。前の一現象は敵人への順民を増加せしめ且つ敵の氣勢を益々張らしむることとなり、後の一現象は民族の戦士を減少せしめ戰意を薄弱ならしむるものにして其の動機は畢竟、民族至上の觀念が不確固であり、苟且偷生の風習が猶存するからである。前の一現象を糾正せんとせば春秋の大復讐主義、所謂「國の爲め復讐するは百世と雖も可なり」を闡明し失地の國民をして永く國家至上民族至上の觀念を忘れざらしむるに在る。後の一現象を糾正せんとせば「危を見て命を授く」の氣風を提唱し殉職死難の忠烈を表揚するに在り、更に綱紀を嚴にし正義を昌明し人々をして戦を避け安全を潛企するは莫大の恥辱なりと視るに到らしめよ、而して後始めて革命の精神は樹立されるのである。

(丁) 須らく自私自利の企圖を打破す可し 個人の生命財産の保

全と個人の地位と權利の増長を圖り民族全體の利害存亡を顧みざる者は勿論、兵權を有する者にして其の實力と地盤を保存せんとする者は同一の私的動機に出づるものである。此の自私自利の心理は必ず私見は一切より高く、私利は一切より高く乃至は個人の名譽、地位、權利、慾望の擴張と満足とは一切に先んずると爲すに至らうが、之を推行すれば極まる所は必ずや民族の利益を犠牲にし、抗戦計畫を破壊せねば已まぬのである。今抗戦激烈存亡危急の際に當つて猶ほ自覺する所無きは當に無知たるに止まらず、實に不忠と言ふ可きではなからうか？ 國民精神總動員の目的下に於て此の種の痼習は須らく排除し輿論の權威を發揚し、全力を以て指正を加へ、私見を務めて清去せしめ、肝膽を表示して至公と至誠に歸せしめねばならぬ。

(戊) 須らく紊岐錯雜の思想を糾正す可し 抗戦以來、全國の思想と言論は根本に於ては已に統一を形成してゐるとは言へ、枝葉上の紛岐は即ち多く存在してゐる。若し其の雜然たる並存を放任せば民志を分散に導き戰事の不利を胚胎せしめることは必至であるが故に吾人は上述の國民民族至上、軍事勝利第一、意志力集中の原則の下に標準を確立し分別糾正して統一の基礎を一步進めて鞏固たるものたらしめ、必ず積極的に指導して共同の國論を造成し、吾が國民と青年をして國家の前途に對し同一の理想を抱懐せしめ、行動上に在つては同

一の目標に趨かしめねばならぬ。即ち萬衆をして一心たらしめば敵に克ち勝を制し亦戦後全國永久の團結を造成し、紛岐と軋悟とを免るゝ所以ともなるであらう。此の標準は目前の事實の需要と民族利益に根據するものにして全國國民の義務上接受せねばならぬ所且つ樂みを以て接受し得る所で、之を要約列挙すれば次の如くである。

- (一) 國民革命最高原則の三民主義に違反せざること
- (二) 民族の理想を超越し國家の絕對性を損害するが如き言論を鼓吹せざること
- (三) 軍政、軍令及び行政系統の統一を破壊せざること
- (四) 抗戦形勢を以て國家民族の利益を達成する以外の如何なる企圖にも利用せざること
- (五) 一切の思想言論は悉く此の標準により此の意義に違ふ者あれば則ち一體になつて糾正し相共に拒絶して多方面に突進し此の基礎によつて充實發展、風氣を振ひ起さしめねばならぬ

以上の五つは略々其の大體を擧げたものであるが、吾人が國民精神の徹底改造に到達せんと欲せば須らく之を推行し先づ國民精神の充實を求め、次いで國民精神の集中を求め、更に國民の革命化を求めねばならぬ。所謂充實とは蓬勃煥發堅強貞固、環境を克服し艱難に抵抗する力量を言ふのである。所謂集中とは密接な團結、萬衆一心、衆志大成を求めて以て休戚利害は絶對



に相共に永久に離散せざる境地に達すると言ふのである。所謂革命化とは愛民族愛國家の至高無上の觀念に基き革命の事業に獻身し、對内的には政府と主義に忠實、對外的には民族の敵人に抵抗し富貴淫する能はず、貧賤移し能はず、威武屈する能はず、進んで此の精神を以て敵國に戰勝するを言ふのであつて、我が國民精神の改造が誠に能くこの三つの標準を達成し得れば茲に國民精神總動員の目的は始めて完成されたと謂ひ得るであらう。精神總動員は全國民を對象とするも率先してこれを指導實行すべき責任者は次の各人員である。

(イ)黨員の公務人員 本黨は總理の遺志を繼承して國民革命を實行してゐるが革命未完成の今日、本黨は政府施政の責任を負はねばならない。今多少の省區は敵手に陥り千萬の民衆は苦しみを受けてゐる。本黨々員は自責自勉其の公私の行動を省察し、一般國民精神總動員に先立ちて黨員の精神總動員を行はねばならない。各黨員が一般國民に較べて其の非常時期に於ける大職に愧ぢない様にするには、更に刻苦精勵し節約廉介し、勇敢にして犠牲を拂ふことが必要である。公務人員、特に各級の行政官吏と地方自治人員は責任を以て政令を施行し軍民と協和して軍事準備を充實する重責がある。其の精神行動は國民の信仰を得るに足り國民の手本とならねばならぬ。故に精神總動員の實施は黨員以外は須らく公務人員が率先して實行し、以て一般人民を指導しなければならぬ。

(ロ)全體軍人 我が全軍人の本分が單に敵軍と戰鬪を交へると言ふに止まらず、軍隊は國民の威權を代表し、國民の精神を代表し且つ中國の如く一切の民衆組織が未完備な今日、國軍は即ち國家實力の中心であるが故に軍人は道徳上、國民信仰の中心とならねばならぬことを認識すべきである。今日、國家を救ひ民族を救ふ重責は我が軍人の双肩にある。故に我が全將士は必ず軍人精神の總動員を實行しなければならぬ。凡そ我が軍人は救國道徳と建國信仰とを具有し、抗戰復興に必要な健全な精神を具備し盡忠盡孝、一刻も忘れず且つ同胞に對しては仁愛を盡し、長官に服従し部下を信じ、而して人道を重んじ紀律を守り以て我が民族固有の崇高なる和平理想を發揚すべきである。全國軍人として一致して精神總動員を力行し、中國固有の道徳的光輝を發揚せしむれば、此の種の偉力は軍事上量るべからざるものがあり、而して全國の同胞は一致感動響應すること疑ひのない所である。

(ハ)全國各界の領袖 吾人は精神總動員を一般國民に實施する前に當つて、更に全國文化界、實業界、宗教界及び各職業團體の領袖が、社會中堅分子、各地の耆賢父老たちに國民精神總動員の趣旨を及ぼし、身を以て之を指導せんことを熱望する。抗戰以來全國の賢達は力を盡して國家軍事の後盾となり其の貢獻するところは甚だ大なるものがある。而して諸戰區の文化、商業、産業は多く破壊せられ、其の蒙つた犠牲も甚

大である。但し今後、國家の艱難困苦は益々加はり全國各界の精神上にあつて表現すべき力量は、尙ほ國家需要の前には不足である。更に一步を進め精神總動員を率先實行し、一心一德全力量を國家民族の爲めに貢獻しなければならぬ。各界領袖と中堅人士が身を以て之を實踐すれば各地方各職業部門の國民も亦風の如く起きて従ふであらう。文化界、言論界著作家の人士に至つては更に國家安危、民族盛衰の責任を省察し、百世の禍福、千載の興亡が、各界の領袖が此の時機に於てよく精神總動員の趣旨を接受して、協同の奮闘をなし得るか否かに係つてゐることを知らしめねばならぬ。

(ニ)全國の青年 青年は國家の命脈である。吾人は全國の青年に教育を受けた者又は教育を受けつゝある者、失學、失業の者を問はずに深甚の期待を持つてゐる。國家民族の運命は將來これ等の青年の責任にあることは勿論であるが、現在と雖も青年の盡瘁と努力に俟つものが多い。日本は我が國を征服せんと欲してゐるが、其の最も仇視してゐるのは中國の青年であり、敵人占領區域内の無数の青年は彈壓された。然し抗戰以來前線後方を問はず飢を忍び寒さに耐へて勤奮工作に従事してゐる青年は少くない。是等の青年に對しては實に國家が特別に愛護してやらなければならぬところである。今日、國民精神總動員を實施するに當り切に全國青年が均しく一致して一般國民に先立つて参加し、熱心に唱導せんことを

望む。吾人は特に全國青年に對し、中國固有の救國道徳を實踐し三民主義を信仰し、苟くも之を疑ひ又は違背し頽廢して棄て去るやうなことがなく、一致して國家至上民族至上と軍事第一勝利第一の至理を篤信し而して共同努力、以て抗戰復興の奮闘に従事せんことを囑望するものである。

而して蔣政權は之が實施の準備として宣傳週を舉行し我が「東亞新秩序の建設」に對抗、第二期抗戰第一次宣傳週と命名し、孫文記念日の民國二十八年三月十二日を第一日として舉行し十八日を以て終了したが、此の豫備工作を終へたるを以て國民參政會を通過した「國民公約」を五月一日より實施した。「國民公約」とは左記十

- 一、三民主義に違背せず
- 二、政府の法令に違背せず
- 三、國家民族の利益に背かず
- 四、漢奸に倣はず日本人に味方せず
- 五、漢奸組織に参加せず
- 六、日本軍と漢奸群に従はず
- 七、日本軍並に漢奸に通路を教へず
- 八、日本軍及び漢奸の爲めスパイせず
- 九、日本軍及び漢奸の爲め働かず



十、日本軍及び漢奸の銀行の紙幣を使用せず  
 十一、日本の物資を購入せず  
 十二、糧食並に一切の物品を日本軍及び漢奸に賣らず  
 斯くて國民精神總動員第一回例會は二十八年五月一日重慶に於て開催された。即ち例會開始式典は午後七時半重慶行營に於て行はれ先づ主席林森の祝辭あつて後、蔣介石はマイクを通じて演説を放送國民の新たな奮起を促したが、其の大意は左の如くである。

蔣介石演説

本日を第一回として今後我々は國民精神總動員を勵行する爲め毎月國民月會記念日を舉行する。之は普通の儀式的記念日ではなく實に我等中華民族にとり最も悲痛且つ有意義な民族復興の記念日である。

過去二十二ヶ月の抗戰は中國必勝の前途を我等に指示してゐる。「最後の勝利」之は我等の信念である。然し此の信念が實現する爲めには我等が十分反省し精神上の缺點を改め新たな精神を以て嚴肅なる抗戰の大業に當ることを要する。今日は五月に於ける十個の國恥記念の第一日である。今後一ヶ月の内には日本人が我が國を侵略した國恥の思ひ出が廻つて來るのだ。國恥の五月を我等は變じて雪辱の五月たらしめねばならぬ。今や日本は我が國の大半を占領し、多數の同胞は日本人に殺された、此の恥辱を忘れてはならぬ。余が特に希望したいのは上海、

香港其の他海岸にある同胞青年が之を自覺し精神を引締め其の生活上にも覺悟を示して貰ひたいことだ。上海租界や香港から歸つた人が、青年が一夜ダンスホールに入浸つてゐると語つてゐる。余にとり之は最大痛心事である。特に心を入替へて貰ひたい。青年が確かりすることは一般國民の手本となるのである。全國同胞は男女を問はず國民公約の誓ひを忘れず實行せねばならぬ。即ち(一)三民主義に違背せず(二)政府法令に違反せず(三)國家民族の利益に違反せず(四)漢奸に倣はず日本人に味方せず(五)漢奸組織に参加せず(六)日本軍と漢奸群に従はず(七)日本軍と漢奸に通路を教へず(八)日本軍と漢奸の爲めに情報を供せず(九)日本軍と漢奸の爲めに仕事をせず(十)日本軍と漢奸の銀行紙幣を使用せず(十一)日本の商品を買はず(十二)日本軍と漢奸に食糧及び一切の物資を賣らず

今日の精神總動員は無形の銃砲であり、無狀の爆彈である。換言すれば之こそ抗戰の最大武器であり、毎月一度會合する組織は抗戰民衆の精神的堡壘である。我等は今次の國難が我等一代の沈迷墮落、弱氣を失つた結果によるものであることを痛切に自覺する必要がある。若し果して我等が此の一代で復仇雪辱することが出来なければ上は祖先に對し、下は子孫に對し眞に合せる顔がないではないか。今日一部の漢奸や意思薄弱の徒にして破廉恥なる賣國的行爲をなすものがあるのは、これ實に我等國家の恥辱とし且つ不幸とする所である。

抗日教育機關の現状

蔣政權は事變前より夙に小、中學校は固より専門學校、大學に至るまで一貫的に徹底抗日教育を實施し來り其の結果は遂に今次事變の重大原因となるに至つたが、戰局進展し蔣政權の後退に伴ひこれ等の教育機關も必然的に奥地移轉又は休學停校を餘儀なくされた。今民國二十年蔣政權教育部發表の大學及び學生數を示すと次の如くなつてゐた。

大學及び學生數		男	女	總數
國立大學	一五			
學生	一〇、一八八	一、三八四	一一、五七二	
教師	二、八一六	一三一	二、九四七	
省立大學	一七			
學生	五、五一二	三九八	五、九一〇	
教師	一、二〇六	二五	一、二三一	
私立大學	二七			
學生	一四、六四七	一、七一八	一六、三六五	
教師	一、八六一	一七三	二、〇三四	
計	五九			
學生總數	三〇、三四七	三、五〇〇	三三、八四七	

省別	學校數			計
	在來	移轉	新設及び計畫中	
四川	四	一八	六	二八
陝西	一	三	八	一二
湖南	一	九	一	一〇
廣西	二	六	二	一〇
雲南	二	二	四	八
江西南	四	一	一	六
福建	一	五	一	七
貴州	一	一	四	六
浙江	一	二	一	四
河南	一	二	一	四
湖北	一	二	一	四
山西	一	一	一	三
甘肅	一	一	一	三
新疆	一	一	一	三
計	一三	三七	一	五一



計 一五 五二 二七 九四

今其の主要學校の移轉先を掲げると次の如くである。

校名	移轉先
中央大學	重慶
北京大學、師範大學、北洋工學院(合併して西北聯合大學と改稱)	西安
清華、北京、南開各大學(合併して西南聯合大學)	昆明
杭州藝專、北京藝專(合併)	湖南沅陵
江蘇醫學院	同
武漢大學	四川樂山
浙江大學	廣西宜山
河南大學	鷄公山
山東大學、中央大學と合併)	重慶
金陵大學	成都
朝陽學院	沙市
同濟大學	四川
唐山交通大學	湖南湘潭
安徽大學	沙市
復旦、(大夏聯合大學)	重慶(貴陽に分校)
廈門大學	福建長汀

中正醫學院	江西永新
北平民國學院	長沙
焦作工學院	西安
江蘇省立教育學院	桂林
國術體育專科學校	桂林
中山大學	羅定
暨南、滬江、東吳、聖約翰各大學(合併して基督教大學上海協會)	上海
嶺南大學	香港

以上の如く各大學及び専門學校は我が占領地内より奥地又は租界に遁入し開校してゐるが、何れも校舎の狹隘、設備の不完全、或は相繼ぐ移轉等で學生の收容率は極めて激減を見てゐる。大學の現狀既に然りであるから、中等學校以下に至つては殆んど云ふに足りない。之が爲め教育部は川、貴州、湖北、河南、甘肅、陝西、山西の七國立中學を設立して戰區内の教職員生徒を收容せりと稱してゐるが、九牛の一毛にも足りぬ施設であると云ふべきである。此の外教育施設としては學生營の如き特殊形體のものもある。學生營は中等學校生徒にして前記國立七中學に收容出來ざる者を農村に駐屯せしめ軍事教育を施すもので、年齢、性別に依つて編成するが、其の編成方法は十人乃至十五人を一個小隊とし三個小隊を一個中隊、

三個中隊を一個大隊、三個大隊を一營とする。これ等の各隊は農村に入つて固有建物を借りて設置し軍事教練が施される。學科は國立中學の課程によつて教學すると稱してゐるが殆んど之は問題とならず、寧ろ駐屯せる村の義務教育、社會教育、農村改進、公共衛生方面に對する宣傳工作を行ふものと見られてゐる。此の組織は民衆訓練學生其の地方駐屯等の利益が伴ふから、今後教育部は益々力を入れるであらう。更に上海租界内に於ける抗日教育機關を見ると、上海郊外にあつたキリスト教系大學は租界内に入つて聯合大學を作つてゐるが、これ以外にも中、小學校で租界内に移つたもの或は新設されたものも少なく、現在蘇州河以南の共同租界並に佛蘭西租界にある學校の数は七百餘校に及び學生の數三十萬人に達する。尤も此の多數の學校の中には設備、内容共に極めて貧弱なものがある。次に中等學校に就いて見れば、戦前の總數は一二、三三〇校であつたが、戦区内にあるもの五、二〇〇校で總數の四二・二%を占め生徒總數五十七萬二千人中、戦区内にある爲め失學せる者二十四萬七千人で總數の四三・一%を占めて居る。尙ほ蔣政權系各學校の教育狀況に就き教育部は民國二十八年二月五日左の如く發表した。

教育部發表教育狀況

第六編・第一章・第一節 軍政兩面の推移

支那の學校九十四校中五十三校は今事變勃發以來奥地に移轉し、十七校も一部奥地移轉を行つた。八校は依然として日本軍占領地域内に存在、又奥地所在のものは八校でこれ等は勿論移轉の必要はない。更に事變勃發以來新設されたものは五校に及んでゐる。而して教育部は三百九十名の教授、二千七百三十六名の學生に對して戰時救済を施し、四百八十名の大學生を戰地服務團員として戰地に派遣、更に學校教師一萬三千九百四十三名、男女學生二萬五千六百八十二名の救済に五百萬元を支出した。

又上海「申報」の報ずる所に據れば、蔣政權教育部は民國二十八年三月、抗戰後の教育統計に就き次の如く發表した。

教育部發表教育統計

一九三八年十二月までに全國の専門學校以上の學校百八校の中、辛うじて授業を續けてゐるもの七十三校、残り三十五校は經營を續けることが出来ないやうな状態になつてゐる。國立學校の損失六千六百五十萬元、省立大學六百十餘萬元、私立大學二千二百六十餘萬元、計九千五百二十萬元である。國立大學中北京大學は全減、清華大學は圖書標本類を多少持出したが損失は六百五萬元にもなる。私立では嶺南大學圖書の損失が大きく三百八十餘萬元である。南開大學の損失三百七十五萬元であるが、金を以て代へることの出来ないものでは清華大學の中國近代史に關する資料、北京大學の明清兩代の文書、中國地質研究所が數年來蒐集した資料



南開大學の北支經濟研究資料等がある。圖書の損失は國立學校一九一、四四七冊、省立學校一〇四、九五〇冊、私立學校一、五三三、九八〇冊、計二、八三〇、三八六冊といふ大體の數字が擧つてゐるが、之は僅かに四十校に就いての調査であるから其の實數に至つては随分大きなものであらう。學校以外の文化機關の損失は文化機關概數二千五百あり、一ヶ所が平均五千冊の圖書を有つてゐたとすれば一十萬冊以上になるであらう。南京の國立中央圖書館、江蘇省立圖書館、國立北平圖書館、清華大學圖書館、浙江省圖書館が失はれたことは非常に惜しい。私人の藏書では吳興の嘉業堂劉氏、常熟の鐘琴銅劍樓瞿氏、蘇州の滄喜齋潘氏、天津木犀軒李氏等がある。圖書だけでなく、昔の木版なども持つて行かれた。國立中央圖書館が七萬餘片、浙江省立圖書館十餘萬片、廣東、湖北も同様の害に遭ひ全國木版の七八割はなくなつたらうと思はれるから、今後は木版のいゝ本は出なくなるだらう。今残つてゐる圖書館は四川、廣西、陝西、甘肅の四省で、五萬冊以上の藏書のあるのは僅かに五ヶ所、雲南、貴州等では一萬冊以上持つてゐる圖書館は皆無である。古物の損失は故宮博物館二千九百餘箱、蘇州潘氏の周秦銅器、怡園顧氏の名畫等である。尙ほ出版業者の損失としては、上海の世界、中華兩書局だけで千餘萬冊に上つてゐると云はれる。

而して蔣政權は其の配下にある教育機關を通じ如何なる教育を施さんとしてゐるか云ふに、民國二十八年三月一日から一週間重慶

に於て全國教育會議を招集し、日本軍占領地域、邊疆區等も含め教育策を協議する所あつたが、同會議開會式に於て蔣介石は要旨左のメッセージを發表した。

蔣介石のメッセージ

- 一、抗戰積極革命の現時期に當つて教育の使命の特に重大なること
- 二、教育の最高基準目標を革命救國の三民主義に置く可きこと
- 三、今次の抗戰は一面民族生存權獲得戰であり、此の戦ひに於て支那を現代國家にもり立てる爲め、國民の知識能力水準を高めるに不可欠な教師と各部門の幹部となるべき人材の養成に力を致すべきこと
- 四、總べての基本目標は全國抗戰の意思を彌が上にも固めるにあり、本會議出席者は之を旨として努力されんことを希望する。

其の具體策として教育部に戰時教育問題研究委員會を設け(一)各級戰時教育實施方策の決定、(二)實施狀況の調査、(三)實施の指導(四)計畫又は報告の審議、(五)教育部長の諮問の審議答申を行はしめて居り、民國二十八年三月の第三次全國教育會議の資料として各省教育廳をして「抗戰期中の教育改良方策」を作成せしめ又教育施設の方針中には「文武合一」「教育目的と政治目的との一貫」「現在必要方面への自然科學の發展就中國防と生産との緊急需要の適合」

に就いて指示し、「教育施設の整理並に改善方策」として、

- 一、學校教材を整理し抗戰に適した體系を作り、就中小、小學校の公民、國文、歴史、地理の教科書に愛國愛郷の念を加へ
- 二、學生並に一般社會人の體位向上の爲め普遍的施設をなし教材は軍事訓練、童子軍訓練と相聯關せしめ
- 三、管理は嚴格主義に據り中等以上の學校に一律に軍事管理方法による團體的訓練を施す

等を擧げてゐる。又學術研究の結果を抗戰に直接役立たしむべく文學院は「民族文化の發揚、革新並に創造」教育學院は「民族教育哲學體系の確立、青年訓練、婦女訓練」法商學院は「戰時經濟政治機構の改善、行政能率の増進、戰時經濟の計畫」理工學院は「機械工程、軍事工程、軍用化學等の研究」に特に力を注ぐこととなり、中等學校に就いても略々同様の原則を採り、小學校では教材中に「民族意識の喚起」、「國防知識」等を加へ、音樂教育も「民族動力の増強」に利用することを決定した。

戰時訓練の方面に就いては、

- 一、高級中學校以上の學生に對し戰時服務訓練を課し正常の授業時間數を減じて戰時特殊教育を施し後方服務工作に備へ
- 一、專門學校以上では戰時に關係深い課目の時間を増加し
- 一、高級中學校の軍事訓練團、專門學校以上の軍事訓練隊を宣傳

警衛、糾察、交通、救護、防空、消防、募集、慰勞等の班に分つて訓練し、現地主宰機關の後方工作に協力せしめ、更にこれ等學生にして十八歳以上の者は戰時前方又は後方服務に参加を許し、二十歳以上で前方工作を志願する者は豫備軍官として訓練を受けた上前線に派遣される。又十八歳以上で専門技能ある者が後方工作に参加を志願すれば軍事技術機關に派遣される。初級中學校や小學校では童子軍團を組織し偵察、交通、宣傳、工程、募集、救護、消防等の戰時服務組に分ち教員が組長となつて校長や團體の指揮を受け、校外服務の場合は現地軍事機關の指揮を受けること

になつてゐるが、更に學生以外の青年の訓練としては教育部公布の「青年訓練大綱」により「三民主義と領袖(蔣介石)を信仰せよ」と掲げ、其の生活目標として「軍事化」、「生産化」を擧げ、戰區服務、難民慰問、傷兵救護、防空、防毒、消防、地方の保護、國家の防衛、抗戰参加等を要求してゐる。

此の外社會教育によつて廣く民衆を抗戰に動員する爲め教育部に於ては「全國社會教育機關戰時工作大綱」を公布してゐる。其の主要項目を示すと

- 一、社會教育機關は精神訓練を主とし、民衆に對し民族意識と抗戰精神の喚起、自衛、防空、防毒に就いて訓練する



一、ラヂオ教育網、映畫教育網を強化して抗戰宣傳に努める  
一、民衆組織の國軍への協力として諜報、偵察、後方攪亂等を指導する  
一、難民收容所を設立して戰區内の難民を救済し、戰時常識を講述する

一、傷兵慰問方法として金品募集、ラヂオ、レコードの利用、代書所を設置する外、民族英雄の故事を講釋して彼等の犠牲的精神を慰む

一、民衆の後方服務を指導する  
一、現地の黨、政、軍各機關と聯絡して地方の治安維持に協力せしむ

一、壁報、ラヂオ等を利用して時事ニュースを民衆に知らしめ、戰時映畫を公開し戰況を認識させる

等である。其の他失學民衆補習教育機關を設置し民族精神の發揚に努め、教育部自身も(一)民衆の巡回教育、(二)抗戰映畫の作製と巡回映寫、(三)青年ラヂオ自修講座の設置、(四)民衆叢書の出版、(五)巡回戲劇隊の編練、(六)社會教育工作團の組織を行つてゐる。

**共產黨の抗日教育** 中國共產黨が對日抗戰を目標にして以來、共產黨の抗日教育振りは實に驚く程で、徹底的に抗日一天張りの教育をなしてゐる。而してこれ等の學校の訓練は頗る嚴格であり、早

律嚴肅、意氣鞏固なるものがある。

生活様式は簡單、質素を旨とし或る時は部落の道路修理等も實行してゐる。尙ほ忍耐、勞苦は第八路軍一貫の精神とし、之を以て長期抗戰を呼號してゐる。常に最前線にある準備をなせ、「戰闘姿勢に在りて學習せよ」等を日課中叫んでゐる。學科は午前五時に開始され、一日六時間の學習をなし終つて一堂に集合して一般の意見發表、討論を行ひ、學課の基本は政治常識、中國革命問題、民族問題、戰線に於ける政治工作等で、軍事的には進攻、防禦、遭遇戰、遊撃戰等を訓練し、之も一日一回或は二回討論を行つてゐる。先づ教員より當日の考究題目を提示し、討論前班内三人一組互に討論研究提議したる後、地上に圓座し、發言人に注視し、輕率なる放言を嚴に禁じてゐる。以上の點を眺める場合には其の實施方法が頗る理想的なるかの如くであるが、それは到底吾人の目標とする所ではない。

又共產黨の本山たる膚施にある共產大學の内情に關し、膚施より歸來した倫敦タイムズ特派員はこれ等の赤色學生と學校に就いて大要次のやうに報じてゐる。

共產大學の内情

記者が自動車で西安から延安まで來た三日の間に追越した延安行きの學生の數は二百を下らないだらう。彼等は何れも寢具、衣類、洗面器其の他身廻り品を入れた大袋を背負つて峻峻な山路を營々

朝より夕刻まで行はれてゐるものゝ如くであるが、今中國共產軍第八路軍の將士訓練に當る八路軍總司令部隨營學校の内情大要を示せば左の如くである。

共產軍隨營學校の内容

同校第一期は河北省北方五臺山に設置されたが、同地が日本軍に占領された後は遊撃戰區内に移動し、教育計畫を完成し河北省南部洪洞縣に開校した。然るに民國二十七年一月末日本軍の進撃壓迫に同地を逃れ、山西省内に於て第二期の學習を續けた。同校の校風として團結、緊張、活潑、嚴肅を主義とし、大部分の學生は全國各地の青年にして、一部分は山西省に逃亡せる一一五師の幹部、外に八路軍前線異動で入校した幹部も混つてゐる。隨營學校の編成は第八路軍の規定に則り政治委員及び政治指導員によつて指導され、彼等の生活は完全に正規兵と同一で動作は非常に敏速である。軍事操作上野外の實習に意を注ぎ、毎週一回緊急集合を行ひ、就寢の場合は歩哨が就寢と二聲叫ぶのを合圖に規則正しく行はれるといはれてゐる。緊急集合の場合は背囊、銃、彈藥盒、手榴彈、書籍其の他汎ゆる携帶品、持ち五分間以内に集合すべく定められて居り、演習通信連絡には十里餘を走り、且つ又行軍のときは行李の收拾、部屋の掃除、食事、出發、停止等僅かの時間を以てするやう訓練し、深夜の山越えや渡河等主として夜間演習を實施してゐるのは、確かに支那軍人教育としては他に較べて規

と歩いてゐた。聞けば斯うしてやつて來る男女學生の數は毎週約七百人もあるといふ。事變の爲めに學校を逐はれた青年男女が巧みな抗日宣傳の言葉に釣られて後から／＼とこゝへ吸寄せられてゐるのだ。延安の赤色學生々活の特徴の一は其の原始的な所にある。政治的オルガナイザーの訓練を主目的とする陝北大學では、學生達は彼等が自ら山麓に掘つた洞窟の中に穴居してゐる。大體此の黃土地帯の街では洞窟に住む人が多いのだ。洞窟だと冬暖く夏涼しく雨に降られぬ限り極く住みよくなるからだ。素より椅子もなく机もない。食事は青天井の下で土の上に腰を下してやる粟と野菜の入つた鉢力籠二つ、夫れだけが土の食卓に並んでゐる學生は授業に出るときは小さい板片一枚持つて出る。彼等は其の上に腰を下して必要なノートもとる。洗面や水浴は全部川だから日出日没の頃ともなれば學生達はゾロゾロ川原へ下りて行く。訓育は全部十人宛のグループに分れてやる。グループ毎にリーダーがあり、夫れが出席をとり討論を主宰し、批判會合をやり、怠けるものがあるれば之を叱責する。學生の八分の三は女學生だが、彼女等と雖も同じく男服を着け男學生と少しも異らぬ生活をし、同じ洞穴の中にカーテン一つを隔てゝ眠る。修業期間は僅かに三ヶ月、之は學生の一部分が中學を卒業した許りだといふことを想起すれば少し短期過ぎるやうだ。科目は社會學、遊撃戰術、支那の國際關係、軍事科學の唯四つのみで、教科書は皆で石版刷りにされてゐる。卒業生は既に七千人に上つてゐるといふ。彼等は卒業



すれば大部分は各自其の故郷に歸り抗日運動のオルグとなり、或は地方遊撃隊の組織に當る。

日本軍占據地區の後方擾亂をなすつゝある共産遊撃隊の中には彼等卒業生が少からず重大な役割を行つてゐるのだ。彼等の中で最優秀なるものは、更に擇ばれて往年の共産黨大學（抗日軍政大學）に入學を許可される。延安訪問者中の或る者はこれ等の「大學」を嘲笑し訓練と云ふべきものは何もない。或ものは只お喋舌だと云ふ者もあるが、記者の見る所は必ずしもさうでない。記者は一度「退却戦術」の講義を聞いたが仲々何うして確りしたもので、幾多古來の實例を引いて周到な説明が行はれてゐた。大部分の學生はフルノートを取つてゐたが、何れも見ることから一所懸命だ。日曜の午後行はれた一外人の「英國外交政策」の課外講義には殆んど全部が出席、例によつて青天井の下に三時間ブツ續けの講演を聞いた後、更に講演者を取巻いて數時間も質問を行つてゐたが、其の質問で學生達が歐洲情勢に就いて相當深い造詣を持つてゐることが察知せられた。

陝北大學は各地で學校を失つて押寄せる學生群に對應する臨機のものに過ぎないといふことは一般に認められてゐるが、抗日大學の方は歴史も古く事實其の目的は第八路軍士官の養成にあり、卒業者の八割までが前線に出てゐる。従つて同大學の組織は軍事的であり、授業時間の半ば以上が軍事訓練に向けられてゐる。攻撃のテクニク、「戦闘實習」、「遊撃戦術」、「地雷敷設」、「築城」等が

主なる軍事課目であり、射撃や農業實習等も行はれてゐる。卒業生のうち優秀なるものは更に共産黨軍官學校に送られて更に軍事的な訓練を積むことになつてゐる。兎に角自分が此の抗日大學を見て最も感心させられたことは一人の怠け學生も無いといふことであつた。之は普通の大學生を見てゐるものに取つて却つて奇異の感を抱かせる。構内に入る所彼等は小さい圓陣を作つて本とノートを片手に討論質疑をやつてゐる。延安には其の外美術學校も演劇學校もある。美術學校では數十の學生が木彫をやつてゐたのが「傷つける戰士を擔ふ二人の農夫」とか「ゲリラ戦」とか何れもイデオロギッシュなものであつた。演劇學校の洞穴校舎は美術學校の隣りにある。校長は上海で可成り知られた映畫スターだ。最後に延安に於ける一般抗日教育は驚くべき徹底振りで、五歳の小兒にまで抗日歌を唱はせてゐる。小學校の抗日教科書は全巻殆んど抗日一色に塗りつぶされて居り、殊に所謂漢奸に對する排撃と之を仇敵視する教育は深刻なものがある。併も小學生等はたゞ抗日教育を受ける許りでなく、之を家族に傳へねばならぬ義務さへ負はされてゐるのだ。

## 第二節 合作下の國共兩黨

國共の合作と對立 西安事件の結果蔣介石は共産黨との妥協を餘儀なくされ、それ以來國共合作は急速に進展し、民國二十六年二

月の三中全會で共産黨は實質上承認せられ、其の年七月事變勃發するや兩者の關係は益々之に拍車をかけられる情勢にある。然し之を仔細に觀察するならば國民黨内にも共産黨と提携して徹底抗戦を叫ぶ抗戰派もあれば、共産黨の跳梁を好まずして内心和平を欲する反共和平派もある。これ等が共産黨と共に三つ巴となつて暗躍明闘を演じてゐるのである。即ち事變の勃發と其の擴大を見るや、國民黨は各地の救國會を抗敵後援會に改組すると共に、南京に全國抗敵後援會を組織して共産黨と勾結し活動を開始したが、一方黨内抗戰派と共産黨合作による民衆運動激化を初め共産黨勢力の伸長に對し閻錫山等十六將領は反共通電を發し對立の一端を暴露した。然るに其の後民國二十七年三月には臨時全國代表大會を開催、引續き四中全會を開いて抗戰建國綱領及び國民參政會の組織、蔣介石の總裁制、三民主義青年團の設立等を決定した。國民參政會は國民代表大會に代るべき民意機關として共産黨側の主張が窺はれると共に、三民主

義青年團は共産黨の青年層獲得に對する反共派の對抗策である。又總裁制により國民黨に於ける蔣介石の總裁は強化されたが蔣は抗戰派に從つて共産黨側に擔がれてゐるので、黨内に於ける反共和平派の不滿は愈々募り來り、皇軍の進撃を前に武漢保衛問題を繞つて國

共の對立を表面化させたが、十一月には長沙燒打事件等起り、國民黨は愈々共産黨に引き摺られ行く情勢に對し、長く鬱積した和平派の憤激は遂に同年末に至り國民黨副總裁汪兆銘の重慶脱出となつて現はれ、斯くて國民黨内に於ては和平派の擡頭相繼ぎ、之が爲め政府部内に動搖を招き、之を期に共産黨は一氣に國民黨乗取りを策しつゝあり國共合作は再び破綻を見んとする情勢にある。

五中全會の開催 國民黨は武漢陷落後の第二期戦段階に處すべく新對策決定の爲め、民國二十八年一月二十日より同二十九日迄重慶に於て、所謂五中全會（第五期全國代表大會第五次中央執行委員全體會議）を開催した。本會議の内容に關しては確實なることは判明しないが、二月一日政府側より發表された所に據ると劈頭蔣介石は開會の挨拶として「日本の必敗、中國の必勝を事實を以て證明す」と題し大要左の如く演説した。

### 蔣介石の挨拶

今次五中全會の任務は第二次抗戰の開始に當り特に重大且つ困難なるものであり今後の成敗の關鍵を爲すものである。此の重大なる段階に處する爲め吾人は抗戰、革命貫徹の精神を一層堅持すべきである。現在の抗戰第二段階は從來の守勢を轉じて攻勢に出で敗を轉じて勝と爲すべきであり、此の成果は實に吾人の革命的精



神の如何によるものである。従つて吾人の目前の第一要務は抗戰目的の何たるかと敵と我との情勢、力量に正確なる認識を持ち、吾人の決意、信念をより鞏固にすべきことである。吾人の抗戰の目的は三民主義により民族的生存の自由を確立し革命救國の實を擧げることである。然し抗戰を中途に於て抛棄し或は妥協するが如きことあらば我が民族は滅亡し子孫代々奴隸となり、國家は敵國の植民地と化するのである。然るに敵國は外交政策に於て失敗し今や全く國際的孤立に陥り、既定の大陸政策も亦變更せざるを得なくなつてゐる。即ち其の傀儡の育成利用に失敗し、軍隊は腐敗し即戰即決、即和結の企圖何れも失敗に歸し敵軍は奥地へ深入、我方の術策に陥りつゝある。中國の歴史と民族の力量を認識せず更に現段階に於ける中國革命の特質に付き認識せず敵の敗退は必然である。斯かるが故に吾人の抗戰精神、力量の強化に應じ全面抗戰を強化し中途に於て妥協を講ずることなければ中國の勝利は必然である。一方我方の歴史、地理、文化に於て見れば、民族精神に於ても經濟上の點より見ても皆敵をして敗退せしむべき基礎を有してゐるのである。國際情勢の發展の方向は信義と平和擁護の方向に向ひつゝあり、各民主國家は侵略戰爭防止の決意を固めつゝある。吾人は此の公理正義の發展に應じ抗戰徹底の國策を遂行すべきである。中國の抗戰は中國を救ふべく立つた哀兵であり義戰である。古來哀兵は必ず勝つ、義戰は必ず成ると云はれる。吾人は此の哀兵義戰を以て東亞と世界に貢獻せんとするものである。

る。自己を認識し敵を正當に評價し環境と事物の發展の必然性を認識する以上、勝敗の歸趨は明瞭である。今後吾人は

- 一、一致團結し敵の狂瀾に對應し
- 二、我が農工國家としての特長を發揮、節約を旨とし敵の工業國家としての弱點を衝き
- 三、我が地理的優點を利用し一切の戰時建設を強行し敵國家社會の崩壞の時機を促進し
- 四、三民主義を勵行し敵の武力主義を打倒すべきである。

吾人は自己の革命的責任を認識し奮闘努力抗戰の勝利、革命の大業を完成すべきである。

右演説に引續き蔣介石、孫科、于右任、陳果夫、葉楚傖、居正等を主席團に推した後、豫備會議に入り先づ民國二十七年四月の臨時全國代表大會より會議開催に至る迄の軍事、政治、外交、財政、交通等に關して何應欽、王寵惠、孔祥熙、張公權等より詳細なる報告を聴取し、更に第二期作戰段階に對處すべき重要内外政策三十五件（内黨務十、政治七、經濟十二、教育三、軍事三）を討議し、翌二十三日は休會し二十三日より二十九日まで前項各議案を討議したが、其の討議決定事項として發表されたものは左の如くである。

五中全會決議事項

(一)縣以下の黨政機構實施案の改良、(二)西部各省の生産建設と

統制、(三)三民主義叢書の編纂、(四)黨の工作方法の改良、(五)徵兵實施方法の改善、(六)第二期の戰時財政金融計畫、(七)金、銀の調換獎勵と産金工作の増進、(八)手工業生産の獎勵提倡に依り戰時國民の生計を裕にすべき方案研究、(九)金融の調整、(一〇)前線の經濟基礎確定、(一一)對外貿易の改善、(一二)組合事業の推行、(一三)黨政軍各級人員は率先して其の子弟を入營服役せしむべき實施方案、(一四)國防最高委員會の設置、(一五)離職せる常務委員陳公博の後任として王法勤を推選する案、(一六)宣傳部長顧孟餘は未だ就職せず副部長代理部長周佛海離職に依り、其の後任及び兼任として葉楚傖推選

斯くて同會議は抗戰繼續に關する縣政金融の諸件を初め、經濟建設に處する重要案件を可決して翌三十日閉會したが、閉會後左の宣言が發表された。

閉會宣言

黨の政治活動と軍事活動とを密接な聯繫を保たしめんが爲め吾々は中央權力による統制及び軍事機構の設立を冀求する。それ故吾々は茲に國民政府の下に國防最高委員會を設立するものである。國民黨は如何なる政黨とも協調協力するが、但し爾餘の政黨が三民主義を遵奉する事を條件とするものである。又國民黨と中國共產黨との關係に於ては特に之に言及せぬが、共產黨が黨として國民黨に加盟せんとする提案に對しては拒否せざるを得ぬと

場にあることを言明したい。何となれば我々は黨中黨を作るが如きを欲せず、換言すれば國民黨員として其の信念に於て結束を缺くが爲めに國民黨革命事業が遅滞するが如き事態を惹起することを欲せぬからである。更に又國際關係に於て云へば國民政府は支那に於ける門戸開放、機會均等の政策を拒否せざるのみならず、自由平等と相互扶助を守る建前から國際的な相互扶助の聯盟に參與することを希求して已まないものである。即ち我々は戰爭終結の曉には支那の主權上、領土上及び行政上の不可分權が恢復されるのみならず、國際聯盟規約、九ヶ國條約及び不戰條約等の努力は更に強化されると共に、支那に於ける門戸開放、機會均等の原則は實現されることと確信するものである。即ち國民政府は今後の建設計畫に無限の外資と技術的援助を歓迎すると共に之を吸収せんと欲するもので、國民政府は各國政府及び國民の態度に關しては之に多大の感謝を捧げるものであるが、其の感謝は常に物質上及び財政上の援助に對してのみならず、其の精神的援助に對しても多大の感謝を惜しまぬものである。斯くの如き友好的な態度は支那國民にとつて永久に忘却し得ぬものなるが爲めである。特にルーズヴェルト大統領の九ヶ國條約を支持する宣言及び英佛兩國の聲明に對しては感銘措く能はざるものがある。

尙ほ本會議の成果に就いて見るに、同會議に於ては遂に國共聯合政權に向つて重大變質を遂げるに至つたが、更に汪兆銘派の離脱を



エポックとして益々廣範圍に共產黨側の政策を採用し兇暴なる抗戰政策を強化することとなつた。但し蔣政権改組に就いては英、米、佛及び國內の財界分子、地方舊勢力等に對する惡影響を顧慮し、行政院の改組は極力之を小規模に止め表面を糊塗してゐるが、同會議後直ちに決定された蔣政権の軍事、外交、經濟方針並に計畫は左の如く事實上共產的色彩を濃化してゐる。

抗戰五ヶ年計畫方針

- 一、江北、河南北部に駐屯中の軍隊を督勵して地勢を利用して半年間の抗戰を繼續、(二)雲南・緬甸鐵道及び新疆省地化を中心とする赤色ルートを一ヶ年間に完成、(三)鐵路、公路兩用の車輛準備は二ヶ年内に米國より購入完備する、(四)各地に小規模の兵工廠建設計畫を樹て一ヶ年内に四十廠を完成、(五)飛行士訓練は三ヶ年間に三千人を養成し其の後五年内に五萬人を養成
- (六)英米其の他諸國より五年内に五千臺の飛行機を購入、(七)非占領地内の遊撃隊を一年内に改編、(八)遊撃隊の活動時期を二つに分ち第一期には交通路を破壊し産物の日本軍に移入することを防ぎ、第二期には守勢から攻勢に移り日本軍によつて占領された土地奪還に努める、(九)空軍の完成を待つて全戦線攻撃に移る。

新外交三方針

- 一、國際聯盟及び九ヶ國條約會議の決議案實施を各關係國に慫慂

する

- 二、關係各國との協力によつて國際間の法律、秩序及び條約の尊嚴回復に努力する
- 三、外交機構及び人事を調査し最大の機能を發揮せしめ各友邦との友好關係を促進する

經濟計畫方針

- 一、國營管理事業規定を制定する
- 二、民營事業獎勵の標準を規定する
- 三、健全なる人民經濟團體を組織する
- 四、農、工、鑛、商各企業及び物品を管理する、而して其の細目は次の通り
- △農林 (一)食糧及び棉花の生産を増進する、(二)生産、茶及び工藝作物の生産を増進する、(三)難民の海外移植を開始する、(四)合作事業を發展せしめる、(五)合作社金庫を強化する、(六)農業金庫を促進する、(七)農業生産借款を行ふ
- △鑛業 (一)石炭、鐵、金、錫、銅、石油、鉛等の重要鑛産物を開發する、(二)鑛業を調整する
- △工業 (一)電力工業を新設する、(二)機械及び電氣工業工場を擴張する、(三)基本的化學工業を振興する、(四)紡績工業を促進する
- △商業 (一)國産品のマーケットを擴充する、(二)物産價格を調整する、(三)國際貿易を管理する

合作の新展開

五中全會に對し中國共產黨は共產黨員の國民黨並に三民主義青年團への自由加入を提議した所、同會議は遂に此の共產黨の要請を容れ之を許容した。中國共產黨六次大會で加入方要請が決定されたことが報ぜられた時に於て、國民黨内要人の大多數は三民主義青年團への加入は許容することあるとしても、國民黨への加入は斷じて拒否すると主張したるに拘らず、五中全會で其の加入が容易に認められたことは、國民黨内に惹起された抗戰派と主和派との争闘から國民黨内部の相剋による間隙に乗じて威嚇したものと見られる。而して之が機關として「中央擴大戰地黨政委員會」を組織した。其の組織大綱は主任委員蔣介石、副主任李濟琛の外、人的構成は大體國民黨五、共產黨三、他は抗日諸黨派、第三黨、救國聯合會派、國家主義青年黨からも二、三名参加してゐる。

更に此の外二十八年三月中旬に至り、重慶に於て國共合作を眼目とする共同委員會が成立した趣きである。同委員會の存立が一般に判明しなかつたのは、(一)同會が國民黨の合法的手續を経た公開的存在でなく、蔣介石、陳誠等の抗戰主流對共產黨の秘密合作機關であること、(二)國際關係、特に英米の思惑を考慮し、且つは國民黨内部の反對を避けんが爲め外部に對して絶對秘密が保持された結果

であると見られてゐるが、共同委員會の構成は國共各五名の委員より成り、現在判明せる委員の顔觸れは蔣介石(主席)、陳誠、陳果夫(以上國民黨)、朱德、毛澤東、周恩來、陳紹禹(以上共產黨)である。而して其の權能は新抗戰段階に對處すべき一切の國共合作事宜並に最高政策を協議決定し、表向き戰時最高權力機關たる國防最高委員會に附議すべき黨、政、軍に關する一切の重要事項も同委員會の同意を必要とすることとなり、非公開的な共同委員會が實際上の最高權力を握るものである。

尙ほ右國共の新合作を裏書するものとして、同年四月二十三日より重慶に開催された中國地政學會第五回大會は翌二十四日次の諸案を決議したと傳へられる。

- 一、「自ら耕す者は其の土地を所有すべし」との主義を積極的に實行に移すやう政府に建議す
  - 二、奥地に流れ込む難民に耕させる土地の供給融通機關を設置する案
  - 三、中央地政機關を一時も早く設けるやう政府に建議する案
  - 四、陝西省北部を平均地權實驗區とするやう政府に建議する案
  - 五、戰區に於ける地租の減免、田畑荒廢に對する復舊策辦法草案及び戦後の土地政策案
- 右第四項の陝西省北部地區を平均地權實驗區とするといふ案は、



地權の平均が孫文の三民主義中民生主義の根本をなし、國家の收入は地稅一本建とすべしといふ單稅説の基礎であつて、從來全く實行されなかつたものであるが、地政學會が其の實驗區を陝西北部に指定したことは同地方が中國共產黨の勢力範圍であるだけに、國共合作が愈々深化せることを示すものである。

**中共六中全會** 中國共產黨は民國二十四年の八・一宣言に於て國民黨との鬭争を停止し抗日を目標とする民族統一戰線を提唱して以來、西安事件、三中全會を経て事變の勃發に至り着々其の主張を實現して蔣政權及び國民黨に喰ひ入ることに成功した。殊に武漢陥落前後から其の態度は益々攻勢的になつて來た。即ち蔣介石は夙に武漢防衛の不可能を知つて居たが、共產黨は之が死守を呼號して蔣介石に迫り、正規軍の消耗と民衆宣傳との兩面の効果を收めることに努力したのである。斯かる情勢の間に共產黨は民國二十七年八月一日を期し陝西省延安（膚施）に中國共產黨第七次全國代表大會を招集した。同會議は民國十七年（一九二八年）七月赤都莫斯科に於て開會した第六次全國代表大會以來實に十年振りである。而して同大會にはドミトロフ以下コミンテルン東洋指導部員多數が飛行機で參加、其の監視下に各種重要問題を討議したが、同會議に於ける主

なる決議事項は左の如くであつたと傳へらる。

一、國民政府崩壊に瀕しつゝあるに乗じ一舉に支那赤化、共產黨による支那統治を實現すべく工作を進める。  
一、國民政府が尙ほ存続する場合は赤軍を中央軍と別個に獨立せしめ漸次中央軍への勢力浸透を計る。

尙ほ同會議に於て報告された中國共產黨の全貌は左の如し。

一、朱德の率ゐる第八路軍は綏遠以南河南省境に在り一方遊撃隊は山西、湖北にも出動してゐるが、其の兵力は正規軍十六個師豫備編成軍十六個師（甘肅省に在り）義勇隊八萬其の他空軍は西安、蘭州其の他に三基地を有し現有勢力五十機、戰車、野砲各師團に入門  
一、紅軍第十三路軍は葉劍英の麾下に現在十四個師を有し更に廣東、雲南方面で一日一千名を徵募中であるが、更に歐羅巴より新兵器を購入し増強する  
一、福建、江西、浙江、安徽、江蘇の五省軍と稱せられるものは共產黨では紅軍十一路軍と呼び、賀龍が總司令で六個師團を有し其の三個師は江西省、他の三個師は福建省に在り、此のほか西北軍團として四川、湖北、湖南に凡そ二十萬を有して全紅軍勢力は百萬と號す

右の如く中國共產黨は着々と全支赤化に成功しつゝあるが、更に十一月二十日陝西省延安に中央委員會第六次擴大全體會議（第七回

共產黨大會後の第六次會議）を開催し、（一）戰勝の爲めに總べてを犠牲にせよ、（二）抗日聯合戰線は總べてに超越するとのスローガンを採擇すると共に、極力内部分裂を回避し國共合作を強化する方針を決定したが、決議に先立ち毛澤東から國共新合作の根本精神を闡明した。「新段階を論ず——抗日民族戦争と抗日民族統一戰線發展の新段階——一九三八年十月十二日より十四日に至る中共擴大六中全會の報告」なる標題で、左の如き老大な報告を行つてゐる。之は共產黨の抗戰に關する集中的表現であり、中國抗戰史上の貴重な歴史的文獻であつて、國共合作を樞軸とする支那抗戰の新段階に於ける態度を最も明確に表現せるものである。

毛澤東の報告演説内容

同志諸君、全土砲火に包まれ世界戦争の危機緊迫した環境下に、我等の六中全會擴大會を開催した。我等は如何なる工作を行ふべきか？ 我等の目的は如何なる點にあるや？ 我等は必ず全中國一切の愛國黨派、一切の愛國同胞を連ね永遠の團結を行ひ、新しき困難を克服し、新しき力量を動員しなければならぬ。目前に於ては敵の進攻を停止し、將來に於ては我の反攻を實行し、日本帝國主義を驅逐して三民主義共和國建立の目的に到達しなければならぬ。我等は必ずや自由と勝利を得なければならない。之が我等の目的であると共に私の報告の總方向である。

一、擴大六中全會の招集 我等が黨の中央全體會議は一九三四年一月江西に於て第五次中央全會を開いて以來、殆んど五ヶ年間を經過した。各中央委員が國內外に工作を分散し不同の環境にあつた爲め一つに集中することが出来なかつた。今回數名の同志を除く外最大多數の中央委員が全て到着し、且つ全國各地に於ける幾多工作指導の同志が參加した爲め今回の中央全會は第六次全國代表大會以來人數を最も多く得られたのである。本來第七次全國代表大會は本年招集することになつてゐたが、緊張せる戦争の原因によつて止むを得ず之を明年迄延期するに至つた。而して當面の時局は我等に向つて幾多の問題を提出し、之に對し必ずや明確なる解決を行ひ抗戰の勝利を爭取しなければならぬ。之が爲め今回擴大中央全會を招集したのである。  
一、五中全會より六中全會迄 五年以來、我等の黨は幾多重大なる事變を經て來た。最大にして最重要な問題は即ち國內各黨派各階級が互ひに對立した局面より抗日民族統一戰線に轉じ、國內戦争より抗日戦争に轉じたことである。  
過去に於て國內戦争が形成された原因は一九二七年國共兩黨の統一戰線が不幸にも破裂したことであつた。これは當時に於ける歴史環境によつて造成された。  
抗日民族統一戰線の政策は又如何にして形成されたか？ 即ち新しい歴史環境に基づくものである。九・一八事變以來中國民族の敵人たる日本帝國主義が東四省侵略の第一歩を經過し、進



んで全中國に對する侵略を準備し實行する第二步に到つたことは極めて明瞭なことである。斯かる空前の歴史的事變は國內國際情勢に對し變化を發生せしめた。先づ變化し且つ變化しつゝあるのは國內各階層、各黨派、各集團間の相互關係である。同時に又國際間の相互關係も同様である。之が爲め我等の黨は斯かる空前の歴史的事變及び新しき國內國際關係に準據し、遠く一九三三年既に新しき政治的立場（二つの條件の下に於て國民黨内の如何なるものも我等合作の一部となり抗日作戦協定を訂正せんことを希望）の路程を踏み始めた。即ち抗日民族統一戦線の新政策を高く掲げたのである。之により一九三五年八月の宣言、十二月決議、一九三六年八月の國民黨に與へる書、九月の民主共和國の決議を夫々發表したのである。同時にこれ等のものに基づき、當年十二月に發生した西安事變に對し我等は和平解決の方針を堅持することを得、更に一九三七年二月國民黨三中全會に對し團結抗日の具體的建議を與へるに至つた。昨年五月第一回臨時代表大會（名稱はソヴェト代表大會であつたが、當時蘇區は蘇區に非ず紅軍代表の参加を見なかつた）を開き、「抗日民族統一戦線當面の段階に於ける任務を」通過し、紅軍を國民革命軍に改編、ソヴェトを民主側に改めることに關する實行を承認した。斯くの如く實際上國內戰爭の状態より、抗日民族統一戦線樹立の新時期開始に轉ずるに至つた。當時中國々々民黨も漸次其の政策を改變し團結抗日の立場に轉ずるに至

つた。假りに國民黨が政策を改變するに至らなければ抗日民族統一戦線を樹立することは不可能であつたであらう。當時救國團體は幾多の地方に於て組織せられ、其の他の黨派も亦抗日の要求を表はすに至つた。國共兩黨双方の政策變化により、又蔣介石先生の領導により、全國軍民の擁護、其の他集團の黨派の協力により日本帝國主義が全中國を滅亡せしめんとする侵略の階段は未曾有の全民族的反抗に遭遇した。昨年七月七日蘆溝橋事變發生後、全中國は民族の領袖、最高統帥たる蔣委員長の統一指導の下に神聖にして正義ある戦火を開き、全中國は一つの空前なる抗日大團結を形成、偉大なる抗日民族統一戦線を形成するに至つた。蘆溝橋事變後二月即ち昨年八月、我等の黨は抗日救國の一大綱領を發布すると同時に、八路軍は改編を完成し華北の前線に出動した。九月二十二日我が黨は三民主義を以て基礎とし、國民黨に精誠團結を行ひ、共に國難に赴くとの宣言を公表し宣布した、二日を経て國民黨、國民政府及び國民革命軍の最高領袖たる蔣介石先生は共產黨の合法的存在を承認し、且つ之を救國の爲め團結すべき談話を發表した。之より後、國共兩黨を基礎とする抗日民族統一戦線は完全に樹立されたのである。十二月、抗日民族統一戦線を鞏固にし發展せん爲め我が黨は國民黨と抗日に合作するのみならず、建國の爲め合作を希望するとの宣言を發表した。之より暫くして南方の紅軍游擊隊は國民革命軍新編第四軍と改編し、江南の作戦に赴いた。これ

以後抗日團結は日に益々進歩を見たのである。

同志諸君、斯くの如く兩黨は十年來の戰爭より新しき合作に轉じたが、極めて困難なる條件の下に斯かる轉變を執行し兩黨長期合作の基礎を定めた。之は幾多の困難曲折を経て始めて完成されたものである。然しながら中央と全黨の努力によつて全て完成を見た。共產インテリは完全に我が黨の新しき政治ルートに同意した（共產インテリ決議九月八日「新華日報」）。同時に中華民族勝利の爲めに、全世界各國の共產黨と無産階級が中國の抗日戰爭に援助すべきことを高唱した。同志諸君、若し國共兩黨を基礎とする抗日民族統一戦線を發起し建立堅持する事なければ、斯くの如き偉大な抗日民族革命戰爭を發動し、之を持久し勝利を爭取することは不可能である。現在全中國、全世界の人は全て知つてゐる。——中華民族は起ち上り百年來受けてきた欺凌、侮辱、侵略、壓迫、特に九・一八事變以來の堪へ難き奴隸的地位より脱却せんと起ち上つた全中國民は手に武器を取り、民族自衛戦の戦場に赴いた。全中國の最後の勝利、即ち中華民族自由解放の曙光が既に出現したことを知つてゐるのである。

我等は今日の戰爭が偉大な民族戰爭であると同時に、中國に於ける過去一切の歴史の戰爭とは全く異なることを知つてゐる。何故ならば、今回の戰爭は中華民族が半植民地状態より、亡國滅種の危険より解放を行はんとする戰爭であり、且つ中華民族

歴史上に於ける最も進歩的な時期に進行せるものであるが故である。同時に又我等の敵人日本帝國主義が死路を求め崩壊に向はんとする時期に進行されつゝあり、更に全世界の先進人類が未曾有の廣大にして深刻なる闘争力を準備し獨、伊、日のファシズムの魔手に抵抗戦勝し、世界の光明ある前途を争ひ取らんとする時期に進行しつゝあるが爲めである。斯かる三方面の要素によつて結合されてゐる、中國の進歩と同時に繼續的な進歩を以て主要なる基礎の三方面に結合するならば、我等の抗日戰爭が必ずや最後の勝利を得、又自由解放の新中國が必ず東亞に出現すると共に、未來の光明ある世界に於て極めて重要な組成部分と成るものであることを保證する。斯かる中國は只四億五千萬の中國人を幸福にするのみならず、全人類を幸にするものである。

一、六中全會の任務 今回の擴大六中全會は抗日戰爭が正に一つの新しい發展段階に進入せんとする重要關頭に於て開會され、重大な歴史的任務を擔ふのである。

抗日戰爭、英雄的奮闘の一年數ヶ月によつて全國が偉大な團結と偉大な進歩を遂げ、日本帝國主義に嚴重なる打撃を與へたことは完全に正確であつた。失地頗る多大に上つたが、同時に幾多の勝利を得たことも否認すべからざる事實である。戰爭發展下にあつて、主要なことは中國が進歩を繼續し同時に日本に困難の増加が伴ひつゝ、國際の援助我に強く、最後の勝利が敵に



屬さず、我に屬すを豫斷出來得ることである。誰れが過去の偉大な成績と未來に對する勝利の前途を見ないであらうか。誰れが悲觀主義の深淵に陥ち入らう。誰れが自らを救ひ得ないであらうか。然し單に此の一方面のみを見ることは充分ではない。抗日戰爭には尙ほ別の一面があり、尙ほ消極方面が存在してゐる。即ち之は我等の面前に横はる幾多の困難である。目前の情勢は我等に告げ訴へてゐる。一年有餘の中國の奮闘、團結、進歩、勝利は尙ほ敵人の前進を阻止すること出來ず、未だ敵人を反攻すべき力量を所有するに至つてゐない。武漢は現在敵人の脅威に曝され、敵人は尙ほ廣州、長沙及び西北各地に向つて進攻せんとしつゝある。之により全國人民は全て共產黨の意見發表を望み、新しき環境は幾多の問題を提出した。同志諸君！我等は必ずや意見を發表し、問題を解決しなければならぬ。成る程我が黨は早く意見を發表し、幾多の根本問題も亦早くより解決した。然し新しき環境は我等が新しき意見を發表し、新しき問題の解決を要求するのである。

新しき問題とは何か？  
如何にして現在の基礎上新しき力量を増加するか、戰爭の難關を如何にして越えるか、如何にして敵の進攻を停止し、我が反攻を準備し且つ敵人を驅逐すべき目的を達成するか。これ等は當面の問題に於ける關鍵である。如上の問題は全國無数の人が論議し焦慮しつゝある。我等は此の問題を回答すべきや否

や？ 勿論回答すべきである。  
これ等の問題は各方面へ展開され、幾多の問題を發生した。例へば十五ヶ月間に於ける抗戰の經驗は畢竟如何なることを證明したであらうか？ 十五ヶ月間の經驗によつて證明されたものは抗戰が長期のものなりや、短期のものなりや？ 戰略方針は持久勝敵なりや連戦勝敵なりや？ 最後の勝利は中國のものなりや或は敵人のものなりや？ 出路は抗戰なりや或は妥協なりや？ 若し戰爭が長期のものならば如何なる方法によつて長期戰爭を支持し最後の勝利を取るか？ これ等一切のことは十五ヶ月間の經驗に於て得られたる根據により明確な回答を與へることが可能なりや否や、同時に斯かる過去の基礎に根據し抗戰の新段階上に於て積極的作用を起し、新しき困難を克服し新しき勝利を爭取すること可能なりや否や、これ等は總べて重要な問題であつて一つの問題である。

又例へば完全なる抗日戰爭は如何様に發展變化を行ふや？ 所謂新しき段階とは畢竟如何なる性質のものなりや？ 武漢守り得ずと假定すれば戰爭は如何なる趨勢を辿るや？ 今後に於ける全國勢力の方向、即ち全中華民族當面の緊急任務は如何なるものたらねばならぬか？ 如何なる辦法を以て戰爭の難關を越え得るや？ これ等は更に重要な問題にして又一つの問題である。  
又例へば國共合作の前途と根本は如何なるものにならうか？

共產黨は如何なる根據によつて長期合作を唱ふるや？ 共產黨は如何なる辦法を以て兩黨間の關係を改善するや？ 所謂合作抗戰のみならず合作建國とは如何なる國家を建立することであるか？ 三民主義と共產主義の關係は如何？ これ等は極めて重要な問題であり又一つの問題である。

又例へば世界の風雲斯くの如く緊張するも、其の趨勢は如何？ 中國の抗日戰爭と世界反ファシヨ運動は如何なる利害關係を有するや？ これ亦重要な問題にして一つの問題である。

尙ほ又中國共產黨が民族戰爭中に於ける地位如何？ 共產黨員が共產黨の政治方針の爲め奮闘する際、其の工作态度は如何なるべきや？ 共產黨は更に如何なるよき方法を以て他黨と合作し、人民と連繫し、困難なる時局を順調に發展すべきや？ 共產黨の内部關係如何？ 如何なる方法を以て全黨を團結し、抗日戰爭中の特に當面の困難なる時局にあつて重大なる作用を起すや？ 共產黨七次代表大會は如何なるべきや？ これ等も亦重要な問題にして又一つの問題である。

これ等の問題は總べて黨内外より緊急に解決を要求されて居り、最近數ヶ月來、我等は常にこれ等の問題の解答を要求する人間に遭遇した。

同志諸君、我等の國家は一つの廣大にして複雑なる國家であり此の國家は今や一つの新しき帝國主義と決死的闘争を行つてゐるのである。而して此の闘争は今や一つの新しき發展段階に接

近せんとしつゝあり、目下新しき段階に向つて發展せる過渡期に處しつゝある。我等の擴大六中全會は斯かる時期に於て開會された。全會の責任や頗る重大にして、我等は幾多の問題を解決しなければならぬ。

一、十五ヶ月間の經驗は如何なるものを證明せりや？ 私は今十五ヶ月間の經驗を述べて見よう。  
十五ヶ月間に亘る抗戰の經驗は我等に如何なるものを與へたか私は之を主要な三方面があると考へてゐる。第一、抗日戰爭は長期のものであつて短期のものでないことを説明した。之が爲め抗戰の戰略方針は持久戰であり、速決戰ではない。第二、中國の抗戰は最後の勝利を取れし、悲觀論者が根據を有せざることを證明した。第三、長期戰爭を支持し、最後の勝利を取れる唯一の正確な道が全民族を統一團結し、進歩を求め民衆を信頼し、困難を克服、勝利を爭取するにあり其の他に非ざることを證明した。

一、抗日戰爭は長期にして短期に非ず戰略方針は持久戰にして速決戰に非ず 抗戰の初期の段階に於て彼我力量の基本的對比より出發せず、若干の一次的表面的現象より出發し、戰爭が久しからずして解決し得べきことを想像し、必勝思想が簡單に横行した。然るに蔣委員長は昨年双十節に於て明白に指摘した。  
「今回の抗戰は一年半歳にして終了するものに非ず。必ずや異常なる困苦と艱難を経て、始めて最後の勝利を獲得し得べし」



と。我等は早くより抗日戦争が長期戦であり、短時日のうちに解決出来るものでない旨を指摘した。「戦争の結果日本は必敗し、中国は必勝する、只之は犠牲の大なるを要し非常な痛苦の時期を経るであらう」(一九三六年七月十六日毛澤東とスノールの談話)。「此の抗戦が困難な持久戦であることを見なければならぬ」(一九三七年八月十五日中共中央の目前の形勢と黨の任務に關する決定)斯かる指摘、即ち抗日戦争が長期のものであり、短期のものに非ず、戦略方針は持久戦であり、速決戦に非ず、之は抗戦十五ヶ月間の経験によつて完全に其の正確を證明された。

理由は如何？ 敵強我弱、敵は優勢であり、我は劣勢であり、敵は帝國主義國家であり、我は半植民地國家である。

我等は早くより日本帝國主義に戦勝するには三つの条件のあることを指摘した。第一、中国の進歩、之は基本的であり主要なものである。第二、日本の困難、第三、國際の援助、我等は斯かる条件が抗戦十五ヶ月間如何様に経過したかを見よう。一語を以て回答すれば、既に一個の基礎を有するに至つたが、必要の程度より距ること尙ほ非常に遠いのである。

第一の条件(敵人に戦勝する基本的主要的条件)たる中国の進歩を述べて見よう。十五ヶ月來確かに一個の基礎を有するに至つたが、只續的な進歩によつて始めて最後の勝利を得るのである。所謂中国の進歩とは國內政治、軍事、黨務、民運、文化

のである。従つて速勝論が敵情方面に於ても根據を有せざること、十五ヶ月の経験が既に證明した。

第三の条件たる國際援助の一點を述べると、現在尙ほ最大有利の時に至つてゐない。十五ヶ月來、我等は國際間にあつて廣大なる輿論の聲援を有し、蘇聯及び其の他民主國家は國際聯盟の決議に根據して、我等に幾多の援助を與へ、我等が孤立に非ざること證明した。然し乍ら我等は必ず國際和平分野の各國が各々不同の情況にあることを見なければならぬ。資本主義國家は人民我を助くるも、政府は或る程度の中立態度を取り資本家階級は戦争を利用して取引を行ひ、尙ほ大量に軍需品と其の原料を日本に輸送してゐる状態である。又社會主義國家は根本上資本主義國家と不同であり、之は對支援問題上に於いて具體的に表現されてゐる。然し目前の國際形勢は尙ほ現在の程度を越えて援助することを許さない。之が爲め我等は國際援助に對し、暫時過大な希望を掛け、自力更生方針を抛棄してはならない。苟且にも其の希望を外援に託するが如きは疑ひもなく重大なる錯誤である。十五ヶ月の経験は之を證明してゐる。

只主要なことは自力更生に依據し、同時に外援の爭取を放棄しないこと、之こそ正確な道である。斯かる點より見て、過去の経験は又速勝論を否定してゐるのである。

之を總括すれば、中国方面、敵人方面、國際方面を論ぜず十五ヶ月間の経験は凡そ速勝論の主張が毫も根據なきことを證明し

教育等一切の方面を包括してゐる。斯かる方面の進歩は十五ヶ月以來非常に顯著なものがある。然し單に斯かる既存のものは尙ほ敵人の進攻を停止し、我の反攻を實行する事が出来ない。反攻には必ずや一つの準備期間を必要とし、必ずや全民族の努力に俟たなければならぬ。我等民族中の一切の生動する力量を廣大にして深刻に發動せしめて始めて、反攻勝敗の可能を帯びるに至るものであり、之が爲め速勝論は何等の根據を有するものでない。それは敵強我弱と云ふ一特點を忘却し、敵が優勢であり、我は劣勢であり、敵は帝國主義國家であるに反し、我は半植民地國家であることを忘れてゐるのである。中国は頗る大なる潜勢力を具有してゐる。之を發動せしむるときには自己をして敗を轉じて勝となし、弱を轉じて強となし、敵の形勢を根本的に變化せしむること可能であるが、尙ほ之は今後の努力に俟つものであり現在の事實ではない。

第二の条件たる日本の困難を述べよう。之も亦同様である。十五ヶ月中敵人は百萬の兵を出兵し、傷亡數十萬、費用數十億を要し、軍隊の銳氣日に衰へ、財政經濟日に凋瀆を見、國際輿論は紛々として責を與へてゐる。之は總べて日本の野蠻的侵略と中國の英雄的抗戦によつて造成された結果である。然るに敵人は斯かる既存の困難を有するに拘はらず尙ほ其の進行を停止し、我等の反攻を利するに至つてゐない。尙ほ敵の更に大なる困難と我の更に大なる進歩を俟つて、始めて反攻勝敵の機會が至る

てゐる。之に相反し戦争の長期性と殘酷を暴露した。従つて我等の戦略方針は決して速決戦に非ず、これ持久戦であり、持久して敵に勝利を得るのである。之が抗日戦争の唯一の正確なる方針であり、過去に於て斯かる方針は信ぜられなかつた。現在の事實は明白な教訓を與へ、再び疑問の餘地は無い。之こそ十五ヶ月來に於ける抗戦の第一の總括である。

一、戦争の研究と統一戦線の規律性は決定的政策の基礎である同志諸君！我等は過去の経験を總括したが、重要な問題は當面に於ける形勢發展の趨向を見ることである。抗日戦争は抗日民族統一戦線は如何にして過去の基礎より前方に變化發展を行はんとするか、之は我等が目下回答を必要とする問題である。此の一點は我等が當面の問題を解決するに當つて重要な意義を帯びるものである。蓋し若し完全なる抗戦の變化發展の行程に對し一つの大略の計畫なければ、我等は只戦争の圓形上を走るのみで、戦争によつて自らを束縛し、自己の制御下におくことが出来ないためである。加ふるに調節整理は戦争の必要とする條件を造出し、戦争を我等の要求する方向に向つて誘導し、且つ戦争の勝利を爭取せしめるのである。之によつて必ず抗日戦争の規律性を獲得しなければならぬ。斯くして其の戰略指導を實現し、戦争の服すべき一切の戰略、戰術、政策、計畫方針を決定することが出来るのである。抗日民族統一戦線に對しても亦同様である。我等が其の規律性を研究し、認識したる時



に於て始めて有効に統一戦線を推動し、之を鞏固なる發展の途に進入せしめ得るのである。之こそ戦争の勝利を得べき支柱的作用をなす。

我等は先づ戦争問題を述べよう。

一、特定の歴史的條件と主観能力の優劣は戦争の發展過程を決定す。歴史上戦争は一つの段階によつて完結してゐる。例へば一九〇五年の日露戦争は只日軍の進攻と露軍の敗退によつて終了した。又伊エ戦争の如きもイタリーの進攻とエチオピアの失敗によつて終結した。中國の一九二六年開始されたる北洋軍閥反對戦争の如きも、一面に於て双方の指導能力の優劣對抗出來得ない爲め造成された。これ等は第一類の戦争である。第二類の戦争は二つの段階を以て完結を宣告してゐる。例へば佛露戦争の如く、ナポレオンの進攻より退却に至る迄、露國の退却より反攻に至る迄、双方總べて二つの段階を有してゐる。中國古代の有名なる吳魏赤壁の役、秦晋に於ける澠水の役も之と同様である。兩軍の強弱は不同であるが、弱者は其の他優良條件を利用するに善く、正確の指導を與へた爲め、退却の後續いて反攻を行ひ敵人に戦勝した。然し尙ほ第三類の戦争がある。例へば外國の七年戦争、八年戦争、百年戦争、乃至は二十年前の歐洲大戰（特に西部戦線に表現されてゐる）總べて三つの段階がある。甲方進攻し乙方退却して第一段階となる。双方の對峙決せず、期間は頗る延長される。之が第二段階である。乙方反攻し

一時又其の進歩は敵を反攻し國外に驅逐する程度には至らないのである。上述の原因によつて双方對峙の第二段階或は中間段階が直ちに形成される。此の第二段階中に於て敵の困難、我が進歩日に増加し、又國際が我が有利にして敵に不利なる形勢を伴ひ、敵強我弱、敵優我劣の元來の状態が漸次變化を發生し、進んで全局より見れば日に益々敵に不利、我が有利なる局面に至り先づ彼我平衡に進み、更に我優、敵劣に到るのである。此の時我が反攻敵の退反を齎らす第三段階に轉入するのである。上述せる三つの段階より見て、之は彼我既存のものと將來發生可能の双方相反し對比する具體的條件に據り作り出さるゝ戦争の完全なる過程に對する一種の見透しである。現在尙ほ事實となつて現はれてゐるものでないが可能な趨勢である。我が主観的努力により、斯かる可能的趨勢に對する必要な條件を作り出すことによつてのみ可能的趨勢を事實となすことが出来る。而も既存の條件に依據し、加ふるに正確な指導と全民族の廣大にして堅持する努力があれば、斯かる可能的趨勢を變じて事實となすこと充分である。

一、三段階と國際形勢の關係 張鼓峰事件發生せる時、國內の一部輿論は大いに高潮し、日蘇戦若し爆發したる時中國は直ちに反攻に轉入し、持久を必要とせずとの見解を表明した。斯かる觀點にあつては、三段階論は當然成立すること出來ず、我等の見透しも錯誤を犯せることとなる。然し乍ら右は主として外援

甲方退却するのを第三段階とする。中國の歴史上に於ても斯かる幾多の戦争があつた。斯かる戦争の特長は比較的長く、或は頗る長い對峙の段階にある。之は又特定の歴史的條件と戦争指導集團の特性によつて造成される。

中日戦争は如何なる種類の戦争に屬するであらうか？ 私は之を第三類に屬する戦争と考へる。之は双方不同の歴史的條件と不同の戦争指導集團の特殊情勢によつて造成される。

一、中國戦争の長期性は戦争の三つの段階に表現される。中日戦争の長期性は次の如き點に表現されるであらう。即ち敵は進攻相持、退却、我等は防禦、相持、反攻、斯かる三個の段階中に於て、敵は強、我は弱（敵は優勢、我は劣勢、敵は帝國主義國家であり、我は半植民地國家である）の爲め今敵方の進攻、我方の防禦なる第一段階を現出してゐるのである。退却を説かずして防禦を語る。戰略的運動防禦、即ち節々と抵抗する姿態を持つて其の退却を表現してゐる。之は只一度のみの退却ではない。然し又敵は小國にして退歩寡助、我は大國にして進歩多助の特殊條件によつて、我が英雄的抗戦は進攻中の敵に分散的困難と消耗の損失を與へ、一定時期に於て戰略上の進攻を休止し軍事上其の占領地を保守するに轉化し、政治、經濟の封鎖より我に向ひ進攻する段階に至るを餘儀なくしてゐる。此の時敵は消耗すること多いが、一時に其の消耗をして失敗の程度に轉入することはない。我は堅固なる抗戦と各方面の進歩を見るが、

思想に依據するものであると共に速勝思想の一種である。國際的形勢は斯かる諸君の主観的希望に依つて發展するものでなく又自己に従ふものでない。世界を規定する主動重心は歐洲にあり、東方はそれを繞りつゝある重要部分である。世界の主要なる和平國家とファッシヨ國家は正に歐洲を中心として戦争の危機を控へてゐる。西方の紛糾が繼續しつゝある時、各列強間に戦争が前夜に廻らうと戦争勃發するとに論無く、西方の各大小國家は總べて歐洲問題解決を議程の第一位におき、極東問題は暫時第二位におかざるを得ない。斯かる情況より中日戦争を見たる場合、迅速反攻の兩段階論も亦理由が立たない。我等は必ずや自力更生を主とし、三段階に恐れること無きのみか、正に三段階を造成しなければならぬのである。三段階は中日戦争の規律であり、之は只彼我力量上に根據をおくのみならず、國際形勢上にも其の根據をおくのである。

#### 一、三段階の特長

第一段階 抗日戦争三段階の特長は既に出現したが、未だ豫定のものを実現に至つてゐない。之を概略的に指摘する必要あり、之は戦争を指導し、政策を決定する上に重要な關係をもつものである。

第一段階は然らば如何なる特長或は重要な指標を有するものであるか？

之を次の如き三方面に分つことが出来る。



第一、中國方面 民族統一戦線の形成、全國軍隊の參戰、抗戰の堅決性、國民黨抗戰建國綱領の發表、國民參政會開會、共產黨及び其の他黨派の合法性獲得、遊撃戰の創造、全國軍隊の進歩、民衆運動の發展等々、これ等は總べて中國方面に於ける進歩を表現せる大事件である。然し乍ら同時に又幾多の不利な事件又は不良の環境がある。例へば主要大都市、交通線と主要商工業の喪失、土地及び人口の喪失、全國進歩の不均衡（或る地方に於ては進歩の頗る遅いものがある）政治制度は一般的に僅かに民主化を開始したに過ぎない。頑迷分子と腐敗現象の存在妥協傾向の醜態等々。

第二、敵人方面 軍力財力の消耗、世界輿論の譴責、軍紀の敗壞、軍隊戰鬥力の相對的減退、國內人心と前線軍心の不滿の醸成、張鼓峰事件の失敗、漢奸軍隊の組成難或は組成せるも無能等々。これ等は總べて日本の困難を表現する大事件である。然し乍ら同時に其の能力を表現してゐるものもある。即ち進攻の堅決性、軍力の頑強、占領地の擴大、政治組織力の強靱、陰謀機關の有力等々。

第三、國際方面 對支援助運動の増長、蘇聯力量の壯大及び其の中國に對する援助、これ等は總べて中國を有利に導くものである。然し尙ほ他のものが存在する。歐洲大戰の醜態、日英間に於ける或る程度の妥協傾向、各國軍需原料の敵國援助これ等は總べて中國に不利である。

以上、中國、日本、國際方面に於ける幾多のものは總べて抗戰第一段階に於ける十五ヶ月以來に表現された特長である。斯かる特長はそれ／＼其の影響を新しき段階に與へるであらう。第二段階 武漢の失守を假定する情況に於ては、戰爭の形勢は又幾多の新しきものを現出するであらう。敵は武漢を占據するとともに舊段階が完結し、新しき段階が開始されたと見ることは出來ない。現在敵人は尙ほ進攻を繼續するも、進攻を停止するの止むなきに至る時期に到達した。即ち舊段階より新しき段階に至る過渡期に至つてゐる。然し乍ら武漢陥落が事實となつて現はれたる後は幾多の新しき情況を發生するであらう。武漢陥落後、新しき段階の大部は豫定されたる基本的情況を示すであらう。即ち一方面に於ては困難を更に加へ、又他方面に於ては更に進歩を加へる。之が新段階中に於ける基本的特長である。

困難の加重は次の各方面に表現される。

(一)主要なる大都市及び交通線の喪失によつて國家政權と作戰陣地は地域上敵に分割され、之によつて幾多の新しき問題を發生する

(二)財政經濟上に於ける異常な困難

(三)日英間に於ける或る程度の妥協傾向（或は之に反し日本が占領地域を獨立堅持し、南洋を脅威する條件下に於ては日英は反つて衝突を一步進める可能性を有する）

(四)敵が廣州を攻略すれば、中國の主要海上交通は切斷される虞れあり、國際援助は暫時部分的に低下する

(五)全國的偽政權が形成される可能性を生じ、且つ抗日戦線に影響を與へる

(六)抗日戦線中に於ける部分的叛變の可能性、妥協空氣の増長

(七)悲觀論の擡頭及び意見衝突現象の増長等々

これ等は總べて發生の可能性を帯び且つ抗日戦線の上に新しき困難を加へるであらう。斯かる困難を豫想することによつて準備的、計畫的に之を克服することが可能となる。

一方更に進歩を加へる點は次の各方面に表はれる。

(一)蔣委員長と國民黨の抗戰を堅持する方法及びそれが政治上に於ける進歩は更に増加する

(二)國共關係の改善、抗日民族統一戦線の擴大強化

(三)軍隊改造工作の進歩

(四)遊撃戰爭の擴大發展

(五)國家民主化の進歩

(六)民衆運動の更に大なる發展

(七)新しき戰時財政經濟策の實施

(八)抗戰文化教育の提唱

(九)蘇聯政府の援助繼續と之が増加の可能及び蘇支關係の親密化等々

完全なる第二段階は即ち相持の段階であり、中國の反攻準備の

段階である。其の時間の長短は彼我力量變化の程度及び國際環境の如何によつて決定される。然し我等は長期戰爭を準備しなければならぬ。斯かる困難なる路程を越えて勝利の路が到來するのである。

第二段階は彼我戰略上に於て相持するものであるが、尙ほ廣汎なる戰爭展開され、主として主力戰は正面防禦、遊撃戰は敵人の後方に於て發展することに表現される。此の時、遊撃戰は幾多重要な戰略地區に於て極めて困難なる戰爭を演ずるであらう。現在斯かる苦難に對處すべく萬全の準備をしなければならぬ。

第三段階 具體的情況は豫測すること不可能である。然し此の時必ず我が反攻條件が既に準備を終り同時に敵の困難なる程度が大いに増加し、國際形勢は大いに我に有利となる。此の戰爭の形勢は戰略防禦或は戰略相持ではなく、戰略反攻である。戰略關係でなく、戰略外戰である。國內政治は必ず大なる進歩を加へ、軍事上新しき技術を具へなければならぬ。然らざれば反攻は不可能である。

一、中國抗日統一戦線の特徴 中國の歴史的原因は今日の中國に於ける抗日民族統一戦線をして如何なる外國の統一戦線とも不同ならしめた。即ち人民戦線等の如き又之は中國の歴史上に於ける統一戦線と不同である。即ち第一次國共合作の如き、それは今日に於ける中國の特徴を有してゐる。斯かる特徴を認識する



ことは抗日民族統一戦線を擴大強化することに對して極めて重大な意義を有してゐるのである。斯かる特徴とは如何なるものなりや？之を結論すれば八つである。即ち、全民族抗日、長期性、不均衡的、軍隊の所有、十五年の經驗所有、大部民衆の未組織、三民主義、新しき國際環境に處す、これである。

先づ全民族抗日を述べよう。此の特徴は我等統一戦線の根本性質を規定する。一面統一戦線の目的は國土に侵入する異族日本帝國主義に反對し、建立發展を行ふものである。又他方、我が統一戦線の組織は全民族所有の不同の黨派、不同の階級、不同の軍隊、不同の國內民族を包括する最も廣大なる團體である。之によつて異民族の侵略に反對するものであり、従つて其の組織成分は斯くの如く廣大たり得るのである。組織成分の異常な廣大によつて此の統一戦線は偉大なる力量を具備する。然し同時に統一戦線内部に又幾多相互間の摩擦を免れることが出来ぬ。之を適當に調整せざる限り團結對外の目的に到達することが出来ぬ。我が統一戦線は之を基本的な特徴とするのである。政治目的が異民族の侵略反對と組織成分の異常な擴大性はフランス及びスペインに於ける人民戦線とも、又第一次革命時代に於ける民族戦線當時の國共合作とも不同である。今日の統一戦線をして幾多の特殊的内容と特殊の結果を産出せしめた。之が今日に於ける統一戦線の第一の特徴であり、長所である。然し

其の組織の複雑性によつて同時に缺點を包含することを免れない。第二の長期性 之は第一の特徴より發生したものである。此の統一戦線は民族戦線を以て日本帝國主義に反對し、而して日本は絶大なる帝國主義であることにより、直ちに抗日戦争の長期性を發生する。之は又統一戦線の長期性を産出する。此の特徴に關し、私は第五の報告に於て更に説明するであらう。之は一切の政策の出発點であつて、此の一點も第一次國共合作と不同である。

第三の不均衡 歴史的原因によつて、各黨各派各階層の政治力量に對する不均衡を造成すると同時に地域的な分布上に於ても斯かる不均衡を表現した。國民黨は實力を具有する最大黨であり、共產黨は第二黨で其の次位に位してゐる。斯かる情況は幾多の特殊なものを生んだのである。第四、軍隊の所有 國共兩黨は總べて軍隊を所有してゐる。斯かる特殊な歴史的條件に造成された結果は、缺點に非ず長所を所有するのである。兩黨は軍隊を所有するため抗日戦争中に於て兩黨は充分に合作の最善責任を分擔し、互に觀察、激勵する良き部分が更に多かつた。此の點はスペインと同じであるが、フランスとは不同であり、第一次國共合作とも不同である。之は兩黨の長期合作を可能ならしめる素因の一つである。第五、十五ヶ年の經驗所有 一九二四年より二七年に至る第一

次國共合作の四年、一九二七年より三六年に至る國共分裂の九年、現在國共再合作して二年、斯かる十五年間の合作——分裂——再合作の經驗は最も深刻に國共兩黨、其の他の黨派及び全國民を教育した。即ち其の結論は只合作あるのみ。分裂すべきにあらずと、之は又長期合作の基礎の一つである。斯かる貴重なる經驗は世界各國に見ることを得ず、第一次國共合作時代にも無かつたのである。

第六、大部民衆の未組織 之は中國の特徴である。西洋各國は之と不同であるが爲め一つの缺點となつてゐる。即ち統一戦線の組織はあるも民衆の基礎を缺き、同時に各黨間に於て民衆組織を分擔し、押し合ひ身動きの出来ないことは摩擦を惹起するものである。未組織の民衆あるが爲め、之が組織を待ち抗戰の急用に供へることが出来るのである。

第七、三民主義 抗敵民族統一戦線は三民主義を以て政治的基礎としてゐる。之は合作抗敵の基礎たるのみならず、合作建國の基礎たるものである。三民主義中の民族主義は此の合作を導き、全民の解放を爭取するに至らしめ、其の民権主義は合作を導引して徹底的なる民主國家の建立に至らしめる。而して其の民生主義は更に此の合作を頗る長期に至らしめる。三民主義の政治綱領と政治思想は統一戦線の長期性を保證しつゝある。

第八、新しき國際環境中に處す 今日世界の政治經濟條件は之を第一次合作と兩黨内戦の兩時期に比べて總べて不同である。

今日只一部の帝國主義國家、即ち日獨伊の如きは國共合作及び抗敵民族統一戦線に反對するも、他の帝國主義國家は彼等と日本との矛盾によつて、現時局我等の統一戦線に反對せず、反つて贊助的立場を採つてゐる。又全國家の進歩民衆は總べて我等を贊助し、蘇聯は更に誠意を以て贊助してゐる。斯かる新しき國際環境は我等の長期合作に大なる影響を與へるものである。上述の斯かる特徴を深刻に研究、認識することによつてのみ、適當なる政治上の政策と工作上の態度を採ることが出来るのである。

一、戦争の長期性は合作の長期性を決定する 抗日戦争が長期性なる爲め、抗日民族統一戦線も亦必ず長期のものたらねばならない。其のうち主要な兩黨、國民黨と共產黨の合作も須らく長期たらねばならない。之は一切の政策の出発點である。之が爲め我等の政策は如何にして長期の民族統一戦線、長期の合作たるか。如何にして統一政府を共同維持し、紛争と分裂に反對するかによつて戦争の難關を突破し、敵人の破壊に對抗し、日本帝國主義を打倒、同時に戦後新中國建設の任務を完成するに有利となるのである。之こそ一九二四年より一九二七年に至る國共合作と根本的に相異なるものである。當時は短期であつたが今回は長期である。

二、戦争中の合作は戦争後の合作を決定する 所謂長期合作とは戦争中のみならず、戦争後のものである。抗日戦争は長期のも



のであり、戦争中の合作は既に長期に亘つたが、之は尙ほ充分でなく、我等は合作の繼續を希望するが必ず之を繼續せしめなければならぬ。之は如何にして保證されるか？ 即ち戦争後の合作を決定しつゝある。抗日民族統一戦線の主要なる國共兩黨は必ず艱難を共にし、生死を共にし、努めて進歩を求め、且つ長期の努力を経て、始めて日本帝國主義を打倒することが出来るのである。然らざれば不可能である。戦争の後に於て、斯くの如く長期に亘り、艱難を共にし、進歩を見たる兩黨は合作の基礎を造成するのである。此の時國內國際條件が更に合作に有利となつて来ることも現在想像出来得るのである。戦争中の合作が必ず其の各合作段階の内容を有し、戦争後の合作が更に新しき内容を有するが、戦争中の合作が戦争後合作出来得る状態を決定しつゝあることは根據なき豫斷でない。

一、長期合作の内容と主要條件 所謂長期合作とは長期の民族統一戦線である。資本家より労働者に至る一切の階級、國民黨より共產黨に至る一切の政黨、漢族より苗族少数民族に至る一切の民族、中央軍より八路軍に至る一切の軍隊、國民政府より甘肅邊區政府に至る一切の政府、只民族中の叛徒を除く外、總べて一切のものは其のうちに包含され、且つ長期性を帯びる。民族統一戦線内の或るものは長期戦争中に於て艱苦なる闘争に耐え得ず、個人の利益を民族の利益の上におく時、變じて民族叛徒となるのである。従つて民族統一戦線は不斷にかゝる民族叛

徒を除外したものでなければならぬ。然し斯かるものを除外するも依然民族統一戦線である。其の理由は長期合作の主要條件先づ敵人の野蠻性と戦争の長期性である。敵人の野蠻性には全民族各階級の生存に嚴重なる危害を加へ、上層階級も其の他階級と一致して抗日に向ふことを餘儀なくする。上層階級中の一部は抗日戦線より脱却するも、其の他の部分と其の他階級は殆んど一様に壓迫を受け、反抗以外に出路が無いのである。又斯かる野蠻性の戦争が長期である爲め合作の長期性を決定する。之は長期合作の一方面を決定する。然し尙ほ他の一面を有してゐる。合作中の各黨、先づ國共兩黨は正確なる政策を採り、必要なる工作を進行しなければならぬ。如何なる政策と工作であるか？ 之は長期戦争と長期合作の基點より出發し、規定され、且つ實行された政策と工作でなければならぬ。之は現在或は將來を考慮に入れ、一つの階級と又他の階級、一つの黨派と他の黨派、一つの軍隊と他の軍隊、一つの民族と他の民族の政策と工作を考慮に入れたものでなければならぬ。然らざれば此の工作、此の政策は不合理なものとなり、合作の持久を困難ならしめる。斯くの如く一方面に於ける敵人の野蠻性と戦争の長期性、又他の一面に於ける統一戦線中の正確なる政策と必要なる工作、之は中國の民族統一戦線を長期に亘らせなければならぬのみならず、長期に亘らせる充分な可能性を與へる。之は民族戦線であり、人民戦線ではない。之は戦争中と戦争後の

國共合作を包括し、戦争後再び分裂、内争を企圖する國共合作ではない。

一、三民主義と共產主義 三民主義は抗日民族統一戦線と國共合作の政治的基礎である。然らば三民主義と共產主義の關係如何？ 共產黨員は三民主義に對し如何なる態度を採るべきか？ 現在尙ほ之に對して認識を缺く人があるため更に之を説明する必要がある。

一九三六年五月開催されたる我が黨の臨時代表大會に於て次の如き「堅決實行三民主義」の綱領が通過された。

「共產黨は三民主義に同意すべきか否か？ 我等の答へは同意である。三民主義は歴史的變化を有してゐる。孫中山先生の革命的三民主義は曾て共產黨と合作し、之を嚴重に實行した爲め人民の信仰を得、一九二五年より一九二七年に於ける勝利の大革命を發動した。又曾て共產黨を排斥（清黨運動）し相反した政策を實行した爲め人民の信仰を失ひ革命の失敗を招來した。現在民族危機と社會危機の極端に重大なる時に當り、全國民衆と國民黨内の愛國分子は兩黨合作の切實なる要求により、三民主義精神を新しく整頓した。對外的には獨立解放の民族主義、對内的には民主自由の民権主義及び人民の幸福を増進する民主主義の下に於て、兩黨新合作を樹立し、人民を導き、之を堅固に實行することは中國革命の歴史的要求に完全に一致するものである。而して各共產黨員の認識を明白ならしめる爲め次のこ

とが言はれなければならぬ。共產黨は決して社會主義と共產主義の理想を抛棄したものでなく、資本家階級民主革命段階より社會主義と共產主義の段階に到達するものである。共產黨は自己の黨綱を有するものである。其の黨綱とは社會主義と共產主義であり、三民主義とは區別されるものである。其の民主革命政綱も亦國內の如何なる黨派に比し徹底してゐる。が國民黨第一次及び第二次代表大會に宣布された三民主義綱領とは基本上衝突するものでない。従つて我等は三民主義を拒絶しないばかりか嚴重に三民主義の實行を希望するものであり、而して國民黨に我等と一致し三民主義を實行すべき旨要求するものである。同時に全國民衆に訴へ三民主義の實行を唱導し、國民黨、共產黨全國民衆として民族獨立、民権自由、民生幸福に共同一致せしめ、此の三大目標に向つて奮闘すべきことを唱導する」

「中國抗日民族統一戦線の目前の段階に於ける任務」

昨年九月二十二日、我が黨中央部が公布せる國共合作成立の宣言中に於て又之を述べてゐる。

「孫中山先生の三民主義は中國今日の必要とせるものなり、本黨は其の徹底的なる實現の爲め奮闘するものなり」

共產主義政黨は斯かる態度を如何なる爲めに採るや？ 極めて明白である。民族の獨立、民権の自由、民主幸福、之こそ共產黨が民族民主革命の段階に於て實現を要求せる總目標である。之は又全國民衆の實現を要求せる總目標であり一黨派が單純に



要求すべきものではない。只共產黨誕生以來の文獻其の政治綱領を見れば直ちに明白である。過去に於て即ち一九二四年より二七年に至る國共兩黨の第一次合作時代のみならず、我が共產黨員は嚴重に三民主義を實行したのである。一九二七年兩黨合作が不幸にも決裂せる後も、我等一切の方法は又三民主義に違背したものでなかつた。當時我等は堅く帝國主義に反對した。之は民族主義に一致してゐる。我等は人民代表會議の政治制度を實行した。之は民權主義に符合する。我等は「耕者有其田の土地」制度を實現した。之は民生主義に一致した。當時我等一切の方法は資本家階級民主革命の基本的範疇たる私有財産制を越えたものでなかつた。現在抗日の段階と戦後に於ける民主共和國の徹底的完成の段階は總べて三民主義の段階であり、資本民主革命の性質を帯びる段階である。斯かる民主革命の段階を徹底的に完成すべき任務に對し一切の共產黨員は毫も疑義を有してゐない。自己の一貫せる革命方法、自己の決議と宣言に依據し、中國國民黨及び全國各黨派、全國の廣大なる民衆と一致し、誠心誠意三民主義を實行することは誰れが三民主義の信奉と實行に不忠實であり、誰れが表裏不一致であり、誰れが忠實なるマルクス主義者でないであらうか。中國に於ける如何なる忠實なマルクス主義者も現實の實際的任務と將來に於ける遠大なる理想の二つの責任に對し明瞭に認識してゐる。只現實の實際的な任務を徹底的に完成可能ならしめて始めて將來の遠大な

る理想に發展せしめる根據と基礎を與へるのである。之こそ共產主義である。所謂現在の實際的任務は三民主義である。之は「國際地位の平等を求め、政治地位の平等、經濟地位の平等を求め」現段階の基本的任務である。之こそ國共兩黨及び全國民衆の共同要求である。

一、我等は二つの戦線に於ける闘争により鞏固壯大となる。十七年來、我が黨は一般的にマルクス主義の武器——思想上、政治上及び工作上、二つの戦線の闘争方法を用ゐることを學んだ。即ち一方に於ては右傾機會主義に反對し、他方左傾機會主義に反對した。

五中全會以前、我が黨は陳獨秀の右傾機會主義及び李立三の左傾機會主義に反對した。斯かる二回に亘る黨内闘争の勝利によつて、黨は偉大なる進歩を獲得した。五中全會以來又二回に亘る歴史的意義を帯びる黨内闘争が行はれた。即ち遵義會議と張國燾除名問題である。

遵義會議によつて反五次圍剿闘争中に於て犯せる左傾機會主義の重大なる原則的錯誤を糾正し、黨と紅軍を團結、中央と紅軍の主力は勝利を以て長征を完成し、抗日の前進陣地に移るに至つた。斯くて抗日民族統一戦線の新政策を執行した。又巴西會議と延安會議によつて張國燾の右傾機會主義に反對し、全紅軍を一堂に會合せしめ、全黨は更に團結を加へ英雄的抗日闘争を進行した。斯かる二つの機會主義は何れも國內闘争に於て産出

したものであり、其の特徴は戦争中の誤謬であつた。斯かる二回に亘る黨内闘争によつて得たる教訓は如何なるものであつたらうか？

(一) 中國革命戦争中、特徴及び産出せるものを認めざることは反五次圍剿闘争中の重大なる原則的誤謬に表現され、且つ主觀客觀條件を視ざる「左」傾的急進病を包括した。斯かる傾向は革命戦争に對し極端に不利なると同時に如何なる革命運動にも不利である。當時の斯かる誤謬は黨の總ルートの誤謬でなく、當時總ルートが犯せる戦争策略と戦争方式上に於ける重大なる原則的誤謬であつたことを指摘しなければならぬ。

(二) 張國燾の機會主義は革命戦争中に於ける右傾機會主義であり、其の内容は退却ルートであり、軍閥主義と反戦行爲の綜合であつた。只之を克服して始めて長期英雄闘争を行ふ紅軍第四方面軍、特に其の偉大なる幹部及び黨員を張國燾の機會主義統制の下より解放し、中央の正當なるルートにおくことが出来たのである。

(三) 中央ソグイェート區に於ける偉大なる組織工作は、軍事建設たると政府工作たると、或は民衆工作、黨の建設たるとに論なく、大なる成績を有するものである。斯かる組織工作と前線に於ける英雄的戦闘が配合せざる時は、當時の殘酷なる闘争を支へんとするも不可能であつたであらう。然るに當時黨の幹部の政策及び組織原則方面に於ては、重大なる原則的

誤謬を犯してゐたのである。之は宗派的傾向、詭辯主義、及び思想闘争中の過火政策に表現される。之は過去に於ける李立三コースの殘餘が肅清せられざるが爲めの結果であると同時に、當時に於ける政治上に於ける原則的錯誤の結果であつた。斯かる錯誤は遵義會議によつて糾正され、黨は全般的に正確な幹部政策と組織原則の下に轉ずるに至つた。張國燾の組織ルート方面に於ては完全に黨の一切の原則を離開し、黨の規律を破壊小組織の活動より直ちに反黨、反中央、反國際的行爲に迄發展するに至つた。中央は張國燾の罪惡と反黨行爲に對し、一切の可能的努力を以て之を克服した。又張國燾自らを救はんと企圖したが、張は不變の態度を堅持するのみならず、派閥的行爲を採り、最後に叛黨を實行するに至つた爲め止むを得ず彼の黨籍を剝奪するに及んだ。

以上の教訓と成功は我等今後の全黨團結と思想上、政治上、組織上の一致強化を與へ抗日戦争と抗日民族統一戦線の勝利を以て執行する必要的前提を與へた。我が黨は斯かる二つの戦線闘争より強化され、壯大となつた。

今や私は最後の問題たる第七次大會召集問題を述べよう。同志諸君！我が黨の全國代表大會は一九二八年第六次代表大會を行つて以來、環境上の原因よりして既に十年間大會を開くに至らなかつた。昨年十二月政治局會議は十次代表大會の召集準備を決定したが、準備工作は尙ほ未完成で、之が爲め本年も



尙ほ招集困難であつた。今回の全會擴大會は斯かる準備工作問題に討論を加へ、且つ久しからざるうちに大會招集の實行を決定しなければならぬ。七次大會の政治的意義は重大であつて之は過去の經驗を總括するものである。主要なものは全國抗日と抗日民族統一戦線の經驗、國內國際政治情勢の討論、如何にして全民族團結、國共兩黨及び其の他黨派の團結に一步を進め如何に抗日民族統一戦線の擴大強化に一步を進めるかに就いての討論、又長期戦争と長期合作中であつて、抗日最後の勝利を爭取すべき方法、方法と計畫の討論、全國勞働者階級を動員し更に積極的に抗戦に参加せしむべき討論、且つ新しい環境の下に於て如何にして自己の團結、強化及び自己と國民黨、其の他黨派及び全國民衆の聯繫に一步を進め、抗日民族統一戦線を執行する無方針を順調にするかに關する討論を行はねばならぬ。

斯かる政治と組織的な問題を除く以外、七次大會は新しき中央委員會を選擧し、全黨中の最も聲望ある幾多の指導者を中央委員會に選び、全黨工作に對する指導を強化せしめなければならぬ。同志諸君！七次大會の意義斯くの如く重大であり、從つて擴大六中全會閉幕後同志諸君は各地の工作に歸り、黨を發展し、強化する基礎の上に立ち、民主的方法に依り適時に選舉を進行、大會の代表を選ぶべきである。

次いで左の如き決議案を可決して散會した。  
中共擴大會議決議案

に今後の工作の連絡緊密化の爲め國民黨との各種共同委員會組織を要請する。

敘上の如く同會議は國民黨に對する妥協的ゼスチュアとして國民黨國民革命軍内部に於ける赤色細胞組織運動を今後中止する旨決議し、同時に共產黨員の國民黨、三民主義青年團加入を獎勵すると共に、國民黨に對し各級機關の國共協力展開の組織を提示して實際的に國民黨赤化の企圖を示すに至つたが、黨中央部は會議の結果に就き同二十二日左の如く發表した。

共產黨中央部發表

中國共產黨六中全會は毛澤東同志の報告に基き、現下の對日戦争が支那民族の統一を完成せることを認め、三民主義即ち民族主義民生主義を基礎とする國民黨、共產黨其の他各黨各派の抗日聯合戦線を繼續すべきことを決議した。廣東、武漢陥落後對日抗戦が一層の困難を加へたことは事實だが、我れには尙ほ西北、西南に抗戦根據地として恃むべきものあり、政治機構を民主化し全面的にゲリラ戰術を採用すれば最後の勝利は期して待つべし。

尙ほ蔣政權軍事委員會政治部副部長の要職にある中國共產黨領袖周恩來は民國二十八年一月二十日次の如き談話を公表し、當時の五中全會に於ける共產黨の主張を有利に導かんと宣傳に努めたが、其の内容が農民問題に關し英米の援蔣に影響あることを懼れ、頗る妥

擴大會議は毛澤東の報告に基き左の如く決議す。

一、過去十六ヶ月間の抗戦の綜合的觀察、今後の戦争は中華民族の發展に於ける歴史的な事件で空前の民族團結を實現した。戦争が永引けば日本は愈々弱く、支那は愈々強くなる。情勢は國共の長期合作を要求すると共に四億同胞の團結は最後の勝利を保障する。

二、目前の形勢の特長では戦争（共產黨の所謂）は第一期より第二期への過渡期にある。武漢及び廣東の陥落は困難を増加したが、支那には尙ほ西北と西南がある。政治機構は漸次民衆化されつつある。日本は海岸線及び鐵道より離るるに伴ひ其の困難は遞増しつつありゲリラ戰に悩んでゐる。廣東攻略後日本と英佛米の關係は對立激化し國內の反ファツシヨ運動は擡頭しつつある。

三、目前中華民族の工作としては次の如きものを擧げる。（イ）精神動員と妥協排撃、（ロ）蔣介石と國民政府擁護及び國共合作強化、（ハ）軍隊の戰闘力強化と西北西南の防衛、（ニ）ゲリラ戰の擴大と日本軍の背後に於ける遊撃根據地の増加、（ホ）軍事技術の高揚と兵工廠の増設、（ヘ）民衆政治の逐次實現、（ト）民衆組織と動員の強化、（チ）裏切者の撲滅、救國諸政黨の聯合強化。

四、國共目前の共同目的は三民主義に基き新中國を實現するにあり、六中全會は茲に國民と各團體乃至軍隊内に共產黨の秘密細胞組織を作らず共產黨員の三民主義青年團加入を容認する。更

協的言辭を繰返したことは注目される。

周恩來談

一、今事變は國共兩黨の合作を一層緊密ならしめた。兩黨々員の政治的展開は必ずしも同一ではないが、抗日戦線の作戦を聯合して以て新中國を建設すると云ふ最後の目標に關しては相一致して居る。此の目標を達成する爲めに共產黨は次の二つの建議をなさんとするものである。即ち第一は共產黨員が國民黨及び三民主義青年團に加入することを國民黨に要求する。而して共產黨は加入者の氏名を國民黨當局に提示し、一方共產黨員が國民黨員を共產黨に誘致することを禁止する。第二は國共兩黨の共同委員會を組織し以て兩黨の合作を促進する。

右の提議を國民黨中央執行委員會開會に當り之を提出するが、第一點が採用されなくとも第二點が採用されるべきであると思考する。

一、蘇聯は中國に對し政治的野心は無い。若し英米二國が中國を援助し南方及び東北の權益を保持するならば蘇聯は西北に在つて引續き中國を助け中國は必ず勝利を得るであらう。若し英米が對支援助を放棄するならば我々は更に一層の援助を蘇聯に請ふであらう。蘇聯が最大の援助を惜しまぬとしても我々は二つの困難に當面する。第一に蘇聯に中國の内政干渉の野心がなく只蘇聯自身を保全し、日本の侵略を阻止せんとするに過ぎない



と云ふことを英米に明瞭ならしめることが困難であり、第二に  
は中國と蘇聯との交通が甚だ不備であると云ふことである。  
因に國共合作に關する右の共產黨の主張が五中全會に於て實質上  
承認せられたことは別記の通りである。

邊區臨時參議會

中國共產黨が陝西、甘肅、寧夏の一部に設置  
したソヴェエト政府は中華民國邊區政府と其の名稱こそ改められ  
たが、其の實體は依然獨立政府たるに依り、蔣政權は之に對し屢々  
嚴重なる通告を發して取消を要求したるに拘らず、共產黨は其の都  
度要求を拒絶して來た。然るに事變の進展に伴ひ蔣政權の威令次第  
に衰退するに乘じて邊區政府は其の基礎と地盤を益々強化擴大し、  
毛澤東の如きは「邊區政府は益々強化し以て將來の赤色支那の中央  
政府たらんとするものなり」と豪語してゐるが、更に注目すべきは  
民國二十八年二月一日より一週間に亘り開會された中國共產黨第一  
回陝甘寧邊區臨時參議會である。同會議に於て共產黨は邊區政府人  
民法の名にて共產主義的立法を決議したことは支那赤化史上劃期  
的の大事件で、共產黨は中央に於て國共合作に極めて忠實なるかの如  
く裝ひ、出来るだけ國民黨との摩擦を避け、蔣政權からの壓迫を阻  
止しつゝ著々独自の赤化政策を遂行し、來るべき全支那赤化の地盤

を強化すると共に、一面國民黨との合作により抗日戦線が崩壊した  
場合に備へてゐることが明かに觀取されるが、同會議に於て通過し  
た主なる法律案は左の通りであると傳へられる。

邊區參議會通過法律案

- 一、甘肅、陝西、寧夏の三省の各一部を含む地域に於ける邊區政  
府の權限を規定した基礎立案(同地域の人口推定百萬)
- 二、戦線より歸還した兵士に土地無償給與、漢奸の私有財産沒收  
及び梅毒患者、癩病患者、狂人其他全治の見込みなき病人の  
結婚、十八歳以下の女子及び二十歳以下の男子の結婚の禁止
- 三、離婚、重婚、姦通、不倫に關する規定
- 四、言論、集會、宗教の自由及び各民族を通じての男女同權の規  
定
- 五、同地區内の少数民族に對して固有の風俗習慣を守る宗教信仰  
の許可
- 六、義務教育及び強制軍事教練法律案
- 七、病弱者、老人、孤兒、寡婦に對する政府の生活補給金の支給
- 八、一般民衆に對する農業、教育、森林保護、埋立等に關する規  
定
- 九、政府役人及び學生は政府の支出膨脹を可及的に防止する爲め  
食料自給を圖ること(政府役人は現在衣食住に關し政府の給與  
を受け且つ五元を超えざる程度の給料を支給され八時間労働制

に従つて執務乃至勉學をしてゐる)

- 十、一般民衆に對する低利資金を潤澤にする爲め高利貸の廢止
- 十一、政府組織法及び裁判所構成法
- 十二、凡ゆる税金徴收を禁止する、但し農民より一人に付き生産  
の七%を超えざる程度の對政府納納は受理すること

尙ほ右臨時參議會の性質に關し邊區政府主席林祖涵は、UP記者  
の質問に答へ左の如く説明した。

一九三七年まで施行されてゐた制度に據れば一般階級は各區議會  
代表を選擧したのであるが、現行法の下では秘密投票により邊區  
代表大會に對する代表を選出する譯で、此の新しい制度の下に第  
一次參議會が今度開催された次第で、行政官の任命は總べて參議  
會で選出する。尙ほ勞農、中産階級とも總べて夫々の人口に比例  
して議席を持つてゐる譯で、我々の制度は眞のデモクラシーであ  
ると信ずる。

共產黨の潜行運動

汪兆銘の重慶脱出以後共產黨並に國民黨左  
派の策動は愈々露骨積極化しつゝあるが、其の背後には勿論蘇聯が  
糸を引いてゐるものとして注目されてゐた所、親蘇派の巨頭たる孫  
科は蘇支外交關係の内容を發表し、「支那國民は徒らに蘇聯に頼るこ  
となく、獨自の力を以て日本の侵略に抵抗すべし」等從來の主張態  
度と大いに異なる變化を見せてゐる。中國共產黨及び親蘇派の態度

が俄然一變したる所以のものは大體左の如き事實に據るものと解せ  
られ、彼等の表面的後退は極めて巧妙に仕組まれたるカモフラージ  
ユ戰術にして、其の背後には援蔣政策を中心とする英蘇共同謀略に  
依るものとみられる。

中國共產黨並に國民黨左派の餘りにも急激且つ露骨なる中央乘込  
みは、世界の資本主義國家並に全體主義國家の前に中國政府が急  
激に赤化しつゝある事實を暴露することになり、全體主義國家群  
に對しては防共協定強化の口實を興へると共に、資本主義國家に  
對しても一種の脅威を興へることになるので、それは中國政府に  
對つて却つて不利なりとして、此の點に付き最近英國政府から蘇  
聯政府に對して深甚なる注意を喚起するところあり、其の結果蘇  
聯政府から中國共產黨一派に指令を發し、それに基づいて同黨一派  
は急に表面的な活動からは一時後退した如く見せかけ、其の反面  
に於て軍隊赤化の潜行運動に全努力を傾注することになつたもの  
である。

共產軍の現勢

西安事變により國共合作に成功した共產黨は、  
民國二十六年二月の三中全會にソヴェエト區並に紅軍の名稱を改  
變すべきことを提言すると共に、國共合作を單に政治上に局限せず  
軍事をも含めた全面的提携を要求した。然るに同年七月事變勃發を  
見るや、八月には早くも紅軍は「國民革命軍第八路軍」と改稱され



共産軍は表面上軍事委員長蔣介石の指揮に入り、其の總司令として朱德が、副司令に彭德懷、總政治部主任に任弼時、總參謀長に滕代遠が就任した。

然るに共産軍は當初國民黨軍が北支及び中支に於て我が軍に抵抗し痛撃されてゐるに拘らず山西省方面にあつて僅かにゲリラ戦を續けてゐたのであるが、南京陥落前後より蔣介石の軍力が漸く弱体化して共産軍の遊撃的必要性を主張し得る情勢となるや、俄かに活動を開始し蔣政権に對して中南支の共産軍遊撃隊、即ち「國民革命軍新編第四軍」の編成を要求し遂に之を容認せしめ、茲に江西、福建、湖南、浙江、安徽、河南、湖北の一帶に残存する共産軍部隊を改編して中南支方面を彼等の活動地域として登場せしめた。其の數十萬と稱せられ、其の軍長には葉挺、副軍長には項英、參謀長劉英、政治部主任袁國平、副主任鄧子恢が就任し、斯くて共産軍は國民黨による討共政策を全く抛棄せしめたのみならず、完全に合作に成功して抗日戦の第一線に躍り出た譯である。

而して共産軍の現有兵力を見るに、事變勃發當時共産軍は自ら百萬と號してゐたが、之は共産軍の宣傳であつて現在は第八路軍約三十萬、新四軍約十萬と云はれるのが事實のやうである。これ等共産

軍の配備地域は民國二十七年十一月の中共擴大六中全會で決定された所によると全軍を五個集團に改編し、第一集團は晋北（山西省北部）第二集團は綏遠省、寧夏省、第三集團は江蘇、安徽、江西の三省、第四集團は陝西省北部、第五集團は中央軍の援助をなすこととなつて居り、又此の外上海、香港、陝西の三ヶ所には連絡中樞機關を設けて各集團軍の連絡に當り、殊に陝西地方の共産黨の地盤は絶對に堅守する。而して其の軍務統帥は朱德及び毛澤東が専ら指揮することに決定したと傳へられてゐる。

一方中央に於ては蔣介石軍事委員長の下に毛澤東、朱德、彭德懷、葉劍英等の共産黨及び共産軍領袖があつて國防軍事委員會の重要地位を獲得し、軍事部面の活動範圍を漸次擴張して本來の目的である民心獲得、黨軍の中堅及び下層への赤化勢力扶植に成功しつつあるのである。即ち蔣介石は曩に共産黨に對し共産軍第八路軍の名稱取消を要求した所、共産黨は（一）上中下各級將校の任免權は共産黨に於て之を掌握する、（二）軍隊の編成は共産黨の手によつて之を自由に行ふ、（三）軍隊の配置を共産黨に依り任意に決定する等々の條件を附して第八路軍の名稱だけを取消す旨を表明したが、右は共産黨が國共合作の看板に隠れて實質的に其の兵力と第八路軍の歴史を保

持し、更に漸次全軍への命令、編成配置、任免の手を伸ばさんとする現はれであることは明かである。

**抗日遊撃政府計畫** 蔣介石は軍事委員會政治部の提議に基き、「奥地建設」に呼應して「敵後建設」のスローガンを掲げ、軍事的遊撃戦に對應する陥落地區内の政治的經濟的建設を企圖しつつあるが、之に乗じて共産黨は巧みに攻勢をとり、蔣政権と日本軍勢力下の中間に共産主義政策をカムフラージュした桃色地帯を設定し、之を「抗日遊撃政府」に導引、以て蔣政権の没落後其の掣肘を脱し陝甘寧邊區政府に等しき共産政權たらしめんとしつつある。即ち共産黨の狙ふ所は左の如き方法によるものである。

一、政治 努めて共産主義の色彩を避け、民族統一戦線政府の形式によつて黨、軍、政三位一體の政治組織をとり、武装民衆をして抗日戦線に立たしめんとするもので、政治の大綱は蔣介石の「抗戰建國綱領」を原則とするが、遊撃區の特殊情勢に對應して独自の政策を行ひ「有錢出錢有力出力」を立法化する「動員民衆辦法」を適用して、政府は奥地政權よりも一段と強力なる統制力をもち將來に於ける共産主義政府の母胎たらしめる。

二、經濟 逃亡地主の土地を沒收、個人の能力に適應して農民に分ち與へ、永代小作權を設立して農産を振興し、更に民間團體に少額の資金を集めしめて小工業を起し、生産を増大遊撃區内

軍隊と民衆の自給自足經濟を確立する。又遊撃區内にゐる五千萬乃至六千萬の避難民は軍隊の指導下に荒地を開墾して食糧を生産せしめ一部は軍需品製造工場、運輸隊、便衣隊等に編入する。一方日本と支那民衆との政治的經濟的合作の斷絶に主力を注ぎ廉價優秀なる日本製日用品の流入、法幣吸收を妨害し生糸、綿毛、皮麻、落花生、煙草等土産品の流出を阻止する爲め「禁敵貨條例」「禁運貨物敵品條例」を適用強行する。

三、外交 抗日統一戦線の強化を目標として蔣政権及び援蔣第三國の對日強硬政策を繼續せしめる爲め凡ゆる手段を講じ、遊撃政府は蔣政権と日本の絶縁體となり蘇聯極東政策の最前衛の役割を演ぜんとするものである。

以上の遊撃政府建設大綱は陳誠一派の新黃埔派と共産黨の合作を基礎とするものであるが、其の推進力は周恩来が黃埔軍官學校政治主任時代左翼學生として學び、爾來周と行動を共にする新編第四軍團結支隊司令陳毅を初め陳賡、伍仲豪等の共産派軍人が其の精銳指導者である。従つて第八路軍及び新四軍の指導下にある山西遊撃區江南遊撃區は建設工作顯著なりと宣傳し、晋東地區に於ては既に米鹽、鐵等は三ヶ年自給自足の目算が立ち、小規模の兵工廠、紡織製紙、靴工場等の總數三百を下らずと稱し、又江南遊撃區に於ては日本軍の交通破壞、揚子江の日本船航行妨害、經濟機關の破壞、放



火等、所謂經濟遊擊戰に主力を注ぐと共に遊撃區商會を設置して第三國との貿易振興を圖り、遊撃税關を水陸通路の要衝に設けて徵税を行ひ土產移入辦事處等によつて日本側への物資流出の妨害を試みてゐる。然し此の遊撃建設も左の如き難關に逢著してゐる。

- 一、遊撃建設に参加する民衆間に階級的懸隔が甚だしく地主と小作人、資本家と工人の相剋激烈を極め、生産強化は全く絶望の狀態にある。
- 二、國民黨と共產黨の對立は相互の猜疑不信解けず事毎に抗争甚だしい。
- 三、遊撃建設は日本軍の警備手薄に乗ずる一時的のもので、我が肅清掃蕩戰の爲め絶えず威嚇され苦心の經營は水泡に歸するに多い。

尙ほ中國共產黨領袖にして蔣政權軍事委員會政治部副部長の周恩來は重慶の蔣政權國防宣傳處に於て内外新聞通信記者に對し「第二期作戰中に於ける彼我的新戰略と前途の展望」と題して大要左の如く演述し、夢の如き共產黨專賣の遊撃戰效果を説くと共に、蔣介石及び其の軍隊が完全に共產黨及び共產軍の指導下に置かれてゐることを言外に暴露した。

#### 周恩來演說

現在の第二期抗戰段階に於て我が國の採るべき策略に就いて論ず

之を要するに第一期戰が城市の進歩せる民衆を動員するにあつたとすれば、二期戰は廣大なる鄉村の落伍民衆全體を動員して参加せしめるにある。斯くの如くにして我が遊撃戰の目的は初めて達せられるであらう。併し乍ら吾人は單に遊撃戰を展開するに止らず、同時に尙ほ實力を充實して正面戰にも従事しなければならぬ。而して二期戰の正面戰は機械化部隊に依る城市の保衛ではなく、機動的運動戰である。之を畢竟するに第一期戰が日本軍を深く誘ひ、其の兵力を我が廣大な地區に分散せしめるにあつたとすれば、第二期戰は深入りした日本軍に對して全面的戰闘を展開して到る處攻撃し、之を膠着分散せしめ、其の疲勞困憊するを待つて總攻勢に出づるにある。

四月攻勢の失敗以後中國共產黨中央部は頻りに有力黨員を各方面に潜行せしめて黨の活動を強化する一方、六組より成る特務工作團を佛印、暹羅、海峽植民地、蘭領印度、比島等に分派、黨員の獲得や寄附金の募集に當らしめてゐたが、中共幹部は支那側に殘された唯一最大の國際的宣傳市場たる香港に於ける宣傳工作を強化することに決定し、蔣介石の機關紙大公報と並び稱せられる有力新聞申報（上海申報と同一系統）の編輯權を日額八千弗で買収、爾來同紙は朱德、彭德懷等の遊撃戰術、林祖涵の西北特別行政區論、張聞天の汪兆銘排斥論、邵式平の陝北公學所懷、李福春の生産建設論等中共

れば次の如くである。即ち第一期作戰に當つては我が戰略は空間を以て時間に代へ、日本軍を有利な地帯におびき寄せ時期を待つて反攻を實施するにあつた。第二期戰の戰略は即ち後方を變じて前方（支那側にとつての前線）となし小勝を積んで大勝たらしめるにある。此の戰略の重要意義は日本をして被占領區域内にある人物資源を利用させないことにあり、之は第二期作戰時期に於ける我方の主要政策で、此の政策を實現する爲めには軍事的には遊撃戰を展開しなければならぬ。右戰略は南岳會議（民國二十七年十月湖南省南岳の軍事會議）の決定にかゝり、蔣委員長は當時遊撃戰の意義を一層強調した。而して遊撃戰の重要使命の一つは日本軍の後方に根據地を作り、他の一つは其の兵力を消耗せしめるにある。若し吾人が後方にあつて根據地を作ること成功すれば吾に被占領地域を縮小し得るのみならず、日本軍の兵力を多量に牽制し得るのである。次に遊撃戰の政治的經濟的作用に就いて云へば、前者は戰區内にあつて我方の政治的指導を積極的に發展せしめて鄉村を我が手中に收め、城市内の日本軍をして主權行使に由なからしむる爲め河南民衆の多くも組織され、大刀會、小刀會などの古い迷信團體は既に消滅した。次に經濟的作用に就いて云へば廣大なる遊撃戰の發動は占領地區に於ける日本の一切の建設を不可能ならしめる。同時に我々は節約と建設へ努力して長期抗戰を支持し、又精神總動員の積極的作用を發揮して落伍せる民衆を啓發し一切の戰闘に参加せしめなければならぬ。

要人の諸論文を連續的に登載する等、同紙の社説は勿論編輯方針に至る迄完全に共產黨の機關紙化するに至つた。斯くて申報買収に依り香港に於ける中共機關新聞は時事晚報（責任者廖承志—廖仲愷の息子）及び立報を併せて三紙となつたが、従前中央日報、大公報、新華日報以下七、八紙を算した重慶の主要新聞は我が空軍の大爆撃で全滅し、蔣介石の命令で僅かに一つの聯合版が維持されてゐること、市民の逃散で同地が大衆向宣傳場所としての價値を失つたこと等の爲め中國共產黨は華僑獲得をも兼ねて香港方面に於ける宣傳工作に力を注ぐに至つたものである。

### 第三節 歐米依存の外交

蔣政權の外交方針 蔣介石は支那事變勃發するや、其の傳統の外交方針たる歐米依存主義を一段と徹底し、直ちに國際聯盟理事會或は總會に泣訴哀願して其の同情に縋る（昭和十三年版參照）一方機會ある毎に九國條約國會議の蹶起を慫慂する外、各國に對し宣傳戰に、外交戰術に凡ゆる努力を傾倒、以て對日壓迫乃至對日經濟封鎖の斷行を企圖する所あつたが、民國二十七年十二月一日外交部スボークスマンは當面の對外關係に關し總括的談話を試み、日、獨、



伊防共協定の一層の強化を認めながらも、尙ほ英、米、佛の對支援助の強化を夢見、依然たる歐米依存の外交方針を表明した。右談話の要旨は左の如くである。

外交部スポークスマン談

- 一、防共同盟の強化に付ては米佛駐在の大使からも報告があり、其の發展如何は嚴重に注意してゐる。
- 二、獨佛協定の成立は中歐の形勢を緩和するものであるから歐洲各國は極東問題解決に一層の力を注ぐことになり、殊に英佛當局は對支援助を強化するであらう。
- 三、英國は對支輸出保證を強化させたが、英國の對支援助はこれ以外にも種々實行されてゐる。
- 四、イーデン前英外相の渡米は英米協力の上に極めて重要な意義を持ち極東問題とも重大な關係がある。吾人は英米合作によつて極東問題解決を見る日の近きを信ずる。

更に民國二十八年一月二十日より開催された五中全會に外交部は左の如き國際關係處理に關する三項を提出し其の承認を得た。

外交部提出事項

- 一、國際聯盟及び九國條約國會議の決議案實施を關係各國に慫慂する。
- 一、關係各國との協同によつて國際間の法律秩序及び條約の尊嚴恢復に努力する。

右の如き希望は共產黨を除き支那の穩健派も強硬派も共に欲する所の和平條件であつて、之によるならば支那側は何時でも調停に應じたい希望を抱いてゐることは既に明白である。たゞ各國とも右の如き條件に對し到底日本が應諾しないことを承知してゐるので、敢へて調停の勞を執らんとする第三國がないのである。

而して事變當初南京及び廣東に對する我が空爆が行はるゝや、支那側は英米に對し「無防禦都市」に對する攻撃なりとのデマを流布し、英國は之に踊らされて民國二十六年（一九三七年）九月二十七日國際聯盟諮問委員會に於て我が軍に對する「嚴肅なる非難」の決議をなし、日本の行爲を以て九國條約違反なりと斷ぜざる報告を採擇したるに續いて、十月六日聯盟總會は「支那に對する精神的援助の意を表し……且つ各個に於て支那に對する援助を爲し得る程度を考慮すべきことを勵獎」したのであつた。

英國が日本に精神的壓迫を加へ輿論を動員して其の非難攻撃を集中することに努力した主要題目は、無防禦都市空爆及び非戦闘員殺戮に對する人情主義的感情を刺戟することによつて米國を動かすこととあり、聯盟總會の決議に基き米國の賛同を得て同年十一月三日九國條約會議をベルギーのブラッセルに招集したが、我が國は勿論

- 一、外交機構及び人事を調整し、最大の機能を發揮せしめ、各友邦との友好關係を促進する。

右は蔣介石政權の外交方針の概要を自白したものと云ふべく、自國の力を以てしては如何とも爲し難きを以て、列強の力を借りて事變を有利に解決したい希望を率直に暴露したものと云ふことが出来る。孔祥熙は支那側の希望を更に二十八年一月二十三日往訪のAP記者に次の如く語つた。

孔祥熙談

支那は平和條件として少くとも一九三七年七月七日の日支紛争勃發以前の狀態に復舊することを要求するものである。日支問題のみならず極東全體の懸案を解決する爲めに九國條約締約國會議が開かれるならば、支那は何時でも之に参加する用意がある。

又宋美齡も同年一月二十五日AP記者に次の如く語つてゐる。

宋美齡談

平和條件としては少くとも支那の領土保全、行政權並に均等待遇が保障されることを必要とする。然らざる限り支那は如何なる第三國の調停をも受諾しないであらう。我等は徒らに平和を憶れるに非ず、支那民衆に恥しくない平和をこそ求めんとするものである。列國が此の點を了解し敢へて調停に乗出すといふならば我々としてもこれを受入れるに吝かでない。

參加を拒絶し、結局會議は有耶無耶に終り、蔣政權の策動は完全に失敗に歸したのであつた。

外交陣の補強策 蔣政權は前記の如く國際聯盟に泣訴するを初めとして、各國に對し外交關係の調整或は媚態策を採用して各國の同情を求めたのであるが、未だ積極的に對日攻勢に出で来る國なきを以て如何にして自己の立場を有利に導き、且つ對日非難を有効に發揮し得るかに苦心した結果、先づ其の基礎工作として外交陣の補強策に就いて畫策したのである。

即ち米國に就いては民國二十七年九月七日駐米大使王正廷を罷免し其の後任として胡適を任命した。胡適は米國留學生系の最有力者で事變勃發後歐米に於ける輿論を有利に導くべく蔣政權から國民使節として派遣され各地を奔走してゐたものであるが、十月三日歐洲から紐育に到着、出迎へた新聞記者に對し「今回の日支紛争に際し支那民衆に多大の同情を寄せられる米國に赴任したことは欣快に堪へない。余は眞摯な公開外交によつて必ず米國民の期待に副ひたいと考へるが、殊に聯盟國が規約十六條に基いて自發的行動に出づることを希望して已まない」と語り、十月二十八日、華府ホワイト・ハウスにルーズヴェルト大統領を訪問、信任狀を捧呈した席上「支



那に米國政府の建設的な國際理想主義に多大の慰藉と激勵とを見出すものである」と挨拶してゐる。之に對しヒトラー總統は「兩國の友好關係に就いての陳大使の意見に對し敬意を表す、文化關係を深めると云ふ獨支兩國の努力は將來効果を齎すだらう。又兩國間の經濟關係の改善を期待する」と答へた。尙ほ外交部次長の後任には前鐵道部次長宋鑾が任命せられた。

駐蘇大使は同年一月蔣廷黻の歸國以來空席となつてゐたが、後任には代理大使兼中央陸軍大學校教務長楊杰を昇格せしむることに決定、楊杰は九月四日クレムリン宮にカリニン最高會議幹部會議長を訪問し信任狀を捧呈した。然るに翌二十八年一月二十八日付を以て

楊杰の兼職を免じ、陸軍大學教務長の後任に萬耀煌を任命したが、其の後楊杰の本職駐蘇大使をも免じて其の後任に賀耀組を任命し、賀は目下莫斯科にて蘇聯の對蔣援助獲得に狂奔してゐる。

程天放の後任として外交部次長から駐獨大使に任ぜられた陳介は着任するや獨逸政府から形式上の問題で信任狀捧呈を一應拒否されたが、漸く二十七年十二月十六日に至り柏林の總統官邸でヒトラー總統に信任狀を捧呈し、支那は經濟、貿易、文化に於て獨逸と密接なる關係にあること、及び支那の外交政策が友好國との關係を進め

るにあること等を述べた。之に對しヒトラー總統は「兩國の友好關係に就いての陳大使の意見に對し敬意を表す、文化關係を深めると云ふ獨支兩國の努力は將來効果を齎すだらう。又兩國間の經濟關係の改善を期待する」と答へた。尙ほ外交部次長の後任には前鐵道部次長宋鑾が任命せられた。

駐波公使も魏家祖の轉出以來缺員となつてゐたところ前駐白公使王景岐が任命せられ、王は同年十二月十日着任し波蘭との國交調整に活動してゐる。

次いで二十八年に入り蔣介石は歐米依存の經濟外交に力を注ぐべく王正廷、施肇基、顏惠慶、孫科を外交使節として英、米、佛、蘇に夫々派遣するに決した。之に對し應諾を遊つてゐた者もあると傳へられたが、孫科の如きは直ちに出發し三月以來莫斯科に滞在中、前駐獨大使程天放も來會した。又五月二十六日王正廷は香港より飛行機でパンコックに向け出發し倫敦へ赴いた。

斯くて蔣政權は外交陣の強化を策しつゝあるが、被占領地域の擴大により各地租界は勿論、援蔣ルートも次々と皇軍の掌握する所となり、香港が唯一の對外宣傳並に情報蒐集の土地となつたので、國際情報の蒐集及び對外聯絡機能の補足強化を圖る爲め、香港に「港

澳總部」なる新機關を設置した。蔣政權は南支に英領香港及びポルトガル領澳門の存在するを奇貨として從來から主として香港に外交部、軍政部、財政部、交通部の各辦事處を始め特殊秘密機關を置き宋子文、王正廷、許世英、吳鐵城等が暗躍してこれ等と重慶との連絡に當つたが、抗戰の繼續に伴ひ新機關の新設に依り一層國際情報の蒐集を強化せんとするものである。港澳總部部長には豫て香港滯在中の前廣東省主席吳鐵城が就任し、其の下に外交情報關係の相當有力な委員數名を任命してゐると傳へられる。また民國二十八年四月十八日開催された行政院第四百十回會議は外交部より提出された緬甸のラングーン領事館を總領事館に昇格せしめる案並に緬甸東部國境に近いラシオに辦事處を設置する案を審議の結果之を可決した緬甸・雲南ルートの軍需品輸送の活潑化に伴ひ蔣政府が緬甸の駐在機關を強化したことは注目されてゐる。

**外交政策發表** 立法院長孫科は重慶の文化協會で支那の外交政策、特に蘇支關係に就いて演説したが、其の全文は次の如く民國二十八年一月十三日付を以て發表された。

#### 孫科の外交演説

外交に關する支那の根本方針は、英、米、佛及び蘇聯との友好關係を維持し之を強化して行くことにある。一方に英、米、佛他方

に蘇聯と結ぶことは支那自身に取つても決して矛盾ではなく、又蘇聯としても支那が英、米、佛と結ぶことを希望し且つ必要としてゐるのである。其の理由は若し蘇聯が英、米、佛と離れて單獨に支那を援助することになれば日本に支那の共產主義と戦ふと云ふ好個の口實を與へるのみならず、又一方支那に利害關係を有する英、米、佛の列國も蘇聯勢力の壓倒的擡頭を危惧し却つて日本に左袒するの危惧を生じ來るからである。蘇聯に極東制覇の野心なく又蘇聯が終始一貫支那の最後の勝利を信じて支援を惜しまぬであらうことは余の固く信じて疑はぬ所である。今次事變前蘇聯はボゴモロフ大使を通じて

一、支那の發意で太平洋平和會議を招集すること

二、蘇支不可侵條約を結ぶこと

三、蘇支相互援助條約を結ぶことを提案し來つたのである

而して第一案は日本の反對により實現不可能なることを見越して中止し、第二案は一昨年八月締結された。開戦後に於ける相互援助條約の締結は戰爭防止ではなく寧ろ戰爭擴大を意味するから未だ具體化するには至つてゐない。今後蘇聯が右の第三案相互援助條約締結を具體化し或は一層積極的な援支態度に出るには、國際的に次の條件の何れかが満たされることを必要とするのである。

一、英、米、佛が共同一致對日制裁に乗り出し蘇支同盟を容認すること

二、聯盟が對日軍事制裁の決議をなすこと



三、日本が蘇聯に對して挑戦し軍事行動を開始すること  
英蘇の援蔣積極化 民國二十八年五月十六日重慶に於て中英文文化協會年次大會が開催されたが、同大會を中心に蔣以下政府高官とカー大使、及び同大會に出席の香港大學副總長スロス氏との間に文化の分野に於ける英國の對支援助に關し廣汎に亙る協議が行はれ、其の結果蔣政權側は英國よりの大々的な文化援助を受入れることとなり、スロス氏は十九日歸香港後各方面と右の問題に就き折衝中であつたが、其の第一事業として中英文化協會香港支部設置が實現し、五月三十一日發會式を擧げるに至つた。而して之が成立により先づ英國側として全力を注がんとする問題は支那奧地に於ける大學教育への援助で、香港大學が主として其の仲介の任に當ることとなつてゐる。元來香港大學は香港政廳の機關で同大學の總長は香港總督が兼任することになつて居り、其の方針は英國政府の政策を其のまゝ具現するものとされてゐるが、同大學によつて行はるべき支那奧地大學への協力方法の一端が五月三十日同大學卒業式席上ノースコート香港總督が總長としての資格に於て行つた式辭演説によつて明らかとなるに至り、頗る注意を惹いてゐる。即ち其の内容としては次の如き諸項が擧げられてゐる。

一、今後英國側は支那奧地各大學より優秀なる男女學生を香港大學に收容教育する。  
二、蔣政權教育部と香港大學の協力により支那中央大學局なる機關を新に設置し大學教育問題に關する情報交換を行はしめる。  
三、英支大學教授の交換を盛んに行ふ爲め香港大學を中心に新たな維持機關を設ける。  
四、戰亂により資料教材不足に悩む支那奧地諸大學の爲め英國の國際學生協會の手で教科書、教材資料書物等を蒐集し之を香港大學の手を通じて配給する。  
而して此の費用の一部として國匪事件賠償基金管理委員會では五月十六日取敢へず一萬弗を支出することとし、又蔣政權はスロス氏を右管理委員の一員に任命した。之により英國側は支那の將來の指導階級と目される各大學學生中最も優秀なる部分に自國の手で教育を施すこととなる譯であり、英政府としても感謝を受けつゝ自國勢力の進展を計る此の絶好の機會を逃す筈はなく今後此の文化援助方針は益々強化される態勢にある。  
而して孫科は右對支援助協定成立後更に之が積極化を策しつゝあつた所、民國二十八年五月兩者間に對支援助に關する次の如き具體的協定が成立した趣である。其の結果蔣介石は同年四月中旬重慶に於て軍政各要人を招集して重要政治會議を開催、莫斯科よりの孫科

の報告を中心に協議を遂げた結果、蘇聯側の提案を受諾することに決定し、之が正式返電を發したと傳へられてゐる。對支援助の代償として蘇聯側の提案する所は、

- 一、現在國內及び政府部内に瀰漫する和平派の彈壓
  - 二、中央軍、共產軍、地方雜軍に對する裝備、供與、待遇の差別を撤去する
  - 三、第三國の日支和平調停乗り出しに際しては必ず蘇聯の應諾を求めること
  - 四、陝西、甘肅、寧夏、新疆各省に亙る西北特別行政區域を強化擴大し、蘭州を首都とし毛澤東を主席に任命すること、以上の地域内は共產軍のみを駐屯せしめ、蘭州には蘇聯より軍事代表(大將級)を派遣すること
  - 五、陸軍並に空軍の訓練の爲め軍事教官として蘇聯專家を招聘すること
  - 六、西安を起點として蘭州、哈密、迪化を経て莫斯科に通ずる空陸連絡線を設置し其の費用は蘇支合辦とす
- の六項目で、此の蘇聯側の提案は表面蔣政權に於ける和平派の驅逐を口實に蔣政權の弱體化に便乗する蘇聯側の西北赤色圈獲得の具體化に外ならぬものである(歐米各國の財政上に於ける援蔣政策に就いては財政其の他の項参照)。

#### 第四節 奧地邊境の動向

西康省政府成立 事變の進展に伴れ元來蔣介石の威令十分に行はれてゐなかつた邊疆に於ては、此の機に乗じ蔣政權の羈絆を脱して本來の獨立自治要求を貫徹せんとする氣運が濃化し來つたが、其の第一の現はれとして四川、西康問題を擧げることが出来る。同問題は四川省と西藏に挟まれてゐる西康が、四川省西南部一帯十四縣の廣大な地域を以て新たに西康省を建設せんことを要求したるに對し、對日抗戰に狂奔してゐる蔣政權は邊疆を顧る餘力なき爲め西康側の言分通り之を讓渡することに内定した。然るに右事情を察知した四川將領鄧錫侯、劉文輝、潘文華等は打揃つて成都より重慶に赴き重慶行營主任張群、副主任賀國光其の他蔣政權要人と重慶に於て協議した結果、四川將領側の要求を容れることに決定、左の如く從來通り土着軍の處理に任すことに妥協成立した。

##### 中央四川間妥協策

- 一、西康問題は現地解決に一任する
- 一、四川軍の軍事行政權を從來の如く四川將領の權限に屬せしめ中央はたゞ好意的に助言を與ふ



一、四川將領は右の結果に就いて今後國府軍部機關の四川入りに反對せず

一、四川の産業經濟開發に關しては中央四川相提携して行ふ  
右妥協案に基き民國二十七年十一月二十二日蔣政權は重慶行政院會議に於て西康省建省案を可決し西康省委員會は建省の準備を續けてゐたが、四川省十四縣を接收し準備完了したので民國二十八年一月一日成立典禮を舉行、初代省政府主席には劉文輝が就任した。

**四川問題の處置** 事變勃發以來四川省の動向は頗る注目されたが、省政府は四川省の行政監督區域を改編することになり、右案を民國二十七年六月七日の省務會議に提出協議した結果通過するに至つた。而して右改革案に據れば從來の廳州縣の區域十八區を左の如く十區に改編してゐる。

四川省區域改革案

- 一區、專署を綿陽に設け成都府及び綿州所屬の各縣を統轄す
- 二區、專署を樂縣に設け嘉定府資州所屬の各縣を統轄す、但し雷馬屏三縣を含む
- 三區、專署を江北に設け重慶府西陽州所屬の各縣を統轄す
- 四區、專署を瀘縣に設け叙府、叙永、直隸、瀘州所屬の各縣を統轄す
- 五區、專署を南充に設け順慶、潼川兩府所屬の各縣を統轄す

六區、專署を萬縣に設け夔州、綏定兩府所屬の各縣及び石柱廳を統轄す

七區、專署を閬中に設け保寧府所屬の各縣を統轄す  
八區、專署を茂縣に設け茂州、懋功所屬の各縣及び松潘、理番兩廳を統轄す

九區、專署を雅安に設け雅州、邛州、眉州所屬の各縣及び寶興、金陽を統轄す

十區、專署を西昌に設け、寧遠府所屬の各縣を統轄す

一方蔣政權は西部中央化の工作の痛と目されてゐる四川問題の解決の爲め民國二十七年末の重慶軍事會議に於て左記事項を決定實行することとなつたと報せらる。

- 一、四川軍の改編と同軍に政治部の新設による抗戰教育の強化
- 二、弊害百出の徵兵制度を改善し壯丁及び學生訓練を中央より統一指導する件
- 三、川南(川黔公路以東揚子江南岸の蒸江、涪州、南州、彭水等の諸縣)を參戰部隊の後方給養地として確定する
- 四、陝西に對する一部四川軍増派の件
- 五、行政督察員制度及び保安隊の改善

然るに四川軍閥の首領王縉緒(四川省主席)、王陵基(全省保安署長)潘文華(綏靖副主任)等の故劉湘直系軍將領は民國二十七年十一月戦はずして全市を焦土と化した長沙の慘狀に鑑み、四川は四川

軍の手に依つて保衛すべしと稱へ、四川軍の一大擴張を企てゝある趣であるが、右に對し蔣介石は重慶行營主任張群に之が制壓を命じ綏靖主任鄧錫侯は軍の編成を其の儘にして内部充實を圖ると言ふ妥協案を提示して調停これ努めた。尙ほ省内には故劉湘系に對して鄧錫侯、劉文輝、楊森、孫震等の外様派あり、更に土着派も軍閥の派別に應じ鄧漢祥等の保守派(反中央派)盧作孚、劉航琛等の進歩派に分れ、其の間汪兆銘派と劉湘系との連繫説喧傳される等形勢紛糾の惧れある爲め、劉雨卿(第二十六師長)軍を先發隊として湖北西南部より入境せる中央軍に秀山、西陽、彭水一帶の四川東南部にあつて西進を停止せしめるやう命じた。

**龍雲の向背** 蔣政權は豫て雲南省の政治的經濟的中央化を策してゐたが、省主席龍雲は中央入りを欲せず、蔣政權も亦雲南が佛印緬甸を通ずる西南援蔣ルートを抑へてゐる爲め強壓手段を回避、努めて懐柔的態度を以て之に臨んでゐた爲め、龍雲、蔣政權の關係は從來大體に於て圓滿に進んで來たのである。然るに民國二十八年四月頃より内外諸情勢の變化に刺戟されて此の妥協的關係に龜裂を生じて來たが、最近蔣政權側は雲南の中央化を策するに至りたるにより兩者睨み合ひの状態を續けてゐる。而して其の事情としては大要

次の如きものが擧げられる。

- 一、汪兆銘派は離國後も依然龍雲に對して活潑な働きかけをなすつゝある模様で、重慶側では兩者の接近を危惧し嚴重監視を加へると共に、龍雲に迫つて反汪通電を發せしめたが龍雲の通電内容は單に汪の外遊を懲罰する微温的なものに過ぎなかつた。
- 二、廣東陥落後對外交通路としての雲南の主要交通路の中央管理及び輸入税の中央歸屬等により省政府側は主要財源が失はれるので、其の分配に付き中央の讓歩を要求しつゝあり、其の外蔣權側では龍雲の阿片專賣を取り上げべく策動した。
- 三、歐洲に一度び戰爭勃發せば英佛の對日態度が軟化する可能性がある爲め、雲南としては重慶とは別箇の立場より之に處すべき對策考究の必要を生じたこと。
- 四、共產黨は陳誠一派を使喚して蔣介石に對し「若し歐洲戰爭勃發せんか、龍雲は中央に叛旗を懸へず懸念ある故、之に先立ち速かに雲南省を改組し其の中央化を圖るべきだ」と強硬な進言をなしたと云はれる。

**寧夏省に反共運動** 共產軍の西北戰區に於ける行動に對し我が陸軍航空部隊は不斷に猛爆を加へつゝあり、之が爲め共產軍は陝西北部及び寧夏省方面回民地區内に侵入せんとする氣勢あるを看取した馬鴻逵は民國二十八年一月十日吳忠堡に赴き、同地方の回民に對して「西北戰區の共產軍が防備に名を藉り回教地區内に踏入れれば西



北回軍は斷乎之を反撃すべし。由來回教は共產主義とは絶對に相容れず」と演説し暗に民衆を煽動した。これ以來寧夏に於ける回教民の反共思想は頓に昂り、此の運動は日を経るに従ひ熾烈を加へつゝある。事變發生以來共產軍と不即不離の關係を保つて來た馬鴻逵が共產軍に對して決然反抗の意思表示をなした主なる理由としては大體次の如きものが擧げられる。

馬鴻逵の反共理由

- 一、寧夏、包頭の西北貿易は事變發生以來不圓滑ながら回民の手によつて爲されつゝあつたが、我が空軍の陝西北部及び山西北部の共產軍重要地域の爆撃と物資の缺乏により共產軍が臨河、寧夏の穀倉地帯に潜入した爲め西北貿易路を脅かされ、寧夏地方回民は生活必需品の移入を停止され動搖を起した。馬鴻逵は此の貿易商人に對して駱駝一頭に付き九元を徴收し軍費に充て唯一の稅收にしてゐた。
  - 二、これ等の貿易商人により日軍の占領地區内の回民は平穩無事に生活してゐる實情を開き軍閥(回教)より離脱する傾向顯著になつたこと、西北回教民は日軍の進撃を渴望してゐる。
  - 三、此の狀況より馬鴻逵は延いては自己の地盤失墜を怖れて強硬態度を表示するに至つた。
- 因に西北回教軍の現勢は大體左の如くである。

- △寧夏 馬鴻逵四個旅、山砲一個團
- △臨河 馬鴻逵新編第八十一軍三個旅
- △涼川 馬步青二萬、馬步芳二萬
- △吳忠堡 馬全良三千
- △陝壇 馬寄忠、馬光宗三千

新疆全省大會と蘇聯の策動 事變勃發後に於ける新疆省の軍事的立場は蘇聯よりの武器軍需品輸送の據點として重大視されてゐる所であるが、新疆省政府は更に其の援蔣態度を明示する爲め、民國二十七年十月一日より同十二日迄首都迪化に於て各民族代表約六千名參集、全省第三回大會を開催した。先づ李溶省主席より過去五ヶ年間の行政報告あり、次いで協議に入り各代表は夫々意見を開陳したが、同六日の大會に於て次の如き決議がなされた。

新疆全省大會決議

- 一、中央及び蔣介石を積極的に擁護し各戰區の戰況に關心を拂ふ
  - 二、蘇聯は支那に取り一大友邦なるを以て之と緊密に親善關係を持續する。
  - 三、新疆省に住む各民族は一致團結する。
  - 四、新疆省は中央政府の抗日戰を援助する。
  - 五、新疆省政府は軍隊に政治教育を施し持久抗戰に處する。
- 尙ほ省督辦盛世才は大要次の如き閉會の辭を述べた。

盛世才の閉會の辭

新疆省政府は人民の意見を尊重し本大會の決議を實行する。此の大會により新疆省内の民族は其の團結を益々鞏固にした。新疆省の親蘇政策を確認し、抗日民族統一戰線は茲に始めて完成した。更に蘇聯は蔣介石政權の弱體化に乘じ軍事援助を楯に西北支那の制壓策を一段と積極化せんとし、其の具體化として曩に締結された蘇支秘密軍事協定に付帶する共同防衛委員會に於て防共協定國家群に對する陣營強化を名目に、蔣政權に對し次の如き條件を提示し其の實行を迫つたと云はれる。

蘇聯側の對蔣條件

- 一、國民黨の反共態度是正に關する件
  - 二、國際防共陣營に對する強力なる戰線の構成
  - 三、蘇聯人の政治、軍事顧問の對支積極進出
  - 四、國際共產黨の利用と防共國の赤化推進
  - 五、蘇聯の對支援助に對する支那側の負擔に關する件
- 而して右の内第五項に關しては特に左のものが要求されてゐる。
- 一、新疆の石油、金鑛の採掘權を蘇聯に與へる
  - 二、同省の治安は蘇聯が維持し支那は其の永久獨立を承認する
  - 三、蘇聯より外蒙、新疆、甘肅等支那内地に通ずべき鐵道敷設權を蘇聯に提供する

## 第二章 窮迫せる財政經濟

### 第一節 戰時財政の彌縫

事變當初の戰時財政政策 事變勃發以來蔣政權の財政狀態が如何に困窮せる狀態にあるかは今更茲に贅言を要せぬ所であらう。

抗戰一ヶ年後の民國二十七年七月七日孔財政部長が「抗戰一年の國民政府財政」として發表した内容(昭和十三年版參照)に見るも、表面強がりを羅列して居るものゝ其の内實に於て如何に困窮狀態にあるかを極めて明瞭に察知出来るのである。従つて其の後更に一ヶ年を経過した今日では愈々其の窮迫狀態が著しく増してゐることは云ふ迄もない所である。

茲に蔣政權の財政狀態を記述するに當り、其の順序として事變當初蔣政權が採用した戰時財政政策の概略を摘記するに大要左の如くである。

- 一、金融安定辦法の公布 抗戰力増強策として戰費の支辨を統一し、重工業の振興、荒地の開拓、後方金融安定による農工商業の發展、輸出貿易促進の爲め、先づ不必要の消費を節し、資金



の逃避を防止する手段として「金融安定辦法」を施行した。斯くして中央、中國、交通、中國農民の政府系四銀行をして聯合辦事處を設立せしめ、且つ「内地聯合融資辦法」を制定し、右四行をして各重要都市に「融資委員會」を設立せしめて資金融通を圓滑ならしめた。

一、外國爲替購買辦法 一方我が國が北支に中國聯合準備銀行を設立するや之に對抗する爲め「外國爲替購買辦法」を發布すると共に、外國爲替業務を統一し輸出入貿易を調整する爲め「貿易委員會」を設置し「輸出爲替辦法」を制定して輸出増進に當つた。

一、税制の改正 國稅收入の大宗たる關稅に就いては事變以來激減を來したので、民國二十六年十月轉口稅を改正して統稅及び煙酒稅を支拂つたもの、外は總べて轉口稅を課することゝしたのみならず、非常時印花稅辦法、土酒稅、煙酒稅を施行した。一、公債の發行 以上の方策を以てしても軍費の調達の不可能なることは云ふまでもないので、結局公債發行による財政の均衡を期すべく、事變當初先づ五億圓の救國公債を發行し、次いで事變第二段階に入るや二十年金公債（一億海關金單位、一千萬英鎊、一千萬米弗）及び二十七年國防公債五億元を發行したのである。

一方在外正貨に就いても事變勃發當初孔祥熙は倫敦に於て「支那の在外正貨は英國に二千五百萬鎊、米國に一億二千萬弗、合計八億

三千三百萬元あると發表したのであるが、軍需品輸入の爲め事變後一ケ年にして約三億七、八千萬元に激減したのである。其の後一ケ年、蔣政權の最も大なる財源である所の各地の海關は皇軍によつて相繼いで接收せられ、之が爲め關稅收入は殆んど停止の状態にあり、加ふるに在外正貨亦一億元に過ぎずと云はれたが抗戰繼續により其の大部分を費消し盡くすに至り、唯一の頼みとする對外借款も思ふやうに成立せず、奥地經濟開發亦當面の急を救ふに由なく、今や蔣政權は一路破綻に向ひつゝあるものと云ふべく收拾すべからざる態勢に瀕するに至つた。次に財政、經濟の各部門別に其の概要を摘記すれば左の如くである。

**行詰まれる財政** 事變勃發一ヶ年前の國民政府の豫算（民國二十五年七月一日より同二十六年六月三十日に至る）を見れば總歲出九億二千六百六十五萬八千四百五十元、總歲入七億四百九十八萬二千三百三十九元、差引歲入不足二億二千六百六十七萬六千一百一十一元、其の歲入不足を新公債發行一億二千五百萬元、現在借款より繼續支出九千六百六十七萬六千一百一十一元計二億二千六百六十七萬六千一百一十一元を以て補填してゐたのである。而して此の歲出のうち一億五千八百九十萬元は補助金及び建設費としてイヤ・マークしたが、實際は

大部分資本を費消したものである。又二十六年度の平時豫算は事變勃發前の同年六月二十五日行政院から十億六千四百九十九萬九千九百九十六元を査定公布したのである。然るに事變の勃發は必然に豫算の膨脹を來たし、國民政府の發表に據れば一月一日から十二月三十一日に至る曆年度歳出豫算に於て左の如き數字を示してゐる。

民國二十五年	十二億元
同 二十六年	二十一億元
同 二十七年	二十四億元
同 二十八年	二十八億五千萬元

右によつて見るに蔣政權の戰費が如何に増高を來し、それだけ財政の窮乏を加へつゝあるか察するに難くない。尤も右の數字に對し二十七年十二月二十日香港發の同盟通信は確報として「蔣政權は長期抗戰に備へて、今後の戰費支出激増及び戰區の擴大に伴ふ財政收入の激減に備へ二十八年一月一日から戰費四割減、政務費七割減の豫算を實行することに決定した」旨を報じてゐる。従つて實際には恐らく二十八年度二十八億五千萬元の歳出豫算は歲入不足に依り實行不能の状態にあるものと見るべきである。而して蔣政權財政部長孔祥熙は二十八年一月新聞記者に對して「支那の財政は大部分海關收入に仰いで來たが、現在各海關は日本軍の手に落ち、二十七年に

國民政府が海關より得た收入は僅かに全租稅收入の一六%を占めたに過ぎない」と語つて居り、同年の蔣政權の海關收入は、全支海關收入二億五千五百萬元の三六・四三%即ち九千三百萬元であつたから、此の數字を基礎に孔祥熙の言明によつて計算すると、二十七年の租稅收入は五億八千萬元と云ふことになる。尙ほ孔祥熙は他の機會に於て稅收入は僅か二億元に過ぎなかつたと述べて居り、結局例年の稅收入（七億元前後）に比べ半減乃至三分の二に減じてゐるものと見るべきが至當であらう。

茲に於て蔣政權は遊擊戰區内に特に徵稅吏を派遣して國稅、省稅の徵收に當らしめると共に、省政府を通じて各軍事當局に電命し其の管轄戰區並に隣接各地の鹽稅、統稅、煙酒稅等の各種國稅機關の保護に關する法律を制定、國稅機關を占據し、或は接收又は税金の強奪をなす者がある場合は軍事委員會に電請して蔣介石の名を以て嚴罰に處し、一方納稅者には特別の保護を加へる等の方策を講じて稅收入の確保に努めつゝあるが、更に國稅のみならず省稅に就いても國庫移管を行はしめてゐる。然るにも拘はず收入の激減は如何ともなし得ざるにより、結局歲入不足を公債に仰ぐの外等の方法なき情勢にある。然し其の公債に就いても二十八年に至つて、遂に



關稅又は鹽稅擔保外債の元利拂を停止するの餘儀なきに至り、内債の元利拂に就いては振替通貨の「滙票貨」を以て辛うじて繼續してゐるに過ぎない有様である。従つて公債に對する信用も全く失墜し抗戰繼續と共に財政は愈々窮乏し、其の領域住民の負擔は益々加重されつゝある狀況である。

**租稅減收と新增稅** 事變勃發以來蔣政權は其の頼みとする重要據點を相繼いで皇軍に掌握された爲め各種の租稅收入は重大なる影響を蒙つた。即ち先づ關稅收入に就いては事變勃發を見なかつたらば、優に四億五千萬以上に達したと見られ、鹽稅は過去五ヶ年間に一億五千萬から二億二百萬元に増加し、又統稅收入は民國二十一年の七千九百萬から二十五年度には一億五千八百萬元と事變前に於ける蔣政權の租稅收入は何れも増加するの狀態にあつた。然るに事變後稅收の大半を失ひ、主要財源の關稅の如き既に二十七年に於て僅かに九千萬を算するに過ぎなくなつたのである。茲に於て蔣政權は財政救済の方法として或は稅率を引上げ或は直接稅を新設する等輿地窮民よりの苛斂誅求を行ふ外地方政府の租稅收入に求めらるに至つた。元來國民政府は成立以來中央、地方の租稅劃分を稱へてゐたのであるが實質的には依然として中央政府の財源と地方政

府の財源との間には除き難い區別があり、財政上に於ては徵稅の實權を掌握する分散政權の存立を如何ともすることが出来なかつたのである。然るに事變後蔣政權の財政は戰費調達のため窮乏を極め且つ事變に依つて地方政府の稅權も次第に弱體化したので、茲に蔣政權の地方政府租稅收入支配の手が延び、蔣政權は雜稅廢止を宣傳して地方政府の雜稅賦課を阻止して財源を確保し、また戰區の納稅拒否を勧め財源を確保することによつて地方政府の收入租稅を蔣政權に移さんと畫策するに至つた。右雜稅廢止繼續の宣傳及び戰區の納稅拒否を規定する戰區租稅辦法を記すれば次の如くである。

一、雜稅廢止繼續の宣傳 蔣政權側の新聞は一九三九年一月六日付紙上に於て「最近數年來國民政府が各省市政府に通告して雜稅を廢止せしめた結果廢止された雜稅は六十餘種であつたが、其の稅額は七千餘萬元に達して居り、事變以來政府は相變らず右雜稅廢止政策を實行する外、國產品輸出の便利を圖る爲め各地に於ける運輸機構の改善、運賃の輕減及び原料品の免稅を實施してゐる」と宣傳した（實際は地方政府に依り各種の雜稅が續けられ、特に事變以來蔣政權同様の財政窮乏から地方政府賦課の雜稅は増加増徴されてゐる）。

二、戰區租稅辦法の制定 蔣政權財政部は中央政府の指令により第二期戰時行政計畫實施具體方案を編成したが、戰區の地方財

政の調整に關しては次の如く規定してゐる。

- (イ) 遊擊區域には一切の稅收を廢止、如何なる稅收の納付も拒絶するやう遊擊區域の民衆に勸告すべし。
- (ロ) 作戰區域の地方稅收の徵收、徵收延期、徵收免除、徵收輕減は各省の主管機關が各地方の情形を考慮して之を定め、該區域の財務機關をして執行せしむべし、其の徵收方法及び徵收地に對しては人民に十分の便利を與へ軍隊の直接徵收を禁止すべし。
- (ハ) 戰區接近の區域に於ける合法的地方稅收は平常通り徵收すべし、但し苛捐雜稅は徹底的に廢止し同時に其の割當及び非合法的徵收は嚴禁すべし。

斯くて蔣政權は表面各地の雜稅賦課を取締ると共に、戰區内住民をして納稅拒否を勸告してゐるのであるが、實際は之によつて地方軍閥實權者の徵稅を封じ、自ら地方收入を掌握せんとしたものであつて、蔣政權は地方金庫の存在を無視して中央から直接各地に稅吏を派して徵稅に當らしめ、又地方銀行に委託して徵稅を行はしめることとなつた。其の他鹽稅も増徴され、統稅區域として新たに雲南、西康、青海、新疆が加へられ、二十八年一月には「一時營利事業所得報繳辦法」を公布し臨時の營業利得に課稅し、二十六年以來印花稅率は二倍となり、煙酒稅に就いては「土酒加徵與舉辦土菸絲

稅辦法」を公布して大いに加徴し、二十七年十月には「非常時過分利得稅條例」を公布し過大の利得に新たに課稅し、密輸入を防ぐ失地來貨稅を新設する等稅收入増加に就き凡ゆる手段を講じてゐる。今各種稅收入の狀況に就き左に詳記してみよう。

**關稅** 戰局の進展と共に皇軍占據地域の海關は相次いで新政府によつて接收された。即ち北支に於ける各地海關は逸早く臨時政府に依つて接收され、次いで中支に於ける上海を初め各地海關が維新政府に依つて接收されたのであるが、更に戰局の南支擴大と共に左の如く南支各地の海關も接收を完了した。

- 廈門海關 民國二十七年五月(二十八年九月六日) 臺灣徵稅事務引繼
- 廣東海關 同年十一月九日
- 海口海關 民國二十八年二月十三日
- 汕頭海關 同年七月七日

斯くて皇軍占據地域の關稅收入は漸次増加する反面に於て蔣政權側のそれは減退の一途を辿つてゐるが、試みに二十七年の全支那海關收入を表示し、皇軍占據地域と蔣政權側の殘存地域との海關收入比較概數を見るに次の如くである。



民國二十七年全支那海關收入一覽表(單位元)

港別	(一) 輸入稅・輸出稅・轉口稅			計	全收入に對する%
	輸入稅	輸出稅	轉口稅		
○秦皇島	二,四四,四六・九	一,四三,八〇〇・九	五〇,〇九・三	三,九三,三五八・四	一・五
○北平	四二二,一五五・五	六〇,七三三・元	—	四八三,八八八・一	〇・〇
○天津	四,九三,六二二・五〇	三,三九,八五五・五	二,三九,三五四・九	五,〇七,八一二・九	二・七
○龍口	五,四七〇・五	四,三〇三・三	四四,四七七・三	五二,一〇一・元	〇・三
○芝罘	一,七五,九二二・八四	一,五,七〇・五	八七,八七七・四	三,七五,八八〇・四	一・三
○威海衛	一,五,五七〇・二	三,一五二・五	三,八八七・七	四,九七〇・九	一・六
○青島	六,四〇一,五五二・四	六,七,四四六・五	一,〇四四,〇三三・九	八,七五二,〇三二・九	三・五
○重慶	四二二,七三三・七	一,二七,六四三・〇	二,六三,七五二・元	三,一九三,〇四四・五	一・三
○萬縣	三,九三〇・四	天,七九九・七	九七,三三三・九	一,〇三九,九三三・六	〇・四
○宜昌	六,九九六・七	二,七,一〇〇	六三五,一五二・六	六三四,九三〇・六	〇・五
○沙市	三,九,四三三・元	八二〇,一八四・三	八六〇,三三三・四	三,〇一九,六七二・三	一・〇
○岳州	一,三〇八,一五九・五	三,四,八四七・七	六,一五二,三六二・三	七,八五二,八九七・〇	〇・三
○漢口	九,三三〇・四	一,四三・三	四三,三四三・二	四三,八七七・七	〇・三
○蕪湖	—	—	—	—	—
○南京	—	—	—	—	—
○鎮江	—	—	—	—	—
○上海	六〇,〇四,四四〇・七	二,四四,〇三三・八	一四,二八八,五七七・七	七六,七七五,三三三・五	三・九

港別	輸入稅	輸出稅	轉口稅	計	全收入に對する%
○蘇州	三,三三	—	—	九,三七〇・九	〇・一
○杭州	七,五三	—	—	七,一三三・九	〇・三
○寧波	九,六,五三・元	九,六五三・三	—	二,四一〇,四八三・六	一・四
○溫州	八,五五,六〇・九	七,九五五・元	—	一,九八五,一八六・九	一・四
○福州	八,八四八・九	一,三八四・九	—	一,四一四,一九六・元	〇・九
○廈門	一,六六,七四九・六	四,〇〇八・七	—	三,一四七,三三〇・七	〇・二
○汕頭	一,八七,〇七・八	六,四,五〇・七	—	四三,六六七・七	一・〇
○廣東	六,二二,七四六・〇	三,五九,三〇・五	—	二,三三四,四八〇・二	三・八
○九龍	九,六五五,五三・八	三,六九,一三七・四	—	四,七六〇,九三三・〇	七・六
○雷州	三,三九五,五二・元	三,五,九四・六	—	三,〇,八七七・九	〇・三
○江門	一,〇八二,八三三・三	二,九〇,七五四・四	—	九,五八三・五	〇・三
○三水	五,七,七〇・九	七,四四〇・九	—	六,四三,四四三・七	〇・英
○梧州	一,四,一七〇・九	二,九,八七・三	—	一,八三,四九七・七	〇・七
○南寧	一,九六,九三三・四	五,四,三三・四	—	一,五九,一七九・五	一・五
○瓊州	九,八七九・七	三,〇四三・三	—	五,四一,四六・七	〇・四
○北海	七,七〇六・八	二,六,三三・二	—	四,七,三三〇・四	〇・六
○雷州	三,四,五七〇・〇	四,七,六六・八	—	四三,三四九・二	〇・三
○龍州	九,九,四九三・〇	三,七,五二〇・四	—	六三〇,三四三・三	〇・七
○蒙州	一,一五,三三六・三	一,八,七九〇・六	—	八,六六五・五	〇・七
○思茅	三,三,五一一・七	一,〇,三三,一六七・九	—	八,六六五・五	一・四
○越州	八,三,六七六・五	三,三四四・五	—	七,八九七・六	〇・五
○騰越	四,八,五二二・六	一,九,三二八・二	—	四〇,四四〇・二	〇・二







第二回新支那現勢要覽

龍州	七、〇八・五
蒙自	一八、六九・七
思茅	四、三〇・三
騰越	三、五八・七
(鐵道)	五三・七
計	二、九三、四四・六
占領地	二、五九、七三・三
非占領地	三三、七〇・六

(註) ○印は占領地帯

右の如く例年蔣政權歳入の主要部分を占めた關稅收入は二十七年には激減を來した。即ち平時海關收入は蔣政權歳入の四割前後を占め其の最大財源を成してゐた。然るに二十六年後半年期以來事變の爲め其の激減となつたものである。但し二十六年度の海關收入は前半期に於ける貿易の異常なる活況の爲め、總額に於ては其の前年度より増加の奇現象を呈し、七月までの海關收入は二億六千二百二十六萬元の巨額に達し若し事變が發生してゐなければ二十六年度の總關稅收入は近年の最高金額に達したものと見られる。而して事變の擴大から海關收入は其の後減退し蔣政權の收入額は愈々減退して來た。今最近三ヶ年の收入額を表示すれば次の如くである。

最近三ヶ年全支那海關收入一覽表(單位千元)

	二十七年	二十六年	二十五年
輸入稅	一六〇、八五六	二六一、二九〇	二五四、五四〇
輸出稅	一六、五三〇	二九、〇七〇	二四、四七〇
轉口稅	五五、八四二	二〇、二五〇	一三、六九〇
噸稅	二、九一三	三、二二〇	四、〇三〇
賑災稅	九、一七九	一四、五九〇	一三、九六〇
附加稅	九、一六四	一四、五八〇	一三、九四〇
計	二五四、四八四	三四二、九〇〇	三二四、六三〇

即ち二十七年に於ける蔣政權の關稅收入は總額二億五千四百四十八萬四千元の三割六分強、即ち九千二百七十萬六千元に過ぎない。さればとて關稅收入増加の爲め輸入稅率を無制限に引上げては、軍需資材の輸入に支障を來し、又輸出稅率を引上げること外貨獲得

に障礙を來す恐れがあるので、茲に於て蔣政權は戰時下の關稅政策として左の如き方針を採用した。

蔣政權の關稅政策

- 一、轉口稅改正及び特殊品免稅 蔣政權財政部は二十六年十月一日より轉口稅を改正、徵稅區域は總べて管下の貨物を全部包括し輸移出入の場所を論ぜず海關或は海關分處の所在地に於て貨物の積卸し又は通過の全部に課稅することとし、徵稅の主體は汽船の外に民船、鐵道、公路或は空路による貨物であつて、稅則の内容は各項に分れてゐるが全部で三百六十五項あり、其のうち從價稅百六十二項、從量稅百九十七項、免稅六項である。其の後輸出を促進し外貨資金を獲得するために輸出ビル買上辦法を實行するに至つたが、各地商業團體の請願に基づき、法定爲替率と市場爲替相場との差額による輸出貿易への壓迫を除くべく戰時保險料の帳簿上に於ける決済辦法並に輸出稅の輕減を行ふと同時に、二十七年七月款、蕎麥、高粱、玉蜀黍、小豆、豆粕、棉實粕、落花生粕、菜種粕、骨粉等の土產肥料及び化學肥料を初め雜穀粉に對する轉口稅の免除を發令した。
- 二、奢侈品の輸入稅引上げ 奢侈品の輸入に對する統制強化の意圖の下に二十七年十月以來毛織物、香水及び化粧品等の輸入稅を引上げた。
- 三、鋼鐵類の輸入稅三分の二減 後方實業建設に資するとの理由で二十八年五月一日から各省の海關に鋼鐵、金屬製機械の各輪

- 輸入稅を三分の二方引下げる次の如き非常時後方各省鋼鐵金屬製機械納稅辦法を發布した。
- 鋼鐵などの金屬品で附表の甲項、機械の附表乙項に記入し、ものを輸入する場合は概して現行稅率の三分の二を低減す
- 口、總べて附表所記の金屬製機械を輸入する場合は先づ品目、數量、價格、產地、購買者(工場、鑛商或は輸入商)經由の海關、輸送先等を明記して經濟部へ送り其の審査を仰ぐべし
- ハ、工場、鑛商或は輸入商が表列の金屬製機械を購入する際は海關を経て運輸し經濟部及び財政部から通關許可を得る迄は海關に對して現行稅率によつて擔保納稅し輸送を實行することを得る、但し擔保納稅時期は三ヶ月を超えない、出來ない、期間滿了すれば海關より擔保納稅を記帳して再返還をしない。
- ニ、本辦法は中華民國二十八年五月一日から施行、有効期間六ヶ月とする
- 四、輸出稅の免除 土產物の輸出を奨励するため輸出ビル取組みを許可する桐油、茶など輸出統制十三種貨物に對して輸出稅を免除する外、更に二十八年六月一日から現行輸出稅則中から手工藝品、漁業產品、農產品など三十四種を選択して輸出稅を免除した。免稅品目は次の如くである。蜂蜜、罐詰肉、牛皮膠、其の他の動物產品、海參(黑海參、白海參) 魷魚、黑魚及び乾魚、魚膠、魚肚、鹽魚、魚皮、淡菜、乾海老及び小海老、鱸鱈



(胸鱈、背鱈、尾鱈)粉海老其の他の魚介海産物、植物染料(染料、染粉液)黄色染料、其の他の植物性染料、枝乾、干龍眼、龍眼肉、玉菜、蜜柑、桃の實、桃の種、乳腐、醬油、素麵類、マカロニ、其の他の植物産品、大理石、其の他の泥土砂石及び其の製品、支那墨、化粧石鹼、砂糖漬、果物。

五、特殊工業品の課税減免 工業生産力擴充のため、輸入機械の課税の減免を行ふと同時に、貨物製造區域を定め國際的競争下にある貨物製造に對しては工業獎勵法規に據つて輸出税或は原料税を低減又は全免するほか、國營の交通事業の運輸費等に對しても相當の獎勵金を支給し、一定の區域内に於て五年以下の製造獨占權を賦與することとした。右の特殊工業とは(一)各種の原動機、(二)各種の電力機、(三)各種の工業機械、(四)各種の金屬材料、(五)各種の液體燃料の採掘精製、(六)各種の運輸機械等である。尙ほ是等の事業を經營する會社の拂込資本金額百萬元以上のものに對して(一)拂込資本金に對し年五厘、社債に對して六厘の割で利息を保證する、其の期間を七年間以内とす、(二)毎年の生産費及び市價を以て補助の標準となし之に現金を給與して保護することとなつた。

鹽 稅 支那の鹽は粗鹽と精鹽とに分れ、精鹽は粗鹽を原料とした加工品を指し、また粗鹽は井鹽(四川、雲南)、石鹽(湖北、湖南)、池鹽(山西、甘肅、青海、外蒙古)、海鹽(沿海各省に産し長蘆

山東、福建、兩淮、兩浙、兩廣の六大區)に分たれ、全支那の産鹽額は三千七百五十萬四千擔で、其の主産地は長蘆、山東、淮北、兩浙、兩廣、川南であるが、事變勃發により蔣政權は鹽の輸出を禁止すると共に被占據地域への移出も禁止した。戦時下蔣政權の鹽政に就き摘録すれば次の如くである。

蔣政權の鹽政概況

一、食鹽移出禁止 鹽稅は蔣政權の重要な収入となつてゐた。蔣政權は鹽の生産を國民の食料分に限ることとし、特別の例外を除いて輸出用の生産を禁止してゐた。而して蔣政權は平時より食鹽の貯藏を企圖したが、鹽商人は資金の固定化を嫌ひ多量の貯藏を肯んぜず僅々數ヶ月分を貯藏するに過ぎなかつた。從つて事變による鹽場の破壊、運輸の困難から食料鹽の配給混亂し、又鹽價の暴騰を來し例へば湖南、湖北兩省の所要鹽を専ら四川鹽に仰ぎ、鹽商人が重慶に轉運處を設けて一度の鹽輸送に一、二千元の暴利を貪る如く輿地諸地方の鹽の缺乏甚だしきものがある。蔣政權は右の如き鹽の缺乏を理由とし、鹽稅の獲得を圖るべく二十七年七月食鹽の移出を禁止した。當時上海移入浙江鹽も此の禁止令に阻まれ多量の密移入を見たのであつた。因に上海で消費する食料鹽は浙江、余姚、岱山より、また工業鹽は兩淮より各々移入されてゐた。

二、鹽政擾亂嚴禁 蔣政權は二十七年十月、鹽政擾亂防止の爲め特に次の如き辦法三條を制定した。

- イ、各地軍政機關は鹽政に對して干渉するを得ずまた自然に鹽を運輸販賣するを得ず
- ロ、各地軍用鹽は軍政部で地點及び需要量を統制して本部より發給機關に命じ鹽を發給せしめる一方後方勤務部を通じて運搬せしめ其の稅價は軍政部と財政部で決濟する
- ハ、各地軍政機關は地方情形緊急の際は鹽を後方安全地帯に運搬し運搬地點及び數量を同方面の鹽務機關に報告、領收し指定地點に運搬後は同地の鹽務機關が接收保管する、運搬費は鹽務機關で運附する
- 三、貯鹽實施辦法の制定 蔣政權財政部鹽務署は二十八年六月戰時民食の維持、國家稅收の擴充を理由として次の如き貯鹽實施辦法を公布した。
  - イ、抗戰の持久を圖るため鹽務機關より辦理する官貯藏、商人貯藏の食鹽以外各民衆は本辦法により鹽の貯藏を行ふ
  - ロ、各縣政府は縣下の現有人口により各人毎年食鹽十斤の計算を以て鹽を貯藏せしめ各郷、鎮、保三ヶ月間の貯鹽能力を各郷、鎮長に通知し民衆に布告して遵守せしめ以て貯鹽の集中を便ならしめる
  - 各縣は郷、鎮を單位として右の各項を行ふ
  - ハ、各郷、鎮長は貯鹽通令を受けてより直ちに各保甲長會議を

開き三名乃至五名の委員を推薦して責任を負はしめる

- ニ、民衆の命に従はざるものは郷、鎮長より縣政府へ報告し強制執行せしむ、貧困者は正確な調査の後暫時斟酌を加へるが普通は此の種措置を絕對に行はない
- ホ、同一縣内外の稅率が兩種或はそれ以上に在るものは鹽務行政區によつて各該縣政府が管理局に分別辦理せしめる
- ヘ、民衆の財鹽が交通阻斷などに遭つた場合止むを得ざる時以外は各自流用すべからず
- ト、本辦法は公布の日より各該縣政府は嚴重に實行すべく勵行する者は援助し怠行する者は相當の處分に附す、兩種辦法は別にこれを定む

鹽稅收入は蔣政權の收入として重要な地位を占めてゐたが、事變後從來最大の鹽稅を負擔してゐた長蘆鹽を失ひ其の他産鹽地の喪失と共に鹽稅收入も激減を告げてゐる。鹽稅收入に關する蔣政權の發表を列挙すれば次の如くである。

一、西北鹽稅收入 蔣政權側の二十八年一月の發表によると、西北諸省の鹽務は二十四年政府財政部の辦理に復歸して以來、鹽稅數目は逐年増加し二十六年には百五十萬元を超過するに至つたが、二十七年全區を改組整頓した結果稅收は更に増加して二百五十萬元に達した。同年多期に至つて陝西、河南、西北から運出された鹽は二十萬擔以上で、之は官營により運搬販賣却され



第二回新支那現勢要覽

たもので其の中には税金を含んでゐないが、若し之を加ふれば當然三百萬元を超過するであらうといふ。

二、浙江鹽稅收入 蔣政權領域の海鹽區域としては僅かに浙江省の一部分を残すのみとなつたが、二十八年三月の發表によると浙江省東部の餘姚、岱山及び西部の產鹽各縣に於ける沿海農民の大半は製鹽を生業としてゐた。従つてこれ等諸地方の鹽の產出も豊富で浙江省當局徴收の鹽稅年額一千二百餘萬元に達してゐた。然るに事變後はこれ等產地が戰區に變じた爲め製鹽不能となり產額激減し鹽商、鹽農の損失も莫大に達した。右により二十八年度浙江省の鹽稅收入は從來に比し七百餘萬元の減收となつたと發表してゐる。更に別の發表によると浙江省の產鹽は事變により一時奥地輸送不可能となつたが、蔣政權財政部は二十七年七月浙江省戰時食鹽收運處を浙江區戰時食鹽收運處と改め、財政部から人員を派遣して浙江省と合辦の下に數ヶ月の努力を拂ひ漸く奥地に輸送し得るに至り江西、湖南、浙江、安徽四省の需要に應ずることが出来、蔣政權は此の爲めに一ピクル平均十元の鹽稅を徴收して、三千八百二十萬元の收入を擧げ、また浙江省政府は中央に支拂ふべき金額のほかに百數十萬元の收入を得たと發表してゐる。

元來支那の產鹽を鹽區別に見れば四川の川南鹽と河北の長蘆鹽とが双璧をなし、夫々全支那の一割三分五厘及び一割三分一厘を占めて居た。事變前の調査(二十三年)に據れば支那の產鹽

數字は次の如くであつた。

產鹽地	省名	(產額千擔)	皇軍占據地域
長蘆	河北	六、五五〇	同
察哈爾	察哈爾	一九〇	同
山西	山西	二、二八二	同
山東	山東	二、九二〇	同
江蘇	江蘇	八、八九〇	同
浙江	浙江	七、六五六	同
福建	福建	一、六八一	同
廣東	廣東	五、三三四	同
廣西	廣西	五、〇八七	同
雲南	雲南	一、二一六	一部占據地域
貴州	貴州	三、二六〇	同
四川	四川	六、五五〇	未占據地
重慶	重慶	一、七三三	同
陝西	陝西	六、七五	同
湖北	湖北	一、六二四	同
湖南	湖南	二、二二	同
安徽	安徽	產鹽なし	同
江西	江西	同	過半占據地

河南	河南	同	一部占據地
甘肅	甘肅	鹽務署なし	
新疆	新疆	同	
計		四四、七八七	

即ち產鹽地の約八割は皇軍の占據地域に屬し南支那沿岸に於ても帝國海軍の嚴重なる封鎖下に在り運鹽自由ならず、殊に浙江省產鹽も蔣政權の支配を脱して最近維新政府の統制下に移り、且つ又蔣政權領域の四川(食鹽統制を計畫してゐるが月產額約七百擔)其他奥地の岩鹽の如きも殆んど同方面の地場消費に充てられてゐるので大して鹽稅の收入に役立たず、結局二十六年度の蔣政權鹽稅收入豫算額二億二千八百六十二萬五千五百五十三元(政府總收入の約二・八五%)と較べて鹽稅收入は其の二割にも達せぬものと見られる。

蔣政權としては事變後鹽の配給を政府直營に移して、鹽の不足に悩む民衆に對して高價に賣却してゐるが、鹽稅收入は事變前の鹽稅收入に遠く及ばざること明かである。

**統稅・菸酒稅** 蔣政權創設の各種租稅收入中、統稅收入が最重要の財源となつてゐるが、事變後貿易に於ける蔣政權領域の縮少、工業地帯の喪失により統稅收入も減退したるにより、蔣政權は他の租稅同様に統稅率を引上げると共に雲南、新疆、西康、青海等も統

稅施行區域となし、上海から輸送される各種統稅品目は入境最初の徵收機關に於て統稅を課徵することとした。此の外蔣政權は各種の土酒に對して舊稅率の五割の増徴を行ひ、また葉煙草に對しては舊稅率を維持してゐるが、刻煙草の方は百斤に就き増徴二元〇七分に改めた。

**所得稅** 蔣介石政權財政部のスポークスマンは二十八年一月重慶に於て最近二ヶ年來の所得稅徵收の經過と過分利得稅の要點を發表したが、右の内所得稅徵收の經過は左の通りである。

**所得稅徵收經過**

所得稅收入は國家財政收入に取つて極めて重要なものであつて支那の所得稅は清朝末期、民國の初めに議論されたが環境がこれを許さず實現を見ずに居たところ、民國二十五年七月財政部が所得稅の暫行條例を公布してから同年十月徵收を實行されることになつた。これは支那の直接稅收の濫觴である。所得稅の支那財政に於ける收穫を見れば、二十五年即ち二十五年十月一日から二十六年六月三十日までには於ける所得稅收入總額は六百四十八萬七千二百七十一元で、其の豫算五百萬元に比較すれば百五十萬元の超過となつてゐる。

所得稅は民國二十五年十月一日最初に徵收を開始された時は第二類の甲項(公務員の俸給、報酬所得)と第三類の甲項(公債利息所得)乙項(社債利息所得)丙項(株の配當所得)だけを徵收し







- り合併計算し得ぬものは非淪陷區の本店と分支店に付て其の所得額を合併計算すべし
- 三、分支店が戰區内にあり其の所得額を合併計算することが出来ぬ場合は、先づ非淪陷區の本店のみに付て其の所得額を計算すべし
- 四、本店が戰區内にあり其の所得額を合併計算することが出来ぬ場合は先づ非淪陷區の各分支店のみに付て其の所得額を計算すべし
- 五、前第二、第三兩項辦法に於ては戰區外の本店が原資本額より戰區分支店の割當基金を引いたものを資本金とし、暫行條例第四條の稅率に依り徵稅されるべし
- 六、前第四項辦法に依り戰區外の各分支店が單獨計算した所得額は暫行條例第四條の稅率に依て徵收されるべし
- 七、前第三、第四兩項辦法に依り單獨計算の營業が假令純益を有するとしても若し淪陷區の分支店或は本店が巨大なる損失を蒙つた場合は相當の證明を提出し徵收管轄機關の報告を経た後徵稅の延期を得
- 八、前第二、第三、第四の三項辦法に依り稅收を計算したものは戰爭終了後淪陷區の分支店或は本店と合併して稅收を計算し分別して戻稅或は補稅を行ふべし
- 九、各辦事處は第二、第三、第四の三項辦法に依り徵稅の營業に對して登記簿を備へ以て戻稅或は補稅を行ふ參考となすべし

一方所得稅の強制徵收に伴ふ人心の離反を防ぐ爲め各省、市、縣の所得稅戻稅が許可申請後の文書往復に長時日を要する點に就き戻稅を受ける者の利便を圖り、迅速に處理することに改めるとして所得稅總辦事處に於て戻稅暫行辦法十五條を修正して之を財政部から各機關に通告、二十八年七月一日より實施したが、右の戻稅辦法に於て百元未満の戻稅は省處から拂戻し、百元以上のものは財政部及び總處から拂戻すことを規定した。

**印花稅** 蔣政權は世界大戰當時交戰各國が印花稅（印紙稅）を増徴した先例を踏襲して、民國二十六年十一月十一日印花稅暫行辦法を公布し印花稅を倍加した。即ち右印花稅暫行辦法は全文九ヶ條より成り、總べて舊印花稅率表の第一目から第三十五目所定の稅率は一律に倍加徵收し商品の價格或は金額の貼付、最低規定を三元から一元に引き下げた。更に上海に於ける支那商人が往々にして印紙を貼付せぬとの理由から二十八年一月、非常時期印花稅暫行辦法を規定して、從來定められた稅額の十倍以上三十倍以下の罰則を二十倍以上六十倍以下、最低三元を五元に改め、また合併處罰金額は處罰の三倍以内を六倍以内に改正し、時效を全然認めぬこととなつ

てゐる。次に從來とても印紙や切手は財政窮乏の爲め纏めて賣却するを例としてゐたが、事變後財政部から戰費調達爲め新收入印紙及び特種郵便切手を發賣した。

- 一、新收入印紙の發賣 蔣政權財政部は二十七年新たに三種の印花稅票（收入印紙）を發行した。其の様式は一角及び一元は票の上部に林森の像を印刷し、二分及び五角は蔣介石、一分及び二角は孔祥熙の像を夫々印刷したもので、從來の所謂賣塔印花と同じ效力を持ち各地の郵便局から賣出した。
- 二、特種郵便切手發行 交通部は二十七年十二月、收益金を以て戰傷病者並に難民救済に當るとの名目の下に戰費調達の一段として各地郵便管理局に特種郵便切手の發賣を指令した。
- 遺產稅、蔣政權は二十七年遺產稅暫行條例を立案、財政會議に附議、其の後再三修正したる後同年度豫算に二百萬元の遺產稅（相続稅）收入を計上したが遂に實施に至らず、同年九月三十日の立法院會議に於て遺產稅暫行條例修正案を可決し、十月六日次の如き遺產稅暫行條例を公布、同時に「五千元以上一分、五萬元以上十萬元以下一分二厘、十萬元以上二十五萬元以下三分三厘」を規定する遺產稅暫行稅率を發表した。

**遺產稅暫行條例**（二十七年十月六日公布）  
 第一條 凡そ人死亡し中華民國領域内に遺すべき財產あるときは

本條例に依り遺產稅を徵收す、又中華民國人民にして本國に住所を有し國外に遺產を有するものも亦同じ

- 第二條 本條例に於て遺產と稱するは被繼承人の動產、不動産及び其の他一切の財產價值ある權利とす
- 第三條 遺產稅は遺產總額に依り計算して之を徵收す
- 第四條 被繼承人の遺產が同一區域内にあらざるときは合併計算して其の總額とすべし
- 第五條 遺產價值の計算は繼承を始めた日を基準とす
- 第六條 遺產稅は遺產繼承人及び遺贈を受けたるものを以て納稅義務人とす
- 第七條 次の各項に該當するものは遺產稅の納入を免す
  - 一、遺產總額五千元未満のもの
  - 二、陸海軍將兵及び公務員にして戰死若くは義事服務により受傷又は死亡したるもの及び遺產中文化、歴史、美術の圖書物品あるものにして繼承人を経て遺產稅徵收機關に保存登記を聲明せるもの、但し繼承人此の項の圖書物品を他に譲らんとする時は遺產稅を徵收すべし
  - 三、各級政府の財產に寄附せるもの
  - 四、教育文化の慈善公益事業の財產に寄贈し五十萬元を超過せざるもの
  - 五、被繼承人の著作權及び學術發明の專利權若くは自己創作の美術品に關するもの



第八條 既に遺産税を納入せる遺産を三年内に再び繼承せんとする事情あるものは其の既に納入せる遺産税の遺産價格全額を徵税す、三年以上五年以内のものは其の半分を徵税す

遺産總額一百萬元以上のものは前項の規定を適用せず

第九條 遺産中の土地を繼承人自ら繼續して耕作するものは其の土地の部分を負擔の遺産税額に應じて半額徵收す

第十條 被繼承人が遺産總額を計算する時は左記の方法により控除することを得

- 一、當然納入すべき税捐及び罰金
- 二、被繼承人の死亡前に於ける未償の債務
- 三、遺産管理者の執行に必要な費用
- 四、農業用具或は其の他各業者の工作に従事するもの、百元未満のもの
- 五、法律に依り伐採することを得ざる樹木

第十一條 繼承人の配偶者及び子女の特有財産にして登記若しくは確實なる證明により被繼承人の遺産總額内に計算せざるものは徵收す

第十二條 遺産總額五千元以上のものは一律に百分の一を徵す、遺産總額五萬元を超過するものは其の超過額に付き左記の異進税率により計算して之を徵收す

- 一、超過額五萬元乃至十萬元のものは其の超過額に付き百分の一を徵す

十三、超過七百萬元乃至八百萬元のものは其の超過額に付き百分の三十五を徵す

十四、超過八百萬元乃至九百萬元のものは其の超過額に付き百分の四十を徵す

十五、超過九百萬元乃至一千万圓のものは其の超過額に付き百分の四十五を徵す

十六、超過額一千万圓以上のものは其の超過額に付き百分の五十を徵す

第十三條 死亡前三年以内に贈與せる財産は遺産の一部分と見做して一律に徵税す

第十四條 繼承人が未だ遺産税を納入せざる遺産を處分若しくは分割せんと欲する時は先づ遺産税徵收機關に對し其の遺産税と同等の金額若しくは確定の擔保を提供すべし

第十五條 被繼承人死亡して遺産ある時は本條例により徵税さるべき納税義務人、遺産管理人或は遺囑執行人は被繼承人死亡の事實及び財産の概況を十日以内に遺産税徵收機關に報告すべし前項の期間は繼承開始の日より起算す、但し遺産管理人及び遺囑執行人にあつては管理若しくは執行開始の日より起算す

第一項の報告義務あるものは遺産清算書を一回若しくは數回に分けて提出すべし、其の提出期間は死亡報告の日より三ヶ月を過ぐるを得ず

第十六條 遺産は評價を経るに非ざれば徵税するを得ず、其の價

二、超過額十萬元乃至二十五萬元のものは其の超過額に付き百分の二を徵す

三、超過額二十五萬元乃至五十萬元のものは其の超過額に付き百分の三を徵す

四、超過額五十萬元乃至七十五萬元のものは其の超過額に付き百分の四を徵す

五、超過額七十五萬元乃至百萬元のものは其の超過額に付き百分の五を徵す

六、超過額百萬元乃至一百五十萬元のものは其の超過額に付き百分の七を徵す

七、超過額一百五十萬元乃至二百萬元のものは其の超過額に付き百分の九を徵收す

八、超過額二百萬元乃至三百萬元のものは其の超過額に付き百分の十二を徵す

九、超過額三百萬元乃至四百萬元のものは其の超過額に付き百分の十五を徵す

十、超過額四百萬元乃至五百萬元のものは其の超過額に付き百分の二十を徵す

十一、超過額五百萬元乃至六百萬元のものは其の超過額に付き百分の二十五を徵す

十二、超過額六百萬元乃至七百萬圓のものは其の超過額に付き百分の三十を徵す

値は遺産税徵收機關の調査見積りにより遺産評價委員會を経て之を決定す

第十七條 納税義務人若しくは利害關係人前條の規定に不服の時は遺産税徵收機關に對し遺産評價委員會の再決若しくは之が鑑定を申請することを得

第十八條 納税義務人若しくは利害關係人にして再決若しくは鑑定の決定に對し不服の時は法律により訴訟を提起することを得

第十九條 遺産税徵收機關は評價の結果によつて納入すべき金額を査定し納税義務人に對して一ヶ月以内に納入するやう通知すべし

第二十條 遺産税は一回にて納入すべし、但し正當の理由ありて遺産徵收機關の許可を経たるものは分納することを得

第二十一條 納税義務人納税したる時は遺産徵收機關は遺産税納入證書を發給すべし

第二十二條 第十五條の規定に違反して死亡事實の報告若しくは遺産清算書の提出を爲さざるものは五十元以下の罰金に處す、税額の減免を意圖して遺産を隱匿する行爲ありたるものは細則に照し税額のはか併せて隱匿税額の二倍乃至三倍の罰金を科す前二項の罰金は法院に於て裁定宣示す

第二十三條 本條例施行條例は別に法律を以て之を定む

第二十四條 本條例の施行時期及び區域は命令を以て之を定む

過分利得税 蔣政權は從來の所得税の外に、新たに非常時過分



(超過) 利得税を設けて行詰まれる財政の赤字補填に乗出すこと、なり、二十七年十月二十八日左の規定を公布、同年七月分より溯及徴收してゐる。

非常時過分利得税條例(二十七年十月二十八日公布)

- 一、總べて會社、工場、商店、問屋の資本金二千元以上の營利事業、官民合辦の營利事業及び一時營利事業にして、其の利得が資本金額の百分の十五を超過するもの並に財産賃貸の利得が其の財産價格の百分の十二を超過するものは二十七年七月から起算して半年に一回過分利得税を徴する
  - 二、各省市の所得稅辦事處に於て徵稅に従事し若し虚偽の報告をなす者は納稅相當額の二倍乃至五倍の罰金を課する
- 然るに之が創設に對して支那商人間に非難の聲高き爲め、蔣政權財政部は同年十二月次の如く辯明した。

國民政府財政部發表

過分利得税の徴收は元來非常時期に於ける超過利得を對象とし戰時に過分の利得を得た商人をして國家に多くの税金を提供せしめ錢あるもの錢を出す云ふ原則を實踐せしめるものである。何故なれば前線の將士は血を浴びて抗戰を實行してゐるにも拘らず、後方の商人が戰時を利用して過分の利得を儲けてゐることは實に不合理なことである。故に斯かる商人に對して重税を徴收するのは社會の不平を調整するものである。之に反し利得を得るも其の

利得額が過分の程度を超過しない場合は悉く免稅を得る。而して同條例は其の後二十八年七月九日修正公布されたが、其の内容は次の如くである。

新過分利得税條例(二十八年七月九日公布)

- 一、商業、工業及び其の他の營業に従事する資本金額二千元以上の個人企業會社(政府の一部出資せる會社を含む)にして其の資本金額の二割以上に相當する利益を取得したるときは新過分利得税を賦課す
  - 二、不動産の賃貸より生ずる利益にして其の不動産價格の一割五分を超過るときは同じく新税を賦課す
  - 三、新税は國稅と看做し稅務署をして之を徴收せしむ
  - 四、新税は二十八年一月一日に遡及し之を賦課し納稅期は利益の種類により毎年一回又は毎月一回とす
  - 五、稅率は資本金額に對する利益金額の割合に従ひ左の如く定む
- | 資本金額に對する利益金額の割合 | 稅率   |
|-----------------|------|
| 二割以上二割五分        | 一割   |
| 二割五分以上三割        | 一割五分 |
| 三割以上四割          | 二割   |
| 四割以上五割          | 三割   |
| 五割以上六割          | 四割   |
| 六割以上            | 五割   |

第二節 行詰つた公債政策

事變後の内外債

支那は日清戰役後外債を求めて國內建設に當ると共に、内債を發行して財政補填を策したのである。之が爲め今次事變勃發前に於ける支那の内外債總額は四十五億元(英貨にして二億七千三百萬磅)の多きに上り、其の内六割は内債であり、残り四割が外債となつてゐる。而して其の四分の三が財政部所管に屬し他の四分の一が鐵道債となつてゐた。然るに事變の勃發は必然に財政の膨脹を來たした結果、事變以來頻りに外國の援助を求めめる一方盛んに國內に公債を發行して強制的に應募せしめたるにより、民國二十八年六月末現在に於て財政部所管の外債は一九三八年五分利金借款、一億海關金單位、五千萬米弗、一千萬磅を獲得し、又内債は民國二十六年八月自由公債五億元を初め、二十七年五月六分利附國防公債五億元、二十七年七月には民國二十七年年度戰時救濟公債十億元の内三億元を、二十八年五月には民國二十八年年度建設公債六億元の内三億元(其の後同年八月一日殘額三億元を發行)を、又二十八年六月には軍需公債六億元の内三億元を發行した外、二十六年十一月

月には整理廣西金融公債(地方債)一千七百萬元の内一千五百二十萬元を、更に二十八年八月一日には建設公債の第二債票三億元を夫發行して戰費に充當すると共に、地方經濟建設に躍起の活動を續けてゐるのである。今これ等事變後の内外債に就き其の概要を記述すると左の如くである。

自由公債

蔣政權が事變下の軍政費支辨の爲め發行した最初の内債は二十六年八月の自由公債五億元である。此の公債は當初救國公債と稱したもので、蔣政權は同年八月二十日救國公債募集辦法十四條を公布したが、同月二十七日全文の修正を行ひ、九月二十一日救國公債獎勵條例を行政院で可決し、更に翌二十七年五月一日附で救國公債領票辦法十九條を公布する等、一個の救國公債の發行に就き幾つもの條例を出し、又救國公債の名稱も自由公債に改めてゐる。此の自由公債は發行額五億元、利率四分、利子支拂期日は八月三十一日となつて居り、其の額面は一萬元、一千元、百元、五十元、十元、五元の六種とし、償還期限は民國三十年より開始して三十ヶ年内に償還を完了する。擔保は國庫稅收と規定したのみで不確實擔保である。

國防公債

自由公債五億元の發行に次いで民國二十七年四月二



十一日附を以て左の民國二十七年國防公債條例を公布、之に依つて同年五月一日「六分利附國防公債」を發行した。

民國二十七年國防公債條例(廿七年四月二十一日公布)

第一條 國民政府は抗戰軍需品手當の爲め公債を發行し民國二十七年國防公債と命名す

第二條 本公債は定額國幣五億元とし民國二十七年五月一日額面を以て發行す

第三條 本公債は年利六分にして民國二十八年五月一日より起算し毎年二回に分け十月三十一日及び四月三十日に各一回宛利息を附す

第四條 本公債の元金償還期間は民國二十八年五月一日より起算し三十ヶ年と定め毎年十月三十一日及び四月三十日各一回抽籤の上元金を償還す、毎回の償還額は元金償還附表の規定による、民國五十八年四月三十日に至りて全額を償還し終る

第五條 本公債の元利償還基金は所得税の全部の收入を擔保とす財政部の命令によりて所得稅事務處は元利償還表により毎期の元利償還額に照して之を中央銀行に交付すべきものとす、國債基金管理委員會は本公債の收入を其の基金簿に記入し之を別途勘定として保管すべし

第六條 本公債の元利償還は中央銀行及び其の委託せる經理機關を指定す

第七條 本公債の債券は一萬元、五千元、一千元、百元、十元、

五元の六種とす

第八條 本公債は無記名式とし自由に賣買し擔保となすことを得凡て公務上の保證金納付の時には一時代納物ともなし得ると共に銀行の保證準備ともなすことを得

第九條 本公債の偽造及び信用毀損行爲をなすものは司法機關が法に依つて懲罰す

第十條 本條例は公布の日より施行す

右國防公債は發行額五億元、利率六分、利子支拂期日四月三十日及び十月三十一日で、額面一萬元、一千元、百元、五十元、十元、五元の六種とし、償還期限は民國二十八年五月一日以降三十ヶ年内に毎半年抽籤により償還することとなつて居り、其の擔保は所得稅收入である。

金借款 蔣政權は更に民國二十七年五月一日に至り一億海關金單位、五千萬米弗、一千萬磅の三種外債「一九三八年五分利金借款」を發行したが、之に關する同年四月二十三日附を以て發令せる發行條例の概要は左の如くである。

一、關金券(海關金單位券)で購入するものには關金債券(海關金單位公債)を發給する

二、金地金及び其の製品並に金貨幣による購入者には其の含有純金量に準じて關金債券を發給する

一〇、政府は發行の日より五年以内に元金の全部又は一部を額面記載の金額の百分の二を附加して抽籤償還するを得、但し右は交付期日六ヶ月前に前以て公告するを要す

叙上の如く、金借款は發行額一億海關金單位、五千萬米弗、一千萬英磅で其の利率は五分、利子支拂期日は四月三十日及び十月三十一日、額面關金債券は一萬關金、一千關金、百關金、五十關金、十關金の五種である。又米貨債券は五千米弗、一千米弗、百米弗、五十米弗、十米弗、五米弗の六種となつて居り、英貨債券は一十磅、百磅、五十磅、十磅、五磅の五種で償還期限は民國二十八年以降十五ヶ年、毎半年に抽籤償還し擔保は鹽稅收入である。

戰時救濟公債 又蔣政權は戰爭避難民、就中黃河氾濫避難民を救濟する名目にて民國二十七年七月一日、民國二十七年戰時救濟公債を發行した。此の公債は發行總額十億元を豫定し、第一回發行額三億元、利率四分、利子支拂期日は六月三十日及び十二月三十一日となつて居り、其の額面は一萬元、一千元、百元、五十元、十元、五元の六種である。

建設公債 西南地方、西北地方の各種經濟、產業建設事業の資金に充當する理由にて總額六億元の公債を二十八年四月一日及び八月一日の二回に亘り、夫々三億元宛の「民國二十八年度建設公債」を發行した。

三、外國貨幣又は外國爲替による購入者にして英貨による者は英貨債券(英貨公債)を、米貨による者には米貨債券(米貨公債)を各發給する

四、外國有價證券による購入者には其の時の市價に準じ英貨ならば英貨債券を米貨ならば米貨債券を各發給する

五、關金、英貨、米貨以外の外國貨幣、外國爲替、外國有價證券による購入者には購入者の意思に基き其の時の市價に準じ關金、英貨、米貨の任意の一種又は數種を撰擇せしめ其の撰定した種類の債券を發給する

六、本公債は年利五分、期限十五ヶ年、毎年十月末及び四月末に各一回元利を償還する

七、鹽務總局をして元利償還表により每期支拂ふべき金額を中央銀行に預けしめる、財政部、審計部及び中央、中國、交通中國農民の四銀行より代表一名を出した財政部の指定せる人員を招聘して之が基金保管委員會を組織する

八、關金債券は總額一億關金とし一萬關金、一千關金、百關金、五十關金、十關金の五種、英貨債券は總額一千萬磅とし一十磅、百磅、五十磅、十磅、五磅の五種、米貨債券は總額五千萬米弗とし五千米弗、一千米弗、百米弗、五十米弗、十米弗、五米弗の六種に各分つ

九、中央、中國、交通、中國農民の四銀行及び其の銀行の委託銀行を取扱銀行とす



第二回新支那現勢要覽

一四一〇

債」を發行、同年四月十三日附を以て次の條例を公布した。

民國二十八年建設公債條例

(二十八年四月十三日公布)

- 第一條 國民政府は建設事業の經費を調達する爲め公債を發行し  
民國二十八年建設公債と命名す
- 第二條 本公債は定額國幣六億元とし二期に分ちて民國二十八年  
四月一日及び八月一日に三億元宛額面を以て發行す
- 第三條 本公債は年利六厘とし第一期債票は毎年九月三十日及び  
三月三十一日に第二期債票は毎年一月三十一日及び三月三十一  
日に一回宛利息を支拂ふ
- 第四條 本公債は發行の日より最初の二年間に利息のみを支拂ひ  
第一期債票は民國三十年九月三十日より第二期債票は 十一年  
一月三十一日より元金の償還を開始し二十五年間に償還完了す  
第一期債票は毎年九月三十日及び三月三十一日に第二期債票は  
毎年一月三十一日及び三月三十一日に一回宛抽籤を行ひて元金  
を償還し毎回元金の償還數額は元金償還利息支拂表の規定によ  
り民國五十五年三月三十一日及び七月三十一日に至りて全部償  
還し終る
- 第五條 本公債の元利償還基金は各項の國營事業と其の他の建設  
事業の純益金及び鹽稅中の建設事業附加稅を指定して之に充て  
財政部より償還表により毎期の償還額を定めて毎月平均して中  
央銀行に交付し國債基金管理委員會の本公債簿の收入を夫々準

備金となし右基金不足の場合は國庫より之を賙ふ

第六條 本公債の元金償還は中央銀行及び其の委託銀行を經理機  
關と指定す

第七條 本公債は一萬元、五千元、一千元、百元の四種とし凡て  
之を無記名式とす

第八條 本公債の債票は自由に賣買し抵當となすことを得、凡て  
公務上の保證金納付の時には一時代納物ともなし得ると共に銀  
行の保證準備金ともなすことを得

第九條 本公債の偽造及び信用毀損行爲をなすものは司法機關に  
依りて懲罰す

第十條 本條例は公布の日より施行す

而して本公債は發行額六億元とし第一期債票、第二期債票に分  
別して前後各三億元を發行し、利率六分、利子支拂期日は毎年五  
月三十一日及び九月三十日とし、額面は一萬元、五千元、一千元  
とする。第一期債票は二十八年四月一日發行、其の償還期限は三  
十年九月三十日以降二十五年内となつて居り、第二期債票は二  
十八年八月一日發行で、其の償還期限は三十一年一月三十一日以  
降二十五年内と夫々毎半年抽籤により償還、擔保は國民政府企  
業利潤及び鹽稅中の建設事業附加稅である。

軍需公債 抗戰第二期戰の戰費充當の爲め、二十八年四月十四

日左の總額六億元の軍需公債の發行に關する條例を公布した。

民國二十八年軍需公債條例

(二十八年四月十四日公布)

- 第一條 國民政府は第二次抗戰費用を充實する爲め公債を發行し  
民國二十八年軍需公債と命名す
- 第二條 本公債の定額は國幣六億元とし民國二十八年六月一日及  
び十月一日の二期に各三億元宛額面通りにて發行す
- 第三條 本公債の利率は年息六分とし第一期債票は毎年十一月三  
十日及び五月三十一日に第二期債票は毎年三月三十一日及び九  
月三十日に各一回利息を支拂ふ
- 第四條 本公債は發行の日より二ヶ年据置き第一期債票は民國三  
十年十一月三十日より第二期債票は民國三十一年三月三十一日  
より元金償還を開始し何れも二十五年に分ちて償還を完了す  
第一期債票は毎年十一月三十日及び五月三十一日第二期債票は  
毎年三月三十一日及び九月三十日に各抽籤を以て一回宛元金償  
還を行ひ毎回の償還金額は元利償還表の規定により民國五十五  
年五月三十一日及び九月三十日に全部償還完了す
- 第五條 本公債元利償還基金は統稅及び酒、煙草稅收を以て之に  
充て財政部は元利償還の規定により毎期の元利金額の毎月平均  
額を中央銀行に交付して國債基金管理委員會の收入となし本公  
債の各口毎の準備に充つ、前項の基金にして不足のときは國庫  
より補助す

第六條 本公債の元利償還は中央銀行及び其の委託の銀行を經理  
機關に指定す

第七條 本公債票は一萬元、五千元、一千元、百元の四種に分ち  
全部無記名式とす

第八條 本公債票は自由に賣買抵當となすことを得、凡て公務上  
納稅保證のときは爲替の代品となすを得、同時に銀行の保證準  
備金となすことを得

第九條 本公債を偽造或は信用毀損したるものは司法機關により  
處罰す

第十條 本條例は公布の日より施行す

右軍需公債は總額六億元で、二期に分ちて發行する。第一期は  
民國二十八年六月一日三億元(第一期債票)、第二期は同年十月一  
日三億元(第二期債票)發行、利率は六分、利子支拂期日は第一  
期債票は十一月三十日及び五月三十一日、第二期債票は九月三十  
日及び三月三十一日、額面は一萬元、五千元、一千元、百元と  
し、第一期債票の償還期限は三十年十一月三十日以降二十五年  
内に、第二期債票は三十一年三月三十一日以降二十五年内に夫  
夫毎半年抽籤償還し擔保は統稅、酒、煙草稅收入である。  
未償還内債額 而してE・カンの編纂にかゝる二十八年六月  
末現在の蔣政權の内債未償還狀況は次の如くである。



甲、財政部直接負債  
國民政府內債未償還額(單位元)

公債名	發行額	未償還額	利率	利子支拂期日	額面
民國十七年度長期金融公債 (一九二八年十一月一日)	四五、〇〇〇、〇〇〇	三二、六一五、〇〇〇	二・五%	三月三十一日 九月三十一日	一〇、〇〇〇

一〇、〇〇〇  
一、〇〇〇  
一〇〇〇  
一〇

償還期限一九三四年三月乃至一九五三年九月、償還方法四十回半期抽籤每回抽籤一、一二五、〇〇〇元  
民國二十五年統一一公債

甲種	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一四一、七五〇、〇〇〇	六%	七月三十一日	五、〇〇〇
----	-------------	-------------	----	--------	-------

一、〇〇〇  
一〇〇〇  
一〇〇〇  
一〇

償還期限一九三六年七月三十一日乃至一九四八年一月三十一日(十二ヶ年)

乙種	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一四五、五〇〇、〇〇〇	六%	七月三十一日	一〇
----	-------------	-------------	----	--------	----

償還期限一九三六年七月三十一日乃至一九五一年一月三十一日(十五ヶ年)

丙種	三五〇、〇〇〇、〇〇〇	三三九、五〇〇、〇〇〇	六%	七月三十一日	一〇
----	-------------	-------------	----	--------	----

償還期限一九三六年七月三十一日乃至一九五四年一月三十一日(十八ヶ年)

丁種	五五〇、〇〇〇、〇〇〇	五三三、五〇〇、〇〇〇	六%	七月三十一日	一〇
----	-------------	-------------	----	--------	----

償還期限一九三六年七月三十一日乃至一九五七年一月三十一日(二十ヶ年)

戊種	二六〇、〇〇〇、〇〇〇	二五二、二〇〇、〇〇〇	六%	七月三十一日	一〇
----	-------------	-------------	----	--------	----

一〇  
一〇  
一〇  
一〇

償還期限一九三六年七月三十一日乃至一九六〇年一月三十一日(二十四ヶ年)  
民國二十五年復興公債 三四〇、〇〇〇、〇〇〇 三三九、八〇〇、〇〇〇

六% 八月二十八日

五、〇〇〇  
一、〇〇〇  
一〇〇〇  
一〇

償還期限一九三六年八月三十一日乃至一九六〇年二月二十九日(二十四ヶ年) 復興公債償還方法

期間	每年千分	每回抽籤額	每期間償還額
第一年乃至第五年	一〇	一、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
第六年乃至第七年	一六	二、七二〇、〇〇〇	一〇、八八〇、〇〇〇
第八年乃至第九年	一八	三、〇六〇、〇〇〇	一二、二四〇、〇〇〇
第十年乃至第十二年	三六	六、一二〇、〇〇〇	三六、七二〇、〇〇〇
第十三年乃至第十五年	四八	八、一六〇、〇〇〇	四八、九六〇、〇〇〇
第十六年乃至第十八年	六〇	一〇、二〇〇、〇〇〇	六一、二〇〇、〇〇〇
第十九年乃至第二十年	七二	一二、二四〇、〇〇〇	七三、四四〇、〇〇〇
第二十二年乃至第二十四年	七八	一三、二六〇、〇〇〇	七九、五六〇、〇〇〇
計		三四〇、〇〇〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇、〇〇〇

一九三七年八月自由公債 五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 四% 八月三十一日

一〇、〇〇〇  
一、〇〇〇  
一〇〇〇  
一〇〇〇  
五〇







第二回新支那現勢要覽

一四一六

一九四八年九月三十日乃至一九五一年三月三十一日 七五〇、〇〇〇  
民國二十五年整理廣東金融 一一〇、〇〇〇、〇〇〇 一一一、〇〇〇、〇〇〇  
公債(一九三六年十月一日) 六%

〔三月三十一日 一〇、〇〇〇  
九月三十日 一、〇〇〇  
一〇〇  
一〇

償還期限三十ヶ年(一九六六年九月三十日完済)償還方法最初二十ヶ年毎年百分の三(三、六〇〇、〇〇〇)宛償還残り十ヶ年  
毎年百分の四(四、八〇〇、〇〇〇)宛償還

整理廣西金融公債 一七、〇〇〇、〇〇〇 一五、二〇〇、〇〇〇  
(一九三七年十一月)

毎年一、二〇〇、〇〇〇宛償還基金として廣西鹽稅より支出

計 一八五、六〇〇、〇〇〇

(註)民國二十八年(一九三九年)六月三十日現在の地方債未償還額は三、五九〇、四六五、〇〇〇元である。

**外債の償還停止** 蔣政権は事變以來軍費捻出の爲め増稅、獻金  
紙幣増發及び公債の發行を續けて來たが、然し敗戰の蔣政権として  
は増稅の如き地域の縮減、人口の減退等によつて到底期待し難きこ  
と云ふ迄もなく、即ち事變前七、八億元に上つた租稅收入も二億元  
前後に激減し、更に獻金の如きも最初は華僑の獻金五千萬圓を放送  
したものであるが、其の後の放送金額は次第に減少したのみか、遂  
には華僑間に反蔣の氣運が醗酵されて來た。又紙幣の如き事變後約  
十億元の法幣増發を發表してゐるが、元來法幣の發行は英國側の嚴

重な監視下に置かれてゐる一方、發行額に對する現銀準備一割五分  
の制限が米國側によつて課せられてゐるので、結局法幣の濫發は對  
外價值の低落となつて現はれ、紙幣の増發を以てしては實質的に利  
する何ものもない譯である。次に公債の發行に就いては事變前に於  
て既に國民政府の赤字財政は悉く公債に依つて補填されてゐた次第  
であり、併も事變後僅々二ヶ年にして別項の如く内外債二十七億七  
千八百二十萬元を發行することゝなつた譯である。  
斯くて蔣政権は戰時下の赤字財政を専ら公債に依つて切盛りする

結果、既發公債の元利拂に苦しみ且つ既發公債の累加により新規公  
債の發行も困難となり、茲に蔣政権は外債の償還を停止するに至つ  
たのである。即ち關稅擔保と鹽稅擔保とに區別して外債の償還停止  
を見るに次の如くである。

**關稅擔保外債の償還停止** 蔣政権財政部は民國二十八年一月

十五日突如重慶に於て關稅收入擔保の外債元利支拂の立替貸越を停  
止する旨聲明した。即ち我が占領地區の擴大により蔣政権の財政難  
は激化の一路を辿りつゝあつたが、其の對外信用維持の爲め海關稅  
收擔保の外債支拂は從來中央銀行より總稅務司に融資して辻褄を合  
はせて來たのである。然るに財政の窮乏は遂に之を維持すること困  
難となり其の利拂を停止するの餘儀なきに至つたもので、右に關す  
る財政部の聲明は左の如くである。

財政部發表

日英間協定により占領地區内の海關稅收は日本側銀行に寄託され  
ることゝなつたが、日本は協定に基く海關擔保債務利子支拂に付  
ては昨年六月に一回之を實行したのみで其の後は之を履行してゐ  
ない。夫れにも拘らず、國民政府は海關擔保債務利子の支拂を續  
けて來て居り、之が爲め既に一億七千五百萬圓の資金を中央銀行  
に前貸し中央銀行は之に必要な外貨を調達したのである。日本側

は法幣に對して妨害行爲をなし聯銀券、軍用手票等各種紙幣を占  
領地區内に撒布せる爲め法幣による合法的な稅收は減少するの餘  
儀なきに至つた。然るに支那海關當局は之が元利支拂を實行し關  
稅擔保債權者の擁護を計つて來たのである。然し乍ら國民政府は  
其の意に反して斯くの如き狀態を繼續することが餘りに不當なり  
との結論に到達せざるを得ぬに至つた。故に總稅務司フレデリッ  
ク・メイズ氏の要請に對し中央銀行より資金を前貸することを拒  
否するの已むなきに至つたのである。而して國民政府は海關擔保  
債務利子を支拂はぬ意思は毛頭なく、今後の利拂は國民政府治下  
の海關稅收の全支海關稅收に占むる割合を以て支拂はんとするも  
のである。國民政府は日本占領地區の債務利拂分擔金の送金が一  
日も早く回復されることを希望すると共に、法幣に對する妨害行  
爲が停止され、これ等債務利子支拂が恢復されるやう願つて止ま  
ない。繰返し言ふが今回の措置は現在の變態的情勢に即應する爲  
めの措置であり一時的辦法に過ぎぬものである。

蔣政権が右の如き政策に出でたる原因は戰費の増大に加ふるに我  
が占領地域擴大による各種稅收の激減したに因るものであつて、之  
に關し蔣政権財政部代辯者は同十七日更に次の如く説明した。

財政部代辯者の説明

蔣政府公債所有者に損失を與へないやうに蔣政府に於ては過去數  
回に亘り、内亂並に經濟的不況により惹起された債務擔保政府收



入の減少を補填する爲め一定額を準備した。然るに今回の収入不足は日本が其の占領地區に於て收納せる稅收入を保有して蔣政府に移讓せぬ爲め起つたものである。而して蔣政府は事變前存在せる總べての公債の元利拂の爲め、日本軍占領地區内に於て收納せられたる公債擔保收入は總べて前記元利拂資金の方へ移讓すべきだと日本政府に對し根氣よく交渉を續けたが、今日に至るも其の收納金は一元も移讓されて來てゐないのである。蔣政府は公債所有者に出來る限り損失を掛けないと云ふ一般方針に基き海關總稅務司よりの申入により、今日まで毎月日本側の保有に依り生じた不足額を補填するに足る額を前拂してゐたのである。日本側では其の收納金中外貨公債に對する分は移讓を受諾すると云つてゐる。然し内貨債に對しては事變前に存在した外貨債同様の法律上の効力を有するものでも、其の元利拂に應じないと云ふのである。併も此の日本軍の移讓受諾に付ても（其の額は占領地區に於ける全收入に對して約四割に該當するに過ぎない）蔣政府として到底忍び得ざる條件が附隨してゐるのである。即ち其の條件には

- 一、實質上日本の海關自治に對する干渉並に海關部内の變革であり、之は諸條約、諸協定に違背するものである
- 二、收納金を日本の銀行に預け入れることであり、之は支那に不利なやうに利用される可能性がある
- 三、日本側は國匪賠償金中日本側受取分にして事變による戰時狀態繼續として外國銀行に英貨にて預け入れある日本側取分を

直ちに日本側に交付し、又殘額を規定通り毎月間違ひなく支拂ふべしと要求してゐる。尙ほ蔣政府財政部は最近海關總稅務司よりの通牒により一月分不足額を補填する爲め多額の準備金を預け入れるやう要求された。政府は熟慮協議の上此の要求は之を拒絶する外方法なきことを感じ其の意向を公式聲明により表示したのである。

而して關稅收入擔保の外債を見るに右通告の當時即ち二十八年一月一日現在の未拂殘高は英獨續借款、善後借款、中法借款、中比借款、中英借款、サツスン借款で合計英貨二千四百六十一萬一千二百六十七磅、米貨二千五百五十四萬六千六百六十六磅、民國二十八年中の元利支拂總額は英貨二百五十三萬四千七百八十一磅、米貨四百四十二萬七千三百三十一米弗、全額約八千萬元となつてゐる。又關稅收入擔保の内債は統一公債、復興公債、十七年金融長期等事變前の内債のみでも年額一億二、三千萬元の元利拂を要するのである。右の通告のうちの蔣政府立替拂は二十七年中に於て關稅收入を擔保とせる内債の統一公債、復興公債及び十七年金融長期の元利一億二千九百十二萬一千二百四十八元五角で、蔣政府は之を國債基金管理委員會へ手交した額及び同年度下半年中の立替金を合計して一億七千五百萬元を計上するものである。二十八年も一月から關稅收入のみを

以てしては之を擔保とせる各債務の支拂が不可能となるので、同年一月十三日に總稅務司より蔣政府に引續き之が立替を要請したが、財政凋瀆の蔣政府は之を一蹴して爾今立替を行はない旨前記の如く通告したのである。

斯くて蔣政府は關稅擔保外債償還停止の原因を日本の日英海關協定條項不履行に歸し、飽く迄其の責を日本に負はせんとする態度に出たのであつた。然るに日英海關協定條項を最初に違反したのは蔣政府であつて、同協定條項中には「日本軍占領地内の各海關の香港上海銀行に於ける預金は一九三八年一月以降上海海關の外債支拂の爲め、總稅務司が借り越せる金額を差引き總べて積濟正金銀行に引渡さるべし」との取極めがあるにも拘らず、蔣政府は總稅務司に命じて右取極めの不履行を強要し、協定成立以來今日に至るも依然香港上海銀行に預託せる海關稅收擔保債務利子支拂剩餘金の積濟正金銀行移管を肯んぜなかつた。仍つて我方に於ても之が報復手段として占據地區内海關稅收は海關諸經費を差引たる殘餘金全部を積濟正金銀行に預託、二十七年六月法幣で百十八萬百七十一元六角五分の第一回分擔金を支拂つた儘爾來海關稅收擔保債務利子分擔金の總稅務司宛送金を履行しなかつたものであつて、茲に蔣政府は

ジレンマに陥り政府對外信用に重要關係を有する海關擔保外債利子支拂の停止を餘儀なくされるに至つたのである。

**鹽稅擔保外債も償還停止** 更に蔣政府は二十七年九月以來、鹽稅擔保の英佛借款及びクリスプ借款の償還を停止し、財政部では同月二十八日其のスポークスマンをして次の如く聲明せしめた。

財政部スポークスマン談

一ヶ年來被占領區の鹽稅は日本側の手に入つたが、國民政府は鹽稅擔保借款の元利に對しては勿論時を見て支拂に應ずるものである。但し被占領區の鹽稅が收められない限りは本月末に償還さるべきクリスプ及び英佛借款の元金支拂は暫時延期する。北京政府時代に於てクリスプ及び英佛借款は久しく期日通りに償還されてゐなかつたが、國民政府成立以後一種の額外支拂法が決定され、第一歩として先づ積つた利息を支拂ひ、第二歩として残りの元金額を償還する方法を採つて來たが、一九三四年英佛借款の元利未拂額は全部償還された。クリスプ借款の残つた利息も一九三〇年に皆済され、元金は一九三五年より一九四〇年までに償還される豫定であるが、今次のクリスプ支拂停止は額外のものである。

尙ほ右一九〇八年に成立した英佛借款は一九三八年十月分が最後のもので、十月五日分の元金二十五萬磅、利子五千六百二十五磅、合計二十五萬五千六百二十五磅を償還すれば支那外債表から消去る



ものであつた。又一九一二年に成立したクリスプ借款は一九三八年九月末に支拂はるべき元金二十四萬一千九百九磅、利子九萬一千六百七十四磅、合計三十三萬三千五百八十三磅であつたものを鹽稅收入激減を楯に償還を停止したものである。更に蔣政權は重慶に於て民國二十八年三月二十六日關稅擔保外債の償還停止後、鹽稅擔保外債も關稅擔保外債支拂問題の折衝が解決する迄支拂を停止する旨の聲明を公表した。其の聲明全文は左の如くである。

外債利拂停止聲明

關稅と鹽稅を擔保とする債務に對して政府は既に各關係方面と協議中であるが、其の結果を得るまでは鹽稅を擔保とする公債も本年一月十五日發表された關稅擔保公債辦法によつて同様に取扱はれるものである。案するに財政部は日本側が勝手に關稅を差押へたことに鑑み、本年一月十五日より支那政府が滿期の關稅擔保債務を支拂ひ得ないと言ふ聲明を發表したが、長期借款に對しては政府は引續き中央銀行に專款を指定して元利の償還に充當してゐる。但し英佛借款は債務償還取扱機關が既に財政部より債務償還金を受取つた以上、本年四月十五日に支拂ふべき一部分の元利に

甲、國民政府財政部所管外債未償還狀況（一九三九年六月末現在）

外債名	發行額	利子支拂期日	未償還額	一九三九年下半年償還額
海關稅收入擔保	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	三月一日	二、九九六、四二五磅	利子 六七、四二〇磅
倫敦匯兌	一、〇〇〇、〇〇〇磅	七月一日	一九、六九一、八八〇磅	元金 五一、四四〇磅
倫敦匯兌	一、〇〇〇、〇〇〇磅	七月一日	一九、六九一、八八〇磅	利子 四九二、二九七磅

對しては何時もの通り支拂ふ豫定である。尙ほクリスプ借款に對しても政府は鹽稅收入のうちから專款を指定して三月三十日支拂ふべき該公債所持者の利子支拂ひに充てる。支那政府は日本の侵略によつて未曾有の困難を蒙つてゐるにも拘はらず、債務を履行して公債所有者の利益を維持する爲め債務信用の維持に對して相變らず甚大なる注意を拂つてゐる。現在關、鹽稅擔保の公債に對して採用した措置は實に己むを得ぬ辦法で、政府としては斯かる狀態が長く續けられることを願はず、必ず現下の長期抗戰及び支那財政經濟安定原則下に於て適當なる辦法を講じて支那の債務信用を維持するものである。

孔 祥 熙

因に民國二十八年六月一日現在に於ける鹽稅擔保の外債は英佛借款、クリスプ借款、ダイカリス借款、マルコニ借款、青島公產鹽業補償借款、内債及び短期負債償還公債日本分、シカゴ銀行借款、借款（クリスプ）書替、太平洋拓業公司借款、金借款の十種である。未償還外債 而してE・カン、J・ベイリン兩氏編纂に係る民國二十八年六月末現在の蔣政權の外債未償還狀況は次の如し。

摘要 最終償還一九四三年三月一日

一九一三年五分利善後借款 二五、〇〇〇、〇〇〇磅 〔七月一日 一九、六九一、八八〇磅 〔元金 五一、四四〇磅 利子 四九二、二九七磅

摘要 ロンドン七、四一六、六八〇磅、パリ七、四一六、六六〇磅、ベルリン六、〇〇〇、〇〇〇磅

ペテルスブルグ二、七七七、七八〇磅、ブラツセル一、三八八、八八〇磅

一九二四年以降三十七回毎年抽籤により償還、最終償還一九六〇年七月一日

一九二五年五分利中法實業銀行借款 四三、八九三、九〇〇米弗 〔七月十五日 一二、一三六、六五〇米弗 利子 五五三、四一六米弗

摘要 前中法實業銀行債權者の債權辨済及び教育施設の目的を以て佛國團匪賠償金を借款に書替、最終償還期一九四八年一月十五日

一九二八年六分利白耳義借款 五、〇〇〇、〇〇〇米弗 〔七月一日 八二八、九〇〇米弗 〔元金 二一、九〇〇米弗 利子 二四、八六七米弗

摘要 白耳義團匪賠償金殘額を借款に書替、外債手取金使途四〇%... 隴海鐵道並に改善三五%... 支那に於ける鐵道建設二五%... 教育及び慈善事業、毎半年元金償還、最終償還一九四一年一月一日

一九三四年六分利中英庚款 一、五〇〇、〇〇〇磅 〔七月一日 九七二、〇〇〇磅 〔元金 六八、〇〇〇磅 利子 二九、一六〇磅

摘要 毎半年抽籤償還、一九四七年一月一日完済、英國團匪賠償金書替、借款目的粵漢線完成

一九二四年十二月七日沙遜淮河借款 二三八、〇〇〇磅 〔七月十日 一九〇、二六四磅 〔元金 一二、八三二磅 利子 五、七〇七磅

摘要 英國團匪賠償金五分の二書替、一九三七年七月十日償還開始一九四七年一月一日完了

(二)鹽稅擔保及び其の他擔保

一九〇八年五分、四分半利英佛借款 五、〇〇〇、〇〇〇磅 〔四月五日 二五〇、〇〇〇磅 〔元金 二五〇、〇〇〇磅 利子 五、六二五磅

摘要 償還不拂延期、一九三七年十月五日以後二五〇、〇〇〇磅

摘要 毎年二五〇、〇〇〇磅宛抽籤償還、一九三三年十月五日迄年利五分、以後一九三八年十月五日に完済さるべき最終償還四分半



利

一九二二年五分利クリスプ借款

五、〇〇〇、〇〇〇磅 (三月三十日) 三、六六六、九七一磅 (元金二四二、九〇九磅)

償還不拂延期、一九三五年九月三十日以後元金四四七、三六七磅、一九三八年九月三十日以後利子九一、六七四磅

摘要 一九二三年乃至一九五二年九月毎年抽籤償還、一九三五年整理後毎年二回元金償還に改正

一九一九年八分利ヴィカース借款

一、八〇三、二〇〇磅 (六月三十日) 一、八〇三、二〇〇磅 利子 一九、一五九磅

償還不拂延期、一九三八年六月三十日以後利子一九、一五九磅

摘要 一九三六年整理辦法による、償還開始一九四一年六月三十日、最初三年間毎年百分の一、以後四年間毎年百分の二、八年間毎

年百分の二・五

一九一八年八分利マルコニ借款

六〇〇、〇〇〇磅 (六月三十日) 六〇〇、〇〇〇磅 利子 六、三七五磅

償還不拂延期、一九三八年六月三十日以後利子六、三七五磅

摘要 十一年間百分の三、最終の九年間百分の四、償還完了一九七五年

利子支拂方法 一九三七年七月一日に終る、最初の一ヶ年一分半、以後毎年四分の一%遞増、一九四二乃至四三年度三分に達

し以後は完済に至る迄三分据置

一九二三年六分利青島公産鹽業

一四、〇〇〇、〇〇〇金圓 (三月十三日) 一三、〇〇〇、〇〇〇金圓 利子三九〇、〇〇〇金圓

補償借款

償還不拂延期、一九二五年三月十三日以降元金一三、〇〇〇、〇〇〇金圓、一九二五年九月十三日以降利子一〇、九二〇、〇〇〇

摘要 一九二二年十二月一日北京に於て締結、毎半年五〇〇、〇〇〇金圓宛分割償還、完済期一九三八年三月十三日、鹽稅及び關稅

附加稅擔保

一九二二年八分利内債及び短期

三九、六〇八、七〇〇金圓 (七月三十一日) 三三、四七八、四〇〇金圓 利子 一、〇九一、五金圓

負債償還公債日本分

償還不拂延期、一九二四年一月三十一日以降三三、四七八、四〇〇金圓、一九二五年七月三十一日以降利子五七、四五三、四二二金圓

償還不拂延期、一九二二年二月十一日の九千六百萬元内債日本分、鹽稅附加稅擔保、一九二三年一月三十一日乃至一九二九年一月三十一日間十三回分割償還の規定

一九二二年六分利シカゴ銀行借款

五、五〇〇、〇〇〇米弗 (五月一日) 五、五〇〇、〇〇〇米弗 利子六八、七五〇米弗

償還不拂延期、一九三八年十一月一日以降利子六八、七五〇米弗

償還不拂延期、一九三七年四月整理により利子は一九三九年十一月一日迄年二分半、以後年五分、償還一九四二年開始一九五四年完了

一九二一年無利子借款クリスプ書替一、一〇五、五〇〇米弗 無利子 一、一〇五、五〇〇米弗

摘要 クリスプ借款延滞利子の五分の一を無利子クリスプに書替、償還方法 前出クリスプ借款に同じ

一九一九年六分利太平洋拓業公司 五、五〇〇、〇〇〇米弗 (七月一日) 四、九〇〇、〇〇〇米弗 利子六一、二五〇米弗

償還不拂延期、一九三八年七月一日以降利子六一、二五〇米弗

鹽稅附加稅擔保、一九四二年七月一日乃至一九五四年毎年抽籤償還、一九三八年度利子二分、以後毎年〇・五分遞増し一九四二年四分に達し、以後完済年度迄四分据置(一九三七年七月整理)

一九三八年五分利金借款

一〇〇,〇〇〇,〇〇〇海關金單位 (四月三十日) 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇海關金單位 五,〇〇〇,〇〇〇米弗

五〇,〇〇〇,〇〇〇米弗 (十月三十一日) 五〇,〇〇〇,〇〇〇米弗 二,五〇〇,〇〇〇米弗

一〇,〇〇〇,〇〇〇磅 (七月一日) 一〇,〇〇〇,〇〇〇磅 五〇〇,〇〇〇磅

償還豫定表未發表

鹽稅附加稅擔保、十五ヶ年償還、支那内地に於て保有される金、外債、外國株券等の吸收を目的とす

一九一四年浦口借款 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇法 (三月一日) 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇法 利子 二,五〇〇,〇〇〇法



第二回新支那現勢要覽

償還不拂延期、一九一四年以降元金二八、五七〇、〇〇〇法、一九二六年三月一日以降利子八七、五〇〇、〇〇〇法  
 一九三〇年三月一日乃至一九六四年每年抽籤償還、即ち一九五四年迄二、八五七、〇〇〇法、一九五五年乃至一九六四年迄二、八  
 五七、〇〇〇法、名義上は某々工業企業、北京市政府の某々租税及び揚子江以北アルコール税擔保  
 一九二五年八分利スコダ借款 六、八六六、〇四六磅 〔六月三十一日 六、八六六、〇四六磅 利子二七四、六四二磅  
 償還不拂延期、當初以降元金六、八六六、〇四六法 利子七、六八〇、九七二法  
 一九一二年乃至一九二二年の舊埃國對支借款を全部合併せるもの、全部未償還、一九二五年再統一  
 一九三三年五分利棉麥借款 二六、三一八、二二一米弗 〔三月三十一日 一〇、〇〇〇、〇〇〇米弗 〔元金一、四〇〇、〇〇〇米弗  
 〔六月三十一日 九、〇〇〇、〇〇〇米弗 〔利子 三六、三五米弗  
 〔九月三十日 九、〇〇〇、〇〇〇米弗  
 〔十二月卅一日 九、〇〇〇、〇〇〇米弗

最初棉花、小麥、麥粉の形態に於て五〇、〇〇〇、〇〇〇米弗借款、一九三六年五月殘額書替、一九三七年二、〇〇〇、〇〇〇米  
 弗償還、一九三八年乃至一九四二年毎年二、八〇〇、〇〇〇米弗宛四回分割償還  
 一九三七年六分利廣東建設借款 二、〇〇〇、〇〇〇米弗 〔三月三十一日 一、八四〇、〇〇〇米弗 〔元金四〇〇、〇〇〇米弗  
 〔九月三十日 一、八四〇、〇〇〇米弗 〔利子 五五、二〇〇米弗  
 摘要 一九三七年九月三十日より十六年間毎半年期償還、最初十回毎半年期四〇、〇〇〇米弗宛支拂、次の十回六〇、〇〇〇米弗宛支拂  
 第三次十回八〇、〇〇〇米弗宛支拂、最後の二回は一〇〇、〇〇〇米弗宛支拂一九五三年三月三十一日完了、廣東輸入税五分  
 附加税擔保

關稅擔保	關稅擔保	關稅擔保	關稅擔保
一九三九年六月末現在	一九三九年六月末現在	一九三九年六月末現在	一九三九年六月末現在
鹽稅擔保	鹽稅擔保	鹽稅擔保	鹽稅擔保
其他擔保	其他擔保	其他擔保	其他擔保
總計	總計	總計	總計

〔編輯者註〕「其他擔保は一九三八年五分利金借款中の一億海關金單位分、一九一四年浦口借款、一九二五年八分利スコダ借款、  
 一九三三年五分利棉麥借款、一九三七年六分利廣東建設借款を含む  
 乙、國民政府鐵道部所管外債未償還狀況（一九三九年六月末現在）

外債名	發行額	利子支拂期日	未償還額	一九三九年下半年償還額
(一) 一八九九年五分利鐵道金借款(北京—奉天)	二、三〇〇、〇〇〇磅	八月一日	三四五、〇〇〇磅	〔元金 五七、五〇〇磅 〔利子 一七、五〇〇磅
(二) 一九〇四年及び一九〇七年五分利上海—南京鐵道	二、九〇〇、〇〇〇磅	十二月一日	二、七八四、〇〇〇磅	〔元金 一三六、二〇〇磅 〔利子 一三九、二〇〇磅
償還延滞額 一九二九年十二月一日以降一、〇四四、〇〇〇磅、一九三六年六月一日以降利子四一七、六〇〇磅				〔元金 一〇、〇〇〇磅 〔利子 二二、二八五磅
(三) 一九〇五年五分利道清鐵道金借款	八〇〇、〇〇〇磅	七月一日	四七五、七〇〇磅	〔元金 一〇、〇〇〇磅 〔利子 二二、二八五磅
償還延滞額 一九三六年七月一日以降元金一〇、〇〇〇磅、利子一、八九三磅				
(四) 道清鐵道追加(一九三六年)借款	四九、五七〇磅		四九、五七〇磅	
(五) 一九〇三年及び一九〇七年五分利洋洛鐵道金借款	四一、〇〇〇、〇〇〇法	一月一日	二二、五〇〇、〇〇〇法	〔利子 一、一五、〇〇〇
償還延滞額 一九三三年一月一日以降元金二三、五〇〇、〇〇〇法、利子七、六三七、五〇〇法				
(六) 一九〇七年五分利廣東—九龍鐵道借款	一、五〇〇、〇〇〇磅	十二月一日	一、〇九六、〇〇〇磅	〔利子 二七、四一三磅
償還延滞額 一九三八年十二月一日以降利子一三、七〇六磅				
(七) 一九三六年廣東—九龍鐵道追加借款	一二七、八二二磅		一二七、八二二磅	
(八) 一九〇八年及び一九〇九年五分利津浦鐵道借款	英國 一、八五〇、〇〇〇磅 獨逸 三、一五〇、〇〇〇磅	〔四月一日 獨逸 二、四四二、七四〇磅 〔十月一日 獨逸 二、四四二、七四〇磅	英國 一、一五六、二五〇磅 獨逸 二、四四二、七四〇磅	〔利子 五七、八一三磅 〔利子 一一二、一三七磅



第二回新支那現勢要覽

一四二六

償還延滞額 一九三八年四月一日以降利子一五一、〇四四磅

(九)一九一〇年五分利津浦鐵道追加借款

計	五、〇〇〇、〇〇〇磅	計	三、五九八、九九〇磅
英國	一、一〇、〇〇〇磅	英國	八八八、〇〇〇磅
獨逸	一、八九〇、〇〇〇磅	獨逸	一、六六二、七八〇磅
計	三、〇〇〇、〇〇〇磅	計	二、五五〇、七八〇磅

償還延滞額 一九三八年五月一日以降利子一〇五、三四〇磅

(一〇)一九一〇年五分利津浦鐵道

計	一、一三四、〇〇〇磅	五月一日	六七八、〇〇〇磅	利子	三三三、九〇〇磅
---	------------	------	----------	----	----------

償還延滞額 一九三八年五月一日以降利子三三三、九〇〇磅

(一一)一九三八年無利子津浦鐵道借款

甲種 英國	二三九、七六〇磅	無利子	二三九、七六〇磅
獨逸	四九二、六六二磅	獨逸	四九二、六六二磅
計	七三三、四二二磅	計	七三三、四二二磅

(一二)一九三八年無利子津浦鐵道借款

乙種 獨逸	一一一、二五六磅	無利子	一一一、二五六磅
-------	----------	-----	----------

(一三)一九一一年五分利湖廣鐵道借款

計	六、〇〇〇、〇〇〇磅	六月十五日	五、六五六、〇〇〇磅	利子	二八二、八〇〇磅
---	------------	-------	------------	----	----------

償還延滞額 一九三八年六月十五日以降利子一四一、四〇〇磅

(一四)一九三七年五分利湖廣鐵道借款

計	四四一、六七六磅	無利子	四四一、六七六磅
---	----------	-----	----------

(一五)一九一一年五分利鐵道借款

計	一〇、〇〇〇、〇〇〇金圓	六月一日	一〇、〇〇〇、〇〇〇金圓	利子	五〇、〇〇〇金圓
---	--------------	------	--------------	----	----------

償還延滞額 初頭以來元金一〇、〇〇〇、〇〇〇金圓、一九二二年六月一日以降利子八、七五〇、〇〇〇金圓

(一六)一九一三年五分利金借款

計	四、二八八、二〇〇磅	七月一日	四、二八八、二〇〇磅	利子	一〇七、二〇五磅
---	------------	------	------------	----	----------

(一七)一九二〇年八分利借款

計	一三七、七四三、〇〇〇白耳義法	七月一日	一七、七四三、〇〇〇白耳義法	利子	三、四四三、〇〇〇白耳義法
---	-----------------	------	----------------	----	---------------

(一八)一九二〇年八分利借款

計	三一、四八三、〇〇〇ギルダ	七月一日	三一、四八三、〇〇〇ギルダ	利子	七、七〇五ギルダ
---	---------------	------	---------------	----	----------

(一九)一九二五年八分利借款

計	二一、二五〇、〇〇〇法	七月一日	二一、二五〇、〇〇〇法	利子	五三一、二五〇法
---	-------------	------	-------------	----	----------

(二〇)一九二五年八分利龍海鐵道借款

計	五、〇〇〇、〇〇〇元	七月一日	五、〇〇〇、〇〇〇元	利子	二〇〇、〇〇〇元
---	------------	------	------------	----	----------

(二一)一九二二—二三年鐵道材料供給借款

計	八〇〇、〇〇〇磅	六月一日	八〇〇、〇〇〇磅	利子	六四、〇〇〇磅
---	----------	------	----------	----	---------

償還延滞額 初頭以來元金八〇〇、〇〇〇磅、一九二五年四月十五日以降利子八九五、〇〇〇磅

(二二)一九二三年六分利膠濟鐵道借款

計	四〇、〇〇〇、〇〇〇金圓	六月一日	四〇、〇〇〇、〇〇〇金圓	利子	二、四〇〇、〇〇〇金圓
---	--------------	------	--------------	----	-------------

(二三)一九一九年七分半道清鐵道購車借款

計	一二六、八三九磅	六月三十一日	四三、六八三磅	元金	四、八五二磅
---	----------	--------	---------	----	--------

償還延滞額 一九三七年六月三十日以降元金九、七〇四磅

(二四)一九二〇年五分利清孟鐵道借款

計	一一〇、七四二磅	六月三十一日	九〇、五五三磅	利子	一〇、〇六三磅
---	----------	--------	---------	----	---------

償還延滞額 一九三七年六月三十日以降元金二一、一二六磅

(二五)一九三〇年二分利粵漢鐵道南部線買收借款

計	二〇、〇〇〇、〇〇〇元	八月二十日	二〇、〇〇〇、〇〇〇元	元金	一、〇〇〇、〇〇〇元
---	-------------	-------	-------------	----	------------

償還延滞額 一九三八年六月三十日以降元金一、〇〇〇、〇〇〇元、利子四〇〇、〇〇〇元

(二六)一九一三年六分利滬甯鐵道擔保回收借款

計	三七五、〇〇〇磅	八月二十日	二二五、〇〇〇磅	元金	三七、五〇〇磅
---	----------	-------	----------	----	---------



借 款 名	發行 額	未償還額
價還延滯額 一九三七年七月以降三七、五〇〇磅、利子二七、〇〇〇磅		
(二七) 一九三六年六分利滬杭甬鐵道完成借款	一、一〇〇、〇〇〇磅	〔六月十五日〕 一、一〇〇、〇〇〇磅
價還延滯額 一九三七年十二月十五日以降利子九九、〇〇〇磅		
(二八) 民國二十三年度六分利玉萍鐵道借款	二、〇〇〇、〇〇〇元	〔五月三十一日〕 三、四〇〇、〇〇〇元
價還延滯額 一九三八年五月三十一日以降元金一、二〇〇、〇〇〇元、利子五〇四、〇〇〇元		
(二九) 民國二十三年度六分利鐵道改修借款	二、〇〇〇、〇〇〇元	〔六月三十一日〕 六、七五〇、〇〇〇元
價還延滯額 一九三八年六月三十日以降元金一、五〇〇、〇〇〇元、利子四〇五、〇〇〇元		
(三〇) 道建設借款	二七、〇〇〇、〇〇〇元	〔六月三十一日〕 二〇、五七五、〇〇〇元
價還延滯額 一九三八年六月三十日以降元金二、五七〇、〇〇〇元、利子一、二三四、五〇〇元		
(三一) 道建設借款	八〇、〇〇〇、〇〇〇元	〔二月二十八日〕 七四、〇〇〇、〇〇〇元
價還延滯額 元金二、〇〇〇、〇〇〇元、利子一、二二〇、〇〇〇元		
(三二) 西鐵道建設借款	一四、〇〇〇、〇〇〇元	〔六月三十一日〕 一三、三〇〇、〇〇〇元
價還延滯額 一九三八年十二月三十一日以降元金八四〇、〇〇〇元、利子七九八、〇〇〇元		
鐵道立替借款(債券の發行されざるもの)		
(一) 一九一三年六分利浦信鐵道	一、九二四、〇〇〇元	〔一九二四年十月三十一日〕 一、九二四、〇〇〇元
價還延滯額 一九二四年十月三十一日以降利子二三八、二五二磅		
(二) 一九一六年七分利浦信鐵道	八、四四四磅	〔一九一六年七月〕 八、四四四磅
價還延滯額 一九二四年十月三十一日以降利子二二、六三二磅		
(三) 南京—湖南鐵道立替	三、六〇〇、〇〇〇元	三、六〇〇、〇〇〇元
(四) 南京—湖南鐵道立替	二、五〇〇、〇〇〇元	二、五〇〇、〇〇〇元

(五) 一九一三年六分利同成鐵道	〔三七〇、二七磅〕 五、七六八、五八法	〔五七、二七磅〕 四、三三、五〇法
(六) 一九一六年八分利株欽鐵道	—	二、三四、五八米弗
(七) 一九一八年八分利高密徐州濟南鐵道	—	三、六〇〇、〇〇〇金圓
(八) 一九三五年六分利南潯鐵道借款	一八、〇〇〇、〇〇〇金圓	一八、〇〇〇、〇〇〇金圓
(九) 一九三五年一〇分利江甯鐵道借款	一、六〇〇、〇〇〇元	一、六〇〇、〇〇〇元
(一〇) 一九三六年十二月杭州—玉山換軌借款	二、八〇〇、〇〇〇元	二、八〇〇、〇〇〇元
(一一) 津浦鐵道立替	一、三〇〇、〇〇〇元	一、三〇〇、〇〇〇元
計(一九三九年一月一日現在)		

元 金
二六、二六一、八八三磅
四九、〇〇一、五六〇法
一三七、七四三、〇〇〇白耳義法
三一、四八三、〇〇〇ギルダ
二、三三四、五九八米弗
一五九、六七五、〇〇〇元
九三、六〇〇、〇〇〇金圓

(註)一、鐵道部所管外債に關するもの  
 (一) 毎年五七、五〇〇磅宛分割償還、一九四四年八月一日償還完了、北京—奉天鐵道財產及び收益擔保  
 (二) 毎年一一六、〇〇〇磅宛分割償還、開始一九二九年十二月完了一九五三年十二月、鐵道財產及び收益擔保、一九〇四年

發行額二、二五〇、〇〇〇磅、一九〇七年第二回發行額六五〇、〇〇〇磅  
 (三) 一九三六年五月次の如く整理さる—一九三六年七月償還を開始し二十七年間に償還、延滞利子四分の三を取消し、残り四分の一に對し無利子スタクリップを發行、但し元金完済後償還、新協定に依り利子は一九三六年—三八年二分半爾後五分(四)右のスタクリップに相當す、無利子且つ二十七年後償還開始(註)參照  
 (五) 抽籤償還、開始一九一五年、終了一九三五年、但し實際に償還を開始されたるは一九二〇年にて爾後二、五〇〇、〇〇〇法宛宛毎年償還さる、鐵道財產及び收入擔保  
 (六) 償還開始一九三七年六月一日、元金償還期間最長五十年間利子支拂—一九三七年六月一日より二十年間年利二分半、但し鐵道純収益が年二〇〇、〇〇〇元以上に上りたる場合は超過額は五分を限度としての利子の増額と追加償還に充當する(七) 前項借款延滞利子五分の一を新借款に書替、五分の四は取消さる、無利子且つ元金完済後償還  
 (八) 一九三六年一月整理、元金償還開始一九四〇年、完了一九三六年、英國分に對する利子は一九三六年四月一日より獨逸分に對する利子は一九三六年十月一日より繼續、利率は一九三八年迄二分半爾後は五分延滞利子の五分の四は拋棄、五分の一は無利子、スタクリップに書替、鐵道收入不足の場合に關



第二回新支那現勢要覽

税を以て保證

(九) 利子支拂期日を除き條項前項と同じ

(一〇) 一九一〇年發行殘一、八〇〇、〇〇〇磅は歐洲戰爭の爲め海外に於て募集することを得なかつた、そこで獨亞銀行より一九一〇年—一六年中未發行公債一、一三四、〇〇〇磅を擔保として立替借入を行った、一九三六年十二月最終協定の結果六七八、〇〇〇磅を追加借款とし、公債殘額四五六、〇〇〇磅は破棄と決定さる

(一一) 延滞利子五分の一を無利子借款に書替、一九四一年以後二十年間償還

(一二) 前項と同じ

(一三) 一九三七年四月整理、一九三七年—三八年利子二分半爾後五分、鐵道收入より利子支拂のこと、但し鹽稅にて保證、一九四一年一月一日以後は更に關稅にて保證、償還開始期一九四一年、完済期一九七五年、償還基金は鐵道收入、但し不足の場合は財政部補填、延滞利子(一九三八年迄)は無利子スクリップにより元金にて書替、償還期限一九四二年以後約二十ヶ年

(一四) 延滞利子五分の一に相當す、償還期限一九四二年乃至一九六一年

(一五) 一九二二年六月一日乃至一九三五年(十五回抽籤) 毎年六六〇、〇〇〇圓宛償還、最終償還一九三六年六月一日七六

を以て發行、一九四一年以降二十五ヶ年内償還

(一六) 償還毎半年期一九三五年十一月三十日乃至一九三九年五月三十一日六〇〇、〇〇〇元、一九三九年十一月三十日乃至一九四一年五月三十一日八四〇、〇〇〇元、一九四一年十一月三十日乃至一九四三年五月三十一日九六〇、〇〇〇元、江西省鹽稅年一、九三〇、〇〇〇元擔保

(一九) 一九三四年一月一日發行、官營全鐵道收入剩餘金擔保、償還期限一九三五年六月三十日以降八ヶ年完了、十六回半年期七五〇、〇〇〇元宛分割償還

(三〇) 一九三六年一月一日發行、償還期限十ヶ年半、毎半年期抽籤官營全鐵道收入剩餘金擔保

(三一) 償還方法四十回毎半年期抽籤、毎半年期抽籤額二、〇〇〇、〇〇〇元、償還開始期一九三七年

(三二) 償還期限十ヶ年

二、鐵道立替借款に關するもの

(一) 特別擔保無し、延滞利子七分、公債發行の際公債基金より返済

(二) 特別擔保無し、延滞利子八分、公債發行の際公債基金より返済

(三) 一九一四年浦信鐵道借款整理分(整理一九三七年五月) 本立替金は將來に於ける鐵道借款手取金より返済の計畫であつた、年利一分

〇、〇〇〇圓、北京—漢口鐵道收入擔保

(一六) (一七) (一八) (一九) (二〇) 一九三六年八月整理、一九三六年七月一日以後一ヶ年間利子一分半、爾後毎年〇・五分還増、一九四一年—四二年四月に到達、爾後四分据置、最初五ヶ年間は利子年拂ひ、爾後毎半年期拂ひ(一月一日及び七月一日) 元金償還期限一九四七年七月一日以降最長三十五ヶ年完済

(二一) 一九二八年乃至一九三二年毎年一六〇、〇〇〇磅宛償還包寧鐵道收入を第一擔保として他に京滬線收入剩餘を擔保とす、全部未償還

(二二) 膠濟鐵道財產及び收入擔保、償還期日一九三八年

(二三) 一九三六年五月整理、一九三六年以降十二ヶ年内償還額四八五二磅、一九三六年以後無利子

(二四) 一九三六年五月整理、一九三六年七月以降十二ヶ年内償還、毎回償還額一〇、〇六三磅一九三六年以後無利子

(二五) 私人所有株買取の目的を以て發行、粵漢鐵道南部線收入擔保、一九三八年—五四年間毎半年抽籤償還

(二六) 南京臨時政府に對し大倉組の與へた三、〇〇〇、〇〇〇金圓の借款返済の爲め英支コイボレイションにより立替されたるもの、一九三五年八月整理、一九四二年迄毎年元金三七、五〇〇磅宛償還

(二七) 滬杭甬鐵道收入擔保、滬杭甬線完成及び前貸返済の目的

(四) 同上一九三七年五月整理、償還開始一九三七年七月、爾後最初五ヶ年年額一〇〇、〇〇〇元宛償還、次の五ヶ年年額一

五〇、〇〇〇元宛、以後二〇〇、〇〇〇元宛償還、無利子

(五) 一九三五年整理により利率引下げ、元金償還半期分割支拂償還期限約二十五ヶ年

(六) 特別擔保無し、利子將來考慮

(七) 同上

(八) 一九三五年八月整理、利子八、〇〇〇、〇〇〇金圓、元金繰入れ

(九) 江南鐵道南京—河漣溪完成のため

(一〇) 利率年一〇分、償還六ヶ年

(一一) 償還期限三十ヶ年

因に蔣政權の發表に據ると民國二十七年中に償還した内外債は大體左の通りである。

一、外債賠償金支拂 一九三八年到期の外債元利は一八九八年英獨借款、團匪賠償金、一九一三年善後借款元利で既に金額通り七千七百九十五萬八千六百七十五元九角八分を支拂つたが、其の内關稅よりの支拂額は七千七百二十六萬九千四百七元六角八分、政府よりの立替へが六十八萬九千二百六十八元三角であり、前年度は七千六百九十一萬一千二百八十三元七角六分であつた。民國二十年米國小麥及び麥粉借款、民國二十二年米國棉



麥借款整理債票の一九三八年到期元利合計は一千二百二十七萬七千七百七十五元七角三分で、之は救災附加税の内から支拂つたが、其の内六百六十七萬六千四百三十一元四角九分は民國二十六年度の救災附加税残額から支拂つた。

二、内債 民國二十七年關稅を擔保として發行した内債の基金總額は一億二千九百十二萬一千二百四十八元五角で、何れも政府より立替へて金額通り國債基金管理委員會に交付して保管支配せしめた(國債基金保管委員會は之を戰費に流用したであらうことは想像される)。尙ほ此の内債内譯は二十五年統一公債、二十五年復興公債及び十七年金融長期公債の三種である。

財政概況發表

租稅收入も頼むに足らず、通貨増發も思ふに任せぬ蔣政權は財源捻出に躍起の活動をなしつつあるが、結局それは公債の増發による外ない狀況にある。之に關し財政部情報司は民國二十七年十二月八日左の如く發表し、政府の現在の債務は總額六十億元で一人當りの債務は十三元に過ぎず、日本の一人當り二百六十圓に比し二十分の一に過ぎないと豪語した。

財政部情報司發表

一、事變前に於ける國民政府の國債は四十五億元(約二億七千三百萬磅)に上つてゐた。此の内約六割は内債、約四割が外債であつた。又總額の四分の三は財政部の主管に屬し、残りの大部

分は鐵道公債であつた。

一、又戰前に於ける支那公債(外債)の相場は可成りの高水準にあり、主要公債の多くは倫敦市場に於てパー又はパーに近い値を稱へて居り、利廻りも四分以下であつた。一方内債の相場は依然として充分の恢復を見せなかつたが着々上昇の傾向を示してゐた。

一、財政部主管の國債は一九三七年七月一日現在二十九億四千萬元(一億九千九百萬磅)に上つてゐた。此の内九億一千萬元(三割一分)は外債(國匪賠償金を含む)で二十億三千萬元(六割九分)は内債であつた。又之を擔保物件別に見ると關稅擔保が二十五億元、鹽稅擔保が三億二千五百萬元、統稅擔保が一億二千萬元である。

一、一九三八年度に於けるこれ等公債の元利支拂は外債一億四百萬元、内債一億五千八百萬元に上る勘定となつてゐる。

一、又舊鐵道部主管の公債は九億元に上つてゐたが、此の元利拂は五千萬元に上る勘定である。

一、事變勃發後に於ける國民政府の公債發行高は合計約十五億元(九千九百萬磅)で其の内譯は左の如くである。

- (一)一九三七年救國公債五億元
- (二)廣西整理金融公債一千七百萬元
- (三)一九三八年南寧・鎮南關鐵道公債一億五千萬元
- (四)一九三八年金公債、海關金單位公債、一億金單位、米貨公債

債五千萬弗及び英貨公債一千萬磅

(五)一九三八年國防公債五億元

一、斯くて現在に於ける國民政府債務の合計は六十億元、國民一人當り約十三元であり、事變勃發以來の一人當り増加額は三三程度となつてゐる。

列國の財政的援助

蔣政權が抗戰繼續の爲めに最も必要とするものは云ふ迄もなく兵器彈藥を購入することである。然るに支那の所謂軍需品購入に要する外貨は、孔祥熙が事變勃發前の五月倫敦で發表した英米正貨八億三千三百萬元と事變後外國へ積出した金銀によつて専ら軍需品を獲得して來たのである。然し事變は長期抗戰に對する長期膺懲へ進展し、蔣政權が事變後集め得た資金は次第に費消し盡し、愈々財政的破綻を暴露せんとする情勢になつたので、英、米、佛、蘇は個々に又は歩調を合せ蔣政權の財政的援助に乗り出した。列國の對支援助に關しては既に第一編に記したが、茲では事變勃發後に於ける列國の蔣政權に對する財政的援助狀況を記述することとした。

今次事變が勃發後蔣政權との間に表面立つて借款契約を締結した最初のものは佛國であつた。佛國は民國二十七年四月二十二日に鎮南關・南寧間の鐵道を敷設する名目の下に巴里和蘭銀行、ラザール

兄弟商會、印度支那銀行、佛支銀行の四銀行によつて組成されてゐる銀行團と、蔣政權及びチャイナ・デベロップメント・フィナンس・コーポレーションとの間に次の如き條件にて借款契約を締結した。

佛支鐵道借款協定

- 一、金額 一億五千萬フラン、内材料一億二千萬フラン、資金三千萬フラン
- 二、擔保 支那鹽稅收入剩餘金、鎮南關・南寧間鐵道
- 三、利子 年七分五厘
- 四、償還期限 三年据置、四年目より十二ヶ年賦
- 五、元利拂 建設中は鹽稅剩餘より開通後は鐵道收入及び鹽稅剩餘より、尙ほ不足の場合は八十萬元迄を限り廣西省鹽稅收入より支拂ふ
- 六、工事の準備及び實施の爲め建設會社を設立し、其の資本金は二萬四千磅とし、内四割九分は佛國銀行團、五割一分は China Development Finance Corporation の出資とする、此の會社の社長及び常務取締役は支那人、會計主任は佛蘭西人を充てる
- 七、元利金の支拂完了迄佛國銀行團は本鐵道收入を管理する
- 八、本鐵道の材料は佛國製又は印度支那製とし、佛國船及び印度支那鐵道によりて輸送し支那政府は總べての稅課を免除する
- 九、軌幅は工事完了迄は一米、其の後は國民政府の裁量により一米四三五に改めることが出来る



十、建設會社は先づ鎮南關—明江間の工事を完了し、然る後南寧に向つて工事を進むべく、工事着手許可より二年間に完了する而して本鐵道の工事は民國二十七年秋より着手され、二十八年春には大體一通りの土工を終つて建設列車を通じる豫定である。

蔣政權は前記對佛借款を忽ちに費ひ果したる爲め民國二十七年十二月に至り米國は二千五百萬米弗の對支クレジット設定を許與するに決定、其の旨十二月十四日重慶及び紐育にて同時に發表した。此のクレジットは米國復興金融會社が輸出入銀行に對し、同行が紐育ユニヴァーサル・トレーディング・コーポレーションに二千五百萬米弗迄のクレジットを許與する權限を賦與すると云ふことによつて、支那の軍需品購入の資力を與へたものである。該クレジット供與に就いての條件は次の通りである。

- 一、本資本金は米國產農産物及び製造品を支那に輸出する爲めと支那より桐油を輸入する爲めとに使用する
- 二、此のクレジットの限度内の貸付に就いては中國銀行に於て保證する
- 三、期限は五ヶ年

然るに右借款の内容に關し其の後判明せる所に據れば、之は商業的意圖の下に成立したるものではなく、左の如く純然たる軍需品供給を目的とする借款であることが判明した。

- 一、支那に於ける新設工場、殊に軍需品製作工場用の裝備機械類
- 一、支那の奥地開發に要する農業用機械類
- 一、緬甸・重慶間の授蔣ルートに使用すべきトラック一千乃至二千臺
- 一、電信、電話機具類
- 一、布地類（大部分は蔣政權將兵の軍服作製用に用ひられるものと見られる綿布類）

前記二千五百萬弗借款獲得に成功した蔣政權は更に民國二十八年三月に至り、軍用飛行機及び發動機購入の爲めユナイテッド・エアークラフト會社のプラット・ホイットネー發動機製作所との間に、一千五百萬弗のクレジット設定交渉に成功したと傳へられた。

以上の如く米國の對蔣援助は事變の長期化に伴ひ次第に活潑となり來つたが、米國の蔣政權援助はこれのみではない。即ち之より先き米國は法幣援助の目的を以て民國二十六年五月締結された米支銀協定を同年七月擴充したが、同借款が十二月三十一日滿期失効となつた。其の旨同十九日財務長官モーゲソンソウは發表した。米國が斯くの如く支那に同情し積極的に援助しつゝある最大原因は蔣政權の餘命を飽く迄も保持することにより、

自國の在支權益を維持せんとする策であること云ふ迄もない。

支那に對し最も積極的に又露骨に援助をなしたるは英國と蘇聯である。蘇聯の對蔣援助は主として軍事的であるに比し英國のそれは軍事的に財政的に頗る廣範大なるものである。即ち英國は米國の授蔣クレジット供與が決定するや之と歩調を合せて財政的援助に乗り出した。英國は事變勃發當初は對支援助には乘氣せぬ様子を見せてゐたが、其の後米國のクレジット設定が決定するや英國も亦民國二十七年十二月九日に至り、要旨左の如き法案を下院に提出し英國の對蔣財政的援助の態度を明かにした。

對蔣輸出補償限度擴張案

- 一、現行輸出補償限度五千萬磅（一九三七年五月に至り二千六百萬磅を五千萬磅に擴張）を七千五百萬磅に増額す
- 二、國家的利益の見地から補償を與ふることを適當と認むる場合には如何なる物件、例へば兵器類の輸出に對しても前記とは別勘定に一千萬磅を限度として補償を與へることが出来る。
- 三、尙ほ此の第二項の補償にあつては諮問委員會の議を経ることを必要とせず、商務省は大藏省の同意の下に専ら政治的裁定によつて之を與へることが出来る。

然るに右法案が上下兩院を通過して其の効力を發するに至る時期は民國二十八年二月なるを以て、英國政府は此の法案を下院へ提出

した直後に差當り輸出信用法の下にある資金より五十萬磅を支出することとした。尙ほ本借款は單なる授蔣借款でなくそれ以上の相當深刻な意味を有してゐることは、從來對支輸出補償の實際の局に當りつゝあつたカーク・パトリックが「此のクレジットは政治的のものである」と評したことによつても明かである。

次いで英國は民國廿八年三月に至り一千萬磅の法幣安定資金（別項参照）を設定した。右安定資金設定の事實は三月八日の下院に於てサイモン藏相が議員の質問に答辯したことにより明かとなつたのである。該聲明の内容は次の通りである。

サイモン藏相の聲明

法幣の安定は英支間の財政的經濟的關係に鑑み、英國にとつて極めて重要性のある問題である。國民政府は商取引上の法幣の流通性を維持し、其の磅價値の低落阻止に相當の成功を收め、また長期に亘り、相當安定した水準を維持した。國民政府は英國政府に對し、現行通貨政策維持の意圖並に同政策の一部として、從來の準備資金の外に、一千萬磅の安定資金の設定を希望する旨通告して來た。國民政府は支那の二銀行に五百萬磅を支出するやう勸告し、同時に英國銀行である香上銀行、麥加利銀行に殘半の五百萬磅を提供するやう懇請して來た。さうして右兩英國銀行は此の資金消盡に際して、彼等英國銀行の蒙ることあるべき損失を英國大



藏省が補償することになるならばと云ふ條件の下に、之が提供を承諾した。法幣安定資金の有効期間は一ケ年であるが、其の後も合意により六ヶ月宛延長し得る取極めである。尤も期限前何時でも廢止することも出来る。英國政府は法幣安定資金の設定を歓迎し、其の操作に成功すれば支那に於ける貿易及び企業に對して實質的援助を與ふる結果となるものと信ずる。従つて大藏省は英國銀行の要求する保證に關する法案が議會を通過することを條件に右の保證を與へることに同意した。仍つて來週早々政府は議會に對し以上の協定實施に必要な法案を提出したい考へである。

右の聲明があつて後の三月十五日に愈々法幣安定資金設定法案が下院に提出された。本法案に據れば右法幣安定資金の分擔及び之が設定に關する條件等は次の如くである。

- 法幣安定資金設定條件
- 一、分擔出資額は香港上海銀行三百萬磅、麥加利銀行二百萬磅、中國、交通兩銀行五百萬磅
  - 二、本資金の運用委員會を設け其の構成は中國、交通兩銀行代表二名、香上銀行、麥加利銀行代表各一名、香上、麥加利銀行承認の下に、英國大藏省の承認を得た國民政府の任命する英人專門委員一名とする
  - 三、法幣安定委員會は、法幣の磅價値の不當なる變動を防止する目的を以て、時宜に應じ最も適切なる方策を決定する

- 四、香上、麥加利銀行の出資分に對しては、二分七厘五毛の利率を以て六ヶ月毎に利子の支拂を受ける
- 五、ロンドンにある安定資金の磅勘定を引當とする投資より得らるゝ利益が、前記利子の支拂に足らざる時は支那銀行に於て之を支拂ふことを約する、尙ほ英國大藏省は英國銀行に對し支那銀行の利子支拂を保證する
- 六、右安定資金決済期に於て安定資金が缺損を蒙りたる時は、大藏省は英國銀行に對し五百萬磅迄を限度とし、如何なる損害に對しても補償をなす
- 七、決済期末に至り、利子以外に最初の出資額以上の剩餘があつた場合には、英國銀行は之を英國大藏省に納入する
- 八、本資金設定に關する協定の有効期間は一ケ年とし、更に六ヶ月間延長することが出来る
- 九、英國銀行は英國大藏省、支那銀行は國民政府の夫々の承認の下に、何時にても七日間の豫告を以て本協定の廢止をなすことが出来る

以上の外第三國の蔣介石政權に對する財政的援助に關しては度々傳へられてゐるが、其の多くが蔣政權側より出でた抗戰強がりのものであつたり、或は新聞紙に報道されたものであつて其の何れを信ずべきかに迷ふのであるが、然しこれ等の總べてを默視することは出来ないものである。

### 第三節 戰費調達策

**蔣政權の所要戰費** 蔣政權は事變勃發以來戰費檢出策として租稅の増徴、華僑の獻金誘導、國內外保有金銀の轉賣、特産物資の輸出官營等を實行すると共に、同政府成立以來の一貫した赤字財政補填策たる公債を濫發した。然し此の公債發行も既發外債の元利拂停止又は帳簿上の「匯割貨」による元利拂等により信用失墜し、加ふるに領域住民の公債負擔力減殺から其の發行も愈々困難となつてゐる。而して今國民政府が既に幾千の戰費を支出し又必要とするか井村薫雄氏の調査に據ると次の如くである。

**井村薫雄氏の調査**  
連戰連敗の蔣政權側の軍隊、以下に謂ふ所の支那軍が實に於てまた量に於て開戦前と較べて甚だしく劣勢となつたこと言ふ迄もないが、近刊の英文雜誌アジアに掲載されたハルドア・ハンソック氏の「蔣介石の軍隊」の論文によると、現在尙ほ支那軍は百九十八個師があり之を九十八の軍に編成してゐることである。是等の支那軍は散々に打ちのめされた形骸ではあるが、右の論文中にハンソック氏の言ふところでは、前記支那軍の編成は軍長及び師長の數が合計二百九十六人あり、將校が全體で十六萬人、其の年齢

は三十五歳前後の青年が最も多く中には三十一歳の師長もある。而してこれ等將校の半ばは黄埔若しくは中央軍官學校出身であるが、既に優秀な將校の多くは戰歿してしひ、其の三分の一は無能なものばかりで現在中央軍官學校は九ヶ所に分散して教育訓練を行つてゐる。次に軍長が最多四萬、師長が一萬の兵力を統率して居り、支那軍の總兵力は事變以來動員した兵數約四百五十萬、それは正規軍二百萬、訓練後備軍七十萬、遊撃隊五十萬、雜軍百三十萬で此のうち既に戰歿した者約百五十萬である。次に現在の動員狀態から言へば四川三萬二千、陝西及び甘肅七千、貴州及び雲南九千、湖南・廣東及び廣西五萬を以て毎月九萬八千人ぐらゐるがあるが、其の素質は田舎苦力同然で榮養は不良だし教育もなければ愛國心も缺如して劣悪である。たゞ學生軍などよりは身體の強健が僅かに取柄である。更に武器の方は一昨年(民國二十六年)七月の事變勃發の當初兵隊、警察、土匪及び農民等の手に約三百九十萬挺の銃があつたが、此のうち少くとも五十萬挺は日本軍に依つて鹵獲され、又百萬挺は奥地の治安維持に使用されてゐる。彈藥は従前十一ヶ所の兵工廠があつたが、此のうち七ヶ所は日本軍に依つて占領され三ヶ所は支那軍自ら破壊した。現在は重慶上流に武器工場を設けて毎日百噸乃至五十噸の鎗鐵を生産してゐるが之では間に合はぬから蘇聯に補給を求めてゐる。併しトラック一臺で一噸の武器彈藥を蘇聯から運ぶのに四十日を要するから一千臺のトラックを以てするも一ヶ月僅か七百五十噸しか補給できぬ



計算である。尙ほビルマからの補給は十五日間、トルキスタンからの補給は二十日間を各要するので之が前線に行き互るまでには相當の時日がかかる。従つて最近の戦闘では二人の兵隊に小銃一挺の割合のことである。

右ハンソン氏の記録から推計するに、事變當初の支那軍動員總兵力は四百五十萬人、戦後百五十萬人、残存總兵力三百萬人への三分の一減を以て通算すれば、正規軍百三十三萬人、訓練後備軍四十七萬人、遊撃隊三十三萬人、雜軍八十七萬人、合計支那軍總兵力三百萬人となる。更に此のハンソン氏記録中の現有支那軍百九十八師(一師一萬人)が打續く敗戦から實質的には正規軍、訓練後備軍、遊撃隊及び雜軍の總計に過ぎぬと假定すれば次の如き推計となる。

支那軍總兵力百九十八師、百九十八萬人

内譯

正規軍	八十八師	八十八萬人
訓練後備軍	三十師	三十萬人
遊撃隊	二十二師	二十二萬人
雜軍	五十八師	五十八萬人

上海で發行される蘇聯字紙は嘗て國民政府の支出する戦費の正規軍の戦闘と遊撃隊のそれとは五對一の割合であると計算したことがあるが、今訓練後備軍と遊撃隊とは等額の戦費で足りるとすれば正規軍の十萬人分の戦費となり、更に蒋政權から雜軍に補助

する戦費も遊撃隊のそれに準ずるとすればこれ亦正規軍の十二萬人の戦費となる。従つて前記百九十八師、百九十八萬人の支那軍總兵力に於て蒋政權から戦費を支出すべき兵數は百十萬人となるのである。若し此の推計基礎により事變當初の支那軍の動員兵數四百五十萬人(ハンソン氏の計算)を計算すれば、當時蒋政權から戦費を支出した兵數は二百五十萬人であつたことになる。斯かる推計から言ふと、蒋政權は事變以來總兵力二百五十萬人の戦費を調達し、其の後連戦連敗により兵數も漸減して來たが現状に於て尙ほ百十萬人の戦費を抽出しなければならぬ。

蒋政權は事變當初右の計算による二百五十萬總兵力の戦費を如何にして調達したか、また現在の百十萬總兵力の戦費を如何にして調達したか、之が解答に必要な諸資料を検討して見よう。

一、英國の蒋政權援助

英國の蒋政權援助は一貫して法幣制度維持の形式を採つて來た。英國の今次事變に狙ふところは傳統的な貨幣利益の獲得に在る。爾餘の他の諸國が商品利益の獲得を狙ふのと根本的に異なる。

甲、英支共同法幣安定資金の設定

(一)内容 二十八年三月二十九日次の内容より成る英支共同法幣安定資金が設定された。即ち在支英國銀行と支那の政府銀行は法幣價值のポンドに對する不當な變動を防止する事を目的とする爲替の操作に使用する爲め共同出資により一千萬ポンドの通貨(法幣)安定資金(法幣平衡資金)を設置する。

(一)出資額の内譯

香港上海銀行(英)	三百萬磅
麥加利銀行(英)	二百萬磅
中國銀行、交通銀行(支)	五百萬磅

(二)資金運用委員會(香港に設置)の構成

香港上海銀行支配人	A・S・ヘンチマン
麥加利銀行支配人	W・H・E・トーマス
英國銀行支那政府經濟顧問	セシル・ロジャヤース
中國銀行	貝祖貽
交通銀行	唐壽民

(四)有効期間 本協定の有効期間は十二ヶ月にして其の更新又は中止に就いては兩當事者間に於て別途に協定す

(五)資金の運用 關係銀行は資金の慎重公正なる運用を確保する爲め最善の努力をなすべし

(六)外國爲替の集中 國民政府は本資金の存續中ポンドに對する法幣の價值の安定を維持するよう其の經濟及び金融政策を定め國民政府及び其の諸機關は必ず委員會に代表せられざる銀行の一つを通じ外國爲替の賣買を行ひ資金のポンド建の殘高が一十萬ポンドに充たざる間即ち決済に充當するを要するものの外一切の外國爲替を本資金に繰込むべき事を約す、換言すれば本資金は支那國幣の價值維持以外の目的に使用せられざるよう必要な處置を講ずるものとす

(七)英國政府の保證 英國大藏省は英國銀行に對する利息の延滞又はこれ等銀行の蒙れる一切の損害を補償す

右英支共同法幣安定資金一千萬磅は一志二片二分の一の法幣公定價值を以て換算すれば法幣の約一億六千五百五十二萬元となる。而して右資金の設定により國民政府側は約八千二百七十六萬元の法幣爲替兌換資金を提出し英國側も等額の資金を本國政府の保證下に提供したものである。従つてまた蒋政權は其の全部若くは一部を以て輸入軍需資材の海外拂に充當し得る資金を得た計算である。

乙、對蒋政權援助借款 英國政府は一九三八年十二月八日の議會

に(一)輸出信用保證額を五千萬磅より七千五百萬磅(邦貨換算十二億七千五百萬圓)に増大す、(二)商務省の信用保證原則を變更し今後は商業上のみならず政治上の見地からも輸出信用の保證を行ひ得るものとすを内容とする輸出信用保證擴張法案を提出、同法案の成立に據り次の如く第一回五十萬磅、第二回三百萬磅、通計三百五十萬磅の對蒋援助借款を締結した。

(一)五十萬磅借款 英國政府は議會に於ける輸出信用保證擴張法案の通過に依り國民政府に對するトラック其の他半軍需品の輸出に就き保證を與へ得ることとなり、右による第一回の蒋政權援助借款五十萬磅を供與(一九三八年十二月)した。此の借款は蒋政權が英國の自動車會社との間に交渉を進めてゐた雲南・ビルマ間に使用するトラックの輸出に對するもの



第二回新支那現勢要覽

一四四〇

で、而して右トラックの輸出代價は借款五十萬磅の中から英國の輸出保證局に依つて其の支拂を保證されるものである。

(一)三百萬磅借款 英國のバトラー外務次官は一九三九年二月二十二日の議會に於て「英國政府は最近の中に三百萬磅の借款を支拂に供與する」と公表、次いで翌三月六日の倫敦發ハパス通信は「英國政府は商業貸附三百萬磅を支那に供與し最近新しく完成さるる滇緬公路以外に昆明より緬甸に至る鐵道線路を建設せしむるに決定した」と報じた。右借款三百萬磅は其の後四月十二日(一九三九)年に至り國民政府への輸出クレジットとしてイヤマート(別勘定に移す)した。

右に見る前後二回の合計三百五十萬磅は法幣の法定價值一志二片二分の一で換算すれば約五千七百九十三萬圓となる。此の金額の全部若くは一部も亦蔣政權の輸入軍需資材の海外拂に充當し得る。

英支共同法幣安定資金の一千萬磅即ち法幣換算一億六千五百五十萬圓と蔣政權援助借款三百五十萬磅即ち五千七百九十三萬圓との合計二億二千三百四十五萬圓が其の全部若くは一部を以て軍需資材購入代金に充當することに依り事變後英國關係に於て調達された蔣政權の戦費である。

二、米國の蔣政權援助

米國の對蔣援助は同國の銀政策から打算したる蔣政權の海外轉賣銀買取りを約する米支通貨協定の更新と、軍需資材の賣却代金を

ば支那特産の桐油を以て償却せしめる間に於けるクレジットの設定とである。

甲、米支通貨協定の更新 蔣政權の法幣制度の實施に伴ふ銀の國有、更に此の銀の海外轉賣は米國の銀政策に對する大きな障礙であつた。従つて蔣政權の法幣制度實施の民國二十四年十一月米支雙方の利害を調整する米支通貨協定が成立した。其の後數次の更新を経て現在に及んでゐる。而して現行の米支通貨協定は米國のモーゲンソー財務長官に依つて一九三八年十二月十九日「紐育聯邦準備銀行保管の國民政府の金準備額を的確に發表するわけにはいかぬが、相當の多額に達してをり、之による蔣政權の米國からの輸入決済に餘裕があるので米支通貨協定を無期限に延長することにしたのである」と公表されたそれであるが、斯かる米支銀協定に據り米國政府が支那から銀を買入れ、蔣政權を援助すること次の如くである。

(一)蔣政權の在外通貨安定資金 米國の爲替平衡勘定は從來全然發表されなかつたものであるが、一九三九年三月一日附同國の新聞に初めて右勘定の内の一部が發表された。此の發表は一九三八年末現在の簡單なるバランスシートであるが、其の中に支那に關する項目が四つあり、それを綜合すればこれ迄秘密とされてゐた米國の支那からの銀買入れとそれによる對蔣援助の方法が略ぼ推測されるに至つた。而して財務省はバランスシートに關して一切説明を與へてゐないが、平衡勘

定が一億六千五百五十七萬七千圓の支那爲替を買入れ、四百八十六萬五千五百七十七圓のドル爲替を賣却したこととなつてをり、平衡資金が法幣制度維持の爲め活躍したことは之によつて明かである。但し同勘定買持ちの支那爲替値下りによる損失を防ぐ爲め百三十九萬オンスの金、米貨換算四千八百八十三萬八千米弗の金を擔保としてゐる。此の金は主として支那が銀を現送して得た代金で金を買入れ、之を紐育聯邦準備銀行に預け入れたものである。實は右四千八百八十三萬八千米弗が今日残された唯一の蔣政權の在外通貨安定資金、所謂在外資金である。此の事は次の米支新通貨協定の特色から明らかにさせる所である。

(二)米支新通貨協定の特色 一九三八年十二月十九日公表された米支新通貨協定は一九三九年一月一日より效力を發生したもので、前記米國の爲替平衡勘定に現れる支那の米國內保有金は從來蔣政權が銀を賣却した手取金を其の都度金に換へて紐育の聯邦準備銀行に預け入れ、軍需品購入に際しては之を擔保としてドル資金の融通を受けてゐたものであるが、今度の新協定に於ては此の種軍需品購入代金は別途の借入金(例へば次記の二千五百萬米弗對蔣政權援助クレジットの如き)より支拂はるべきを規定してゐる。従つて現存の紐育聯合準備銀行預金四千八百八十三萬八千米弗が蔣政權の唯一の在外通貨安定資金、また此の資金は從來の如く軍需資材の購入代

金に流用し得ざることを規定してゐる點に新協定の特色があり、此の額が法幣發行の僅かに残された現銀準備(實際には米國政府の諒解により金に換へられてゐる)である。

(三)蔣政權轉賣銀の買取 一九三九年二月米國の太平洋國際學會編輯「遠東雜誌」に孔祥熙の發表として掲載するところによると、蔣政權の輸出銀は事變前二億五千萬米弗、事變後一億六千萬米弗、通計四億一千萬米弗である。法幣制度は銀爲替本位制度であるから在外通貨安定資金と稱する在外資金はまた在外爲替基金であり、銀に基礎を置くことから右の在外爲替基金も亦國有銀の海外積出分を以て充當する。一九三七年五月十三日倫敦で孔祥熙の發表した法幣の在外爲替基金が英國に二千五百萬磅、米國に一億二千萬米弗、二千五百萬磅を米貨に換算すると、四億九千九百九十萬米弗、一億二千二百五十萬米弗、従つて事變直前に於ける英米の在外爲替基金が合計して二億四千二百五十萬米弗である。此の數額は前記事變前の蔣政權輸出銀と略ぼ一致する。故に蔣政權は法幣を以て國內の保有銀を買上げそれを先づ倫敦に積送して精鍊、更に米支通貨協定に依り米國に轉送したこと明らかである。而して右記の數額から蔣政權は事變前銀の轉賣に依つて法幣の在外爲替基金二億四千二百五十萬米弗を有し、事變後銀の轉賣に依つて一億六千萬米弗を得たが、現存の在外爲替基金は僅かに四千八百八十三萬八千米弗に過ぎず、結局其の全部



若くは一部が軍需資材の購入代金となつた。従つて海外拂に轉賣銀を充當した額が三億五千三百六十六萬二千米弗となる此の額は法幣制度實施當初の對米二十九弗四分の三の爲替相場で換算すれば法幣の十一億九千萬弗である。

丙、對蔣援助クレジット 米國官營復興金融會社は一九三八年十月十五日對蔣政權援助のクレジット設定を發表した。同借款の内容は次の如くである。

(一)クレジット供與の方法 米國の農産品、工業品を支那に供給する爲め官營輸出入銀行から紐育のユニバーサル商會社(支那人を以て組織せられた貿易會社)に二千五百萬米弗のクレジットを與へる。尙ほ米國下院の金融委員會は一九三九年二月九日滿期となる復興金融會社、輸出入銀行の活動を一年二月九日まで延期することを可決した。

(二)擔保及び期間 米國政府は一年半以前に五千萬米弗のクレジットを設定して支那に鐵道材料を賣付けたが、其のまゝ立消えとなつてゐたところ右の如くクレジットの供與を決定したものである。一九三一年以後支那の米國方面に於て得たるクレジットは二千七百五萬一千四百二十二米弗で、其中一千四百四十一萬九千八百九十二米弗が償還されてゐる。而して右の新クレジットは中國銀行の保證に據り五ヶ年に亘つての分割償還を規定する。

(三)支那側購入物資の内容 二千五百萬米弗のクレジットを以

て發注された支那側購入物資の内容は(イ)支那に於ける新設工場殊に軍需品製作工場に對する裝備機械類、(ロ)奥地開發の爲めの農業用機械類、(ハ)ビルマ・重慶間の援蔣ルートに使用すべきトラック一千臺乃至二千臺、(ニ)電信電話機械類(ホ)布地類其の大部分は綿布類(蔣政權將兵の軍服作製に使用されるものと見らる)

右クレジットによる注文は總べて之を供與したユニバーサル商會社(ユニバーサル・トレーディング・コーポレーション)を通じて行ふ。又此のクレジットに對して蔣政權の側からは支那特産の桐油を以て規定の償還期間の五ヶ年中に漸次償還を完了するはずで、既にクレジット成立以來桐油による償還を實行してゐる。米貨二千五百萬弗は二十九弗四分の三爲替で換算して法幣の八千四百萬元である。

米支通貨協定に據り米國が蔣政權から買上げた銀は事變前後を通じて合計四億一千萬米弗即ち十三億七千五百萬元、此のうち其の全部若くは一部を軍需資材購入代金の支拂に當てた金額を含む事變後の消費額は三億五千三百六十六萬二千米弗即ち十一億九千萬元である。之が計算は次の如くである。

一、蔣政權輸出銀(米國の買上銀)	三、五〇〇,〇〇〇米弗	八、〇〇〇,〇〇〇法幣元
事變前	一、〇〇〇,〇〇〇米弗	五、五〇〇,〇〇〇法幣元
事變後	四、〇〇〇,〇〇〇米弗	一、七五〇,〇〇〇法幣元
計		

二、蔣政權の在外通貨安定資金(法幣の在外爲替基金)

事變直前	三、五〇〇,〇〇〇米弗	八、五〇〇,〇〇〇法幣元
現在(米國)	四、八八八,〇〇〇米弗	一〇,〇〇〇,〇〇〇法幣元

三、蔣政權の事變後消費額(全部若くは一部が戦費)

蔣政權輸出銀	四、〇〇〇,〇〇〇米弗	一、三五〇,〇〇〇法幣元
事變前消費額	七、五〇〇,〇〇〇米弗	三、五〇〇,〇〇〇法幣元
蔣政權の在外通貨安定資金現在高	四、八八八,〇〇〇米弗	一〇,〇〇〇,〇〇〇法幣元
差引	三、三六六,〇〇〇米弗	一、二九〇,〇〇〇法幣元

右による蔣政權の事變後に於ける國有銀の消費額三億五千三百六十六萬二千米弗即ち十一億九千萬元と米國の蔣政權援助クレジット二千五百萬米弗即ち八千四百萬元との合計三億七千八百六十六萬二千米弗即ち十二億七千四百萬元が其の全部若くは一部を以て軍需資材購入代金に充當することに依り事變後米國關係に於て調達された蔣政權の戦費である。

三、佛國其の他諸國の蔣政權援助

英米兩國を除く以外の諸國の蔣政權援助に就いては當該國政府に依つて確認公表せられたるものなく、従つて各方面の情報を綜合して推測するほかない。試みに此の種情報を摘録して見れば次の如くである。

甲、佛蘭西 フランス政府は事變以來英米兩國と經濟上聯合して援蔣政策を練つてゐたが、廣東陥落により香港、廣東を經由する最大武器輸送路を斷たれた蔣政權は對外連絡最後の地點とし

て河内を撰び佛蘭西に對し佛印の危機を煽動し佛印を通ずる今後の武器援助を依頼した。フランス政府はこゝに俄然蔣政權援助を強化するに至り從來香港に集中されてゐた大砲、飛行機、彈藥、レール、橋梁材料、トラック等對蔣援助の武器材料は奔流の如く海防に殺到し河内を経て續々奥地に輸送され、日本の對支政策を正面より妨害せんとするに至つた。軍需資材の輸送路として同時に又金融上の連絡として佛印ルートの重要性が急に加はり、金融上に於ける蔣政權の佛印重視の事實が次の如く表はれた。

イ、香港在住支那商の佛印進出に伴ひ中國銀行が支店を急に河内に設けた。  
ロ、佛印に於ける外國爲替の賣買は從來印度支那銀行のみに限られてゐたのであるが右中國銀行支店の開設を許可した。  
ハ、右の許可は佛印當局の西南工作並に支那法幣の支持に對する宋子文、宋美齡、ドナルド顧問等が佛印總督と協議した結果生れたものである。

更に佛國の援蔣借款其の他蔣介石援助の新聞報道に次の如きものがある。

(一)一億五千萬フラン借款說 一九三八年八月二十三日蔣政權系通信社は宋子文の主宰する報國建設銀行代表が巴里に在つて佛國金融團とすでに佛支借款の締結に成功したと報じ其の内容を下の如く傳へた。(イ)金額は一億五千萬フラン(約二千五百萬



元)、(ロ)目的は貴州廣西鐵道建設、(ハ)條件は鐵道材料一億二千萬フラン現金三千萬フラン、(ニ)擔保は同鐵道收入及び鹽稅

(ホ)利率は年七歩、(ヘ)償還は十二年  
(一)佛米支合辦會社設立說 蔣政權の奥地據點として建設中の雲南省昆明に於て佛蘭西勢力を中心とする佛米支合辦の飛行機製作所を建設せんとする計畫が傳へられた。即ち右飛行機製作所は華佛米飛行機廠と稱せられ、資本金は三千萬元とし、其の中米國は三百萬米弗、佛蘭西は五千萬フランを負擔し、支那側は一千五百萬元を支出することになつてゐる。一切の設計は米國機廠が責に任じ佛蘭西は原料機材を供給、支那側は土地工人を負擔する、製品は主として軍用機で支那側の需要にあてる。此の工作の爲めに米國某飛行機製作所の代表二名は既に香港より昆明に赴き佛蘭西代表と會合したが、支那側では主として宋美齡並に蔣介石前夫人の弟たる毛邦初が此の折衝に當つてゐるが毛邦初は昆明に於て米佛代表と懇談を遂げた旨一九三八年十月十三日報道した。

乙、蘇聯 一九三九年四月十八日香港發の支那側報道として蘇聯最近の蔣介石援助につき次の如く傳へた。即ち孫科は蘇聯政府と武器借款を協議、圓滿なる結果を得たので支那側の技術專家二人が孫科の要請に應じて借款の詳細項目を商議する爲めモスコへ赴いたといはれてゐる。尙ほ蘇聯は大規模の軍事計畫を實行に移し、以て大量の武器を支那政府に給與せんとする

る」と報じた。蘇聯は蔣政權に對して事變以來飛行機其他軍需資材を供給して居り、また蔣政權の側から從來茶を相當多額に買取つてゐるところであるから、右の諸報道も蔣政權側の單なる宣傳と解することは出来ないが其の金額は七億五千萬留、七億留、二千五百萬米弗、一億元等一致を缺いてゐる。

丙、白耳義 一九三九年三月三十一日孔祥熙が重慶でなせる「支那財政金融の過去及び現在」なる演説のうちで「最近白耳義との間に二千萬磅の物資購入借款が成立した」と述べてゐる。

丁、獨逸 重慶よりの支那側報道によると、一九三九年四月獨逸と蔣政權との間に柏林に於て毎月一千萬元のバーター協定成立調印を了し、獨逸は製造品を供給するに對し蔣政權は原料品を供給する、本協定は交通部技術顧問フォン・ロチヨー氏が橋渡しの役をつとめたのである。而して獨逸の供給する製造品は工業完成品就中鐵道材料を主とし、支那の供給する原料品は蔣政權領域内に出る原鑛石(タングステンなど)を主とする。

これ等佛蘭西其他諸國の蔣政權援助借款、クレヂット、バーター制などに共通の條件は蔣政權領域内の特産物例へば桐油、原鑛石、茶などを供給して之が代償を軍需資材に求めるものである。而して締約の金額に就いては締約自體が尙ほ疑ひを残すと共に一致を缺き色々傳へられてゐる。併し茶が専ら蘇聯へ輸出され、原鑛石が獨逸を最大顧客とする如く、また南支沿海諸港が閉ざされた以後、蔣政權の物資搬出入路として佛印との關係が切實とな

る。消息通によれば支那は既に毎週蘇聯より効率の最も優良な飛行機三十臺、毎月合計百二十臺を得てゐる。右飛行機は悉く西北の某地に配備されてゐる。支那空軍の中には外籍の操縦士約三百六十名が含まれ、其の中に米國籍百四十名、英佛和等四ヶ國籍五十名のほかは全部蘇聯籍に屬する者であると報道した其の後同年七月二十九日モスコ發ハバス通信は「消息通は蘇聯の對支信用借款七億五千萬留の報を完全に否定し去らなかつた」と報じ、別な報道では「蘇聯政府は對支信用借款七億五千萬留、米貨にして一億五千萬弗を許容することに決定即日交付することになつた模様である」又「蘇支間の借款は蘇聯が蔣政權に對し材料及び軍事建設機械類を供給せるもので、傳へらるるところでは其の總額は一億元以上上ると言はれ、既に調印を終了したが必要時には増額され得るものらしく又一説には右金額は米貨二千五百萬弗とも云はれてゐる」といひ、更に同年八月九日モスコ發の同盟通信では「八日重慶よりの報道によれば蘇聯政府は今回蔣介石政權に對し總額七億留(邦貨約四億八千三百萬圓)の借款を供與することになつたと傳へられるが蘇聯政府及びモスコに於ける支那側當局は何れも借款説に關し否定も肯定もせず一切言明を避けてゐる。但し消息通筋では本年六月十六日ミコヤン外國貿易人民委員と蔣政權特派孫科との間に調印された蘇支通商協定に關聯して蘇聯政府が相當多額の借款を蔣政權に供與することは考へ得ることだと爲してゐる

り佛蘭西との間に結び付く條件の生ぜる如く其の傳へられる諸國の蔣政權援助説の悉くが一樣に單なる宣傳とは見られない。今右の諸報道のうちから軍需資材の供給による蔣政權援助の數字を擧げると次の如くである。

- 一、佛蘭西(貴州廣西鐵道建設借款) 一五〇、〇〇〇、〇〇〇法幣元 換算 二五、〇〇〇、〇〇〇法幣元
  - 二、蘇聯(信用借款) 七〇〇、〇〇〇、〇〇〇留 換算 五〇〇、〇〇〇、〇〇〇法幣元
  - 三、白耳義(物資購入借款) 二〇、〇〇〇、〇〇〇磅 換算 三三、一〇〇、〇〇〇法幣元
  - 四、獨逸(バーター制) (月額一千萬元の一ヶ年計算) 一二〇、〇〇〇、〇〇〇法幣元
- 合 計 九七六、〇〇〇、〇〇〇法幣元
- これ等の蔣政權援助資金は何れも蔣政權側から放送されたところだが當該國が別段の否定をなさざる點、實際の軍需資材の供給や貿易統計に表はれる數字等から、假りに金額や形式に相違があつても同種の資金供與が成立したであらうと觀られるのである。従つてこゝでは右四ヶ國の蔣政權援助借款を半減の四億八千八百萬元と見て置くこととする。若し斯く推定すれば前記英米兩國の分と合して次の數字を得る。
- 英米其他諸國の蔣政權援助(自一九三七年七月一  
一九三九年六月)  
二二三、四五〇、〇〇〇法幣元



第二回新支那現勢要覽

一四四六

- 二、米國關係 一、二七四、〇〇〇、〇〇〇法幣元
- 三、其の他諸國關係 四八八、〇〇〇、〇〇〇法幣元

合計 一、九八五、四五〇、〇〇〇法幣元

右による蔣政權は事變以來英米其の他諸國關係に於て或は法幣制度實施以後買埋めた國有銀を轉賣し、或は特産桐油、原鑽石、茶豚毛等の統制を通して、また或は法幣爲替の投機に依つて獲得せる資金にして軍需資材購入代金の支拂に充當した額が實に十九億八千五百四十五萬元(一元を一毫二片二分の一として計算)、ザツと二十億元である。

四、蔣政權の國際收支

蔣政權が事變以來國有銀の處分、借款、クレジット、パートナー制等を通して結局十九億八千五百四十五萬元に相當する外貨を獲得したことになるが、此の大部分は軍需資材の購入代金に充當されたものと見ることが出来る。然らば右金額の或部分若くはそれ以上費消してゐるかの、即ち幾千の軍需資材を購入したかを求める爲め蔣政權側の國際收支を一應推定する必要があるが、先づE・カン氏編纂の支那國際收支を掲記する(フキナンス・アンド・コンマース誌E・カン氏編纂)。

自一九三五年至一九三八年支那國際收支

支那經濟の各領域に政府管理が浸透し得ること成規の直接課税が徴收されぬこと、信據すべき各種統計材料が貧弱なこと等相俟つて支那國際收支對照表を作製することは難事中の難事であり、

殊に過去二ケ年は戦時(本年も同様)でさういふ言葉が最も當嵌まる、戦時は環境の力で集中的傾向が阻まれるのと秘密嚴守が勵行される爲め材料の入手が困難となるからである。従つて斯かる完全體を組成するには多大の努力を要し、そして其の出來上つたものは問題を完全に解決するものだと誇れない。だが、それが公式な數字と心血を濺いで周到に編んだものである限り假令概算であらうとも無きに優ること萬々であらう。(單位千法幣元)

收入の部

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
(1) 輸出商品	一五五、八〇〇	七五、七二一	八六、三二五	七六、六四二
(2) 輸出價格整理勘定	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
(3) 輸出金銀	一、七〇〇	四〇、六〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
イ、金(正味)	一、七〇〇	四〇、六〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
ロ、銀(正味)	一、七〇〇	四〇、六〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
ハ、密輸銀	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
ニ、密輸金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
(4) 華僑送金	二〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
(5) 外國教團金及び慈善金	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
(6) 外國駐軍費	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
(7) 外國公館費	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
(8) 外國船舶寄港費	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
(9) 外人觀光費	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇

(10) 外國證券收入 八、七〇〇 三〇、〇〇〇 一五、〇〇〇  
 (利子、利潤、償還) 一、三九、六六六 一、七六、九四四 二、〇七、三〇二 一、八三、九七〇

支出の部

- (11) 輸入商品 九三、三二一 四二、四四五 八六、二〇〇
  - (12) 輸入價格整理勘定 一 一 一七〇、〇〇〇
  - (13) 輸入金(正味) 一 一 一四、八三三
  - (14) 密輸入商品 二八〇、〇〇〇 三三〇、〇〇〇 五〇〇、〇〇〇
  - (15) 外債支拂
    - イ、關稅擔保 六、四〇〇 六、七〇〇 七、九九九
    - ロ、棉麥借款 二、六四五 六、五〇〇 一〇、一三三
    - ハ、鹽稅擔保 一三、三六〇 一三、三六〇 一八、八〇五
    - ニ、鐵道公債 八、一〇〇 一〇、九七五 九、八〇〇
    - 支那公館費 五、〇〇〇 一五、〇〇〇 一三、〇〇〇
    - 遊學生費 一五、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一三、〇〇〇
    - 保險運賃儲給料 三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇
    - 海外積送銀 一四、〇〇〇 三三、〇〇〇 二〇、〇〇〇
    - (未處分) 一 一 一
    - (19) 軍需資材購入(對外借款によるものを除く) 一四、〇〇〇 一四、〇〇〇 一五、〇〇〇
    - (20) 資金逃避 三三、〇〇〇 三、九三三 七〇、〇〇〇
- 計 一、三九、六六六 一、七六、九四四 二、〇七、三〇二 一、八三、九七〇

以上各項を簡單に解説すると左の通りである。

- (1) 海關統計に準據す
- (2) 輸出品價格の申告は往々控へ目である(自己が輸出税を軽く

しようとするのではなく品物を受取る外國輸入業者の利益を顧慮するに外ならぬ)

- (3) イ、ロは海關統計、ハ、ニは内輪に見た自己計算
- (4) 一九三七年及び一九三八年の華僑送金は戦時財政強化運動と前年に比し爲替が有利であつた爲め膨脹した
- (5) 略
- (6) 一九三五年及び六年の數字は外國軍隊の支那領土及び領海に於ける駐屯費であるが、一九三七年及び八年の數字は以上の外日本陸海軍派遣費を含む
- (7) 及び(8) 従來の例に依つて推算したるもの
- (9) 略
- (10) 華商銀行及び一般支那人は支那政府及び外國政府發行の外債を所有する
- (11) 海關統計に依る
- (12) 輸入品價格は海關金貿易計算であり、一九三八年四月以來法幣の下落に因り換算上餘分の支拂勘定を必要とした
- (13) 海關統計に依る
- (14) 近年密輸入極めて旺盛であり此の數字も過大ではない
- (15) 略
- (16) 及び(17) 推定額
- (18) 當該年度末に賣却されず残つて居た額であり、それに對等する外貨を得て居らぬ故依然支那の資産である



第二回新支那現勢要覽

(19) 其の性質上推算である。同時に支那は海外に設定したクレヂットに依つて戦費を支出することも考慮に加へる要がある

(20) 正確な計算の基礎なく推算に過ぎない  
右に掲げるE・カン氏編纂の支那國際收支推計を大體の基礎として、一九三七年七月一日の事變勃發の當月より一九三九年六月三十日

自一九三七年七月一日 全支那商品輸出入總額(單位法幣元)  
至一九三九年六月三十日

一九三七年七月—十二月	一九三八年一月—十二月	一九三九年一月—六月	計
輸入商品 三五〇、二一八、八三六	八九三、四九九、六八五	七二〇、六八四、九九八	一、九六四、四〇三、五一九
輸出商品 三五五、九一〇、六六七	七六三、七三一、四六四	四一一、四六〇、二二三	一、五三一、一〇二、三五四
計 七〇六、一二九、五〇三	一、六五七、二三一、一四九	一、一三二、一四五、二二一	三、四九五、五〇五、八七三
超 過 輸出 五、六九一、八三一	輸入一二九、七六八、二二一	輸入三〇九、二二四、七七五	輸入四三三、三〇一、一六五

次に一九三八年年度の海關報告では同年度の輸出入總額を左表の如く皇軍の占據地域と非占據地域とに別つた。(單位千元)

占據地域	五九六、九七四	四七六、七〇一
非占據地域	二九六、五二五	二八七、〇三〇

併し全支那輸出入總額のうち蔣政權領域即ち殘存する皇軍の非占據地域に於ける輸出入がどれほどであるかは沿海諸港が完全に封鎖された現状に於ても尙ほ例へば輸入物資は一度輸入港に陸揚げされて其處から背後地域に流入し、また輸出貨資も背後地域から輸出港に集中して來るもの、従つて單に占據地域内海

十日に至る二ヶ年を期間とする蔣政權側の國際收支を見る。先づそれに必要な數字に就き一應の検討を試みるであらう。  
一、輸出入商品 一九三七年七月一日より一九三八年六月三十日に至る二ヶ年の全支那商品輸出入總額を表示すれば左の如くである(海關統計による)。

關經由の輸出入物資と非占據地域内のそれとを對照したに過ぎぬ右の數字からは蔣政權側輸出入商品の確數を求め難い。斯くて蔣政權側國際收支に計上すべき輸出入商品の數額も推定餘儀なくすることとなる。蔣政權は事變後即ち一九三七年十月十五日軍事委員會所屬の貿易調整委員會を設け辦事處を上海(同年十一月十五日漢口に遷り其の後奧地に移つた)に置き、一九三八年二月財政部に移管して財政部貿易委員會と改稱したが、此の貿易委員會は湖南・江西・安徽・浙江・福建・湖北の茶、四川・廣西の桐油、浙江・四川・廣東の生絲、甘肅の羊毛、四川の羊皮など輸出重要品の買付、運送、轉賣等處理し、輸入軍

需資材の海外拂に必要な外貨を獲得する中樞機關たる任務を果したのである。而して財政部貿易委員會が貿易調整の成果として發表したところによると、一九三八年の一月から七月までに於ける漢口、廣州等二十四港の輸出總額は一億六千七百五十七萬三千元であつた。戦局の進展に伴れて蔣政權側の貿易港は漸減したが、一方貿易官營が段々強化擴大されてゐるので、右の數額を蔣政權の輸出實額と見て一ヶ月平均を求め、それによつて事變後の二ヶ年間に於ける蔣政權の輸出貨品を推計すれば左の如くである。

自一九三七年七月 蔣政權輸出貨品 三二一、五五二、七一〇元  
至一九三九年六月 蔣政權輸出貨品 三二一、五五二、七一〇元  
右の數字は蔣政權のみの直接取扱品ではなく此處に求める蔣政權側の國際收支に現れる輸出貨品の全數額と看做すのである。次に蔣政權は輸出貨品の統制と共に輸入貿易の抑制を行ひ少しでも多く軍需資材購入代金の支拂を容易にしよと努めてゐる。茲に輸出統制に加へて輸入統制も行ひ其の手段として輸出入各爲替の管理を行ふのであるが、實際問題として法幣の爲替價值を維持する爲め一般商品に對する輸入爲替に賣應せねばならぬ。而も蔣政權は法幣の市場相場(一九三八年三月以來漸落)とかけはなれた公定相場を掲げてゐる結果、輸出爲替は蔣政權系の銀行への集中を圖るに拘はらず有利な市場相場を求めて外國銀行に吸収され、輸入爲替は反對に有利な公定相場を求めて蔣政權系銀行に集中する、之に賣應しなければ法幣爲替價

値が激落(實際に一九三八年三月以來の漸落の原因は此の賣爲替の制限又は停止に在る)して了ふ。結局蔣政權側の爲替勘定としては軍需資材を除く一般商品の輸入に對して供給される官營輸出貨品の相殺尻が現はれるものと解することができる。ところで蔣政權側の發表した一九三八年の一月から九月末までの外國爲替賣却總額は六千九百九十二萬九千三百四十五元である。其の内譯は二八、八二四、三七五香港弗・一、九八八、九九七米弗、一、四八二、七八三磅一志八片、若干の法及び馬克である。右の外國爲替賣却總額を一般商品の輸出入爲替相殺尻と見て一ヶ月平均を求め、それによつて事變後の二ヶ年間に於ける蔣政權側輸入商品を推計すれば、前記蔣政權側輸出貨品の數額と合算することに依つて左の如くなる。

自一九三七年七月 蔣政權輸入商品 四〇四、一二六、一六六元	自一九三七年七月 蔣政權輸出價格調整勘定(通關價格の) 二五、四〇二、六六四元
自一九三九年六月 蔣政權輸入價格調整勘定(通關價格の) 七、六七八、三九七元	自一九三九年六月 蔣政權輸出價格調整勘定(通關價格の) 一五三、五六七、九四三元
自一九三七年七月 蔣政權密輸入商品(通關價格の) 一五三、五六七、九四三元	自一九三九年六月 蔣政權密輸入商品(通關價格の) 一五三、五六七、九四三元



二、輸出入金銀 支那は古來税關其の他で金の移動に關する何等の制限をも設けず、其の制限は漸く一九三〇年五月十五日蔣政權による金塊の輸出禁止以來のことである。又支那は南北に亘つて未だ技術こそ幼稚であるが金の生産を見てゐるので相當の金が貯蔵される筈である。支那人で一九三四年末現在の支那の保有金を十億元と推算してゐる者があるが、之によると當時約九百八十四萬オンスの金があつた計算となる。而して蔣政權は前記金塊輸出禁止により支那の金價を海外のそれよりも低位に置き自ら金の輸出利益を獨占して來たが、特に事變後金の輸出は蔣政權の海外拂に重要な財源である。いま一九三七年七月一日より一九三九年六月三十日に至る二ヶ年の全支那金輸出入總額を表示すれば次の如くである(海關報告による)。

自一九三七年七月一日至一九三九年六月三十日 全支那金輸出入總額(單位元)	計
一九三七年七月	一九三九年六月
輸入金 三、七五、三五四	一、八三、三六二
輸出金 三、七四、五五四	一、四一、四九七
計 零、零〇、八〇〇	四、一四、八五九
超過 輸入、八九、二〇八	輸出、三、九〇、〇〇〇
自一九三七年七月一日至一九三九年六月三十日 全支那銀輸出入總額(單位元)	計
一九三七年七月	一九三九年六月
輸入銀 三、七五、三五四	一、八三、三六二
輸出銀 三、七四、五五四	一、四一、四九七
計 零、零〇、八〇〇	四、一四、八五九
超過 輸入、八九、二〇八	輸出、三、九〇、〇〇〇

右海關報告の單位は原と海關金單位に據るものであるが、此處では一九三七年度を二・二七一、一九三八・九の兩年度を各二・三元の海關金單位の法幣元換算率として計上した。而して前掲の數額は其の全額が蔣政權側の國際收支に表れる輸出金と見る。

次に蔣政權側の國際收支に表れる密輸出金は蔣政權の打續く敗戦に伴ひ其の領域住民の私財を秘かに國外に移す者多く、從つて前掲E・カン氏の一九三八年度密輸出金一千五百萬元の金額が蔣政權の密輸出金と看做し更に事變後二ヶ年の數額を次の如く推計する。

自一九三七年七月蔣政權側密輸出金(正味) 三、〇〇、〇〇〇元  
至一九三九年六月 蔣政權側密輸出金(正味) 三、〇〇、〇〇〇元

如く支那は長く貨幣として銀を使用して來た。從つて支那の保有銀も一九三四年末現在十五億二千四百五十五萬オンス、法幣換算十九億五千萬元と推定された。蔣政權は事變前から此の保有銀を海外に轉賣して來たが、いま一九三七年七月一日より一九三九年六月三十日に至る二ヶ年の全支那銀輸出入總額を表示すれば次の如くである(海關報告による)。

自一九三七年七月一日至一九三九年六月三十日 全支那銀輸出入總額(單位元)	計
一九三九年一月	一九三九年六月
輸入銀 一、四二二、〇八一	四八〇、八二〇
輸出銀 一、四二二、〇八一	四八〇、八二〇
計 零、零〇、〇〇〇	零、零〇、〇〇〇
超過 輸入、八九、二〇八	輸出、三、九〇、〇〇〇

輸出銀 三九九、〇六九、六五六  
計 三九九、二九五、二四五  
超過 輸出三九八、八四四、〇六七 輸出 八〇、三二九、二九三

次に蔣政權の國際收支に表れる密輸出銀は敗戦による住民私財の移動によることと同様、更に金の場合でもさうであるが、法幣の香港弗紙幣對價の激落以後、金銀を密輸出して香港弗紙幣を買ひ、此の香港弗紙幣を以て激落の法幣を買ひ其の間に利することが盛んに行はれた。從つて前掲E・カン氏一九三八年度密輸出銀二千萬弗の全額が蔣政權側の密輸出銀と看做し更に事變後二ヶ年の數額を左の如く推計する。

自一九三七年七月蔣政權側密輸出銀(正味) 四、〇〇、〇〇〇元  
至一九三九年六月 蔣政權側密輸出銀(正味) 四、〇〇、〇〇〇元

又財政部長孔祥熙が事變直前の一九三七年五月十三日倫敦で發表した支那の在外通貨安定資金英貨二千五百萬磅、米貨一億二千萬弗、法幣に換算して英貨部分の四億一千三百七十九萬三千三百元(一元一志二片二分の一替)、米貨部分の四億三百三十六萬一千三百四十五元(百元二十九弗四分の三替)合計八億一千七百十五萬四千四百四十八元が事變後悉く賣却された計算であるから此の數額も亦事變後の蔣政權の國際收支に表れる。

自一九三七年七月 事變前の蔣政權積送銀賣却 八七、二五、四八元  
至一九三九年六月 事變前の蔣政權積送銀賣却 八七、二五、四八元  
更に一九三九年三月一日附の米國諸新聞は蔣政權積送銀の一部が百三十九萬オンスの金(米貨換算四千八百八十三萬八千弗)に換へられ法幣の在外安定資金として紐育の聯邦準備銀行に預

三、貿易外收支 右に見て來た商品及び金銀の輸出入關係項目以外の國際收支諸項目を一括して貿易外收支と總稱し、更に貿易外收支を一般貿易外收支と特殊貿易外收支とに大別し、また一般貿易外收支を一般貿易外收入及び支出特殊貿易外收支を特殊貿易外收入及び支出に細別する。而して前掲E・カン氏推計から蔣政權側の國際收支に表れる一般貿易外收入及び支出を推算すれば次の如くである。

甲、自一九三七年七月 一般貿易外收入 二一六、〇〇〇、〇〇〇元  
至一九三九年六月 一般貿易外收入 二一六、〇〇〇、〇〇〇元  
イ、外國救濟及び慈善金 四〇、〇〇〇、〇〇〇元  
ロ、外國駐軍費 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇元  
ハ、外國公館費 四〇、〇〇〇、〇〇〇元



ニ、外國船舶寄港費 二〇、〇〇〇、〇〇〇元  
 ホ、外人觀光費 一、〇〇〇、〇〇〇元  
 ヘ、外國證券收入(利子、利潤、償還) 一五、〇〇〇、〇〇〇元  
 乙、自一九三七年七月一般貿易外支出 四、〇〇〇、〇〇〇元  
 至一九三九年六月 二〇、〇〇〇、〇〇〇元  
 イ、支那公館費遊學生費 二〇、〇〇〇、〇〇〇元  
 ロ、保險運賃備船料 二〇、〇〇〇、〇〇〇元

次に特殊貿易外收支に於ける収入のうち華僑送金に就き蔣政權側の發表及び前掲E・カン氏推計では一九三八年度六億元となつてゐる。此の數額は八片四分の一爲替とするも尙ほ一志二片二分の一爲替で三億四千萬元となる。然るに前掲E・カン氏推計でも事變前の一九三五年度二億八千萬元、一九三六年度三億二千萬元とする如く大體事變前の華僑送金は年額三億元前後と見られてゐたものである。特に事變後の華僑送金は香港に止まり同地の銀行に預金されるものが急に増加して、其の本國送金としては事變前の三分の一乃至二分の一に激減したと推定されてゐる。従つて華僑送金は蔣政權への寄附金を加算するも事變後の二ヶ年間に合計三億元を出でざるものと見ることが出来る。又其の支出のうち資金逃避に就き前掲E・カン氏推計によると、支那よりの資金逃避は一九三八年度七千萬元と推計してゐるが、併し一九三九年に入りては特に法幣の低落から主として香港に逃避する資金が急増、前述の事情による華僑の香港向送金増加と相俟つて同年八月當時在香港諸銀行に於ける支那人

預金は七億元の巨額を傳ふるに至つた。右に據り事變後二ヶ年間の蔣政權側資金逃避を二億元と見ることが出来る。斯くて蔣政權側國際收支に表れる特殊貿易外收入及び支出を推算すれば次の如くなる。

甲、自一九三七年七月特殊貿易外收入 一、〇五五、〇〇〇元  
 至一九三九年六月 三〇〇、〇〇〇、〇〇〇元  
 イ、華僑送金 三〇〇、〇〇〇、〇〇〇元  
 ロ、第三國の蔣政權援助借款及びクレヂット 二二三、四五〇、〇〇〇元  
 (1)英國關係 八四、〇〇〇、〇〇〇元  
 (2)米國關係 四八八、〇〇〇、〇〇〇元  
 (3)其他第三國關係 二二三、八七〇、三九九元  
 乙、自一九三七年七月特殊貿易外支出 二、三〇三、八七〇、三九九元  
 至一九三九年六月 二、三〇三、八七〇、三九九元  
 イ、外債支拂 一一五、八九〇、〇〇〇元  
 (1)關稅擔保 一四、四七三、〇〇〇元  
 (2)棉麥借款 二六、五六八、〇〇〇元  
 (3)鹽稅擔保 二〇〇、〇〇〇、〇〇〇元  
 ロ、資金逃避 一、九四六、九三九、三一九元  
 ハ、軍需資材購入 右表の「第三國の蔣政權援助借款及びクレヂット」に掲記する「英國關係」は英支共同法幣安定資金一千萬磅及び蔣政權援助借款合計三百五十萬磅、米國關係は蔣政權援助クレヂット二千五百萬米弗、また「其他第三國關係」は英米兩國以外の第三國との間に結ばれたと見る蔣政權援助借款、クレヂット、バ

「タ」制などの總計である。次に「外債支拂」のうち「關稅擔保」の數字は海關報告の一九三七年度分半額と一九三八年度分全額との合計、一九三九年度分は支拂停止により勿論含んでゐない。「棉麥借款」及び「鹽稅擔保」はE・カン氏推計中から右と同一の計算により算定した。

以上見て來た所を一表に纏めれば次の如くである。  
 自一九三七年七月蔣政權側國際收支表(單位元)  
 至一九三九年六月

収入の部	
(1)輸出商品	三二一、五五二、七一〇
(2)輸出價格整理勘定	二五、四〇二、六六四
(3)輸出金銀	五九七、八四四、三四八
イ、金(正味)	四七、二五〇、五五五
ロ、銀(正味)	四八〇、五九三、七九三
ハ、密輸銀	四〇、〇〇〇、〇〇〇
ニ、密輸金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
(4)事變前の蔣政權積送銀賣却	八一七、一五四、四四八
(5)一般貿易外收入	二一六、〇〇〇、〇〇〇
イ、外國教團及び慈善金	四〇、〇〇〇、〇〇〇
ロ、外國駐軍費	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
ハ、外國公館費	四〇、〇〇〇、〇〇〇
ニ、外國船舶寄港費	二〇、〇〇〇、〇〇〇
ホ、外人觀光費	一、〇〇〇、〇〇〇

支出の部	
(6)特殊貿易外收入	一五、〇〇〇、〇〇〇
イ、華僑送金	一、〇九五、四五〇、〇〇〇
ロ、第三國の蔣政權援助借款及びクレヂット	三〇、〇〇〇、〇〇〇
(1)英國關係	七九五、四五〇、〇〇〇
(2)米國關係	二二三、四五〇、〇〇〇
(3)其他第三國關係	八四、〇〇〇、〇〇〇
計	四八八、〇〇〇、〇〇〇
(7)輸入商品	三、〇七三、四〇四、一七〇
(8)輸入價格整理勘定	四〇四、一二六、一六六
(9)蔣政權側密輸入商品	七、六七八、三九七
(10)蔣政權積送銀未賣却	一五三、五六七、九四三
(11)一般貿易外支出	一六四、一六一、三四五
イ、支那公館費遊學生費	四〇、〇〇〇、〇〇〇
ロ、保險運賃備船料	二〇、〇〇〇、〇〇〇
イ、外債支拂	二、三〇三、八七〇、三九九
(1)關稅擔保	一五六、九三一、〇〇〇
(2)棉麥借款	一一五、八九〇、〇〇〇
(3)鹽稅擔保	一四、四七三、〇〇〇
ロ、資金逃避	二六、五六八、〇〇〇
計	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇



第二回新支那現勢要覽

軍需資材購入

計

一、九四六、九三九、三一九  
三、〇七三、四〇四、一七〇

右表に見る蔣政權側國際收支に表はれる軍需資材の購入は十九億四千六百九十三萬九千三百九十九元となる。此の金額は蔣政權が英、米、佛、蘇其の他第三國の蔣政權援助に依つて獲得せる十九億八千五百四十五萬元と略ぼ一致する。従つて蔣政權は事變以來在外通貨安定資金を處分し、借款及びクレジットによる援助を受け、また桐油、茶、原鑛石、豚毛、皮革、生絲等の重要輸出品を轉賣することに依つて獲得せる全資金を投じて軍需資材を購入した計算となる。要するに蔣政權側國際收支は金銀其の他物資と第三國側の軍需資材との相互交換を指示する。

四、事變後二ヶ年の戰費決算 蔣政權側國際收支推計から事變以來二ヶ年間に第三國の軍需資材約十九億五千萬元を購入してゐることが判る。此の代金は事變前後の蔣政權積送銀を初め、重要輸出品の官營による轉賣金、更に第三國の蔣政權援助借款及びクレジット並にバーター制による取得金を以て決済してゐる。而して蔣政權は國內に於て事變後の二ヶ年間に自由公債五億元、國防公債五億元、金借款五億六千三百萬元、戰時救済公債三億元、建設公債三億元、軍需公債三億元、整理廣西金融公債(地方債)一千五百二十萬元、合計二十四億七千八百二十萬元の内外債を發行してゐる。此のほか同期間の法幣増發が一九三七年六月末現在發行高十四億七百二十萬二千三百三十四元か

る。従つて軍務費通計四億四千三百萬元、四割四分三厘、之に右の債務費を加算すると七億六千七百萬元、七割六分七厘となる。故に關稅、鹽稅、統稅の三大稅收を以て軍務費及び債務費を支辨してゐたことになる。要するに蔣政權の平時財政は消費課稅の關稅、鹽稅及び統稅を以て軍費と過去の債務元利とを支辨する。事變後軍費支出の増大に反して各種租稅收入は激減した。例へば事變前一九三七年關稅收入三億六千九百萬元を豫算したもの、前述の如く一九三八年蔣政權側國際稅收入は僅に九千三百萬元に過ぎなかつた。若し此の比率即ち三億六千九百萬元に對する九千三百萬元の二割五分を以て推算すれば、鹽稅五千七百萬元、統稅四千三百七十五萬元、其の他租稅及び租稅外收入五千六百二十五萬元、蔣政權戰時下の全歳入二億五千萬元となる。前にも述べたやうに、一九三八年度の蔣政權側國際稅收入が同政府全租稅收入の一割六分と言ふに根據を置き逆算すれば五億八千萬元の租稅收入となるが、それにしても右掲の五十六億四千萬元とは全く比較にならぬ少額である。いづれにしても蔣政權戰時下の財政收入に於て租稅收入の占むる割合は甚だしく低率なものである。また蔣政權は前述の如く一般政務費を七割減に節約すると言ふから結局各種の租稅收入を以て一般政務費を賄ひ戰費は之を別途に調達しなければならぬこととなる。假りに一般政務費を二億五千萬元に節減、稅收を五億八千萬元、差引三億三千萬元が戰費に振り向けられたとしても、

一四五四

ら一九三九年六月末現在發行高二十六億二千六百九十二萬九千三百元へ、即ち十二億一千九百七十二萬六千九百六十六元である。右の軍需資材購入に投じた外貨、新規内外債發行高及び法幣増發高を合計すると、  
軍需資材購入の外貨 一、九四六、九三九、三一九元  
新規發行の内外債 二、四七八、二〇〇、〇〇〇元  
増加發行の法幣 一、二一九、七二六、九六六元  
五、六四四、八六六、二八五元

となり蔣政權は事變後の二ヶ年其の財政を賄ふに租稅收入以外に約五十六億四千萬元を捻出した計算である。次に二十六年(七月一日より翌年六月三十日)に至る會計年度の豫算を基礎として蔣政權の平時財政收入を見ると、關稅收入は全歳入約十億元のうち三億六千九百萬元、三割六分九厘を占め、其の九割が輸入稅收入である。次が鹽稅收入の二億二千八百萬元、二割二分八厘、統稅收入の一億七千五百萬元、一割七分五厘である。關稅、鹽稅及び統稅の三大稅源が合計七億七千二百萬元、七割七分二厘を占めてゐる。更に蔣政權平時財政支出を見ると、軍務費三億九千二百萬元、三割九分二厘、債務費三億二千四百萬元、三割二分四厘である。軍務費、債務費の二大支出が七億一千六百萬元、七割一分六厘を占める。此の年度の豫算では教育文化費中に軍事教育費二千萬元及び各省補助費中に地方軍隊支給と看做される三千百萬元即ち合計五千百萬元、五分一厘があ

地方財政補給のために新規發行の内債を交付、地方政府が之を募集して軍政費を補給する方法をとつてゐる地方もあるから、右五十六億四千萬元が事變後の二ヶ年間に捻出した戰費と見ることが出来る。五十六億四千萬元は一ヶ年平均二十八億二千萬元となるが、蔣政權一九三九年(曆年制による)豫算二十八億元と計上すると相通するところがある。此の二十八億二千萬元の戰費を以て前に推定の總兵力百十萬人を維持するとならば次の如き計算となる。

蔣政權側戰費概算

兵一人當り戰費 一年 二、六〇〇元  
總兵力百十萬人戰費 一年 二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇元

以上の推計を以てすれば蔣政權の戰時財政は租稅其の他普通收入二億五千萬元を支出して一般政務費を賄ひ、別途の借款、クレジット、内外債、法幣及び一部貿易官營等による諸收入を支出して戰費を賄つて來たことになる。而して戰費として調達した別途收入は事變後二ヶ年間に約五十六億元、一ヶ年に約二十八億元、而して總兵力百十萬人とすれば一日の所要戰費七百七十萬元、兵一人當りの一ヶ年所要戰費二千六百元、更に其の一日分は僅かに七元の計算である。此の兵一人當り一日七元のもの額は近代戰に於ける戰費としては全く問題にならぬ貧弱なものであるが、蔣政權財政の現状に於ては決して輕き負擔ではない



のである。更に蔣政權の財政收入中には從來から阿片收入なるものが最も重要な財源となつてゐるところで、以上諸計算以外に尙ほ阿片收入五億元位はあると見ることができ、此の收入が常に割切れぬ蔣政權財政の一つの解答を與へるものである。「附記」法幣元の價值計算は全部法幣一元を英貨一志二片二分の一として計算したもので、邦貨圓の一志二片基準を以て法幣元と邦貨圓とは略ぼ同價を以て見得る。

**在外華僑の送金額** 在外華僑の送金は支那の爲替相場の上に大きな影響を有するが、南洋華僑團體は蔣介石の連戦連敗に憤慨、反蔣的態度濃化し、更に支那第一の華僑出身地たる廈門も我が軍に脆くも占領されて以來、新嘉坡の華僑も亦今後本國の戰費募集に應ぜぬとの申合せをなすに至つた結果、華僑の送金は漸次減少しつつあるが、蔣政權中央僑務委員會は民國二十八年三月下旬最近一年間の僑務事項を左の如く發表した。

華僑の捐款は其の徵收機關不統一の爲め政治機關に寄託出来なかつたものは、大半中國紅字會に寄託した。また徵收機關の從屬關係にあるもの即ち國民黨支部或は中央黨部に寄託し大公使館、領事館からは外交部に寄託した。目下賑濟捐款を含む總額は財政部が調査中であるが、凡そ八千萬元前後見當である。第一期の民國二十六年七月二十二日から十一月下旬國民政府の南京撤退まで

海峽植民地	二六、〇〇〇、〇〇〇
ジャバ	七、〇〇〇、〇〇〇
比島	四、〇〇〇、〇〇〇
スマトラ	三、五〇〇、〇〇〇
ビルマ	二、五〇〇、〇〇〇
英國	二五〇、〇〇〇
米國	二、七八七、〇〇〇
カナダ	一、四三八、〇〇〇
ハワイ	四〇〇、〇〇〇
南洋	三七五、〇〇〇
ニュージールランド	五三四、〇〇〇

#### 第四節 蔣政權下の地方財政

**概説** 武漢、廣東陥落後、蔣政權は彼等の所謂「廣大深長なる奥地」に遁入するの外なき状態に至つた。茲に於て蔣政權は別項の如く西南經濟建設委員會を設けて奥地開發に當ると共に、一方大部分の海關を失ひ鹽業地亦占領せられ財政收入の途を失ふに至つた結果、奥地諸市の經濟開發を行ひ之により財源を得んと企圖するに至つたが、之に先立ち差當つての必要として、奥地各省の各地から

一千二種の收款で總計三百二十萬六千九百九十二元三角二分、十二萬六千七百二十三・四四香港幣、三萬六千四百十七・二米幣、三千七百六十磅十五志十片、二十七萬四千四百四十二法、五千五百六十五ギルダーで換算合計三百六十萬元に上る。第二期即ち民國二十六年十二月から二十七年三月までは六萬三千三百六十八元八角四分、三千九百磅十五志十片、二萬三千六百十七・三三米幣、十六萬九千四百七十三法一五サンチー、一萬二千九十二・一香港幣、八千七百四十二・五ギルダーで合計約三十一萬三千餘元に上る。僑務委員會の救國公債勸募委員會總會より領收したものは七十五萬四千二百九十四元九角七分、中央銀行より代收したものは二十九萬九百九十元七角七分、中國銀行の財政部代收分は四萬四千四百四十元一角七分、總計約百四十萬元である。各地の捐款高は昨年五月までに於ては英領馬來半島が二千四百餘萬元で最も多く、人口の比例から見れば比律賓が十一萬人の八百萬元平均一人當り八十元で最も多い。

尙ほ全國海外事務委員會發言人の發表した所に據れば、民國二十六年七月の事變勃發より同二十八年二月まで海外華僑の救國寄附金は少なくとも一億元に達して居る。此のうち同委員會を通じてなされた送金は六千八百五十萬元であつたが、海峽植民及び蘭領東印度兩地の華僑は頗る多數である爲め金額も亦最多數を占めた。各地華僑の寄附金額は次の通りであると。(單位元)

稅收入を誅求する外はなくなつた。即ち蔣政權は省政府財政整理の名目によつて省政府財政に干渉し、蔣政權財政の補填を地方財政收入に求めんとするに至つたのである。今これ等各省の概要を記述すれば次の如くである。

**江蘇省** 江蘇省の地方財政は事變前整理に着手し、既に各縣毎に會計主任を置き會計制度の運用に相當の効果を收める等、從來紊亂甚だしかつたものが稍々整理の緒に就いてゐたが、事變後各縣の地方豫算は何よりも支出の削減を第一條件とするの餘儀なきに至つた。斯くて各縣の豫算緊縮辦法として財政廳の議定により省政府の認可を得て次の如く公布した。

- 各縣地方豫算緊縮辦法
- 一、民國二十六年度豫算收入の査定に就いては經常費と臨時費の二部に分つ、但し收入數は暫時變更せず
  - 二、經常費の總額は次の原則を以て定む
    - 甲、機關の停止又は併合
    - イ、各縣の新增設學校の豫定は總て開校せるものを除き新增設せず
    - ロ、各縣食糧管理委員會農業者倉庫の經費は全部各縣の食糧燃料調節分處の經費に支出す
    - ハ、各縣政府專任統計員以外の各機關統計員は之を設けず



- ニ、文獻委員會の經費は支出を停止す
- ホ、度量衡検査員の經費は支出を停止す
- ヘ、各縣主管の農林事業農民教育館などの機關の事業費は支出を停止す
- ト、各縣區公所事業費は臨時費に改め爾後は一々許可を要す
- 乙、各機關經費のうち軍警官兵の給料を従前通り支拂ふ以外その餘の最高額は豫算の八割を支給す
- 丙、各縣各學校經費は教育廳第二八四七號の訓令規定に照し辦理す
- 丁、縣政府を含む各縣の地方機關の減俸は省機關に照合し一律に處理す
- 戊、各機關經費は該機關の直接収入の有無を問はず全部緊縮辦法により處理し濫りに變更するを得ず
- 己、各縣行政經費の補助は決定豫算の八割に緊縮し省支出の協助費は豫算通り支出す
- 庚、經常部の豫備費は豫算總數の三割を以て第一豫備費とし第二豫備費を設けず
- 三、臨時費の數額は次の原則により決定す
- 甲、豫算収入額は緊縮經常費及び第一豫備費を除くはかは大體臨時費となし總數のみを記して細目に分たず、軍事經費救済費用及び減額すべからざる臨時費以外は其の支出を請求し得ず又既に許可を得たるものも豫算臨時費の高に應じて詳細を

- 明かにすべし
- 乙、軍事經費及び各緊急支出は臨時費の流用を請求するを得、流用は縣庫の殘高、縣建設殘高、縣教育殘高及び支出を視其の經常維持費に影響せざるを原則とす
- 四、緊縮辦法は十月分より實行し減俸辦法を附加す
- 甲、全省職員の俸給は三十元未滿のもののみ減額せず、三十一元乃至百元は八割、百一元乃至二百元は七割五分、二百一元以上は六割五分、特別辦公費は六割五分に減す
- 乙、機關經費の減俸後職員俸給を支出し前記の率に達せざるものは緊縮減額に應ずべし
- 丙、經常部各費の流用を許可す

尚ほ江蘇省戰時下財政の概況として地租の徵收、土地の整理及人事の變動の三項に就き記すれば次の如くである。

- 一、地租の徵收 地租は地方財政の重要な財源の一つであるが地方の支出は大半これによつて賄はれてゐる。江蘇省の地租は近年漸次整頓されつゝあつたが事變後は再び紊だれて適當な地域で徵收する現狀である。
- 二、土地の整理 地價により課税する爲め江蘇省地政局を創設、事變前縣地政局の設立を見たもの二十三縣に及び鎮江などの十縣は地價稅實施の基本となる土地の整理を終り既に所有權登記を了してゐるが事變により是亦大影響を受けた。

三、人事の變動 事變後蔣政權の江蘇省主席は空名のうちに數回更迭し財政廳も江都から淮陰へと轉々してゐる。

浙江省 浙江省財政は元來赤字續きであつたが、事變の勃發によつて稅收は漸減し一方支出は激増した爲め一層窮乏した。然るに其の後浙江西部各縣が相繼いで陥落するに及んで、收入は更に激減し毎月の收入不足は約二十萬元となつた。仍つて同省は蔣政權行政院の許可を得て民國二十七年七月二十六日條例を公布「浙江省六分公債」として一千萬元の公債を發行した。右一千萬元のうち四百萬元は二十七年末までの間に二百萬元宛二回に別つて上海銀行界が引受けた。尚ほ參考の爲め香港で刊行されてゐる抗日支那雜誌「財政評論」第一券第六期掲載の沈松林の「浙江の戰時財政」の概要を示すと次の如くである。

- 甲、財政收入激減 一九三七年十二月杭州及び富裕な浙江西部十縣は日本軍の占領を受け浙江財政上の損失は巨額に上つた。
- 單に地租だけに就いて見ても浙江全省の毎年の地租正稅及び附加稅は一千二百餘萬元に達してゐるが、占領を受けた浙西各市縣の徵收額六百萬元が減少しその他の收入も當然激減を見た。
- 一九三七年度浙江全省の査定された經費概算は三〇、二二二、四九八元で、一九三七年全年度及び一九三八年全年度（一九三八年より曆年制に改む）の省軍の實際支出は僅かに二六、六

八二、七七五元、收入は三二、二四八、七五八元、差引剩餘五五六五、九八三元となつた。此の剩餘額中には當然特種費用の支出を含むが、豫算の收支項目から言つても戰時地方財政の狀態を表現し施設は注目に値する所である。而して浙江省政府は財政の基本政策として「公賣制度を用ひて財政の新基礎を建立すべし」とのスローガンを掲げてゐるが、將來の浙江財政は漸次此のスローガンが實現されるものと思はれる。

乙、稅收機構の調整 (一)稅務處及び分處の設立 稅收機關の統一と簡單な徵税を便ならしめるばかりでなく更に調査を有效ならしめるものである。一九三八年六月浙江省政府は稅務處を分區設立し財政廳に直屬させることに決定した。各縣には稅務分處を設けて各該區の稅務處に直屬し、各區稅務處は特產品の運輸販賣検査の爲め適當な地點に辦事處或は検査所を分設した。各區稅務所には監督を一人置き行政督察專員が兼任し處長、副處長各一名は省政府から任命し全區の徵税を監督、催促し同時に所在地縣分の營業稅の徵收事務も處理することとした。各縣稅務分處の分處長は縣長が兼任し、省政府から徵稅監督主任を一名委任し分處長と協議して全縣の稅收を督征し營業稅の徵收事務を處理させた(稅務處の所在地縣分は分處長は縣長が兼任し監督徵收主任は稅務處の徵收科長が兼任する)。各稅務處には總務、稽查、徵收の三科を設け總務科長は處長からの撰擇申請により其の他は財政廳から撰擇任命する。



(二)調査處罰辦事處の設立 稅務處の組織はたゞ僅かに直接稅收を處理する機關に過ぎないので、これが嚴密調査をして稅收を整頓し國稅の調査處罰を協助する見地から浙江省政府は特に調査處罰辦事處を分區設立し各處には主任、股長か、事務員、雇員のほか調査員若干名を設け、若干組に分けて各組には領組調査員を一名置いて各區の調査處罰事務を掌らしめ檢察事件は各主管徵收機關から執行に移す、此の辦法は最近煙草專賣のとき試用してゐる。又稅務の調査工作を促進する爲め調査人員の事務效能を引上げべく十日に亘つて訓練を行ひ一九三八年十一月に全員の訓練を終つた。

丙、財政行政の整頓 (一)一般施設 浙江財政廳の主管事務の各部門に付て見れば大多數の地方は財務行政の革新精神を表現してゐる。稅收機關の獎金辦法は理論上から云へば獎金を交付する必要はないが、事實上から云へば獎金辦法によつて能率を擧げ種々の弊害を作る機會を少くする。之は支那各級稅收機關の傳統性である。浙江の稅收機關は罰金項下に四割の獎恤基金を充當、うち半數は職員の保健撫恤基金となし半數は賞金に充てた。賞金の半數のうち七割を普通獎金となし給料に比例支配し三割を特別獎金とし特殊功績人員に支給した。各地の地租の累滯は大半は徵稅人員の弊害によるものである。浙江省政府は地租徵收上に弊害を除く爲め財政廳から地租清算團を組織した。同時に各縣の過去財政を徹底的に整理すべく縣長が交代して之

が處理に當つた。浙江各縣の交代はまだ多く終結してゐないの  
で一九三七年七月一日以前の歷任交代清算の分は財務廳から清算委員會を組織し同會に責任を負はしめてゐる。浙江省は一九三七年度から新會計制度を實行し財務行政の改革に重要な作用をなしてゐる。財政法規内には曾つて次の如き明白な規定がなされた。各縣地方及び雜項收入は須く一律に金庫に納入すべし然らざる時は縣長及び徵收人員は全部處罰す。

(二)人員の訓練 浙江省政府は一九三八年四月碧湖に大規模の戰時工作人員訓練大會を開催したが、性質によつて班を分け其のうち財務人員訓練班の團員の大部分は各縣々政府の第二科長(即ち財政科長)或は稅務機關の賦稅整理督導員が現在任命された外に少數の財政廳臨時記錄係があり總員五十九名、六週間の訓練を経て一般政治科目及び財政上の専門學科の外精神訓練、生活の軍事化を行つた。

(三)青年の動員 捐稅徵收の内幕に通曉する者が弊害の事實を知悉してゐるので、新らしく一個の稅收機關を成立せしめ特に人事の按排を重視した。江浙戰當時食鹽運銷處及び戰時煙草專賣處は戰時稅收機關が浙江で成立した危急の際、個人の紹介或は一般募集によつて満足に人員を募集することが出来なかつたので、當時財政當局は青年の動員を主張、營業稅の調査にも青年を任用し查輯辦事處成立の時は多く青年を幹部にした。

九三八年度以前はみな免稅し一九三九年度から稅率を改正し浙江西稅務處が統一徵收することになつた。稅率は次の如し。(イ)田地は毎畝に付き毎年二角、(ロ)宅地は同じく四角、(ハ)山地は同じく四分、(ニ)沼地は同じく八分、毎年を二期若しくは四期に分けて徵收し納稅人が直接戰區の徵稅所の徵稅官に納付することになつた。營業稅の中普通營業稅は依然營業金額によつて毎月納稅し特種營業稅は特種消費稅に改め、凡て戰区内で販賣する左記商品は特種營業稅を收むべきこととした。高粱酒、燒酒、煙草葉、煙草絲、煙草、砂糖、食鹽、燐寸、石油等は各個別に課稅標準及び稅率を規定し、毛織物、絹物、舶來布、化粧品、舶來錫箔等は從價にして一〇%乃至三〇%、此のほか若し徵稅の必要あるときは省政府が徵稅を許可することにした。これ等特種消費稅と地租は一九三九年度浙江省地方普通歲入概算内に六十萬元を計上したが現在徵稅狀態は判然としない。

丁、財源の開拓 (一)戰區の徵稅 浙江省西部失陷區の地租は一  
るものとす、十本の小賣市價が一角以上のものは二分、一角以下及び一角は一分、(ホ)公賣辦法違反者は卷煙草を沒收すると共に嚴罰に處す。其の後一九三八年十月に至つて此の公賣を中止すると共に戰時管理捲菸進口運輸販賣辦法に改正し取扱機關も亦戰時捲菸管理處と改めた。之が目的は財政收入の増加であるが、消費制限の作用も附加してゐる。何となれば「若し必要のときは卷煙草の移輸入を禁止することを得」の規定があるからだ。新辦法の要點は次の如し。(イ)浙江省の卷煙草販賣の許可を経て移輸入するときは卷煙草の統稅關稅込みの卸賣市價に對し三五%の管理費を收むべきものとす、(ロ)浙江省を通過して他省に卷煙草を輸送するときは前記の標準によつて一%の運銷管理費を收むべきものとす、(ハ)浙江省内で卷煙草を製造するときは管理費を收むべきものとす、(ニ)卷煙草の小賣市價は卸賣市價と管理費の二〇%を超過すべからず、(ホ)管理辦法に違反するときは卷煙草を沒收すると共に嚴罰に處す。一九三八年四月から登記を開始し五月から十月までの公賣を實施したが此の間登記費收入百十九萬八千七百八十一元六角、公賣費收入九十八萬三千元、一九三八年十月から一九三九年二月末までの管理費收入二百餘萬元、平均毎月四十萬元の收入をあげた。此の金額は地方行政收入が浙江省財政上に於て占める重要な成分と云つてよい。

(三)食鹽輸出入 浙江省戰時食鹽運銷處は沿海の鹽のストック



クを運輸販賣し鹽民を救済する目的で一九三八年二月に成立したが、同時に輸出の時には毎擔若干増加し省財政を補助した。五月に至つて財政部と浙江省政府とは浙江區戰時食鹽收銷處を合組し繼續處理した。食鹽の徵收販賣數量は運銷處の成立開始以來一九三八年二月十六日から六月までに輸送した食鹽は八九六、一五七市擔で收運處の一九三八年七月一日から十二月までのそれは二、八一、〇四七市擔であつた。省税の徵收方面から云へば過去に於て中央は毎月鹽稅の項目下に於て浙江省に十四萬元を支出してゐたが、事變勃發後七割に減額し食鹽運銷處成立後は完全に停止した。別に徵稅の半數は輸出向鹽は每擔七角五分を増加し、賣價の剩餘は每擔一角五分、浙江省政府に歸納した。一九三七年度終了した浙江鹽の江西運送による各項の收支計算は結局純利百四十萬餘元となつた。食鹽運銷處總計純益十萬元、ほかに一九三八年十月五日から每擔一元を増加した爲め一九三九年一月末まで實收は九十四萬元となり、純益と輸出増加の總計は二百四十四萬餘元となつた。

(四) 燐寸專賣 浙江省政府は專賣制度を以て財政の新基礎を建立する事を決定、先づ燐草專賣を實施し多額の收益を擧げたが更に一九三九年度燐寸專賣を實行した。專賣辦法の要點は次の通り。(イ) 浙江省に於て製造或は浙江省境のマッチを輸送販賣せんとするものは專賣機關から規定により買入れ個人の從事を許さず、(ロ) 專賣機關は管内のマッチ工廠のマッチを買上げ製

造原價に一分五厘の利子を附加する、(ハ) 輸入マッチの買入價格は專賣機關から浙江産マッチの價格により見積る、(ニ) 浙江省内に販賣或は輸出せんとする場合の卸値及び地場の小賣値段は專賣機關から決定する、(ホ) 專賣實行後省内マッチ工場のスツクは全部封じ專賣機關に登記せしめて毎箱三十六元の登記費を徵收する、(ヘ) 專賣辦法に違反したものは夫々マッチを沒收し嚴重處罰する。燐草管理及び稅收調査の専門機關によりマッチ專賣の事務費は相當の節約を見、一九三九年度の浙江省概算内でマッチ專賣收入は三百萬元であつた。燐草管理とマッチ專賣は其の他の零細な收入(僅か八萬元)を加へて地方歳入概算内に一個の「地方行政收入」の科目の中にあり、七百八十八萬元で全歳入の二〇・六五%を占め日本、佛蘭西迄には行かぬが戰時の地方財政の成功と云へる。一切の稅收及び戰區の徵稅を整頓し燐草を管理しマッチを專賣にする外、最近省財政の増加を圖つてゐるものは次のやうなものである。(イ) 省の貿易經營 省金庫より二萬元を支出して浙江省戰時貿易局を設立し貨物の輸出入の業務を經營するが、辦法はすでに決定したので近く成立の豫定、(ロ) 地方營業純益 省歳入豫算中に「地方營業純益(路政、電政、工業、米輸送販賣、合作金庫及び化學肥料の專賣などを含む)があり金額は僅か六八一、二七四元であるが尙ほ增收の見込み、(ハ) 輪船公益稅 浙東は現在海口から上海に通じてゐる。省政府は輪船の入港に付き毎噸公益費二元を

すでに徵收實施したが、金額はいくらになるか不明で浙東海口の開放は隨時問題となつてゐる。

(五) 經費收支の概算 浙江省財政の實績を知るには「一九三九年度浙江省地方總概算書」を見れば明瞭である。其の歳出入概算を示せば次の通りである。

科 目	本年概算	昨年概算	比較
浙江省地方普通歳入	元 四四、四三三	元 三九、六三〇	増 一六、五八三
地 租	五、八〇〇、〇〇〇	四、八六六、四九六	増 九三三、五〇四
登錄稅	五〇〇、〇〇〇	三〇七、五〇〇	増 一九二、五〇〇
營業稅	五、七七八、八六〇	三、九〇〇、〇〇〇	増 一、七八八、八六〇
地方財產收入	三六六、〇〇〇	三九六、〇〇〇	減 三〇、〇〇〇
地方事業收入	一七、一六〇	一〇、一六〇	増 七、〇〇〇
地方行政收入	八、一五、一五	一、四八、四六六	増 六、六六、六八四
地方營業純益	六八、一三四	—	増 六八、一三四
補助款收入	一、六六、三三三	二、三三七、七三三	減 五六一、四〇〇
債款收入	二、〇〇〇、〇〇〇	七、六四〇、〇〇〇	減 五、六四〇、〇〇〇
其他收入	四、三三七、三三三	一、九〇〇、〇〇〇	増 二、四三七、三三三
二、一九三九年度浙江省地方普通歳出概算(經常費、臨時費合計)	元 四四、四三三	元 三九、六三〇	増 一六、五八三
科 目	本年概算	昨年概算	比較
浙江省地方普通歳出	元 四四、四三三	元 三九、六三〇	増 一六、五八三

科 目	經常	臨時	合計	百分比
黨務費	—	四三六、九六〇	四三六、九六〇	三、五二一
行政費	—	一、五五、三九	一、五五、三九	一、四七三
司法費	—	一〇、七五、三六〇	一〇、七五、三六〇	一、一七三
公安費	—	一〇、一五、五八	一〇、一五、五八	一、一三三
財務費	—	二、一四、四三三	二、一四、四三三	二、四八二
教育文化費	—	二、五八、五七	二、五八、五七	二、八七五
實業費	—	五八、四九九	五八、四九九	一、〇六九
交通費	—	九、一〇一	九、一〇一	一、〇一五
衛生費	—	四〇三、四四四	四〇三、四四四	四、五七六
建設費	—	一六、四〇〇	一六、四〇〇	一、八三〇
地方營業資本支出	—	一六、四〇〇	一六、四〇〇	一、八三〇
協助費	—	七、一五、七三	七、一五、七三	八、〇〇三
撫恤費	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇三
債務費	—	九、七六、一〇〇	九、七六、一〇〇	一、〇七三
總準備費	—	三、一八、九七	三、一八、九七	三、五八七
軍事費	—	—	—	—
三、一九三九年度浙江省地方普通歳入概算百分比率表	—	—	—	—
科 目	經常	臨時	合計	百分比
地 租	五、八〇〇、〇〇〇	—	五、八〇〇、〇〇〇	一四、六九
登錄稅	五〇〇、〇〇〇	—	五〇〇、〇〇〇	一、一七
營業稅	五、七七八、八六〇	—	五、七七八、八六〇	一四、五二
地方財產收入	—	三六六、〇〇〇	三六六、〇〇〇	〇、八二



第二回新支那現勢要覽

科目	經常	臨時	合計	百分比
地方事業收入	一七、六〇〇		一七、六〇〇	〇・五
地方行政收入	八、二五、一五八		八、二五、一五八	二〇・五
地方營業純益	六八、二三四		六八、二三四	一・七
補助款收入	一、五八、三三三	三〇〇,〇〇〇	一、八八、三三三	四・七
債款收入	一、二〇、五六六	三、三六、九七五	四、五七、五四一	一〇・三
其他收入	三、九七、五八八	一五、五八、九七五	一九、五六、五六三	一〇・〇
總計	三、九七、五八八	一九、五六、九七五	二一、五四、五六三	一〇・〇
四、一九三九年度浙江省地方普通歲出概算百分比率表				
黨務費	四、五五三	一、三六八	五、九二一	一・二
行政費	一、二三、〇五九	四三、三三三	四四、五九二	二・一
司法費	八、九、五〇〇	一、七、七〇〇	一〇、七、二〇〇	二・七
公安費	三、〇五、四三三	七、二五、一〇六	一〇、三〇、五三九	二・五
財務費	二、〇六、七三三	七、七四〇	九、八〇七	二・三
教育文化費	二、四八、六七七	一、三、九〇〇	三、八八七	一・七
實業費	四三、八三五	五、六四四	四九、四九九	一・九
交通費	二八、四四四	九、一〇一	三七、五四五	一・七
衛生費	一六、四四〇	一、〇〇〇	一七、四四〇	〇・八
建設費	二六、四四〇	一、〇〇〇	二七、四四〇	一・三
地方營業資本支出	一六、九四四	一、〇〇〇	一七、九四四	〇・八
協助費	二、九〇、三三三	四、四三、七五五	四、七二、〇八八	二・二
撫恤費	一〇〇,〇〇〇	七、一五、〇三三	一〇七,一五三	〇・五

一四六四

債務費 九、七五、一〇〇 四、七、三  
 總準備費 三、八、九七 三、八、九七  
 總計 三、九七、五八八 一九、五六、九七五 二一、五四、五六三

右表に關して説明を加ふれば次の如く、(イ)昨年度概算数は特殊の事情を除き總て一九三九年度概算數に加へられ数字は査定概算をもつて限度となす。事變後の追加は總準備費或は軍事費のうち各借款の支拂に加算せられ表のうちに入つてゐない。(ロ)本年度の收支は償はず一千二百萬元不足してゐる。之は借款收入を以て彌縫し、將來の借款の準備としては省營業の利益を以て償還の抵當とする。(ハ)本年度各項の歳入は中央の補助借款のほか比較的多く昨年度の數より増加してゐる。之は整理の經過によつて事實上増收の傾向がある。(ニ)本年度各項歳出は公務員の生活費標準が高くなつた爲め數額は増加された外、其餘大部分は軍事用借款と教育文化費に當てられてゐる。(ホ)地方營業資本増加の目的は事業を擴充する爲めであつて本省各種日用必需品の自給自足を計り再び外國貨の供給を仰がぬ爲めで、當然之は一つの試練であつて、一時は容易なことではない。(ヘ)増加された多くの經費は浙江西部方面に使用される各縣の黨務費、縣行政費、政治工作除經費、警察經費の如きものであつて、又浙江省政府主席兼國民政務自衛團總司令行署と浙西高等法院臨時法廷の設立等の經費が加算されてゐる。此の費用支出の目的は遊擊戰區政權の鞏固と政治進致力量の増強に在る。

**安徽省** 安徽省は江蘇の隣接區で事變勃發當時後方の最重地となつたので交通運輸に全力を擧げたが、同省の財力には限りあるを以て公路建設を完成する見地から蔣政權の許可を得て「二十六年安徽省公路完成公債」二百萬元を民國二十六年十月一日額面の九割八分で發行した。償還期間は十五年で、民國二十七年九月三十日から半ヶ年一回の抽籤を以て元利の償還を開始し、民國四十一年九月三十日に全部償還することになつてゐる。此の外安徽省政府は非常時期財政準備の爲め未納地租抵當借款辦法を規定して各縣に發令したが、其の全文は左の通りである。

- 一、一九三七年八月までに未納の一九三六年以前の地租は全部本案の處理に歸す
- 二、借款は即ち各縣の如上未納地租及び之を徵收して省庫に入れるべき各金額(總額)の六割とす
- 三、借款は縣印を施して抵當借券を發行し額面の九割を實收とする、一九三七年十一月以前に於ては三期に分けて募集し九月一日から一ヶ月を一期とし借款は記名式として其の様式は財政廳に於て別に規定を設ける
- 四、借款は富豪に向つて勸募し細民に割當つるを得ず、違反したるときは縣長が責任を負ふものとす
- 五、借款をする場合は一面金を取つて債券を支給すると共に一面

縣政府の取立人が清賦委員會を組織し半數を限つて引受人の推舉した代表を之に参加せしめることを得るが、之は縣政府と協同して抵當文件を封存し借款の取立が済むのを俟つて督促し借款償還に備へるものとす

- 六、既に抵當借款せる未納地租の未償還前は何日から徵收すると規定の三割を縣政府に留保する外、殘額は清賦團と縣政府が協議して金庫に繰入れ、期限到來を俟つて償還し擅ま、に他に流用すべからず、違反者は侵占罪を以て處斷す
- 七、縣政府はこれ等の借款に就いては百元に付き九十元を實收し此のうち二元五角を募集費とし二元を清賦團の督促經費となし此の外五角を派遣員の旅費となし、實際の金庫に入れる借款は八十五元とす
- 八、此の借款は一九三八年四月から未納地租を取立て支拂を開始し三ヶ月を一期となし第一期と第二期に三割宛、第三期に四割償還する
- 九、未納税に對する附加税も本辦法により同時に抵當借款して縣地方政府に貯蓄し非常時期の用に準備することを得
- 十、借款は法幣をもつて納入するを原則とす、但し必要のときは縣政府から狀況を酌量して市價により物品をもつて納入せしめることを得

**江西省** 蔣政權は民國二十六年度の江西省の歳入歳出に對し改善を加へ先づ稅收改善として消極的方面にあつては人民の負擔輕減



を考慮して特殊捐税の撤廢に着手し、積極的方面にあつては人民の負擔を増加せしめざることを原則とし正當收入の増加に着手した。減免した特殊捐税は清匪善後捐、公路一二五賑捐、普通營業稅保甲附捐、買契約、買契約兩種附加稅及び契約價等である。收入増加の方面にあつては地方財政收入及び營業稅の積極整理に着手し同時に徵稅機關の擴大を行つた。

民國二十七年年度江西省通常歲入合計は經常、臨時兩方面で總額二千七百二十餘萬元、就中地租、營業稅、タングステン專賣收益が大多數を占めてゐるが、事變關係により地租と營業稅が減少した爲め歲出方面は止むを得ず極力緊縮して合計六百七萬餘元を節減したが歲入と歲出の差額赤字は四百二十餘萬元となり勢ひ蔣政權に補助を請求するの必要を生じた。其の非常歲出の項目は次の通りである。

- (一) 地方軍事費の増設—軍隊經費四百八十餘萬元、壯丁常備隊創設費の省側負擔半額として百二十餘萬元、兵役の處理と關係し及び地方軍事費用に關係あるもの總計六百二十八萬餘元
- (二) 防空設備及び其の機關經費—合計八十六萬餘元
- (三) 救濟經費—傷兵の接待管理教育及び難民の救濟費合計百三萬餘元
- (四) 穀物貯藏處理費—四十四萬餘元

り同項徵稅章程を修正して需要に合致せしめ、又以前各縣に命じて實施せんとした地租有效辦法中の普通適用出来る分は各縣に辦理を命ずる。

(二) 棉紗稅徵收辦法の改正—江西省の棉紗營業稅は規定により一俵二元六角を徵收してゐる。たゞ南昌の棉紗は一回納稅後他の縣に移出されてゐた所、縣では之に對し再稅を徵收したので、商人は重復稅として之が一回徵收を省政府に請願し完納手續費として大袋一俵に付き一角を納入することを得た。同時に省政府は徵稅臨時辦法四ヶ項目を公布し各縣に命じて既納の棉紗には再徵稅を嚴禁した。

(三) 徵收契約稅—江西省の徵收契約稅暫行章程は疊に同省政府から財政部の許可を得、内容を一、二ヶ所改正して公布した。

(四) 二十七年江西省建設公債發行—江西省では生産建設事業の發展を計る爲め江西省建設公債二千萬元を二十七年一月一日額面通りで發行した。同公債は年利六分、十五年半で抽籤償還し、最初二ヶ年間利息を付し四十二年六月末元利を償還完了することになつてゐる。之は同省の鎔砂(タンクステン)及び錫照費などを基金とし財政部、審計部、江西省政府、財政廳、建設廳から一名宛、銀行界から四人を出して基金保管委員會を組織し中央、中國、交通、裕民の四行の勘定をもつて元利支拂を處理する。此の公債は江西省の生産建設に専用し、運用する時は省政府から各項事業の詳細計畫と豫算を行政院に申請し其の許可

- (五) 交通運輸及び船舶費—五十一萬餘元
- (六) 某種費用立替金—百二十三萬餘元

又民國二十六年年度に開始した江西省の各縣地方金庫は從來裕民銀行が代辦した十八縣を依然同行の代理に歸した外、從前より財政廳で處理した十八縣も同行が代理することにした。其の他同行が既に營業所を設立した所或は營業所設置準備の各縣にして金庫未設置のものは同行が至急設立し、金庫設立の必要な各縣にして同行が營業所を未だ設置せぬ所は狀況を斟酌して夫々營業所を設け、急を要せざる所は隣接せる金庫に收支を代辦せしめることにした。

江西省の審計制度に就いては審核委員會を設け各縣には財務委員會を設けてあるが、何等成績の見るべきものはないので、政府は民國二十六年度から徵收、出納、會計、検査の四種職權を明瞭に區分して財務委員會の監督の下に兼務を許さぬことにした。

以上の外江西省當局は事變勃發後各種の稅收を積極的に整頓し稅收の増加を計り非常時期の支出に適應せんとした。即ち整頓したものは左の通りである。

- (一) 地租章程の修正及び地租辦法の公布—江西省政府は各縣の財務機構、各種稅款を改善し全部縣の徵稅所から統一して徵稅する。地租の手續に關しては多く變更があり省務會議の決議によ

を得てから始めて運用し得る。

**湖北省** 湖北省も亦財政對策として事變勃發後會計處を設立して事實上の需要に適應する爲め先づ會計設計委員會を設け準備に當つたが、引續き民國二十六年湖北省建設公債を發行して省内に公路を築き内河交通を整理し省行官及び其の他非常時期の種々の施設をなすことに決定した。此の公債は民國二十六年湖北省建設公債と稱し額面五百萬元、民國二十六年十月一日額面の九割八分で發行したが、種類は千元、百元、十元の三種、年利六分十二年に分けて償還し、元利は同省の營業稅收入と先に發行した公債基金以外の殘額及び内河航業收入十二萬元を基金とし財政廳及び主管機關から元利償還表の規定によつて毎期償還する。償還額は月割にして中央銀行漢口分行に寄託し湖北省債基金保管委員會本公債基金元帳を備へ付けることとなつて居り、其の條例及び元利償還表は蔣政權の許可を得て公布された。非常時期の需要に適應する爲め同公債券を抵當として中央、中國、交通の三行から二百四十萬元を借入れ臨時緊急費用を充當する。

**湖南省** 湖南省の地租は省收入の大宗であつて、省縣事業は總べて之によつて賄はれてゐる。財政廳は地租の整理に對して極めて



注意を拂ひ各縣に簡易方式を以て整理に着手するやう命ずるほか收益の増加をはかるため特に次の如き條例を規定した。

(一)各縣の各戸調査によつて稅收の最近三ヶ年間の實收平均を超過するものは其の國款路款の實收部分を一律に縣地方財政に補助す、其の地方附加稅部分は全數を縣に留め以て地方教育建設などの事業費の支出に準備する。

(二)各縣の戸糧清查に要する人件費は盈收額内に於て百分の十乃至三十を支出する、地方附加稅部分に關係あるものは百分の十を獎勵金となす、但し一回限りとす

省政府の地租整理と併行して各縣當局は解款手續の劃一を期した即ち從來稅賦課手續に就いての報告が殆んど一致せず常に錯誤があり或は金庫の副領收書を誤檢し、或は納稅書の印が脱落したり甚しきに至つては期限、領收年月日が符合せず照會に費用を要するものがあつたので新たに規定を設け路款、國款を理解抵解を別に規定して整理する外省稅及び各款書類には簡單な雛形を提示して不必要な手續を省略せんと計畫した。

又省政府は民國二十四年國民政府の公布せる營業稅法及び運送稅辦法修正章程の整理に従ひ手數料に對する課稅を改めたが、各縣の運送業者は從來の習慣に馴れて忠實に實行しなかつたので、商人の十年に亘り抽籤償還の豫定で、公債は一萬元、五千元、千元の三種に分ち同省の官營事業の純益金及びタンクステン、アンチモニー專營の收益金を償還基金とした。其の用途は五百萬元を省銀行の發行準備、三百萬元を省銀行の増資、八百萬元を同省の建設費、二百萬元を同省國防緊急支出に充當するに決定し、同項條例は民國二十七年七月一日蔣政權から公布された。

湖南省の各縣は財力に限度あり、自治各項の政務は甚だ怠慢であつたので、同省政府は特に省庫の收入となる屠殺稅の六割、即ち五十餘萬元を以て民國二十七年八月より地方教育經費として支出したが、地方事業經費は省庫からの補助では尙ほ巨額の不足を感じる爲め廣西省の辦法を參考として屠殺稅率を引上げ、從來牛一頭に就き一元のものを五元に改め、豚は四角から三元、羊は一角五分から一元に引き上げた。從來の牛、豚、羊の販賣稅及び各縣の屠殺附加稅は一律に取消し、同時に屠殺商の屠殺業證を半年一回書換へてゐたのを一年一回に改め、證書費を節約しこれ等の收入によつて全省の縣地方經費を支出し費用割當の撤廢をカバーしたものである。

尙ほ以上の外財務人員の採用をなすに決定、湖南省財政廳は縣政府第二科々長及び省稅務所員をして人員の登記採用に關する辦法を

負擔はとかく不公平に流れて、或者は軽く或者は重いといふ状態にあつた爲め、中央政府の命に従ひ各省の規則を參照し同時に該省の實際狀況を斟酌して再び運送業章程を改正した。其の要點は次の三項である。

(一)從來の五年を一期として證書を書換へてゐたのを一年一期に改めて營業稅法の規定に適合せしめ毎年或は毎季稅額の原則を査定する。

(二)從來の運送簿稅費を改めて一回納入の運送營業稅となし同時に運送業者の營業狀態を考慮して元の帳簿費の等級稅額査定は暫時賣買額或は手數料額を標準となさず運送業者の負擔を輕減する。

(三)小規模運送業者營業許可證を増發し之が取締りに就いては同省西部及び南部各縣の廣場の商人に委託し同時に設置地點を規定して運送廣場を限定し他の同業者を妨げぬやうにする。

右の外湖南省財政廳は更に全省財政を整理し各縣地方の金融を調整する見地から各縣金庫に對し積極的に設立を準備し西部十六縣以外の各縣全部一律に設立したが、之と共に省銀行を充實して金融機構を鞏固ならしめ一切の建設事業の調整を促進する見地から、増稅を行はずして財源をより多く集中する原則の下に建設公債を發行した。同公債は額面一千八百萬元、額面通りの發行で利息は年六分二

制定させ、これ等の合格者を湖南省の地方行政幹部學校に送つて一ヶ月間訓練することになつた。

四川省 四川省では稅收の増加を計る見地から成都、重慶、萬縣に四川省商工業戰時利得稅と稱する戰時利得稅を徵收することにした。此の稅は異進法を採り資本額を標準となして營業稅收に附屬するものである。但し二十七年十一月蔣政權が公布した戰時利得稅條例と此の課稅は重複するので地方財源とするを得ない。同稅に對する四川省財政廳の意見は次の通りである。

一、徵稅機關の組織及び推行の順序に就いて云ふに四川省の戰時利得稅徵收は四川省營業稅徵收機關が兼辦して別に專營機關を設けずして經費を節減すべし、徵稅開始の時期は二十六年十月からで先づ商業中心地たる成都、重慶及び各城市より初め以て普及の效を收むべし。

二、稅率の規定に關しては(イ)戰時所得利益にして資本額の一〇%乃至一五%未滿のときは三〇%を課稅、(ロ)戰時所得利益にして資本額の一五%乃至二〇%未滿のときは四〇%を課稅、(ハ)同じく資本額の二〇%乃至二五%未滿のときは五〇%課稅、(ニ)同じく二五%乃至三〇%のときは六〇%課稅、(ホ)同じく三〇%以上のときは一律に七〇%課稅、(ヘ)戰時所得利益にして資本額の二倍に達するときの稅率は徵稅機關から專案を



提出して認定を請求するものとす。  
 三、戦時利得税の課税徴収に關しては、(イ)課税範圍は商工業で戦時のため意外の利益を獲得したものに限る、(ロ)課税期限は短期の營業は取引の成立したときに之を徴収す、長期營業は期間を分けて之を徴収す、(ハ)課税方法は各營業者の戦時所得利益に照らして戦前の標準利益を超過する差額の資本額に對する比率が5%以上のときは即ち利得税を課するものとす、(ニ)課税税率は累進法を採用し別に其の章則を定むべし。

民國二十七年に於ける四川省各地の米作は前年度に比し三分の一以上の豊收であつて、兵匪蹂躪の爲め荒廢せる通江、南江、巴中の地方でさへも糧食過剰で向ふ三年間五十萬人の需要に應じ得ると傳へられた。之が爲め四川省政府では米價の下落による農村經濟を安定させるとの理由で農本局及び各商業銀行と交渉して總計一千萬元を支出し大量の新穀を買入れた外、振災公債四百萬元を發行、中央中國、交通、中國農民の政府系四銀行に此の公債を擔保として現金百餘萬元を借入れ、農村合作倉庫に交付のうへ糧食の擔保貸付を行はせ、別に中央、中國兩銀行は糧食擔保貸付として百五十萬元を支出した。また四川省政府は二十八年一月、二十四年度四川公債四百萬元の償還を停止することを決議、更に同年四月新公債二億元を發

行して舊公債を整理することとなつたが、右新公債は利子節約の見地から今後新しく設定した償還基金中より十五回に分けて償却することとなつてゐる。

蔣政權の重慶遷入と共に四川は同政府領域の政治經濟の中心となつた。仍つて四川省では積極的に戦時實業、交通、教育の施設に努力する外、四川省自身の財政に對しても亦蔣政權の指示する辦法によつて一面に於ては政費の削減を圖つて支出を極度に減少し、他面には新税の徴收によつて収入の増加を計畫した。各機關の經費は七割五分を標準として全部大削減を加へたが、之と同時に地租には三割の國難費を附加した。

四川省の營業税率は省政府令によつて千分の二十を減じ、七項の免稅辦法を規定して二十七年一月一日から實行したが、之と同時に營業稅總局は山貨、藥材、桐油の國外輸送販賣戻稅辦法を規定し各分局に之が遵守を命じた。

此の外四川省財政當局は後方財源の穩健鞏固の如何は抗戰の前途に重大關係ありとし、民國二十七年七月十二日全國稅務會議を開催して税金取立辦法の改正、未收稅の徴收、各種稅收の整頓、徵稅機構の改革、徵稅員の賞罰等の問題に就いて討議する所あつたが、更

に四川省財政廳は毎年の負債が既に四千餘萬元の巨額に達したので之を徹底的に整理すべく特に債務清算委員會を組織した。同委員會の職務は次の通りである。

- 一、四川省政府の二十四年二月十日より二十七年五月末までに於ける各種債券其他債務の確實なる額及び其の性質の清算を省政府に報告する。
- 二、前記債務の清算方法及び順序を定め省政府より財政部に許可申請の爲め送附する。

尙ほ蔣政權下の地方財政の窮迫化は最近特に顯著となりつゝあり併も之に對する蔣政權の補助方策は全然皆無の状態であるので、地方省政府としては地方雜軍と共に自己保全の爲め蔣政權の統制を無視して財源獲得の爲めには如何なる方法をも採用すると云ふ現状であるが、四川省政府の二十八年年度豫算に就き重慶中國銀行の發表した所を示せば次の如くである。(單位萬元)

四川省政府二十八年年度豫算	收 入
田賦(地租)	二、九〇〇
契稅(登録稅)	三〇〇
營業稅	一、一〇〇
房捐(家屋稅)	一〇〇

地方財政收入	一〇
地方行政收入	二七〇
地方營業純益	九
中央補助收入	一、四〇〇
債款收入	三〇
其他	二〇
計	六、一三九
支 出	
黨費	九〇
行政費	四、〇〇〇
建設費	一、五〇〇
司法經費	二一〇
防空費	九〇
地政費	二〇〇
協助費	七〇
債務費	二、六〇〇
救濟豫備費	一〇〇
總豫備費	三九〇
計	九、二五〇

右によつて見ると収入の不足額は三千萬元以上であるが、之に對し蔣政權の査定は



第二回新支那現勢要覽

- 一、成都市經費 七五
- 二、衛生經費 二〇
- 三、警察訓練經費 六
- 四、教育經費 五〇八

の減額を命じ税警隊、第四集團軍省辦事處、大渡河官設渡場、行政人員研究會等の機關の停止を斷行し、地政局事務を土地陳報處に兼行させて同局を停止する等、相當猛烈な緊縮を計つたが、結果としては依然支出額過大で併も収入中の最高位を占むる田賦は既に事變前四川雜軍によつて完膚なき迄に搾取せられたものであるだけに、地方財政の困難は正に頂點に達したものと見るべきである。尙ほ四川省民の百餘年分前納田賦を示せば次の如くで、蔣政權下の農民が如何に苛斂誅求に悩んでゐるかを明瞭にしてゐる。

徵收者	前納年數	一年徵收度
二十軍	五十年分	六回
新六軍	五十八年分	十回
二十一軍	二十二年分	四回
黔軍教導師	二十三年分	三回
二十四軍	二十五年分	二回
二十三軍	六十年分	三回
二十八軍	七十四年分	十四回

一四七二

二十九軍 六十六年分

十二回

**山東省** 山東省は全省の土地詳報及び試驗地籍の測量を辦理する爲め民國二十六年山東省整理土地公債二百五十萬元を發行した。此の公債は年利六分、額面一萬元で額面の九割八分、二期に發行し第一期は五十萬元で二十六年九月一日、第二期は二百萬元で二十七年一月一日に發行し全部擔保の用に充當した。年利六分は期を分けて抽籤償還し二十九年十二月三十一日元利全部を償還すると云ふにあり、蔣政權は右に關する條例を二十六年十一月六日公布した。

**河南省** 河南省は緊急の必要に應じ農村の發展を圖る爲め特に省政府に於て公債五百萬元を發行すべく議決した。名づけて二十七年河南省六分公債と稱し債券額面は千元、百元、五十元、十元、五元の五種で、二十七年八月一日に無割引にて發行した。元金償還期限は民國二十九年以後三十年間となつて居り、毎年七月三十一日に一回抽籤償還することとし、蔣政權は右に關する條例を二十七年七月二十一日に公布した。

**陝西省** 陝西省財政は民國二十六年の豫算面では收支各一千八百四十餘萬元で表面では適合したと稱してゐるが、其の内容は支出すべき各款を除くは豫備費として僅かに四十餘萬元を計上し各項

の臨時費及び豫備費は何れも計上しなかつた。同省は事變以來戰禍を蒙むること少なからず、交通も益々困難となり、加ふるに地租も農村の破産により滞納するもの多く其の他各税とも商業停頓で激減した。之が爲め民國二十六年七月より二十七年四月までの實際収入は僅か一千二百餘萬元で、全年の収入豫算からすると六百餘萬元も少なかつたが、幸に中央より救國公債二百萬元を發給されたので一千三百三十餘萬元の収入を得た。又支出方面は經常各費が既に減少の餘地なく臨時費も引續き増加の一途を辿り、加ふるに戰爭は益々激しくなり後方の各種工作にして重要なものは緊急手當せざるを得ざるにより、十ヶ月間に合計千三百八十餘萬元を支出した。經常各費に就いても豫算の一千百餘萬元の外臨時に二百二十餘萬元を支出し、結局豫算の四倍を超過する支出である。

斯くて二十七年三月分から各機關の經費を八割に切下げたが、豫算との差額は依然八百萬元以上あり、之が爲め政府は金融調整、生産増加、農村救済、軍事工業の促進を計るとの理由から陝西省建設公債八百萬元を發行した。該公債は同省の地租収入を元利償還の基金となし、若し不足を生ずるときは省政府其の他より補充することになつて居り、利率は年利六分で、二十八年一月一日發行、毎年四

月三十日及び十月三十一日に抽籤償還を行ひ、期限十五ヶ年で四十二年十月末に全部償還の豫定である。

**甘肅省** 甘肅省財政廳は省縣財務行政が西安事變後殆んど混亂に陥つてゐる現状に鑑み、左の如き省縣財政整理辦法を設けて之が實施を夫々促進した。

- 一、民政、財政の兩廳が協力して文化清理委員會を組織し事變勃發から接收前期間までの文化情形を調査する。
  - 二、事變後各縣の地租、畝款の徵收及び損失事情を調査し人民の負擔加重を免れしめ、同時に損失補充辦法を計畫する。
  - 三、各縣災害情況を各縣長から詳細に報告せしめて人民の負擔を遞減する基礎資料とする。
  - 四、地租を整理し附加名目を漸次減少して本税だけを徵收し請負制度を設けて中間搾取を避ける。
  - 五、畝款徵收方法を改善する爲め各縣の阿片栽培畝數を調査し納稅者の臺帳を編製して取立てに證明を與へ以惡習を根絶する。
  - 六、各縣政權回復が始まると共に行政費にして若し確實な収入なく支出困難なときは省庫から支出し以て庶政の推行を便ならしめる。
  - 七、會計の獨立制度を勵行し各縣に會計主任を任命派遣して二十六年度から實行を開始した。
- 右の外甘肅省は建設事業の準備として民國二十七年甘肅省建設公



第二回新支那現勢要覽

債二百萬元（額面は一萬元の一種）を二十七年八月一日に額面通りに發行した。月利は五厘で民國二十八年二月一日より起算し償還期限十五ヶ年、年二回償還、二十八年二月一日より償還を開始し四十年一月三十一日に償還を完了する。此の公債の元利支拂は甘肅省の地租収入を基金とするもので、其の條例は二十七年七月二十一日公布された。

**廣東省** 廣東省の民國二十五年年度收支決算は、收入方面を見れば平均豫算の約八割の實收があつて豫算の計上面より約六百萬元を不足してゐた。事變勃發によつて租税の取立ても相當の影響を受け豫算の目標に到達することが出来なかつた。次いで民國二十六年年度は既に非常時期に入り收入方面にあつては地租、登録税等の収入が甚だしく營業税、農産品税、燃料税等の税も全部商賣不振によつて減收した。此の原因は廣東省の租税が多く間接消費税の性質を帯び、一度非常時となるや消費が自然に減少し税源が大打撃を受けて請負者が缺損するのみならず、財政廳直屬徵稅機關も常態を維持することが出来ないからである。支出方面は九月分の淘汰減俸を勵行したが之には限度があり、加ふるに戰時國防の設備、糧食の貯藏、燃料準備、交通補充、防空經費等の支出が巨額に上り、これ等は全

部豫算外である爲め支出は益々増加した。茲に於て廣東省は非常時收支の變態状態を改めて環境に適應することとなり、省政府は左の節約原則の四項目を議決した。

- 一、省、市、縣地方政府所屬各機關の經常費は軍人の俸給や恩給年金を平常通り支給する以外は二十六年九月分から一律に割引いて支給する。
- 二、新設の機關及び事業は全部延期する。
- 三、從來の機關にして大して重要ならずと認められたものは主務機關に於て廢止又は合併する。
- 四、總べて臨時費用及び事業費にして緊急必要ならざるものは全部停止する。

更に廣東省財政當局は事變勃發後廳内の各部門に改革を加へると共に、新たに會計室を設置して新會計制度を處理せしめ、又廳外は全省を九個の稅務局に區分し、局の下に處或は所を設け系統を明かにして處理せしむることとした外、特に經濟統制委員會を設けて財政の計畫、金融の安定、經濟發展の研究機關となした。

而して廣東省財政廳は蔣政權の指令により省縣市の雜稅五百六十種を相繼いで廢止（此の額は年に三千九百三萬八千餘元に達したと稱してゐる）すると同時に、捐税の整理をなし苛酷な取立を防止

する見地から各縣にて新設の捐税は財政廳の審計許可を得るに非ずんば徵收するを得ず、或は主管機關の許可を得ざる以上は人民の負擔を増加することを得ずと命じた。

廣東省政府は抗戰力量の増強を爲めに同省の動員委員會を改組した。同會は全省の人力、財力、物力の動員計畫に對して種々の決定を行つたが、主として文化、民衆運動、經濟、交通、防護等の五項に重きを置いてゐる。尙ほ事務分擔の便利を圖る爲め五設計委員會を設け各専門家を委員に任命した。同會は經濟動員に對して特別の注意を拂ひ（一）財政金融の對策、（二）食糧の管理、（三）貿易と貨物の統制、（四）農村經濟の復興、（五）生産の各項に力を注ぎ、又金融對策としては（一）各縣分金庫の設立、（二）法幣使用の促進、（三）銀の買上げを行ひ、更に財政方面では（一）各縣財政管理權の統一、（二）各縣の苛税の撤廢、（三）全省財政收入の均衡を圖る所あつたが、此の外打撃く敗戦に依り財政窮乏に陥つたので積極的に戰時財政を整理する爲め左の如き命令を發した。

- 一、揭陽、南雄、和平など縣の紙輸出稅土膏補助費、省境通過稅を撤廢する。
- 二、各縣の田畝面積稅額の總數を統計し事變による散失田畝者を補救する。

三、救國公債の買入が五元に満たざるものは其の不足額に付き引換債票を強制的に賣りつけ不足の場合には救國稅を課する。

四、敵紙幣の民間に混入して棉花、樟木など火藥製造原料の買入をなすを防止する。

尙ほ民國二十八年年度の廣東省の收支に就き省政府財政廳では左の如く發表した。

二十八年年度の歳入歳出概況は目下編纂中で詳かでないが、省政府二十八年年度の豫定收支概況は毎月の地方經費支出額二百二十六萬三千二百九十七元で、收入額は平時の三分の一にも達せず百萬元前後であつた。毎月の支出概況は左の通りである。

黨費	二五、六五六元
行政費	一一五、三一一
司法費	八五、七六二
公安費	四六〇、〇〇〇
財務費	八八、八八五
教育費	一一八、一三四
軍訓費	四七、二九八
實業費	七、五六一
交通費	五、七五〇
建設費	一一、六四〇
區費	一、五三六



第二回新支那現勢要覽

稅警團經費	一一一、四二一
協助經費	二六二、二五一
自衛團經費	一九七、七七八
救災準備金	一〇〇、〇〇〇
撫卹費	三、三二二
建設事業費	一一〇、〇〇〇
債務費	二〇〇、〇〇〇
豫備費	三〇〇、〇〇〇
合計	二、二六三、二九七元

右のうち公安費は最初の三十萬元に十六萬元を追加したものであり、自衛團隊經費は二十六年の國防公債法幣八十萬元の支拂過剩により省券二百三十萬元を支拂に立替へてゐる。今同省の省券收支狀況を見ると二十八年二月より毎月の省券收入額は二十五萬元、四月下半月よりの毎月支出省券は二十八萬四千八百元で、一月以降四月迄の收支概況は左の通りである。

二十八年一月	收入	二一七、九四八・二一元	
	支出	一、四六九、一六五・六九	
同	二月	收入	二五九、三七二・二三
	支出	八六一、六七五・六六	
同	三月	收入	一、五三五、五〇四・四二
	支出	九七、五五九・二七	

して来たが一般普通營業稅の稅率よりも輕かつた。戰爭後烟酒印花稅の如き國稅が増稅されたので非常時期質屋業及び煙草酒店の戶數割暫行辦法を改正し緊急處置を講じた。

四、廣東省財政當局は奢侈品の輸入に對して課稅することに決し二十七年三月から徵稅を開始し、従前納稅を要したものに増稅したほか免稅してゐたものにも課稅した。此の收入が省庫の缺乏を補つたことも少なくない。

五、廣東省當局は自治組織を健全にし抗戰力量を促進する爲め特に各縣に對し自治戶數割の徵收を許可した。此の自治戶數割は各縣政府が責任をもつて實施するもので收入は總べて縣政府の自治事業に充當せしめた。

而して財政廳は徵稅能率の増進を期し稅收吏を激勵する爲め特に稅收政成辦法十ヶ條を制定し二十七年より實施した。次に廣東省の會計規定は詳細の規定がなかつたので各機關の豫算及び收支辦法も適從する所がなかつたに鑑み、財政廳は蔣政權の法令に據り地方財政狀態を參酌し、廣東省地方會計暫行規定を設け、各部門の會計制度を整備すべく財政廳に會計室を設けて報告、統計の統一を圖り、軍官學校に財務人員訓練班を特設し更に廳内にも會計人員訓練班を設けて財務會計の統一と改良を圖つた。

一方縣地方財政の基礎を確立し稅源を培養する爲め縣地方財政監

一四七六

同	四月	收入	一、七〇五、〇五三・〇四
		支出	一、六三四、一一二・二五
計	收入	三、七二七、八七七・九〇	
	支出	四、〇六二、五一二・八七	

右の外廣東省では幣制を改革した。即ち同省の幣制は從來毫洋銀を以て單位とし法幣の範圍外にあつて自ら一系統をなしてゐたが、蔣政權財政當局の積極整理により確定比率を公布し、同時に廣東省當局より各商店會社に通告して之を勵行せしめると共に、戰時の必要に適應する爲め財源を求めことに努力した。其の主なるものを掲ぐれば次の如くである。

- 一、廣東財政廳は臨時地稅の許可を受けて原額通りを一律に國幣で徵收することにし、平均毎畝毫洋四毫半を納付するものは國幣三角一分に換算して納付すべきことを命じ、此のうち五割を省庫に入れ五割を各縣に残した。此の爲め省及び縣は國幣にして各百數十萬元の増收を見、赤字を補填することが出来た。又各縣市に於ける土地賣買契約を官印ある土地賣買契約たらしめ納稅せしめることに改正、違反者は納稅以外に罰金を課した。
- 二、營業稅は省庫の重要收入であるが、脫稅が多かつたので之を督促したほか商人團體を招集して切實に勸誘せしめた。
- 三、廣東省の質屋及び煙草、酒店は地方の事情によつて分等課稅

督制度を樹立し縣財政指導員を派遣したが、更に廣東省當局は戰區が南にも及ぶ趨勢に鑑み「民國二十七年廣東省國防公債」一千五百萬元を發行した。同公債は年利四分、額面は千元、百元、五十元、十元、五元の五種で、二十七年三月一日に無割引にて發行、元利償還は三十一年二月から毎年一回抽籤、五十九年二月末に終へることとなつて居り、同省の營業收入を擔保基金に指定し、不足の場合は他の稅收でカバーすることになつてゐる。而して之が關係條例は二十七年三月一日蔣政權より公布された。

廣西省 全面的抗戰開始せらるゝや、廣西省は徹底的に中央擁護を表明すると共に特に國稅を中央に移讓した。仍つて蔣政權は關稅、鹽稅の處理機關を廣西に設けたほか所得稅、烟酒稅、印花稅、礦稅の如き各稅もこれを引續いで取扱つたが、一方省政府では在來からの省稅で中央の規定に合せざるもの、例へば營業稅の如きは中央の營業稅法令に依據することゝなつた。これ等の要點を示せば次の如くである。

國稅に關しては中央銀行の梧州分行設立後、國稅收入は全部同行が之を取扱つたが、之と共に廣西省政府は次の五項の辦法を規定した。

(一)梧州の各徵稅機關は二十七年二月一日から徵收した鹽稅、酒



税、鑛稅等を一律に中行（中央銀行）が取立て查收するものとす。

(二)中央銀行梧州分行に入つた前項の稅捐は廣西省政府國庫部代理の名義で預け、預け金の範圍内で本府支拂書によつて支出す、若し預け金を超過するときは貸越額を考慮決定して商議處理す。

(三)中央銀行梧州分行は毎日の收支額を廣西省銀行國庫代理部の手續に照らして統計表を作成し、送り狀と共に省政府に送り帳簿に記入すべし。

(四)中央銀行梧州分行は前項の税金及び經費の收支を廣西省解款規則に照らして處理し、正式の領收證が到着しない前は中央銀行分行から臨時領收證を出し正式領收證と將來取換へる。

(五)各徵稅機關は各省稅款をはつきりと區別し省の金は廣西省銀行省庫代理部に收むるものとす。

此のほか鑛田の國稅も同じく二月より中央に送ることとし之が爲め五項の辦法を規定した。また營業稅に關しては中央の規定に照して新規則を再定し二十七年一月一日から實行した。新規則の課稅標準は次の如くである。

- 一、銀錢業、信託業は資本金を課稅標準とし千分の二十。
- 二、製造業、手工業、飲食料理業、理髮浴室業、家具貨貸業、仲買業、代理業、輸送通關業は營業稅額をもつて課稅標準とし千

分の八。

三、販賣、印刷、出版業、特許商辦業、保險業、運送請負業、洋服業、酒樓茶館業、旅棧業、娛樂場業は何れも營業稅額を課稅標準とし千分の十を徵收す。

尙ほ營業中營業稅を免除するものは次の各項である。

(イ)中央或は本省が法令をもつて營業稅の納入免除を指定したる營業

(ロ)既に中央若くは本省が其の他の法令で營業稅の性質と相似の稅捐を課稅してゐる特殊業

(ハ)荷擔ぎの營業、但し浮浪者は此の限りにあらず

(ニ)營利を目的とせざる營業

之と共に廣西省政府は二十七年下半年より區鄉鎮村街豫算制度を實行し各地の監督に當つた。同制度の規程は全文二十六條より成り、豫算書の編成送審に就いても期日を嚴重に決め、其の他各類款項の收支の用途を區分するにも詳細の規定を定めた。

廣西省公務員の待遇は元來他省に比して劣悪であつたが、省政府は更に減俸を斷行、各級公務員月給表を改正作成して二十七年から實行した。之によると簡任を八級に分つて最高國幣二百元から最低百五元、荐任は十二級に分つて最高百十元から最低五十元、委任は十六級に分つて最高六十元から最低十八元、雇員は六級に分つて

最高二十四元から最低十八元としたが、之とは別に技術、衛生、中等學校教職員、雇員の三種公務員俸級表を公布した。

尙ほ同省の豫算を見るに豫算總額は民國二十六年度は二千四百萬元の收入であつたが、二十七年度は財政年度初めたる七月から十二月迄の僅か六ヶ月間に遽かに一千六百七十餘萬元、即ち四割方の増加をなしたと云つてゐる。其の原因は徵稅の整理と蔣政權の協力によるものであるが、十二月分と十一月分を略ぼ同じと假定すれば全年の收支總額は二千七百十六萬一千四百一元となる。今支出方面に就いて見れば例年と異なるものが二つある。即ち(一)國稅收入の立替支出三百五十餘萬元、(二)建設事業支出百三十萬元で、歳出總合計二千三百六十四萬一千八百八元、歳入と比較すれば三百五十二萬元の剩餘を生じた。一年以來財務行政に關して比較的重大なるものは大體左の通りである。

### 財務行政概況

一、國民政府と地方の收支を區分 本省の國庫收支は廣西代理國庫によつて辦理し稅務行政も亦殆んど廣西省政府によつて兼務してゐる。國家の收支に對しては實際區分整理の必要上政務を協議し新區分により二十七年五月一日から實行した。

二、急を要せざる政務の停止 事變以來廣西省は政費及び其の他

を全部削減し、戰時の財政を充實すべく二十七年豫算編成に際し標準を定めて百餘萬元を節約し各縣も同様緊縮を行つた。

三、縣政發展策 廣西省は縣政の基礎を充實し同時に省縣財政の合理的分配の見地から各縣財政狀況を斟酌して補助額を決定し各縣地方政務を平均して發展せしめることとした結果實行以來各縣に裨益してゐる。

四、廣西省の財政方針は事業經費の増加 事業費の擴大、行政費の緊縮等により事業費の收入をして重要な財源たらしむべく二十七年豫算に於て實業費、交通費、營業資本の三科目に合計三百二十餘萬元を計上し總額の二割を占めた。

五、地方新稅の推行 交通稅、飲酒遊興稅、漁業稅、水礦稅が過去に僅少の數縣に於て徵收され稅率不同であつたので、之を調査の上各縣に一樣に推行させ、又從來省庫收入であつた油、砂糖の搾取稅は縣庫の收入に改め各項の章則を制定し各縣に之が實施命令を發した。

六、生産妨害稅の撤廢 各縣地方稅は民國二十二年整理されたが更に苛捐雜稅及び生産を妨害する稅を逐年撤廢した。

七、縣款と鄉鎮村街の公款 同省は年來地方財政に對し極力整理し縣が之を支配してゐるが、往々各縣の收支支配の意義に付て誤解を生ずるので鄉村街の公款、公產及び各基礎學校所要の基金或は地方團體自らの款項に屬するものは一律に縣款に編入し之に合せざるものには二十七年三月規定した縣地方區公款項と







するので先づ中央、中國兩銀行より臨時に之を擔保として三百萬元を借受け、同時に募集方法を定めて同省内に四百萬元、海外華僑に四百萬元を割當て、同省財政廳長をフィリッピン、安南、緬甸、和蘭の屬領等の各地に派遣し専ら福建省出身の同地方在留華僑に對して右建設公債應募方を勸誘する所があつた。

**貴州省** 貴州省政府では尤大なる軍費捻出の爲め新稅を徵收して之を彌縫することとなつたが、更に同省財政廳では貴陽、安順、清鎮等の各縣に對し田賦新章定を改訂して稅率の引上げを行ふと共に、之を完納せざる者に對しては直ちに所有田地を取上げ競賣に付すると同時に投獄せしめてゐるが、貧弱な此の方面の農民に高率稅率が完納出来る筈はないのであつて住民は省政府の苛斂誅求に塗炭の苦痛を嘗めつつある。

**雲南省** 蔣政權が西南貿易の發展を計畫してより上海の卷煙草が海防から昆明に輸送され、それから奥地に販賣されてゐる量は非常に莫大に上つてゐるので、雲南省教育經費管理局は曩に同省教育廳の許可を得てこれ等卷煙草の輸送が省境を通じて行はれるときは六項の辦法により徵稅してゐた。而して同局は更に此の辦法の規定により特別稅暫行辦法二十五條を以て從來の稅の七割を増徴すること

かつたが、其の後益々工廠が増加するに至つたので、これ等に對しても營業稅を負擔せしめることとなつた。

### 第五節 金融政策

#### 事變初期の金融對策

蔣政權は支那事變による財界の動搖と混亂を防止すべく、戰時下最初の金融對策として民國二十六年七月二十四日「妨害國幣懲治暫行條例」八ヶ條を公布し即日實施した。同條例に據れば銀銅貨、銀條及び銀器類の密輸出、銀銅貨及び銀條の熔解、銀條の變造、紙幣の偽造等の罪を犯したる者は罪狀に應じ有期、無期乃至死刑に處すと規定して居り、其の施行期間は公布の日より二年間となつてゐる。次いで同年七月二十七日には中央、中國、交通の三政府系銀行を初め其他各支那銀行に對して貸出手控へを命じたが、更に翌二十八日には中央、中國、交通、中國農民の四政府系銀行に對し漢口、重慶、南京、南昌、廣州、濟南、鄭州、長沙、杭州、寧波、無錫、蕪湖等の前記各銀行間に於て聯合融資委員會を組織して農産物、工場製品、鑛産物並に國民政府發行の債券類を擔保とする融資と、右を擔保とする金融機關の貸出に對する再融資とを以てこれ等諸地方に於ける金融逼迫の緩和策として法幣に

とに決し、二十八年一月一日より實行してゐる。尙ほ臨潼、平彝の兩縣に乙級徵稅所を設け徵稅事務を處理させることとなつたが、之と共に雲南省公路總局は京滇公路の開通後は各省市の自動車の往來頻繁となり路面の損傷甚だしいので、特に各省市の自動車互通章程に従ひ通行費を徵收せんとし「雲南全省公路總局徵收各省市自動車入境通行費暫行辦法」十一ヶ條を規定し實施を發令した。

雲南の特種消費稅は八年の歴史を有するものであるが、從來の從量徵收制度は往々市價の變動に適應しなかつたので、土産貨物及び外産貨物の舶來染料、燐寸、鹽及び免稅品以外の外産貨物は三項に分類、(甲)必需品の徵稅は百分の十、(乙)半奢侈品は百分の二十、(丙)奢侈品は百分の三十の從價稅を徵收することとなつた。

二十七年十一月蔣政權が戰時利得稅條例を發布し同時に之を中央の稅收と指定したので、重複を避ける爲め同省の戰時利得稅を取消し、之が補充は外産消費稅及び營業稅改正後の稅收増加によつて賄ふこととなつた。而して之と共に雲南省は從來特種營業稅十九種を徵稅してゐたが、戰區が西部に移行後各省の公司、商號が續々雲南に移轉した爲め營業種類は逐日増加して從前の特種營業稅範圍では不足を感じた。又同省工廠の製造品には從來消費稅を徵收してゐな

よる融資を命令したが、引續き同年八月六日には中央、中國、交通の三銀行に命じて貸附手形割引に對する特別融資委員會を設置して金融緩和の途を講せしめる一方、公債の擔保價格を從來の七割から九割に、又地券(土地證券)は六割から八割に引上げるやう一般支那銀行及び錢莊全部に命じた。斯くて蔣政權戰時下初期の金融政策は一に戰時應急對策の形を採つたのであるが、然し戰局は擴大金融擾亂の兆が現はれ来るや漸次恒久對策として法幣制度の維持を中心的目標に法幣の對内的、對外的價値の維持に一切の金融政策を集中するに變つて來た。

#### 上海戰前後の金融對策

然るに其の後間もなく戰局は上海へ波及した。上海は支那金融の心臟部なるを以て、戰火の上海波及は支那の金融的活力の斷絶であり、上海が蔣政權の財政の根據地であつたから其の政治的活力の斷絶である。従つて蔣政權は上海開戦の直前及び直後から漸次現實に即した金融政策を實施するに至つた。即ち上海開戦前後の金融對策を摘録すれば次の如くである。

#### 上海戰前後の金融對策

一、緊急救濟辦法の決定 民國二十六年八月十日、上海の中央、中國、交通、中國農民の四政府系銀行は其の首腦者の協議に依



り次の四項より成る緊急救済辦法を決定した。

(イ)中央、中國、交通、中國農民の四銀行は民間銀行の要請により前日附のキャッシュ・オーダーを振出し、之が割引に應ずる

(ロ)綿絲綿布のデリヴァリ・オーダーに對し市價の八割の貸出を行ふ

(ハ)公債に對し公定値段の九割の貸出を行ふ

(ニ)土地證券に對する融資方法は追つて決定する

二、事實上のモラトリアム實施 民國二十六年八月十二日、朝來上海の一部支那銀行は預金の拂戻を總額の二割以内に制限するもの現れ事實上のモラトリアムを實施した。

三、上海にモラトリアムを施行 二十六年八月十三日上海にモラトリアムを施行し支那銀行よりの預金引出を次の如く限定。

(イ)預金額一千元以下無制限

(ロ)預金額一千元より二千五百元まで一ヶ月預金額の二割以内

(ハ)預金額二千五百元より五千元まで一ヶ月五百元以内

(ニ)預金額五千元以上一ヶ月一割以内

四、外支兩銀行の營業停止 二十六年八月十三、十四の兩日、支那銀行は全部休業、また外國銀行も現金取引以外の爲替買賣を停止するに決定した。而して支那銀行は同月十五日の日曜を過ぎ翌十六日よりの復業を豫定したるも、曩に戰爭の上海波及を豫想して巨額の紙幣を奥地に移したのと、支那銀行の預金が外

國銀行に移されたのとで手許資金涸渇、遂に豫定日限に復業するを得ず、漸く同月十七日に至り中央、中國、交通、中國農民の四政府系銀行が上海佛蘭西租界の假事務所に於て復業したるに止まる。又外國銀行は支那銀行と異なり同月十四日まで營業を繼續したるも上海が戰爭状態に陥つたので同月十六日より休業、同月二十三日に至り營業を再開した。外國銀行の再開も名ばかりで商取引の杜絶により業務の範圍の如き一部分に限られ爲替相場も全くのノミナルで市場は一時假死状態に陥つた。

五、非常時期金融安定辦法の制定 二十六年八月十五日、資金逃避の防止と金融の安定とを意圖して非常時期金融安定辦法七ヶ條を公布即日實施した。其の規定する内容は次の如くである。

(イ)當座預金 二十六年八月十六日以降銀行、錢莊よりの各種當座預金の引出しは預金者一人に付き毎週其の預金總額の百分の五、又百五十元以内に限る(第一條)、又同日以降法幣により銀行、錢莊の當座預金を繼續若くは新たに當座預金口座を開く者は隨時其の金額だけの法幣を引出すを得(第二條)

(ロ)定期預金 期限到來前の定期預金は引出すを得ず、期限到來後の定期預金は更新を欲せざる場合原預金銀行、錢莊に於て當座預金に振替へるを要し、其の引出しは右記第一條の規定に據る(第二條)、又期限到來前の定期預金の預金者は預金銀行、錢莊を経て法幣一千元以内(二千元以内の預金は其の半額)一回を限り擔保貸出を受くるを得(第四條)

(ハ)工場、會社、商店及び機關の預金は貸銀、給料或は軍事に關係あり且つ法幣を給する要あるものに別に商議するを得(第五條)、又同業或は隔地間爲替は全部法幣を使用するものとす(第六條)

(ニ)本辦法は戰事終了の時停止す(第七條) 右によつて見ると政府は當座預金の引出を制限(二十六年九月一日以後三百元以上の預金に對しては法幣引出額百分の五の原定制限を解除)すると共に、定期預金の引出をも制限し、更に新規貸出を制限したのである。要するに蔣政權は上海開戦後右の「非常時期金融安定辦法」を實施して銀行、錢莊の取付、資金の海外逃避に因る幣制の崩壊を支へ、金融の混亂を防がんとしたものである。然し匯割制度の設定は法幣による貨幣價值の統一に龜裂を生ぜしめることになつた。

**匯割制度の設定** 蔣政權は非常時期金融安定辦法の實施により資金の涸渇を來たし、商業上必要な資金の運轉が阻止されたので茲に於て上海の銀行及び錢莊公會は「銀行、錢莊の各種當座預金だけ財政部の定めたる辦法に従ひ法幣を支拂ふも、其の商業部の口座にして商業上の需要に依るものは一切の殘額を同業匯割にて拂渡すことを得」による匯割制度の設定を内容とする辦法の實施を要請、蔣政權は民國二十六年八月二十一日「銀錢業者に對する非常時局救

濟の補充辦法」を公布、銀錢業者による上海に於ける「匯割貨」と稱する一種の振替通貨の發行を決定した。今右辦法の内容を示せば次の如くである。

一、銀錢同業者の發行する約束手形には全部「匯割」を捺印すること(第一條第一項)

二、「匯割貨」は上海同業匯割としてのみ許可し法幣との兌換及び外國爲替の取引に使用するを許さず(第一條第二項)

三、銀錢同業に對する預金者が二十七年八月十三日以前振出したる約束手形及び小切手も亦同業匯割手形と看做す(第二條)

四、銀行、錢莊の各種當座預金は財政部所定の法幣を支拂ひたる以外は商業取引上の需要に對し、同業匯割を給付するものとす(第三條)

五、凡て引續き預金をなし或は新たに預金を開始するものに對しては銀行、錢莊は法幣或は匯割なる旨明瞭に註記し、支拂に際し法幣或は匯割を區別して給付すべし(第四條)

即ち支那銀行及び錢莊より新たに發行される一切の約束手形は、「匯割」と捺印の上「匯割貨」とする外、既に發行されてある約束手形及び小切手も總べて「匯割貨」と看做し、これ等「匯割貨」の法幣若くは爲替による兌換(外國銀行は匯割貨の受入を拒否)を禁ずると共に其の無制限の流通性を與へたものである。而して此の匯割



貨は匯頭貨に對するものであつて、民國二十二年四月六日の「陸兩改元令」の實施以前に存在したる錢莊發行の匯頭銀に對する匯割銀である。上海通用の各種手形及び匯頭貨、匯割貨に就き要約すれば次の如くである。

一、上海通用の手形 上海に於ける通用の手形には莊票、支票、存票、折票、匯票の五種がある。莊票は錢莊により發行せられ、錢莊自身支拂を約する手形、また振出の本人が自ら完全に支拂ひを承諾せるものなるの故を以て本票とも言ふ。支票は不定期預金者即ち當座預金者が、其の預金の引出に用ひる小切手の謂にして、金融業者に向ひ某或は持參人に支拂を請求する手形である。存票は金融業者が其の定期預金者に對して發行する定期拂の手形、折票は金融業者間に於て交互計算尻決済のため借主により發行せらるゝ手形、匯票は金融業者により爲替金額受取人をして異地に於て指定の商店に向ひ手形に照し支拂を受けしむる手形である。

二、匯割莊票 莊票は錢莊の發行する信用證券にして、大抵無記名式流通證券の性質を有し、従つて其の讓渡方法も動産と異なるなく、受授當事者の輾轉交付に由りて流通、裏書の習慣も無い。莊票は支拂期限の長短により即票、期票に分ち、即票は一覽拂の手形にして呈示の日を満期日とし、期票は定期拂の手形にして五日、七日、十日（錢業公會の規約を以て最長期十日間

に限定）を夫々の期限とする。此のうち最も廣く行はるゝ莊票は定期拂の期票である。而して莊票の支拂方法による差異から現金を以て決済される莊票と振替を以て決済される莊票との區別がある。此の場合前者が劃頭莊票であり、後者が匯割莊票である。即ち劃頭莊票は現金を以て決済される莊票である。

三、匯割莊票 莊票が錢莊通貨として發行されそれが支那商人の間に廣く用ひられるに及び、日々決済せらるべき各錢莊の支拂莊票、受取莊票の數額も自ら増加、相互貸借決済も亦繁雜となる。茲に信用確實なる錢莊に依つて莊票交換所としての匯割總會が結ばれ、又之に加盟の錢莊を餘の錢莊から區別して特に匯割莊と稱するに至つた。斯くて匯割莊の振出す莊票のうち、右の匯割總會に於ける莊票交換を以て振替決済すべき莊票に對しては之が振出しに際し豫め「匯割」と捺印することとなつた。それが此處に所謂「匯割莊票」である。而して匯割莊票は原則として振替決済さるべきもの、従つて現金決済には匯割總會の交換に附した翌日支拂はるべきものとしての一日分の金利を要する、即ち割引される。蔣政權が法幣の涸渥を補ふ爲めに無制限流通を認めたる匯割貨は右の匯割莊票に外ならぬ。

四、手形の交換 從來匯割莊票の交換は匯割莊間の場合、毎日午後二時以後受取錢莊が五百元以上の受取額に對する公單を作成して支拂錢莊に交付、支拂錢莊がまた右の支拂額に對する折票を作成して受取錢莊に交付する。右五百元以下の端數は相互計算する。斯かる匯割制度の設定は法幣の預金引出制限による商業上の融資難を救済する點に目標が置かれ、自ら匯割貨と法幣との交換も禁止された。然し匯割貨に依る海關金單位の購入、家賃、電燈料、電信料の支拂、慈善團體の寄附等、廣く匯割貨が使用されるに及び、遂に法幣による匯割貨の賣買が初まり、其の割引率が現れて來た。即ち法幣との交換に現れる匯割貨の割引率は一千元に付き四、五元に始まり、民國二十七年六月七十元突破の最高記録を作つたが、其の後稍々引弛みの風情ながら尙ほ四、五十元を示して居る。斯くて法幣の涸渥を救ふ匯割制度の設定から法幣による貨幣價值の統一が破れ、又價值表章の二元化を招いたのである。

算の上殘高を現金決済する。次に匯割莊以外の錢莊は匯割莊を通じて代理交換する。これ等の手續は總べて匯割莊の自店に於て運び、更に其の日の午後七時に各匯割莊の公單を匯割總會に提出する。匯割總會は各公單を集めて統合相殺、受取額に對する劃條を作成して各受取錢莊に交付、各支拂錢莊は支拂額に對する折票を作成して受取錢莊に交付又は現金を以て決済する。右交換尻の決済を折票に依り翌日に繰延べる場合の金利（一千元に對する日歩計算）が所謂「銀折」なる支那側金利である。而して匯割總會は二十六年十月以後上海錢業公會票據交換所と改め、毎日午後一時より同二時までの間各錢莊の交換員が二人宛票據交換所に受取、支拂莊票を持ち寄り交換決済するに變へ、二十七年十一月錢業公會の改正決議に據り金額の多寡を問はず一律に振替決済するに變更した。次に新式銀行は二十二年一月初めて上海銀行公會銀行業聯合準備會票據交換所を設立、上海開戦前毎日午後一時より同三時三十分までの間に二回の手形交換を行ひ、上海開戦前後毎日午後三時に一回の手形交換を行ふ外國銀行は上海開戦手形交換所の設備なく中央、中國、交通の三銀行を含む上海バンドの所謂外灘銀行間に於て相互に手形を送付、各々手形を検査した後、中國銀行を通じて毎日相殺計算し、其の支拂殘額に對し金庫寄託又は現金支拂の方法により決済する仕組であつたが、上海開戦後香上銀行に毎日各銀行から行員を派遣して手形の交換を行ふこととなつた。

中央地方を通ずる金融の調整 蔣政權は戦時下の農業政策の目標として（一）農産物の生産増加、（二）糧食の節約―糧食の調整（三）農業水利工作、（四）農業倉庫設立の奨励、（五）農業貸附の奨励の五項目を掲げた。特に軍需資材の輸入による海外の補填及び法幣制度維持の爲め右記第五項の「農業貸附の奨励」に重點を置き、それによつて農産物の吸収を圖つた。即ち蔣政權は中央、中國、交通中國農民の政府系銀行を主體とする地方諸銀行との聯繫の下に全支那銀行の協同態勢を採り（一）當該地方に於ける經濟資源の調査、



開發、共同投資、(二)中央、中國、交通、中國農民の四政府系銀行による工業、鑛業に對する短期若くは長期貸付並に輸出貿易委員會農村貸附部の責任負擔、更に輸出に適當なる農産品若くは鑛産品の買上げ、(三)各銀行が自ら倉庫を建て貨物を買溜める場合に於ける中央信託局よりの各銀行への擔保供與、(四)物産運搬人員の軍役免除及び交通要具の不足補充に關する各銀行よりの軍事當局への要請(五)各銀行による通貨流通及び物資運搬の圓滑を以てする物資の調節、物價の平衡、(六)各地方政府による各地商會及び工會との合作の物價平衡委員會の設立、(七)各省各地の銀行に於ける財政部代表の駐在又は指導による各地銀行(中央、中國、交通、中國農民の四銀行を代行)の全國金銀集中の責任負擔及び建國貯金の推進等の諸項目を掲げ、之によつて輸入軍需資材の海外拂の補填、法幣制度の維持に必要な國內一般物資及び金銀の集中を圖らんとしたものである。而して産業未發達の支那の現状に於ては右の計畫も結局農村を對象とする外なく、蔣政權戰時下の金融對策中農業貸附の獎勵が最も重要にしてまた現實性のある項目となる所以で、斯かる農業貸附によつて農産物の吸收を織り込んだ最初の法令が、次の地方金融機構改善辦法綱要十ヶ條(二十七年五月九日公布)である。

地方金融機構改善辦法綱要

一、財政部は戰時下の必要に對應する内地金融の調節、農工業の扶助、生産の需要増加の爲め本辦法を制定する(第一條)

二、財政部は特に地方金融機關に對し次の準備による中央、中國交通、中國農民の四銀行の一元券及び補助券の引受を許可する(第三條)、領用一元券及び補助券の準備は左の如く定む

イ、法幣百分の二十以下

ロ、政府發行の公債及び政府承認濟の地方公債百分の三十以下

ハ、合法手續を完成し現に收益中の土地家屋、工場財産、農産品、百八十日未滿の農業手形、工業原料及び製成品、百二十日未滿の商業手形(送狀、倉荷證券、保險料拂込濟)、元利繼續還付の公商債、規則準備發行の公商株式、農林漁業、鑛業産物及び日用國貨商品百分の五十以下(第四條)

三、地方金融機關にして右の一元券及び補助券を引受けんとするものは従來の業務の外に左記各項の業務の増加を要する

イ、農業倉庫の經營

ロ、農産品の貯藏擔保

ハ、種子、肥料、耕牛、農具の貸附

ニ、農田水利事業の貸附

ホ、農業手形の引受又は割引

ヘ、合法手續を完了し收益繼續中の土地家屋の擔保貸附

ト、工場及び工場資産の擔保貸附

チ、工場原料並に製成品の擔保貸附

リ、商業手形の引受並に割引

ヌ、公司經理發行手形の擔保貸附

ル、株式擔保貸附

ヲ、農林漁業鑛業産物、日用國貨商品の擔保(第二條)

四、財政部は地方金融機關の所在地或は其の附近の中央、中國、交通、中國農民の四銀行の人員をして一元券及び補助券を引受けたる地方金融機關を嚴重に監督する(第五條及び第七條)

五、地方金融機關は農業に關する各種貸附に對して中國農民銀行及び農本局と合作することを得、其の農業擔保品は各該地の中國農民銀行及び農本局に再擔保、商工業の擔保品は各該地の中國、交通兩銀行に再擔保するを得(第十條)

即ち中央、中國、交通、中國農民の四政府系銀行の發行に係る一元券及び補助券を地方の金融機關が法幣二割のほか三割の公債(之は減少し得る)及び五割の動産不動産を發行準備として提供する領用制度、即ち代理發行の制度によつて引受け、更に當該地方の動産不動産を擔保として貸附けることになつてゐる。而して本辦法による貸附の對象は農産物を主とする關係上農本局、中國農民銀行の合作が本辦法の運用並に農産物を主とする農村資材の吸收に關して重要な役割を演ずることとなるので、茲に於て蔣政權は右地方金融機

構改善辦法綱要の實施に引續き民國二十七年六月農本局改正規程、同年八月食糧調整辦法、戰時糧食管理條例、農村放款辦法を實施した。これ等諸法令の概要は次の如くである。

一、農本局規程の改正 農本局は二十五年六月二十五日公布の「農本局組織規程」に據り當時實業部(現在は經濟部)が農民生産品の調整及び農業資金の流通による全國農村の發達を企圖して國內各銀行と聯合して組織せるもので、新たに公布の「農本局改正規程」も舊「農本局組織規程」と主要點に變化はなく、「農本局は産業交通情形を酌量して經濟部の許可を受け全國を劃して工區となし年を分ち一切の業務計畫を進行せしめて五年にて之を完成す(第三條)」及び「農本局は必要あるときは經濟部を経て政府の許可を得て農業債券を發行することを得、農本局の固定資本の總額を以て其の限度となす(第十條)」の規定を主要なる内容とする。

二、食糧の調整 食糧調整辦法は國內食糧配給の圓滑及び政府の統制を計るもの、従つて「食糧は國內に於て自由に流通せしむべし、特別の場合には行政院の許可を得るに非ざれば各地方政府は食糧の移出を禁止若くは制限を爲すことを得ず(第一條)」

「實業部、財政部が某種食糧の輸出禁止を必要なりと認むるときは直に行政院の許可を受けて行ふべし、食糧不足區域に對し運糧接濟を必要なりと認めたるときは農本局若くは糧食運銷局を指定し、地方官廳と協議し農作區域より運糧し調整すべし、



外米、麥の輸入税運送費を減税若くは免税し以て調整すること  
を必要なりと認むるときは行政院の許可を得たる後、農本局若  
くは糧食運銷局をして購運の責に任じ、商民の自由購運を許さ  
ず以て流弊を防止すべし(第三條)等を規定する。

三、戰時糧食の管理 戰時糧食管理局を設けて戰時管理を必要と  
する糧食の生産、消費、貯藏、價格、運輸、統制及び分配に關  
する政府管理を規定せる「戰時糧食管理條例」に於て「戰時糧  
食管理の爲め戰時糧食管理局を設け行政院に直屬せしむる必要  
あるときは各省市重要地點に分局を設け管理局に直屬せしむ、  
其の組織規定は行政院之を定む、戰時糧食管理局は戰時糧食管  
理事項に關し必要な辦法、又は規定を發することを得(第三  
條)」と定めた。

四、農村の貸附 農村放款辦法は地方金融機構改善辦法概要の規  
定に據る一元券並に補助券領用(規定の發行準備を提供して紙  
幣の發給を受ける)の各地方金融機關が直接農村に貸附ける場  
合の諸規定を内容とする。即ち「地方金融機構改善辦法概要に  
依り一元券並に補助券を領用する金融機關及び法に依りて成立  
せる合作金庫は農業の各種貸附を増加するに際しては各種合作  
社を利用すべし、但し戰時に於ては貸附機關の承認を経たる農  
民組織も亦貸附の對象たり得るものとす(第一條)」、「中國、交  
通、中國農民の三銀行及び農本局若くは其他金融機關が各省  
に於て行へる農業貸附は毎年の貸出金額に比照して其の區域の

貸附額を擴充するものとす、尙ほこれ等の機關よりの農業貸附  
金額、合作社若くは農民組織よりの農業貸附金額、合作社若く  
は農民組織よりの貸附金回收狀況に付き毎月別に報告すること  
を要す」、「貸附の期限、利率及び貸附額は貸附機關と借受くる  
べき合作社若くは農民組織との契約により定め以て之が遵守を  
責けしむるものとす」、「同一區域内に二個以上の機關ありて農  
業貸附を行はんとするときは相互に協助調整して重複偏狹を免  
れしむるものとす」等を規定する。

斯くて蔣政權は農本局、中國農民銀行合作の下に一元券及び補助  
券を以て或は農民に貸附、或は農産物を買上げ更に農産食糧を初め  
一切の農産物を其の管理に移す等農産物の吸收に努めると共に外貨  
の獲得を圖つたが、次いで二十七年九月「中央、中國、交通、中國  
農民四行内地聯合貼放委員會貼放辦法」を公布、同委員會を組織し  
て金融業の統一聯絡並に金融の統一に當らせたのである。右の貼放  
委員會に關し民國二十八年五月支那側は次の如く發表した。

貼放委員會の内容

一、事變勃發以來中央、中國、交通、中國農民の四政府系銀行は  
辦事處及び貼放委員會を聯合組織して全支那金融調整に努める  
外、蔣政權財政部の命令に従ひ奧地金融機關配置に協力、既に  
四行聯合總會の決議を経て西南、西北各省に金融機關を設置し

て經濟開發の便を計らんとしてゐる。四川省内で設立を計畫さ  
れてゐるものは江津、太和南部、綿湯、廣西、西陽、達縣等  
其他廣西、貴州、雲南、陝西、甘肅、綏遠の各省も亦全部分  
行、辦事處の設置計畫を樹て四期に分ちて遅くも今年(二十八  
年)末までに完成する豫定である。

二、貼放委員會の事變後の貸出金額は累計二億元以上に達し、最  
近の殘額尙ほ七千數百萬を有して各地の土産業、鹽業から金  
屬、電氣、船舶の各種産業に及び、苟くも直接、間接に軍事工  
作に關係あるものは全部貼放委員會よりの融資を受け、又糧食  
の貯藏や金融機構の維持等にも貸出されてゐる。斯くの如く貼  
放委員會は各主要都市に於て夫々割引貸附を實行してゐるが、  
其のうち上海、重慶兩地方に於ける貸出額の如きは各一千萬元  
以上に達した。

次に上海に於ける貼放委員會の割引貸附は専ら同業抵當貸附及び  
商業手形割引、又通貨は匯調貨を主とし、更に匯調貨による同業者  
間の割引貸附には既設の上海銀行業聯合準備會の各種割引貸附を併  
合處理してゐる。其他蔣政權の採れる金融調整の諸對策を摘記す  
れば次の如くである。

金融調整諸對策

一、華僑の投資誘引 華僑の投資を誘引、奧地各省に於ける産業  
開發の資金に充當する爲め二十七年九月「華僑投資辦法」を實

施した。其の内容は(一)各地物産及び需要開發の實業現況を  
僑務委員會より海外各地の華僑に報告參考の資とす、(二)僑務  
委員會より海外各地の華僑に通知して視察團を組織し各地を案  
内して投資事業に便宜ならしめる、(三)華僑が投資關係により  
各種生産及び市場の調査に従事せんとする場合、蔣政權は之に  
協力便利を與へる、(四)華僑の投資で興した事業に對しては各  
省政府に通令して其の安全の爲め絕對保障せしめる。華僑の投  
資事業にして輸入材料は税率を輕減するほか運搬輸出の便利を  
與へる等の諸項より成つてゐる。

二、農村金融の調整 農村の金融調整による農業生産の發展を圖  
るべく二十七年十一月次の内容より成る農村金融調整辦法を實  
施した。即ち(一)各縣農業及び金融機關の間に法を設けて其の  
業務を調整し摩擦を少くする、(二)農村の秩序維持に付ては黨  
政機關より十分注意を拂ひ使役徵稅宣傳の如きは農民の工作生  
産を擾亂せざるを原則とす、(三)有毒植物の種植禁止、(四)大  
規模肥料製造廠を設立して肥料の配給を行ふ、(五)貧困者を救  
濟して生産に従事させる、(六)苛酷なる雜稅を廢除する、(七)  
耕牛の屠殺を嚴禁して生産を獎勵する等を規定した。

三、農本局の農村經濟建設 蔣政權經濟部農本局は農業生産の改  
進による農村經濟建設の爲め専門家を各農村に派遣して種植改  
良の指導、既耕地施肥の協助、種子の改良、病蟲の防止、水利  
の改進等を初めとして未墾地を墾定、開墾移民を行ひ生産の増



加を計つてゐる。

(イ) 農業倉庫設置 農本局は二十七年年度の各省農産糧食の富作による穀價低落防止を理由として各省の重要地點に農業倉庫を設置、糧食の貯蔵、販賣、運搬を經營、農村過剩品の政府買上げの形式に於て外貨獲得の爲めの農産物輸出を行つてゐる。四川省では農本局から五百萬元を支出、四川省政府から百萬元(振興公債四百萬元を擔保として中央、中國、交通中國農民の四政府銀行より借入る)を支出して事業を開始、又陝西、貴州の兩省でも三百萬元を以て事業を開始した。

(ロ) 農田水利貸附 農業開發の見地から農業獎勵暫行條例を公布、農本局は同條例に依據して二十八年二月農田水利貸款委員會を組織した。同委員會は農事工程の改良に努め、抵當物件は田地とし期間は五ヶ年以内、利率を月利九厘等の原則に於て貸附を行ふ。

四、節約及び貯蓄の奨励 建國事業振興の爲め節約建國儲金辦法(全文十一ヶ條)を二十七年十二月公布した。同辦法は(一)節約建國儲金は中央、中國、交通、中國農民四銀行、郵便爲替貯金局(郵政儲金匯業局)及び蔣政權に於て其の安全を保證する、(二)節約建國儲金は最低限度一元、預金を自由とし携展を三ヶ年据置とする、(三)節約建國儲金は國防關係の生産事業、荒地の開墾、水利の治理、農林牧畜の發展、工業、鑛業の發展、交通事業、生産販賣組合事業、經濟建設と關係ある其の他の事

業にして財政部の認可ある場合を限り投資するを得、(四)節約建國儲金は外國貨幣を以て預入、期間満了後同じく外國貨幣を以て拂戻を受くるを得、地金銀を以て預入の場合は財政部の法幣兌換補充辦法と金類法幣兌換辦法に據り手数料を加算するを得る旨規定されてゐる。

五、公用品購買の中央信託局集中 蔣政權は戰時下に於ける外貨保持の見地から、公立機關の外國品買付を中央信託局の統制下に置く爲め財政部より二十八年一月九日附を以て公用品購買の中央信託局集中に關する次の如き通告を發した。即ち同通告の内容は「中央信託局は蔣政權の命により設立せるものにして信託業務を經營、政府所有或は公立機關の購買品材料は一律に該局に委託すべき旨二十五年二月行政院より既に訓令したところである。現在支那は長期抗戰、外國爲替統制のときなれば外國より買入れの各種材料は一律に該訓令に基き信託局に委託し、今後とも民間銀行等に委託せざるやう右所屬機關に傳達されし」といふに在る。

以上の如く蔣政權戰時下の金融政策としての「中央、地方を通ずる金融の調整」は中央、中國、交通、中國農民の四政府系銀行特に中國農民銀行を中心とし、之に農本局を加へて其の統轄下に地方の各金融機關を收め、茲に中央、地方の各金融機關の一元統制を圖り、農産物に對する貸附を通じて農産物資を買上げ、更にこれ等農

産物の運搬、貯蔵、販賣を取扱はんとするものであり、其の狙ふ所は農産物を政府系銀行に集中せしめ、之を輸出して外貨を調達、軍需資材の海外拂に充當せんとするにあるのである。

全國銀行家大會 次に蔣政權は金融、經濟各部門に亘つて、金融關係方面の協力を求むべく民國二十七年六月漢口に全國銀行家大會を開催したが、更に同年八月二十四日には重慶で金融關係者の會議を開き、聯銀券及び軍票對策、西南開發事業の投資問題、邊疆各省の經濟建設、農村救済、農産物價格引上、貴金屬の政府集中、法幣強化策等を協議する所あつた。次いで蔣政權は第二期抗戰態勢の強化充實を圖る爲め民國二十八年三月六日より十日迄重慶に於て第二回全國銀行家會議を招集したが、同會議に於て孔祥熙は特に緊急事項として次の六項目を指定した。

- 一、經濟力量の發展方法
- 一、金融組織の増強方法
- 一、幣制信用擁護方法
- 一、物産購入を便利ならしむる方法
- 一、物價騰落調整方法
- 一、食料需要の補償方法如何

而して同會議には支那の有力財政金融業者約四十餘名出席、會議

は六日第一次大會を開き次いで分科會を設置し種々討議したが、同日朝には蔣介石自ら臨んで訓話を行ひ、同日午後大會宣言を決議した上閉會式を舉行した。右に關し財政部スポークスマンは四月五日外字新聞記者を招待し會議の經過に就き次の如く發表した。

地方金融會議の經過

財政部は各地方の金融狀況を調査し各省地方銀行の機構を増強し生産の増加、輸出の促進、物價の統制、富源の開發を圖る爲め三月六日より十日まで五日間に亘り各地第一次地方金融會議を舉行したが出席者は廣東省、福建省、江蘇、江蘇農民、廣西省、雲南富滇(新)、湖南省、湖北省、四川省、河南農工、安徽地方、江西裕民、浙江地方、陝西省、甘肅平市官銀局の十五銀行代表並に中央、中國、交通、中國農民各銀行代表及び貿易委員會、發行準備管理委員會、經濟部農本局各代表、鄭、徐兩次長、財政部代表等參會、孔祥熙院長の訓辭、徐次長の大會趣旨報告、各地方銀行の業務報告等あつて後會議内容を第一機構改善、業務監察事項、第二物資購入、生産の促進、運輸事務の改善の二項に分け七、八兩日夫々協議を遂げ、九日第二次大會を開いて第一項を決議し、十日第三次大會を開いて第二項の決定を見、孔院長閉會の宣言を發表して閉會したが、同會議で決定された決議要項は大體次の六項に分別される。

一、經濟力の増強策に關する件



- (イ)各省銀行或は地方銀行は其の性能に應じて組織を完全化し各支店を擴張して資本の充實を圖ること
  - (ロ)右銀行は各該地方の主要機關及び實業團體と合作し經濟調査研究の組織化を圖り其の研究結果を政府に建議又は社會に公告して一般の企業増進を企圖すること
  - (ハ)右銀行は各該地方の主要機關の物資購入、貯藏、販賣、運輸或は他機關の委託に應じて協力又はそれを代行する。又生産者に對する償款に關しては諸種の便宜を計り其の生産を維持すること
  - (ニ)右銀行は本省區域内の爲替金融に對して各省銀行との連絡流通等に出来るだけの便宜を計ること
  - (ホ)右銀行は各該地方の農、礦、工、商等の各業體の實情に應じて、其の抗戰上に於ける重要程度に鑑みて特別に若干種の事業を提示、其の主要なる投資對象となし政府、社會相提携して其の發展を圖ること
  - (ヘ)右銀行は各該地方の實情と要求に應じ生産事業に對しては信用貸款をなし工鑛業の工場機械器具製作等の產業に對しては中央、中國、交通、中國農民四行の協力を仰いで長期貸款をなすこと
- 二、幣制信用の維持に關する件
- (イ)各省銀行或は各地方銀行は中央、中國、交通、中國農民四行と協力して小額紙幣の交換を行ふこと

- (ロ)右銀行は中央、中國、交通、中國農民四行の委託を受けて金銀の收納を行ひ、それを四銀行に轉賣して領券現金準備に充當し得、參考の爲め三ヶ月毎に一回報告すること
  - (ハ)右銀行の事務遂行は財政部派員の監督辦理によること
  - (ニ)右銀行は地方金融機構改善辦法に依つて一元券及び補助券領用の者には規定通り取扱ふこと
- 三、業務増進に關する件
- (イ)各省銀行或は各地方銀行は財政部貿易委員會及び中央其の他各機關の委託に應じ物資の購入を行ふこと
  - (ロ)右銀行は物資購入の資金不足の場合は原委託機關の接濟外を除いて自購の部分に付き四行に對し再割引、再擔保を行ふことを得る
  - (ハ)右銀行は節約建國儲金條例案に從ひ財政部の許可を得て建國儲金を實施し得ること
  - (ニ)後方の省銀行或は地方銀行は資金流通の需要に際しては地方金融改善辦法によつて一元券及び補助幣を領用すべく如何なる銀券の發行をも許さず、但し財政部より許可を得たものは此の限りに非ず
  - (ホ)右銀行は自給自足計畫に應じ軍事及び民衆の生産事業に對しては資金融通の方式に從ひ其の平均的な發展を促すこと、例へば糧食多く棉産不足の場合は棉豐の便を計り棉産の増加を圖る

- (ヘ)右銀行は敵方「偽」紙幣の蔓延防止に注意す可きこと
  - (ト)右銀行は積極的に省市縣の會計業務の代理を行ふこと
  - (チ)右銀行は中下級幹部行員を養成して速かに各支店及び辦事所の充實を圖ること
- 四、物資買上方改善に關する件
- (イ)輸出向農工品は總べて貿易委員會委託の省銀行或は地方銀行に代理買上げをなし得る、國內消費の物品は農本局委託省銀行或は地方銀行は代理買上げをなし或は省銀行又は地方銀行自身の處理によることを得る、但し同一區域内の同種物資の買上げは一機關の辦理によるを原則とする
  - (ロ)買上げ機關の便を計る爲め財政部特派員を隨時各省々銀行或は地方銀行本店又は重要取引市場の各支店に特派させること
  - (ハ)買上げ方式は次の三種に分ける
    - (1)委託機關は同省銀行或は地方銀行と合議の上規約を定めて省銀行或は地方銀行と取引をなし其の差額は各省銀行或は地方銀行が負擔する
    - (2)委託機關と代辦の各省銀行は其の價格の騰落に際しては隨時相談し同時に委託機關から手数料を決定する
    - (3)各省銀行或は地方銀行は各自買上の後は貿易委員會及び農本局によつて更に收納され其の價格は双方隨時相談する
  - (ニ)省銀行或は其の委託を受けた場合は迅速なる方法で買上げ

- をなし其の必要資金は委託機關に買上用品を交付し委託機關はそれによつて某省銀行或は地方銀行の小額紙幣に交換する
- (ホ)委託買上げ物品の取引地は省内の最大市場又は交通便利の地區で行ふこと
- (ハ)委託購入の物品の運輸、貯藏、保管等は取引前は受託機關で責任を負ひ取引後は委託機關が之を負ひ双方協力する
- (ト)省銀行或は地方銀行の物産買上げの便を計る爲め各物産の生産狀況、價格の騰落、運輸便の増減、貯藏設備等に關し隨時委託買上機關から報告する、戰區或は其の接近區にあつては其の軍事移動狀況に應じ迅速に委託機關に報告し、其の他消費品の國際市場に於ける價格の騰落など隨時報告すること
- (チ)省銀行或は地方銀行は輸入品の節約宣傳を行ひ國內消費を少くすること
- (リ)右銀行は物資の過去の價格を調査し故意に高騰した物價に對しては嚴重に取締ること
- (ヌ)右銀行は運輸並に貯藏の用具不足の場合は委託機關の設備の協力を得、又地方政府、戰區司令に申請して民間より借用し又は委託機關より財政部を通じ軍事委員會の手によつて其の徵發を得る
- (ル)買上物産貯藏中の保險問題は財政部から中央信託局に委任する
- (ヲ)各省相互の取引に關しては密接な連絡をとり相互に供給物



- 品を報告し事務の圓滑を期す
- (ワ)各省銀行或は地方銀行は各地特産品運輸の便を計る爲め各重要地點に運輸事務所を設け、更に甲省と乙省との間に聯絡事務所を設立する
- (カ)運輸工具の人夫は兵役を免除する
- 五、物價平衡案

(イ)積極方面

(1)當地の主要なる生産品で人民の日常生活に必要なものの價格が過度に騰落する時は各省銀行及び地方銀行は出来るだけ買上げ抵當貸付を行ひ(資金不足の場合は中央、中國、交通、中國農民四行に再割引或は再抵當を要請する事を得)或は其の税金を減減し運輸の便利を給與し、原來の物價指數の維持を標準とする。若し買上げによる物價の上騰を惹起せば廉賣及び其の他平衡工作を行はねばならぬ

(2)物産にして當地の主要生産品であつても日常生活の必需品でない場合其の價格が過度に下落すれば各省銀行及び地方銀行は出来るだけ低利貸付を行ひ、同時に販路不良及び運輸困難の情形を考慮して隣省銀行に向つて販路の開拓、再擔保貸付等を商議すべし、尙ほ價格過度騰貴の場合は其の原因を考查し、若し上騰した物品が他省の農業、工業、手工業等に必要なる原料であるならば該當地の政府が政治的力量を以て之を引下げるやう要請すべし

六、食糧補充案

(イ)各省銀行或は地方銀行は本省の主要食糧の生産、消費、運輸、公路等の情形を隨時調査して中央及び本省或は隣省の管理機關(農本局の如き)に報告すべし

(ロ)各省銀行或は地方銀行は某種の食糧にして本省内に自給自足不可能であり、或は過剰して他省の需要する所のものに對して生産管理機關と合作して資金を貸出し、特に種子、農具耕牛等の如き生産要件の貸付に對し注意を拂ふことを要す

**農民銀行貸付總額** 中國農民銀行は蔣政權より全國農村への貸出處理の命を受けたので、各省に分支行を設立して農村貸出を處理しつつあるが、同行民國二十七年年度の國內貸出總額及び各地の農民合作社貸出總額を示せば次の如くである。

中國農民銀行貸出狀況

- 一、合作社の貸出總額は五一、七三五、四四一・一三元で回收總額は二三、四二六、一〇六・〇四元、繰越額二八、三〇九、三三五・〇九元、合作社数は二四、六七五軒である。
- 二、農業倉庫への貸出額は一、八二〇、五七〇・八七元、回收額一、二六六、八四五・三八元、繰越額五五三、七二五・四九元である。
- 三、農場への貸出額は五五六、四八二・二六元、回收額二八一、二六六・三二三元、繰越額二七五、二一五・九四元である。
- 四、特殊農業の貸出額は一五、二一九、六五八・六三元、回收額七〇〇、三四〇・一九元、繰越額は一四、五一九、二一八・四四元である。
- 五、農民動産抵當貸出繰越額は一、八九一、八二五・一四元、各種合計貸出總計額は七一、二二三、九七八・〇三元、回收額は二五、六七四、五五七・九三元、殘額四三、五四九、四二〇・一〇元である。

**上海支那金融概況** 次に民國二十七年に於ける上海支那側財界

の概況を見るに、事變の打撃により依然活氣を缺き各部門に亘つて頗る萎靡不振を極めてゐた。此の現象は特に金融方面に於て最も如實に現はれ、例へば支那銀行の手形交換にしても民國二十五年の全年度交換總額五十九億八千四百萬元、同二十六年年度の五十八億八千餘萬元に對して二十七年は僅かに二十二億二百餘萬元に過ぎず、又錢莊の手形取立總額も二十五年の百七十七億六千三百餘萬元、同二十六年の百六十七億八千四百餘萬元に對して二十七年は僅かに九十八億六千二百餘萬元に過ぎなかつた。一方蔣政權の内債市價は打續く黨軍の連敗で遂月崩落し、政府筋の買支へで漸く市價を維持してゐる状態であり、又對外爲替相場は法幣の崩壞懸念から三月以來既に四割方低落し、金の現物相場は換物運動の象徴として殆ど二倍高に奔騰した。今これ等を統計によつて示せば次の如くである。

上海の金融概況

- 一、手形交換 上海銀行同業公會附設手形交換所に加盟せる支那銀行の民國二十七年に於ける手形交換額は二十二億六百餘萬元で、前年の五十八億八百餘萬元に比較すると六割方の減減である。之を各月別に見ると十二月の二億六千五百餘萬元が最大額で、二月の八千四百餘萬元が最少額である。二十七年の錢莊の手形取立總額は九十八億六千二百餘萬元で、これ亦二十六年



第二回新支那現勢要覽

の百六十七億八千四百餘萬元より四割方の激減であり、月別では一月の十四億二千餘萬元が最も多く、十月の六億七千四百餘萬元が最も少ない。之を表示せば次の如くである。(單位千元)

年	月	銀行手形 交換金額	取立金額
二十四年	一月	三、七一五、八二八	一三、五七八、八一三
二十四年	二月	五、九八四、三〇九	一七、七六三、三八八
二十四年	三月	五、八〇八、一一八	六、七八四、八二九
二十四年	四月	二、二〇六、四八三	九、八六二、九三四
二十四年	五月	一、六〇、一一三	一、四二〇、二四六
二十四年	六月	八四、七三〇	九二一、五三五
二十四年	七月	一五七、〇〇七	八三六、八一三
二十四年	八月	一三一、一五九	七四〇、八九五
二十四年	九月	一五二、三一八	八〇八、一七八
二十四年	十月	一七五、五〇三	七五三、一七九

年	月	最高	最低	最高	最低	最高	最低
同七月		一八一、〇〇七	一八一、〇〇七	一八一、〇〇七	一八一、〇〇七	一八一、〇〇七	一八一、〇〇七
同八月		二三四、五八八	二三四、五八八	二三四、五八八	二三四、五八八	二三四、五八八	二三四、五八八
同九月		二四五、三七四	二四五、三七四	二四五、三七四	二四五、三七四	二四五、三七四	二四五、三七四
同十月		二四六、〇三五	二四六、〇三五	二四六、〇三五	二四六、〇三五	二四六、〇三五	二四六、〇三五
同十一月		一七三、〇〇〇	一七三、〇〇〇	一七三、〇〇〇	一七三、〇〇〇	一七三、〇〇〇	一七三、〇〇〇
同十二月		二六五、三五八	二六五、三五八	二六五、三五八	二六五、三五八	二六五、三五八	二六五、三五八

統一甲

統一乙

統一丙

統一丁

統一戊

年	月	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
二十四年	一月	九一・一	七四・四	九一・一	七四・四	九一・一	七四・四	九一・一	七四・四
二十四年	二月	九一・三	六三・五	八〇・七	六一・二	八一・五	五三・九	八二・〇	六五・〇
二十四年	三月	八八・二	四四・〇	八六・六	四一・〇	七七・三	五七・六	八二・〇	五七・九
二十四年	四月	六二・一	四二・五	五七・五	三九・五	八四・八	三九・七	五六・四	三七・〇
二十四年	五月	四四・二	四二・五	四一・二	四〇・二	五六・六	三七・七	三九・五	三九・〇
二十四年	六月	四五・〇	四二・七	四二・三	三九・五	三九・八	二九・二	三九・五	三九・〇
二十四年	七月					四〇・二	三七・七	四〇・二	三七・七
二十四年	八月								
二十四年	九月								
二十四年	十月								
二十四年	十一月								
二十四年	十二月								

三、現物相場 法幣の不安人氣は蔣政權躍起の對策も効果薄で、上海に於ける換物化の傾向は事變後日と共に發展し、之が爲め各商品の市價は物資の缺乏と相俟つて驚くべき暴騰振りを見たが、換物化の中でも最も象徴的のものとして金現物の市價は事變勃發當時千四百五十五元見當であつたものが、二十七年六月には二千元臺に奔騰した。之は海外に於ける金相場の騰貴にもよるが、然し此の影響は極めて微々たるものである。上海金現物(毎條重市平十兩、漕平にして八兩半強)の實際取引市價を示せば次の如くである。

年	月	最高	最低	最高	最低	最高	最低
二十四年	一月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九
二十四年	二月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九
二十四年	三月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九
二十四年	四月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九
二十四年	五月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九
二十四年	六月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九
二十四年	七月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九
二十四年	八月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九
二十四年	九月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九
二十四年	十月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九
二十四年	十一月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九
二十四年	十二月	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九	一、二二七	八七九



同十月	二、〇五六	一、九二〇	一七、五〇〇	一九、六三三
同十一月	二、〇六八	一、九七五	一七、七九	一九、九三三
同十二月	二、〇三三	一、九六一	一七、八五	二〇、一三三

(備考) 本表には参考として倫敦金價及び倫敦銀價を掲ぐ。  
倫敦金價は一オンスをベースで示し、倫敦銀價は銀塊相場を示したもので何れも平均である。

通貨金融關係主要法令

尙ほ以上通貨金融關係の主要法令にして前版所掲以外のものを一括掲記すれば次の如くである。

聯合融資委員會の組織並に融資に關する命令(要旨)

(二十六年七月二十八日命令)

一、中央、中國、交通、中國農民の四銀行は各々の漢口、重慶、南京、南昌、廣州、濟南、鄒州、長沙、杭州、寧波、無錫、蕪湖等の銀行間に於て聯合融資委員會を組織して農産物、工場製品、鑛産物並に政府發行の債券類を擔保とする融資及び右を擔保とする金融機關の貸出に對する再融資をなさんとする時は法律によつてなすべし

二、右による擔保物件は次の如し

- イ、農産物は米、麥、雜糧、麥粉、棉花、植物性油、落花生油、麻、大豆、生絲、繭、茶、鹽、砂糖、葉煙草等
- ロ、工場製品は各種金屬金物、綿絲、綿織物、染料、セメント、絹織物、化學原料等

ハ、鑛産物は石油、アンチモニー、マンガソ、鐵、銅、錫等  
ニ、政府發行の債券類

三、擔保の價格計算は夫々の市場に於ける價格の八割五分若しくは融資委員會の査定價格による、また擔保物件の價格の低落に對しては數量の追加を以て補はしめ貸付利息は市場の狀況に應じて融資委員會に於て之を決定し更に貸付金の用途は同會の審査を要す

(註) 二十六年七月二十七日、中央、中國、交通其の他各支那銀行に對して貸出手控へを命ず、二十六年八月六日、中央、中國、交通の三銀行に對して貸付手形割引に對する特別融資委員會の組織を命じ、一方一般支那銀行及び錢莊全部に對して公債の擔保價格を從來の七割より九割に、地券(土地證券)を六割より八割に引上ぐべきを命ず

銀錢業者に對する非常時局救濟補充辦法

(二十七年八月二十一日公布)

第一條 銀錢同業者の發行する約束手形には全部「匯割」の捺印をすること、此の種手形は上海同業匯割としてのみ許可し法律との兌換及び外國爲替の取引に使用するを許さず

第二條 銀錢同業に對する預金者が本年八月十三日以前振出したる約束手形及び小切手も亦同業匯割手形と看做す

第三條 銀行錢莊の各種當座預金は財政部所定の法幣を支拂ひたる以外は商業取引上の需要に對し同業匯割を給付するものとす

第四條 凡て引續き預金をなし或は新たに預金を開始するものに對しては銀行錢莊は法幣或は匯割なる旨明瞭に註記し支拂に際し法幣或は匯割を區別して給付すべし

中央銀行の統制方針變更に關する財政部佈告

(二十七年三月十三日公布)

第一條 三月十四日より外國爲替の賣却は政府所在地たる漢口に於て中央銀行を通じて行はるべし

尙ほ中央銀行は右に關し便を圖る爲め香港に辦事處を設置す  
第二條 銀行にして其の顧客の爲め爲替手形の購入を爲し送金及び其の他通常の市場取引により招來した金額以上に商業的な爲替需要を手當せんとするものは中央銀行本店に申込み又は其の香港辦事處より收得すべきものとす

第三條 右の諸銀行は其の外國爲替處分購入の申請は財政部所定の手續規定に従ひ中央銀行本店又は香港辦事處に對して行ふものとす

第四條 右申請は毎週木曜日午前十時以前に爲さるべし  
中央銀行當局はこれ等申請を考慮せる後翌日(金曜日)午前十時に各申請者に對し通告を發するものとす、若し通告を發すべき日が休日なる時は通告は休日明け迄繰延べらるべし  
第五條 右申請に應じて供給される外國爲替は通告の發せられた當日受渡されるものとす

第六條 中央銀行より外國爲替を賣却された各銀行は收得した爲

替處分に付き中央銀行當局に報告を提出すべし

第七條 右手續規定は財政部佈告の當日より實施す

(註) 民國二十七年四月十二日、上海の中央銀行支店內に上海辦事處を開設した。

節約建國儲金條例(二十七年十二月公布)

第一條 國民政府は國民節約貯蓄を獎勵し建國事業を興す爲め本條例の規定に據り節約建國儲金を實行す

第二條 節約建國儲金は中央、中國、交通、中國農民四銀行及び郵政儲金匯業局(郵便爲替貯金局)に依り其の責任を負ふ外政府も其の安全を保證す

第三條 節約建國儲金額は最低限度一元を要するも預金者は逐次預け入れることを得、但し預金開始の日より三ヶ年を経過せざれば引出すことを得ず

第四條 各銀行及び郵政儲金匯業局は節約建國儲金を一般の業務と混同視すことを得ず、獨立會計を設くべし

第五條 各銀行と郵政儲金匯業局が節約建國儲金を運用する場合其の投資は次の如き事業に限るべし

- 一、國防關係の生産事業
- 二、荒地の開墾、水利の治理、農林牧畜の發展
- 三、工業、鑛業の發展
- 四、交通事業
- 五、生産販賣組合事業



第二回新支那現勢要覽

六、經濟建設と關係ある其の他の事業  
右投資は財政部の認可を要すべし

第六條 (略)

第七條 節約建國備金は外國貨幣を以て預け入れることを得、滿期後外貨の償却をも得、地金銀を以て貯金する場合は財政部の法幣兌換補充辦法と金類法幣兌換辦法に據り手数料の加算を得第八條乃至第十一條 (略)

華僑投資辦法(二十七年九月公布)

一、各地物産及び需要開發の實業現況を僑務委員會より海外各地の華僑に報告參考の資とす  
二、僑務委員會より海外各地の華僑に通知して視察團を組織し各地を案内して投資事業に便宜ならしめる  
三、華僑が投資關係により各種生産及び市場の調査に従事せんとする場合國民政府は之に協便利を與へる  
四、華僑の投資で興した事業に對しては各省政府に通令して其の安全の爲め絶對保障せしめる、華僑の投資事業にして輸入材料は税率を軽減する外運搬輸出の便利を與へる

補助貨幣條例(二十五年一月十一日公布)

第一條 補助貨幣の鑄造は中央造幣廠に專屬し其の發行は専ら中央銀行之を司る

第二條 補助貨幣の種類は左の如く定む

「ニッケル」貨幣三種(二十分ニッケル貨幣)總重量は六グラムと

し成分は純「ニッケル」とす、(十分ニッケル貨幣)總重量を四・五グラムとし成分は純「ニッケル」とす、(五分ニッケル貨幣)總重量を三グラムとし成分は純「ニッケル」とす

銅貨幣二種(一分銅貨幣)總重量を六・五グラムとし成分を銅九五、錫五とす、(半分銅貨幣)總重量を三・五グラムとし成分を銅九五、錫五とす

第三條 補助貨幣は十進法を以て計算し其の法貨一元に對する換算率は左の如く定む

二十分「ニッケル」貨幣五枚、十分「ニッケル」貨幣十枚、五分「ニッケル」貨幣二十枚、一分銅貨幣百枚、半分銅貨幣二百枚

第四條 補助貨幣の形式は財政部より行政院の手を経て國民政府に對し公布方を呈請す

第五條 補助貨幣の授受額は「ニッケル」貨幣は二十元まで銅貨幣は五元迄とす、收税及び中央銀行の兌換は此の制限を適用せず

第六條 從來通用せる銅貨幣は財政部之を回收し改鑄す、但し規定期間内に於ては從前の市價に照して通用することを許す

前項の辦法及び期限は財政部命令を以て之を定む

第七條 補助貨幣の通用久しきに亘り磨損せる場合法定重量の五%を減じたるものは之を中央銀行に對し新貨幣と兌換を要求することを得、但し故意に毀損し或は磨損し重量を減少し形式を改變し流通效力を失へるものは行使及び兌換請求をなすことを得ず

第八條 補助貨幣を偽造し補助貨幣の信用を妨害するものは法により之を處罰す

第九條 本條例は公布の日より施行す

第二次米支通貨協定成立後に於ける法幣發行銀準備に關する國民政府財政部長聲明(二十五年五月十七日發表)

民國二十四年十一月三日新幣制を公布し、政府が積極的に施行して以來過去六箇月半、政府は其の發展強化に力を致して來たが、其の努力の結果として對外爲替は至極安定し、國家經濟及び國民生活に適應せしめ得るに至つた。茲に財政部長は過去の經驗及び國の内外の金融の現況に基いて次の事項を決定し、二十四年十一月三日通貨改革の第二段工作とし、以て金融の安定と法定紙幣の保證とを圖る。

一、政府は法定紙幣の十分なる信用維持の爲め銀準備最低限度を發行總額の百分の二十五とする

二、政府は庶民便利の見地から半元(五十仙)及び一元の銀貨を鑄造し以て硬貨の種類を完成する

三、巨額の資金を得て外國に金及び外國爲替を十分増加用意した

右第一項修正に關する國民政府財政部長公表(二十五年五月十八日發表)

民國二十五年五月十七日の財政部長聲明中の第一項を次の如く訂する

準備率は從來通り六割とし、金銀及び外國爲替を以て之に充てるが、其のうち銀準備は最低の場合法幣發行總額の百分の二十五を限りとする

支那銀行預金引出辦法 蔣政權は民國二十六年八月十五日、

上海開戦による人心動搖、急激なる預金引出に對處する爲め、支那側銀行の要請に基いて非常時期金融安定辦法を公布、翌十六日以後に於ける預金引出に制限を加へたが、此の預金引出制限には支那銀行を保護する目的の外に、資金の海外逃避に因る法幣制度の崩壊を支へんとする意圖が織込まれてゐた。而して一般預金者は少額を除き匯割によるに非ざれば當座其の他の預金引出しを禁止された。其の後二十二ヶ月右の規定を實施して來たが、二十八年六月に至り上海市場に於ける猛烈なる外貨買及び資金逃避が起り、茲に於て蔣政權は之を防止して金融の安定を圖るとの理由を以て同月二十一日午後十二時、上海銀錢兩業公會に對して左の如く預金引出制限辦法を電命して來た。

預金引出制限辦法

查するに最近外貨の買入れは猛烈を極め資金の逃避をなすもの續出する現狀に鑑み、之を防止し以て金融の安定を圖る爲め六月二十二日(一九三九年)以後上海銀錢業の預金支拂は給料支拂を除



き毎週支拂額は五百元以下のものは法幣で支拂ふことを得るが、五百元以上のものに對しては匯割を以て支拂ひ専ら同業者間の振替に用ひる。上海以外の都市では舊法により預金を奥地に移さんとするものは此の制限を適用しない。此の辦法は目下の上海金融を維持する爲めに實施されるもので上海の各業者は十分に遵守することを希望する。

尙ほ右支那銀行に於ける預金引出制限辦法は通貨操作上重要視さるべき左の如き二つの除外例を設けてゐる。

- 一、蔣政權治下の奥地送金に就いては制限令の適用を受けず
- 二、六月二十二日（一九三九年）以後の預金に就いては制限令を適用せず

而して此の第一項は資金を積極的に奥地に引上げしめ以て法幣價値の維持を圖ると共に、西南の奥地開發資金を潤澤ならしめんとするもので、之は蔣政權が最も急ぎつゝある西南開發に對する第三國援助が少くとも蔣政權側の満足すべき程度には行はれてゐないことを物語るものである。次に第二項に就いては前記二十六年八月十六日より實施の非常時期金融定安辦法は同月十三日までの預金に就いて適用され、其の後の預金には適用されなかつた先例と同様のことを取決めたもので此の除外例は先の場合に租界内に商工業が回復し出すと資金實需も起り却つて貯蓄獎勵の役割を果したものである。

然し今回は曩の場合の如き貯蓄獎勵を期待することは全然不可能である。従つて支那人が其の資金及び事業と共に租界を引揚げて奥地に移轉するならば兎も角其の上海の企業設備を引續き利用するとすれば其の經營資金となるべき利潤は總べて外國銀行に預金されることと想像され、既に日本側銀行にもぼつ／＼斯かる支那人の申込みが現れた。更に右の預金引出制限は二十六年八月匯割制或は振替貨幣制が初めて導入されて現金による預金引出が制限された當時、蔣政權は將來の預金に關しては斯かる制限を附せず自由たるべきことを極めて決定的に誓約してゐた。従つて二十二ヶ月の間此の誓約も實行され、各銀行の預金も巨額に達したものであるが、それが今回突如破棄されたこととなる。

又二十六年八月の第一次預金引出制限令の目的は支那銀行を保護して過剰の預金引出を阻止するにあつた。然るに二十八年六月の第二次預金引出制限令の目的は法幣の流通を收縮し以て預金者が引出せる法幣をば外貨獲得の爲めに使用すること、換言すれば資本逃避競争を惹起することを防止するに在つた。これ等兩法令の技術的方面に於て第一次預金引出制限令は政府の保護を必要とせる支那銀行の要請に依つて布告され、第二次預金引出制限令は上海の支那側銀

行の全然關知せざる所で、全く蔣政權の意志に依つて布告された點に差異がある。要するに第一次の布告は支那銀行の保護にあり、第二次の布告は蔣政權の外貨準備の保護である。

斯かる重大な規定を受つた上海銀錢兩業公會は翌二十二日午前二時緊急會議を開き財政部の電命通り處理することを議決、即日實行する旨通告した。即ち通告の内容は「本會會員銀行錢莊は財政部二十一日電文により遵守處理することとなつたが、八・一三以前の預金は安定金融辦法によつて處理する外此の通告によつて處理されることを望む」と云ふにある。而して銀錢兩業同業公會は財政部の命により會員銀行錢莊に通告した外、六月二十二日（二十八年）午前九時兩公會會員及び非會員銀行錢莊を招集して銀行大會を開催したが、同大會に於て預金支拂制限實行後の手續問題に就き討議した後兩公會執行委員會の審査を経て實行するに決定して同十時四十五分散會、引續き同十一時三十分より執行委員聯席會議を招集、右銀行大會より廻附の議案を審査、午後一時散會したが、同會議に於て蔣政權に希望條項の採用方を申請するに決定、其の後右希望條項の内容となる同業資金の調節及び商工業の扶助に就き協議する爲め連日に亘つて銀錢兩公會の聯席會議を開き六月二十六日（二十八年）午

後四時開會の銀錢兩公會の聯席會議に於て次の如き内容より成る市場安定辦法を決定した。

#### 市場安定辦法

- 一、民國二十八年六月三日までの各銀行、錢莊及び其の他金融機關が勘定尻を以て銀行業聯合準備會及び錢業準備庫に預入れた匯割預金は約二千二百萬元であるが、準備會は其の九十五パーセントが法幣に乘換へられることを許可すること
- 二、事項に依り匯割預金を以て乘換へた法幣は民國二十八年七月四日より十二週間に分けて支拂ひを開始するが、各銀行、錢莊は毎週最高其の十二分の一を引出すことを得る、但し各銀行、錢莊の預金殘額が一萬元以下にして、期限を繰上げて預金の引出を要する場合は準備金の嚴重なる調査を得て確實と認められた時は期限前に引出すことを得る
- 三、民國二十八年七月四日より準備會は各銀行、錢莊の同業匯割領用事務の取扱を開始する豫定である爲め各銀行、錢莊は悉く擔保品を提出して準備會に同業匯割の領用を申請することを得る、領用辦法は別に定める
- 四、本辦法は上海市銀錢業同業公會聯席會議の決議を得て之を施行する

右辦法は上海の支那側各銀行錢莊が勘定尻を以て銀行準備會及び錢業準備庫に預入れた同業匯割預金の殘額のみに適用してゐるが、



第二回新支現勢要覽

各銀行錢莊自身の匯割預金及び匯割貸付は從來通り行ひ、同業匯割領用總額は五千萬元と決定した。而して匯割領用に就いては銀錢業同業匯割準備検査委員會は銀行錢莊に、

- 一、主要貨物
- 二、上海に於て正式の市價を有する社債及び株券
- 三、上海租界内にて權益を有する家屋及び土地

等を擔保物として提供せしめ、評價額の七割以内に就き新匯割證を領用することとなつた。即ち銀行聯合準備會から各銀錢業の同業預金に轉收し同時に小切手を發行して支拂の便に供するもので、新匯割所持者は必要なるとき準備會に於て匯割證と引換へ銀行準備會の本票と同様に使用することが出来るのである。此の擔保評價は銀錢兩公會に於て同業匯割準備検査委員會を組織、其の内部を房產科、株證券科、貨物科に分ちて嚴密に評價する。次に聯合準備委員會同業匯割領用辦法、同業匯割準備検査委員會規則、匯割證發行簡則及び民國二十七年八月二十日公布の上海銀錢間振替規則は次の如くである。因にこれ等の諸規定は蔣政權財政部より正式許可を受け民國二十八年七月四日より實施した。

上海銀行業同業公會聯合準備委員會  
同業匯割領用辦法

第一條 本會は上海市銀錢業の資金を調節して商工業の需要に適應せしむる爲め上海市銀錢同業公會の決議に基き各銀行錢莊の同業匯割領用事務を處理す

第二條 本辦法に稱する銀行錢莊は次の如き金融業を含む

- 一、銀行同業公會會員銀行
- 二、其他本會委員銀行、交換銀行、委託交換銀行、預金銀行及び信託銀行
- 三、錢業同業公會の會員錢莊

第三條 同業匯割は財産を以て準備とす

第四條 各銀行錢莊が本辦法第五條の規定により財産を提供すれば本會に向つて同業匯割を領用することを得

第五條 同業匯割領用の擔保品は左の種類に限定す

- 一、主要貨物
- 二、上海市場に正式の市場を有せる社債及び株券
- 三、上海租界内にて權益を有せる家屋及び土地
- 第六條 擔保品の審査及び評價は本會は評價委員會より處理す
- 第七條 擔保品の保管は本會の保管委員會に於て保管す
- 第八條 上海市銀錢兩業同業公會は匯割準備委員會を組織す、其の規則は別に之を定む

第九條 本會は各銀行錢莊の同業匯割領用に對しては擔保品評價額の七十パーセント以上を提供せず、擔保品の市場下落の場合には追擔保を求むることを得

第十條 各銀行錢莊にして本會より同業匯割を領用する場合は本會はそれを各銀行錢莊の當座預金として小切手を發給す

第十一條 本會は同業匯割授受の便利を圖る爲め同業匯割證を發行することを得、其の種類及び發行規程は別に之を定む

第十二條 同業匯割は奥地へ送附して土産品仕入に使用することを得

第十三條 本會の同業匯割領用事務に付ては本會の經理は常務委員と協議して之を辦理す

第十四條 本會同業匯割領用の利率と匯割預金利率は經理が隨時常務委員と協議して之を本會に掲示す

第十五條 各銀行錢莊の匯割預金利息と匯割貸付利息に付ては本會は逐月之を決算す

第十六條 本會は各銀行錢莊の匯割預金狀態に對して必要な場合検査を行ふことを得

第十七條 民國二十六年八月十八日本會規定の同業匯拆放（匯割貸附）暫行辦法は本辦法施行の日より廢止さるべし

第十八條 本辦法は本會常務委員會の決議を経て之を修正することを得

上海市銀錢業同業匯割準備検査委員會規則

第一條 本委員會は上海銀行業同業公會聯合準備委員會は（以下準備會と稱す）同業匯割領用辦法第八條の規定により同業匯割準備の検査事務を處理す

第二條 本委員會は次の如く委員を以て組織す

- (一)上海市商會代表一名
- (二)中央、中國、交通、農民四行聯合代表一名
- (三)外商銀行公會代表一名
- (四)錢業同業公會代表一名
- 銀行業同業公會代表一名

第三條 本委員會は準備會收受各銀行錢莊の同業匯割領用の擔保品に對して毎月少なくとも一回の検査を行ひ其の種類及び數額を公布す

第四條 本委員會は事務處理の關係により準備會の人員の協助を求むることを得

第五條 本委員會の經費は準備會の負擔とす

第六條 本規則は全體委員の決議を経て之を修改することを得

匯割證發行簡則

第一條 本會は上海市銀行業同業公會及び錢業同業公會との聯合會議によつて匯割證を發行す

第二條 匯割證は各銀行、錢莊の本會に提出した財産を以て準備となす

第三條 前項の財産は左記の種類を限度とす

- 一、主要貨物
- 二、上海市場に於て正式の市價を有する有價證券
- 三、上海租界内にて收益ある土地家屋

第四條 匯割證發行總額は財産評價總額七十パーセントを超ゆるを得ず



第五條 匯票の額面は五百元、千元、五千元、一萬元の四種に分つ

第六條 本會は匯票支票の支拂ひに對し振替を除くほか匯票證を以て支拂ひに充つ

第七條 匯票證所有者は證面に字句を書入れ又は圖章を加へることを得ず

第八條 各銀行、錢莊の領用する匯票證が汚損又は破損した時は本會に申請し新證と引換ふるを得

第九條 匯票證は領用銀行錢莊を除くほか紛失支拂停止を申請することを得ず

第十條 本簡則は本會常務委員會の決議により施行し上海市銀行業同業公會及び錢業同業公會に備案を送附する、修正の時も亦同じ

上海銀錢業間振替規則(二十六年八月二十日公布)

一、銀行又は錢莊の振出したる本票(支拂指圖書)には一律に同業匯票なる印を押す、此の種の本票は上海に於ける同業者間の振替にのみ使用し法幣又は外國通貨に引換ふることを得ず

二、銀行又は錢莊の振出したる小切手及び銀行宛又は錢莊宛小切手にして民國二十六年八月十二日以前の日附を有するものは匯票に準じて之を取扱ふ

三、當座預金の引出を希望するものに對しては金融安定辦法により規定限度に至るまで法幣を以て引出に應じ得ることを定めた

るも右規定以上の資金を必要とするものに對しては匯票貨を以て之に應ずることを得、但し此の種の拂戻を受くる者は銀行又は錢莊の商業部に當座預金を有するものに限る

四、新規預金は新たに口座を設定したるものと既存口座に預け入れたるものとを問はず、拂込に用ひられる通貨の如何により之を法幣勘定と匯票勘定とに區別し之が引出は夫々法幣又は匯票貨を以てす

第六節 法幣の轉落

法幣の轉落 事變が長期戦であるのはそれが一面に於て經濟戰であるからである。而して其の經濟戰の重要な一角は通貨戰となつて現はれてゐる。蔣政權は民國二十四年の幣制改革以來國內で買上げた銀を倫敦或は紐育に送つて在外資金となすことによつて所謂法幣の對外價值即ち爲替相場を安定を圖つて來た。然るに事變後支那内地にある銀が漸次退蔵される一方、軍需品の輸入は益々増大した爲め在外資金も從來の如く安固でなくなつた所へ、民國二十七年三月北支に聯銀が出現したので、蔣政權は之が對抗策として外國爲替の無制限賣應じを止め之を中央銀行に集中して統制賣となした。之が爲め爲替相場は下落したのみならず關取引が横行したので、同

同十一月	八・八三九	一五・七四	五三・二七	五六・〇
同十二月	八・三九三	一五・六三	五三・二五	五六・九

年六月中に爲替の統制を強化する各種の法令を頒發したが、更に英米の援助もあつたので、對英一志二片の法定市價を割つた爲替相場は八片豪で兎も角も小康を保つて來たのである。今民國二十七年の上海に於ける對英、對米、對香港、對日各相場の毎月平均値を二十四年度のものと比較して示せば次の如くである。

年月	對英	對米	對香港	對日
二十四年	一七・七六	三六・二六	七五・九四	一一五・二
二十五年	一四・四八	二九・七一	九三・五六	一〇二・三
二十六年	一四・三一	二九・三一	九五・六八	一〇二・〇
二十七年	一〇・四九	二〇・三五	六八・八九	七三・九
同一年	一四・二五	二九・二五	九三・八八	一〇〇・九
同二年	一四・二五	二九・二五	九三・九〇	一〇〇・九
同三月	一三・九	二八・五七	九〇・八〇	九六・五
同四月	一一・九八	二六・九一	八六・八八	九二・九
同五月	一一・三四	二三・四七	七五・六九	八〇・一
同六月	八・九九五	一八・五七	五九・九一	六四・〇
同七月	八・七三九	一八・一七	五八・七五	六三・七
同八月	七・九五二	一六・一九	五二・八五	五六・六
同九月	八・〇八二	一六・二三	五三・七〇	五七・〇
同十月	八・〇七八	一五・九八	五三・六九	五七・〇

法幣安定資金設定 英國政府は皇軍の支那占領地域擴大に伴ひ在支權益擁護の目的を以て、支那金融界に於ける法幣及び磅貨の勢力を飽く迄も維持せんと試み、民國二十八年三月八日サイモン藏相は下院に於て勞働黨議員ベシック・ローレンス氏の質問に答ふる形式を以て「支那法幣の安定を圖る爲め、英支共同出資を以て總額一千萬磅(邦貨約一億七千萬圓)の法幣安定資金を設定することに決定した」旨を言明すると共に、英支協定の内容を發表(本章第二節參照)し、法幣擁護に關する積極的態度を明かにしたが、右に關する英國側の非公式聲明は左の如くである。

英國側の非公式聲明

今回の法幣借款は對蔣援助と云ふよりは寧ろ對支英國貿易の保護を目的としたものと考へてゐる。従つて若し日本側から此の問題に付て申入れがあつた場合にも此の點を指摘して何等日本に對する非友好的措置ではない所以を強調することゝならう。即ち今回の措置は法幣の動搖によつて蒙るべき英國貿易の損害を未然に防止する爲めに採つたもので、日本に對し特に差別的態度に出たといふ譯ではないのである。尤も之が支那に對する好意的中立策の



第二回新支那現勢要覽

範圍内で行はれたことは言ふ迄もなく、政府は今後とも對支擁護の方策を講ずることと思はれる。尙ほ法幣維持の爲めの今回の安定資金は倫敦に設定され、英國の爲替平衡資金と同様の活動を行ふこととならう。

而して本協定に基き香港に設置せらるべき資金管理委員の額觸れは、英國側香上銀行支配人グレイバイン、チャータード銀行支配人ケミツチ、蔣政權財政顧問ロジャース、蔣政權側は中國銀行總理貝祖詒、交通銀行總經理唐壽民の五名である。

尙ほ右英國側の一千萬磅爲替安定資金設定に關して、中國銀行董事長宋子文は左の如き談話を發表した。

爲替安定資金設定に關する宋子文談

中國の法幣は昨年六月より安定を維持してゐる。今次中國、交通兩銀行が英國側香上銀行並に麥加利銀行と協同して安定基金を設定した。之により法幣の基礎は更に鞏固を加へるであらう。昨年三月十二日國府は特殊の狀態に基き政府銀行に爲替統制賣方計の變更を命じたが、之により上海市場に於ける對英爲替は暴落を來し、其の後六ヶ月の間に八片前後となつた。當時中國銀行は法幣の暴落餘りに甚しきを認め、又國民の法幣に對する信用の深きを思ひ、若し軍政當局にして一時的の不利なる情報があらうとも適當なる手段によつて法幣の安定を圖ることは困難でないと思へ

た。此の安定政策は幸にして政府の支持を得、中外同業者の熱心なる協力によつて本銀行は外國爲替安定工作を開始したのであつた。此の工作は豫想に違はず九江、漢口、廣東等相次いで陥落したにも拘らず投機者の威嚇を受けつゝも外國爲替に對しては克く其の平衡を維持し得た。今日の國際收支狀況を見るに實に多數の外國爲替準備金が海外に流出してゐるが、今英支兩國の重要銀行によつて安定基金を得たことは今後の事情に於ける一切の變動に應じ得るものであり、又此の基金は中國銀行が從來運行し來つた數倍の額であるから重慶政府の對外貿易には多大の利益を與へることとならう。

英國政府は前記協定と同時に駐日英國大使クレイギー氏をして、三月八日我が澤田外務次官を訪問せしめ「法幣の安定は在支英國人の企業貿易を經濟的に擁護するにあり何等政治的のものに非ざる」旨釋明する所があつたが、我が外務當局に於ては三月十日情報部長談を以て帝國の見解を左の如く明示すると共に、大藏當局も亦非公式に其の見解を表示する所があつた。

河相情報部長談

蔣介石政權の在外正貨は事變勃發以來次第に減少し、昨年六月末僅か二億五千萬法幣を數へるのみであつた。爾後今日まで八ヶ月を經過してゐる故殆んどそれを使ひ果してゐる事であらう。法

幣にも愈々斷末魔が來たのである。其の證據に最近蔣政權は今日まであれ程克明に犠牲を忍んで支拂つて來た外債元利拂を停止して來たのである。斯やうな次第で法幣の對外相場は一落千丈の危機にあつた。故に茲に英國が愈々一千萬磅の安定資金の設定に乗出して來たのである。支那輿地の法幣は、大略十億法幣前後と推察される。而して蔣政權は現在之を保障すべき正貨も貿易も信用も持合せてゐない。之に對して一千萬磅の安定資金は渴者に與へられた一杯の水とも言ふべく、蔣政權は非常な感謝を以て之を迎へることであらうが、然し之のみの僅少の額では何程の効果もあるまい。且つ又法幣の衰弱は蔣政權の連戦連敗によつて軍事上政治上、殊に經濟上の重要地點と地域とを失つた事實が最も大きな原因をなしてゐる。故に之を回復することが出來ない限り法幣の命脈は盡きるものと見ねばならぬ。従つて一千萬磅の安定資金も瀕死の重傷者にカンフル注射をなすが如きもので、此の問題は敢へて問題とするには當らぬのである。唯問題とすべきは英國政府が法幣強化に乗出した動機が奈邊にありやにある。英政府の對支對策は東亞の舊秩序の回復にある。之は大勢への逆行であり、英國東亞政策の根本的誤謬である。聰明なる英國の政治家は一日も早く此の點に氣付くことを希望する。左様な次第である故英國政府は首相、藏相等の議會答辯の方式により既に今日まで一再ならず蔣政權援助の意向を明かにしてゐるが、本件も亦其の一具現と斷ずる外はない。若しサイモン藏相の言ふが如く支那通貨の安

定が英の對支金融經濟政策上の重大問題であり、支那に於ける英の企業と貿易とに大なる援助を與へることとなるとせば、須く東亞の大勢を洞察して亡びゆく法幣を新興通貨に乗り換へて其の安定に協力すべきである。其の決意だにければ乗り換への圓滑なる方法は自ら見出されるだらうことを確言する。

英國政府としては中支に於ても將來同様の運命に陥ることを懸念し、之を牽制する意味に於て法幣安定の舉に出たものである。

一方中華民國維新政府も亦三月十三日當局談の形式を以て英國政府の對蔣一千萬磅借款に對し、左の如き強硬意見を公表し、授蔣態度を痛撃する所があつた。

中華民國維新政府聲明

蔣政權は妄に抗戰を爲し人民を塗炭の苦しみ陥らしめてゐる。然るに歐米諸國殊に英國は屢々蔣政權に對し物資及び金錢を供與して之を援助してゐる。それは村王の虐政に手助けをするやうなものである。今や蔣政權が崩壊せんとしつゝある際、英國は故意に一千萬磅の借款を供するに至つた。それは蔣政權の生命を延長し戦火を擴大し、中國の和平復活延いては東亞新秩序建設を阻止せんとするものに外ならず、明かに我が民衆に對する敵對行爲であつて、吾人は英國の援蔣政策に對し極端なる憎惡を覺え之に對し強硬なる對策を採るべきを痛感する次第である。

香上銀行遂に外貨賣停止

然るに此の安定資金は五月半頃に



は早くも四百萬磅以上を費ひ果したと云はれ、安定資金増額が云々される一方、中支に華興商業銀行が出現して其の成行が注目されるに至つた。折も折香港上海銀行は六月七日インター・バンクに對する外貨賣を全く停止し實需あるマーチャント筋にのみ八片を以て外貨を賣應する旨發表した結果、安定資金一本で支へられてゐた法幣は俄然大崩落を演じ、密付對英八片四分の一、對米十四弗八分の一なりしものが、翌八日の上海爲替市場に於て遂に對英六片半、對米十二弗八分の一に下落し先行不安を激成するに至つたので、爲替安定資金委員會は同九日ノース・チャイナ・モーニング・ポスト紙を通じて左のステートメントを發表し外貨賣停止の事情を闡明した。

爲替安定資金委員會聲明

周知の如く過去數週間法幣安定資金は急激なる流出なく法幣は依然安定してゐる。然し管理委員會は七日一時法幣援助を停止し、以て法幣相場がより自然な經濟水準に於て安定するを待つこととし又之により支那の入超を防止せんと圖つたのである。世人も記憶する如く一九三八年六月之と全く同様の措置が試みられ、八片の水準が見出されるや元は此處に落付き爾來十二ヶ月間安定を保つてゐる。吾人は今や法幣が新水準を見出し茲に鞏固なる根を下したことを確信する。製品は現在支那國內で自給し得るに至り又全國各地よりの調査報告は今年度農産物の豐作を豫言してゐる。

支那の入超は之により大いに輕減されるであらう。武器其の他必需品購入に當れる政府の外國爲替需要は特別の操作により爲替市場の需給關係には影響せざるやう既に充分の手段が講ぜられてゐる。更に法幣安定資金は最近強化されたのみならず、資金の基礎を擴大せんとする努力が成功を見るに至つたので、基金管理者當局に於て一定相場を維持する實力が毫末も失はれてゐないことは疑問の餘地がない。終りに今般の爲替新水準手段にも拘らず、法幣は其の自由なる變轉性が常に保持せられつゝあるが故、人民の對法幣信用は決して揺ぐことなきを吾人は強調するものである。香上銀行の外貨統制賣り停止乃至法幣の八片四分の一水準放棄に就いては安定資金委員會の聲明あるに拘らず、外間に於ては種々なる觀察が傳へられたが、今其の主なるものを綜合して示せば略ぼ左の通りである。

一、安定資金操作の失敗 法幣安定資金は既に支那側出資額に該當する五百萬磅位賣つてゐると認められ、豫想外に其の損失が大きいことが英國をして八片水準安定方針を再吟味せしむるに至つたものである。當初英國側の考慮して居なかつた點は廣東攻略後の情勢の變化、日本の在華紡の活動であつた。在華紡は法幣資金の範圍内では自由に外貨を取得し得ることとなつた結果、製品を賣つた法幣資金により自由に外棉を輸入して製品を占領地域に賣却した。廣東攻略後は占領地域の治安恢復、經濟

復興に伴ひ、占領地域向の綿絲布の需要は激増し、製品は賣れる原料の心配はないと云ふので在華紡の黃金時代が出現した。

斯うして安定資金が八片四分の一で外貨を無制限に賣ることにより在華紡に外貨を供給して居た結果となつた。而して八片四分の一に維持すれば、それだけ損失は大きいから少しでも下げて輸入單價を上げ、輸出のバランスを或る程度自然に合はせようとしたものであらう。従つて英國側の賣止めに對し租界英字紙は一齊に「安定資金の日本側による濫用防止の爲め」と云ふ見出しをつけた。

二、同一の事情は紡績のみならず華興銀行に就いても其の他の資金に就いても云ひ得る。

三、老獪な英國は自己の出資に係る安定資金の残り分五百萬磅に就いては出来るだけ長く之を使用し得るやう考へたこと。

斯くて法幣相場を暴落のまま放置してゐた香港上海銀行が果して如何なる水準に於て再び統制賣りを開始するか非常に注目されてゐた所、休日控への同月十日午後に至り、九日來對マーチャントの賣レートとしてゐた六片半を以て銀行に對しても無制限に賣應する旨明かにしたが、其の對策は略ぼ左の通りである。

一、法幣管理銀行の爲替賣レートを六片半見當に引下げ自然的に輸入を防護する

一、同時に爲替賣却に當つては輸入商品を限定、日本商社に需要

多い商品は除外する

一、日本の占領地區から法幣を引上げ日本側が法幣を通じて外貨を獲得するのを不可能とする

一方香上銀行の外貨賣停止に伴ひ法幣の大暴落を來すや、蔣政權は人心の動搖を防ぐ爲め、十日財政部スポークスマンをして、

一、法幣の維持は政府の既定政策で最近法幣安定資金管理委員會が爲替相場調整の爲め採つた手段は何等政府の政策變更を意味するものではない。

一、政府は法幣の維持に就いては事變の前後を通じて終始變らぬ。爲替管理實施後公私機關の正當な外國爲替需要に對しては政府が許可し中央銀行が公定相場で賣却してゐる市場に於ける實際相場の間には差異があるのは中國に於てのみ見られる現象ではない。

一、政府は不必要品の輸入を一層抑制すると共に輸出を極力獎勵し同時に外國爲替の使用を節約し以て國內經濟並に抗戰の需要に即應せんと努力してゐる。

この聲明を發表せしむると共に、支那紙を動員して左の如く大童の宣傳に努めた。

一、今回の法幣に對する外貨賣りの停止は國府が主動的に行つたもので、華興銀行券により大量の法幣を吸収し、外貨を獲得せんとしつゝあつた日本側の企圖を阻止するのが其の主なる動機